

令和 7 年第 2 回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6 月 3 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告	18
請願の委員会付託について	20
報告第 1 号の上程、説明、質疑	21
報告第 2 号の上程、説明、質疑	24
報告第 3 号の上程、説明、質疑	25
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39

議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
休会の議決	4 3
散会の宣告	4 4

第 2 号 (6 月 5 日)

議事日程	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
本会議に出席した事務局職員	4 6
説明のための出席者	4 6
開議の宣告	4 7
諸般の報告	4 7
一般質問	4 7
4 番 宮 本 大 裕 議員	4 7
3 番 橋 本 将 議員	6 4
5 番 狛 守 勝 義 議員	7 6
2 番 竹 内 隆 哲 議員	9 9
散会の宣告	1 0 2

第 3 号 (6 月 6 日)

議事日程	1 0 3
出席議員	1 0 4
欠席議員	1 0 4
本会議に出席した事務局職員	1 0 4
説明のための出席者	1 0 4
開議の宣告	1 0 5
諸般の報告	1 0 5
発言の訂正	1 0 5
一般質問	1 0 5
1 0 番 畠 山 美 幸 議員	1 0 5
7 番 藤 野 和 美 議員	1 2 2
9 番 青 柳 賢 治 議員	1 3 6
6 番 小 林 智 議員	1 5 3

散会の宣告	173
-------	-----

第 4 号 (6月9日)

議事日程	175
出席議員	176
欠席議員	176
本会議に出席した事務局職員	176
説明のための出席者	176
開議の宣告	177
諸般の報告	177
一般質問	177
8番 吉本秀二 議員	177
11番 川口浩史 議員	201
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
散会の宣告	226

第 5 号 (6月10日)

議事日程	229
出席議員	230
欠席議員	230
本会議に出席した事務局職員	230
説明のための出席者	230
開議の宣告	233
諸般の報告	233
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	233
日程の追加	234
請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	234
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	243
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	246

発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 8
町長挨拶	2 6 1
議長挨拶	2 6 2
閉会の宣告	2 6 2

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第 2 9 5 号

令和 7 年第 2 回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

嵐山町長 佐 久 間 孝 光

1. 期 日 令和 7 年 6 月 3 日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	1 0 番	畠 山 美 幸 議員
1 1 番	川 口 浩 史 議員	1 2 番	渋谷 登美子 議員
1 3 番	森 一 人 議員		

○不応招議員（なし）

令和7年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

6月3日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
(行政報告 下村教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について
- 日程第 8 報告第 1号 令和6年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 9 報告第 2号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第10 報告第 3号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第11 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 同意第 1号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第24号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議案第25号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議案第26号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議案第27号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議案第28号 嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
岡 野 富 春	税 務 課 長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
馬 橋 透	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
清 水 延 昭	上下水道課長
伊 藤 恵 一 郎	会計管理者兼会計課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長

久	保	哲	也	学校統合推進課長
青	木	正	志	生涯学習課長
中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 青 柳 賢 治 議員

第10番 畠 山 美 幸 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月26日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、萩原総務課長にご出席いただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認2件、諮問1件、人事2件、条例5件、予算1件、計14件ということでございます。このほか委員会提出議案、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日6月3日から10日までの8日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでござ

ざいます。

また、一般質問は、受付順として、6月5日に1番の1番の宮本大裕議員から4番の竹内隆哲議員、6月6日に5番の畠山美幸から8番の小林智議員、6月9日に9番の吉本秀二議員と10番の川口浩史議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月3日から10日までの8日間といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願
います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、報告3件、承
認2件、諮問1件、人事2件、条例5件、予算1件、計14件であります。提出議案一覧表をお手元
に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、委員会提出議案及び議員提出議案も予定され
ております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付
しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきま
したので、ご了承願います。

次に、3月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、
ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和7年5月27日、千代田区の東京国際フォーラムに
おいて、全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に本職が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める
意見書の提出についての件につきましては、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました請願第4号 「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と
人道支援を求める意見書」の提出を求める請願書、陳情第2号 地方消費者行政の維持強化のため

国の財政支援の継続を要望する意見書の採択を求める要請書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇願います。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

さて、本日ここに、令和７年嵐山町議会第２回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提出いたします議案は、報告３件、承認２件、諮問１件、人事２件、条例５件、予算１件、計１４件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和７年２月から令和７年４月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第１２２条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧いただきたいと思います。

なお、今年度の執行体制であります。４月１日現在の職員総数は三役を除きまして１４３名であります。新採用職員につきましては３名、また喫緊の課題に対応するため、埼玉県から課長を派遣していただいております。今後も公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応え、迅速に対応すべく、職員一丸となって様々な課題に取り組んでまいります。

３月から待望の移動販売事業がスタートし、地域の交流の場となっているとのことであります。春休みには小学生の皆さんも買物に来てくれたり、また赤ちゃんを抱えるお母さんは事前に必要なものを電話連絡し、買物に行く手間を省く利用の仕方など、我々が想定していた利用方法以上に上手に活用していただいております。今後も高齢化に伴い移動が困難な住民の方が増えることが予想されますので、引き続き事業を展開し、買物を通じた地域の交流機会の創出と高齢者の外出支援、子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、登壇願います。

〔下村 治教育長登壇〕

○下村 治教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料34ページから41ページをご高覧いただきたいと存じます。

さて、令和7年度が始まり2か月が過ぎました。教育委員会事務局は、本年度から新たに学校統合推進課を新設し、教育総務課、生涯学習課と併せて3課体制といたしました。議員の皆様をはじめ、多くの方々のご理解とご支援の下、ここまでおおむね順調に業務が進んでいると捉えております。改めて御礼を申し上げます。新設課の中心業務となる学校統合は、本年度基本設計を完了し、実施設計へと進む計画でございます。議員の皆様方には、引き続きご指導を賜りたいと存じます。

また、令和7年度は、新たに教育に関する計画の初年度となります。まず、嵐山町教育大綱は、令和7年2月の総合教育会議で策定されました基本理念を「ひとを育み未来を拓く嵐山教育」とし、令和7年度から11年度までの5年間、町の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱となります。

あわせて、第2次嵐山町教育振興基本計画を令和7年4月の教育委員会にて決定いたしました。教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方自治体の教育の振興のための施策に対する基本的な計画となります。策定に当たりましては、町の最上位の計画である第6次嵐山町総合振興計画と、さきに策定された嵐山町教育大綱を踏まえ、また国、県の教育振興基本計画を参酌しながら進めてまいりました。第2次嵐山町教育振興基本計画は、その基本理念を教育大綱に定める「ひとを育み未来を拓く嵐山教育」とし、3つの基本方針の下、8つの目標と目標達成のための22の施策で構成されております。計画の対象期間は、令和7年度から11年度までの5年間となります。なお、嵐山町教育振興基本計画の本体は、本議会中に議員の皆様のお手元に届くよう手配いたしますので、ご高覧いただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、これからの5年間、この計画の下、町の教育をしっかりと進めてまいりたいと思いますので、どうぞご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

〔小林 智総務経済常任委員長登壇〕

○小林 智総務経済常任委員長 委員会報告といたしまして、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。お手元の委員会報告資料に基づいて報告をさせていただきます。

令和7年6月3日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

総務経済常任委員長 小 林 智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「地域交通のあり方について」

「地域産業の活性化への取り組みについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月4日、21日、5月14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

4月4日の委員会について

「地域交通のあり方について」

これまでの調査研究から、交通弱者（高齢者等）への配慮を行い、嵐山町にふさわしいあるべき姿をまとめていくこととした。

○主な意見

- ・町の高齢者外出支援タクシーは、居住地域に関係なく一律の制度である。迎車料金の問題等、地域により格差が生じている。
- ・公平性の解決策として、遠隔地の迎車費用を補てんする制度があったらよい。
- ・滑川町の事例を見ると、デマンド交通は町外への交通手段に向かないという課題もある。

次回の委員会では、高齢者外出支援タクシーの実情と課題について、長寿生きがい課よりヒアリングを行うこととした。

4月21日の委員会について

「地域交通のあり方について」

○長寿生きがい課からの主なヒアリング内容

- ・迎車回送料金は距離にかかわらず1回につき定額500円。予約の場合は別途料金がかかる。
- ・令和6年度利用実績は1,487万円。交付枚数1,138人、そのうち898人（78.9%）が利用。

○質疑応答

(問) 令和7年に補助事業を見直すとしているが、その後はどう考えているか。

(答) 移動販売が3月から始まり、買物に対するニーズはある程度満たされると考える。通院のニーズは、当面利用状況を観察したい。長寿生きがい課、地域支援課、福祉課、健康いきいき課の4課で協議を行う予定である。

(問) 利用者からは枚数を増やしてほしい、タクシーを呼んでも来ない等の声があるが、これらの声を踏まえた上で、タクシー券事業継続の意向はあるか。

(答) 今後の協議ではあるが、ドアツードアで利便性が高く、利用者も慣れているので、ほかの制度に変えるのは難しいと考えている。

今後は、デマンド交通について北本市の事例を調査研究することとした。

5月14日の委員会について

「地域産業の活性化への取り組みについて」

○企業支援課からの主なヒアリング内容

・商工会とのコラボ事業

平成30年に国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づいて商工会が主催する「創業支援セミナー」があり、セミナー受講者が起業した事例がある。町は、新しい事業者を創出していくことに力を入れる目的で後援をしている。

・埼玉版スーパーシティプロジェクトの活用

埼玉県内ほとんどの自治体で取組を始めている事業。プロジェクト推進補助金として3年間事業の50%（上限5,000万円）の補助が受けられる制度である。

○質疑応答

(問) 農協跡地を活用して駅前を活性化できればよい。現状は。

(答) JAが所有している土地のため、情報を持ち合わせていない。

(問) 直売所の後ろが駐車場になっている。農業体験の拠点にすることはできるか。

(答) 建物を建てるのは地域的に難しいと考える。

○主な意見

・駅西口のハード面の整備はある程度進捗した。ソフト面で商工会・観光協会・町がどういう姿勢で取り組んでいくべきか働きかけることが必要。

・駅の乗降客を増やし、駅前を通る人を増やすことが重要。

・乗降客が降りて歩いていくというのは、ウォーカブルなまちづくりにつながる。

・今ある観光拠点を点や線でつないでいくことが必要。

今後は商工会のヒアリングや補助金メニューの情報収集を行い、引き続き調査研究することとした。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） デマンド交通については、北本市の事例を調査研究するというふうになっていましたけれども、北本市はどのような特徴があるのかということを1点。

それから、タクシーなのですけれども、タクシーの事業者、運転手さん自体が高齢化していることについては、嵐山町では高齢化率というか、どのような感じになっているのか伺いたいと思います。

それと、「地域産業の活性化への取り組み」なのですが、答弁が建物を建てるのには地域的には難しいというふうなお答えでしたけれども、それはあそこの地域は別に建物を建ててはいけない地域ではないですね。だから、その理由というのは何で、その地域的に難しいというのはどういう理由なのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、3点になります。

小林総務経済常任委員長。

○小林 智総務経済常任委員長 まず1点目は、北本市の選択理由です。これは、今まで東京都の多摩地区の一市を訪ねて、デマンドタクシー等も見えてまいりました。それから、対照的なところとして、滑川町の現在のデマンド交通についても見てきました。そのほかの新たな特徴として、北本市が、デマンドなのだけでも、固定の有料料金でやって市内循環等、市内循環といいますか、市内をやっているというお話を聞いたので、この実態について改めて視察をさせていただき、今後の提言にまとめていきたいという思いで北本市を選択させていただきました。

2つ目が何でしたっけ。

○森 一人議長 ドライバーの高齢化率です。

○小林 智総務経済常任委員長 ドライバーの高齢化については、タクシー事業者の調査状況について関係課からお話をお聞きしましたけれども、高齢化しているという話はありませんけれども、タクシー事業者がどの程度高齢化しているかという具体的な定数までは聞き取りしておりません。

それから、町の高齢化との関連につきましても、町の高齢化の状況そのものを本委員会の中では特に数字に出して比較検討しているわけではございませんが、タクシー運転手とタクシー事業者のほうから採用不足、採用が困難であると、タクシーの車はあるけれども実際の運行がなかなか、配車、迎車ですね、配車等も難しい状況が来ているというところでタクシー自体が少なくなっているという現状について報告があり、高齢者等についての具体的な定数、人数であるとか高齢化率であるとか、そういうのについては委員会の中では直接数字としてはお伺いはしておりません。

以上です。

○森 一人議長 それともう一点、直売所裏の建物の理由を。

○小林 智総務経済常任委員長 直売所裏について、直売所がありますので、人が集まる一つの拠点だろうという認識で、そういう意見も出ました。ただ、それ以上に、この1点はヒアリングの中ですので、委員会同士の中でも特にそこら辺を突っ込んで意見交換はしておりません。しかしながら、以前にどなたか一般質問の中でも聞いておりましたけれども、道路を挟んで手前が市街化区域で、反対側が市街化調整区域になっていると、それから254号線が通っていますので、沿道サービス等の利用の可能性もありますけれども、当面のところとしてはあの裏の事情が、活用がすぐにはなかなか難しいというお話だったというふうに委員会の中では記憶しております。委員会でこれについて改めて深く検討しているわけではございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農協跡地を活用してというのは、農協跡地というのはあそこですね。

私は市街地だと思っていたので。そのことを言っていたので、ごめんなさい。直売所の後ろとは違いますよね。農協跡地のことを、ごめんなさい。そこは分かりますか。

○森 一人議長 よろしいですか。

○小林 智総務経済常任委員長 農協跡地のことですか。

○12番（渋谷登美子議員） うん。

○小林 智総務経済常任委員長 農協跡地については私も深く、私といいいますか、委員会としても深掘りはまだしておりませんが、一般的な、今回のテーマが活性化でございますから、駅前の西口がきれいに整備された、その先の商店街について、商店街といいいますか、道路沿いについてもやっぱりにぎわいを取り戻すのが委員会のテーマになっておりますので。たまたま農協さんが撤退した、撤退したというのはにぎわいが少なくなるということでもあるわけですから、その跡地の活用というのは自然な発想として委員会の中で出てきていると思います。これについては、いろいろ民地であるということでの課題もありますから、まだまだ委員会の中では深掘りまではいっておりません。今回は、中間報告としてそこまでとさせていただきます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉本文教厚生常任委員長、登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長 ただいま議長からご指名をいただきましたので、文教厚生常任委員長報告をさせていただきます。

令和7年6月3日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

文教厚生常任委員長 吉 本 秀 二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「子どもの権利について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月4日、18日及び5月9日に委員会を開会し、調査研究を行った。

4月4日の委員会について

(1) 子どもの意見表明権に関する条項の検討

子どもの意見表明権に関する条項を議会基本条例に加えるため、委員長案である「第2条第6号 子どもや若者の意見表明を尊重した活動を推進し、町政及び議会活動へ反映させること」を基に内容・挿入箇所の検討を行った。

○主な意見として

- ・子どもの意見を尊重するという意味で第2条がよい。
- ・具体的な内容なので第6条第6項として入れるのがよい。
- ・新たに加えるのではなく、第2条第1～5号の文言修正で対応してはどうか。
- ・活動を「推進し」を「促進し」に変更したほうがよい。
- ・第2条第5号にある「町民」には子どもも含まれるので第3条に追加するのがよい。
- ・「こども基本法にあるこどもや若者の意見表明権を尊重し」とすれば、第5号の「町民」と区別できる。

結論として、「第2条第6号 こども基本法にあるこどもや若者の意見表明権を尊重し、町政や議会活動へ反映させるよう努めること」とする案で意見一致した。

(2) 子どもの権利に関する専門家の後援会開催についての検討

○主な意見

- ・6月定例会以降、基本条例の改正前に開催するのがよい。
- ・議員、執行、保育園、PTA及び民生児童委員などには声をかけたほうがよい。

4月18日の委員会について

福祉課長から「嵐山町こども計画」について、策定の経緯・内容説明を受けた。

○質疑応答

(問) 子どもの意見表明権が一番大切なもの。意見表明権の議題はなかったのか。

(答) 会議において子どもの意見を聞く取組の必要性を説明し、計画策定後は一般にも広く周知をした。

(問) 意見表明はこども権利条約の重要な原則である。難しいから載せなかったのか。

(答) 難しいから載せなかったのではなく、法律で示されている。

(問) メディアリテラシーから子どもを守る教育の議論があったか。

(答) ネット環境が充実し、タブレットやスマホが必須の状況である。教育課程の中では、子ども自身が自分で判断する力を養うような学習を取り入れている。

(問) 子どもの意見表明について、町はどのような方向で進んでいきたいと考えるか。

(答) 計画をつくった課だけが担うものではない。子どもが意見表明できる環境が大事だという理解を各課へ周知し、学校サイドでも教職員の方々がそういった意識を持てるようにしていきたいと考えている。

○主な意見

- ・関係者や行政に関わっている人がこども計画を進めればよいという感覚は、こども計画、こども基本法、子どもの権利の本質ではない。町の全課と関係する施設、教育関係者がそのことを理解するようにしていく。
- ・嵐山町ならではの子どもの育て方を進めるべき。ここにある環境を通して、子どもが一人前に育っていく取組を実現していくことが大切。
- ・議会基本条例に子どもの意見表明権を盛り込めるのは一歩前進。

5月9日の委員会

(1) 議会運営委員会における子どもの意見表明権に関する条項の検討結果について

議会運営委員会では、議会基本条例に加える一部改正について異論はなく、具体的な挿入場所や文言を協議した。その結果、第6条第5項に「議会は、こどもの意見表明権を尊重し、こどもの意見表明の機会の確保に努めるものとする」と加えることになった。

(2) 子どもの権利に関する専門家の講演会開催について

- ・開催日 令和7年7月7日(月曜日) 午後2時から
- ・会場 嵐山町役場 204・205会議室
- ・講師 新島一彦氏、木附千晶氏
- ・受講者 議員、町職員、教育委員、保育園、民生児童委員、PTA、区長に呼びかけ

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでし

た。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、議長よりご指名がございましたので、広報広聴常任委員会の報告をいたします。

令和7年6月3日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

広報広聴常任委員長 藤 野 和 美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月27日、4月3日、10日及び14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

・議会だより198号発行について

令和7年第1回定例会を主な内容として、3月27日入稿、4月3日初校、10日再校、5月1日発行の予定で準備を進めた。

予算特別委員会の審議内容を特集し、主な議案や一般質問、常任委員会・特別委員会報告、1月に開かれたハイスクール議会の内容等で構成した。

表紙は、予算書等を撮影したものとした。

今後もページの適正化に取り組み、全16ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

・地域に出向いての町民との意見交換会について

防災会のエリアごとに、10月から11月にかけて数グループに分かれて出向く方針を5月21日の区長会役員会において提案し了承を得た。先行して試行する案も了承され、2か所において実施していくものとする。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終了いたします。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第6、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

伏守嵐山町立小中学校再編調査特別委員長、登壇願います。

〔伏守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長登壇〕

○伏守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 それでは、報告書に沿いまして報告させていただきますと思います。

令和7年6月3日

嵐山町議会議長 森 一人様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 伏 守 勝 義

所管事務の調査報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「小中学校再編に伴う教育保障・地域振興・財政計画等について」

2 調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月18日、5月2日及び16日に委員会を開会し、調査研究を行った。

4月18日の委員会について

(1) 正副委員長による教育委員会からの聞き取り調査の内容説明及び委員間協議

○聞き取り調査の内容

(問) 特別委員会からの要望について、どのように受け止め、どのような対応をするのか。

(答) 基本的には尊重し、可能な限り反映させる方針。ただし、全ての要望が実現できるとは限らない。できない場合は理由を説明する。

(問) 中学生のスクールバス利用や安全面等に柔軟に対応してほしい。

(答) 継続協議中であり、議論を通して納得のいく着地点を見つけたい。

(問) 通学路について、特別委員会としては危険箇所の洗い出しとして、歩道の状況を実際に歩いて確認したい。大まかなルート案の提示を要望したい。

(答) スクールバス運用の検討終了後に通学路の協議を始める予定で、通学・安全部会での協議

は始まっていない。教育委員会が一方的に決定するものではなく、安全な複数ルートを選択肢を提示するのが主な役割である。

(問) 町民説明会での安全面の要望をどのように受け止め、どのように生かすのか。

(答) 文科省の方針変更(1学級の人数変更)や説明会で寄せられた町民意見を踏まえ、設計の見直しを進めている。特に職員室の位置に関する安全面の意見に対して、当初2階にあった職員室は1階に変更する方向で検討中。

○主な意見

- ・ 今回の統合で一番不平等になるのは通学問題。遠い地区の人は通学時間が長くなる。距離や場所だけで線引きをせず、様々なケースに対応するのが学校の業務と考える。
- ・ スクールバスの予算は2,000万円程度だが、他市町では5,000万円ぐらいかかる例もある。予算の中で収めようとするとは非常に狭いものになり、柔軟な対応ができなくなる。

(2) 今後の進め方について

スクールバスの運行については、今後も協議を継続していく。新校舎建設については視察も視野に入れ、まずはコモンズについて調査研究する。通学路については、教育委員会から素案を出してもらい、その上で自転車通学も含めて検討していくこととした。

5月2日の委員会について

(1) 吉田地区の取扱いについて(中学生のスクールバスの利用)

通学・安全部会で継続協議中の吉田地区の取扱いについて協議を行った。その結果、通学・安全部会の協議が深まってから特別委員会で協議するのではなく、部会での協議と並行して特別委員会でも協議を重ねることとした。

○主な意見

- ・ 中学生は「古里地区がバス、吉田地区は自転車」と一律に決めないで、ある程度のラインを決めておき、個々の案件は学校長の判断に委ねるということによいのでは。
- ・ 境界線の近い家庭からは「同じくらいの距離なのに、どうしてバスに乗れないのか」という不満が出ると思う。6キロではなく4キロ以上で地域を区切り、バスを使えるようにしたほうがよい。

(2) 新校舎建設 コモンズについて

(資料) 武蔵野大学学術機関レポジトリ「新たな教育ニーズに対応した学校建築の在り方について: 武蔵野市学校施設整備計画を事例として」を基に、コモンズについて調査研究した。

5月16日の委員会について

(1) 滑川町立月の輪小学校建設時のことについて

講師として江森不二男氏をお招きし、月の輪小学校建設時の経緯、コモンズ、工夫した点、評価等を伺った。

○主な意見

- ・当時としても今でも、斬新なものを取り入れているので視察を検討したい。
- ・建設、維持管理をPFIで行っており、建てて終了でないのは大事な視点。嵐山町でも検討すべき。
- ・PFI事業で民間の技術を取り入れ、その結果成功していると言える。嵐山町でも教育の特色を生かした設計をしてもらいたい。

(2) スクールバス・通学路について

○主な意見

- ・既に柔軟な対応をとという要望は出している。その上で、越畑・吉田・勝田のバス利用について、直線ではなく実測で見たほうがよい。開校時にバスが足りないのであれば、代替（デマンドタクシー等）を検討したほうがよい。
- ・電動アシスト自転車は、平地であれば充電も十分足りるが、山道だと途中で充電が切れて普通の自転車よりも大変。距離だけでなく地形も考えて検討する必要がある。
- ・予算とのバランスが大事になる。どこまで救っていくか落とし込んでいく必要がある。
- ・無限に財源があるわけではない。自転車を希望する家庭、バスを希望する家庭等を調査する必要がある。遠距離自転車通学者への支援や安全な通学路の確保については、しっかり指摘していかなければならない。

以上、中間報告とします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託について

○森 一人議長 日程第7、請願の件を議題といたします。

本職宛てに提出されました、請願第4号 「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書」の提出を求める請願書については、議会運営委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第4号 「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書」の提出を求める請願書の審査につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号 「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書」の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第8、報告第1号 令和6年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和6年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。令和6年度に繰越明許費を設定した戸籍事務事業ほか10事業、総額2億6,355万3,000円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、報告第1号の細部について説明させていただきます。

裏面の令和6年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。繰越事業につきましては、記載の戸籍事務事業ほか10事業でございます。繰越しの金額につきましては、合計で予算計上額が2億6,894万6,000円、翌年度繰越額が確定額で2億6,355万3,000円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源としまして、国、県支出金9,581万9,000円、地方債1億3,320万円、その他1,931万9,000円及び一般財源1,521万5,000円でございます。

以上、報告第1号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） これ各項目ごとにその事情をご説明をお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、私からは戸籍事務事業についてご説明いたします。

こちらは、令和7年5月26日から戸籍法改正に伴う事業で、本籍が嵐山町にある方へ通知するそ

の通知書の作成の業務になります。通知書の納品が6月となり、補助金の対象事業でありますので、令和6年のほうに予算のほうは補正で上げてあったのですけれども、法務省側も理解を示しまして、予算繰越措置の方法など示されております。

以上になります。

○森 一人議長 続いて、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 民生費、社会福祉費、事業名、物価高騰対応給付金（非課税3万円・こども加算2万円）の支給事業でございます。こちらは、令和7年第1回の定例会の専決の事業として承認をいただきまして、非課税世帯に3万円、それから18歳未満のお子さんがある世帯におかれましては2万円の加算ということで給付を始めます。3万円につきましては、3月の末で支給を始めまして、現在も支給をしているところでございます。その部分につきまして繰越しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 衛生費、保健衛生費、出産・子育て応援給付金事業につきましてご説明させていただきます。

出産・子育て応援給付金、妊娠して5万円、出産して5万円の給付金が令和7年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化されました。それに伴いまして繰越しさせていただくものです。細かい内容につきましては、システム構築改修費が103万4,000円、出産・子育て応援給付金が100万円となっております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、土木費、道路橋りょう費の繰越しについて説明させていただきます。

初めに、道路橋りょう費のうち、道路管理事業でございます。こちらは、駅西口側、県道停車場線の歩道整備に伴う用地確保に向けた測量、分筆の手数料となります。昨年度末に発注している業務について、地権者交渉の関係から今年度に事業を繰越しさせていただき進めるものでございます。

続きまして、道路修繕事業でございます。こちらは、社会資本総合整備交付金、緊急対策の国土強靱化関係の令和6年の1次補正で交付申請をさせていただき、3月の議会にて補正予算審議を決定いただきました町道1―21号の工事請負費の繰越分でございます。

続きまして、幹線道路整備事業でございます。幹線道路整備事業については、物件調査委託料と土地購入費についての繰越しになります。物件調査委託料については、先ほどの道路管理事業の駅西の停車場線の歩道整備に伴う物件調査になります。昨年度末に発注している業務について繰越しをさせていただき、進めているものでございます。土地購入費になりますが、こちらは町道1―23号、

都市計画道路になります。この用地交渉に伴う土地購入費でございます。当初は令和6年度内で完了予定でしたが、位置指定道路などの私道等の用地交渉に期間を要したこと、また一部の地権者により残地についても相談があり、繰越しとさせていただいたものでございます。昨年度に引き続き用地交渉させていただき進めるもので、今現在、交渉中でございます。

続きまして、道路照明灯施設管理事業及び設置事業でございます。昨年度末に出された区長要望等による道路照明灯の修繕工事と新設工事に対応するものとして繰越しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 続きまして、防災対策事業につきましてご説明させていただきます。

こちらは、9月補正で予算のほうお願いをいたしましたB&G財団の資機材整備の繰越しでございます。具体的な内容としましては、ホイールローダーが1台、軽トラックが2台、防災倉庫が1棟、こちら年内に全て発注をいたしましたが、完成や納車がどうしても年度をまたいでしまうということで繰越しのほうさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、教育費、中学校施設改修事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和6年度中の補正予算におきまして、菅谷中学校の空調設備設置工事を発注しておるものでございます。こちらは、工事自体は令和7年度、今年度行いますので、繰越しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、教育費、社会教育費、図書館管理事業についてご説明させていただきます。

図書館の屋外変電施設設備の改修工事となっております。こちら屋外にあるキュービクル屋外変電施設の入替え及びその他耐用年数の経過した部品の入替えでございます。この工事の材料であるトランスが令和6年度より受注生産となりまして、入荷の期間が不明となったため、契約期間を令和6年度末までといたしておりました。実際工事を始めまして、トランスが3月に入荷しないことが分かりまして変更したものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第9、報告第2号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、令和6年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和6年度に設定した配水管布設替工事及び施設関連業務委託の履行期間を延長する必要があるため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第2号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についてご説明申し上げます。

おめくりいただいて、予算繰越計算書を御覧ください。令和6年度に設定しました事業のうちの業務委託及び工事につきましては、いずれも想定以上の期間を要し、年度内での完了が困難であるため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越し、同条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

順次ご説明申し上げます。1件目は、資本的支出建設改良費、事業名が第1浄配水場建設工事積算支援業務委託でございます。予算計上額は1,600万円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、国庫等補助金、企業債、いずれもなく、損益勘定留保資金が1,600万円でございます。不用額はございません。本年度より遠山、平沢地内に建設いたします新浄配水場施設に係る工事費の再積算並びに建設に係る建築確認等、法的な申請、届出を行う事業でございます。各審査機関との調整に時間を要しますため、繰越しを行うものでございます。

2件目が、事業名が配水管布設替工事でございます。予算計上額は1億6,776万9,000円、翌年度繰越額も同額でございます。財源につきましては、企業債が1億6,000万円、損益勘定留保資金が776万9,000円でございます。不用額はありません。この工事は、町道1―14号、国道254号配水管布設替工事と県道菅谷寄居線外町道2路線配水管布設替工事の2工事を合わせた繰越しであります。2路線とも老朽管を耐震管へ入れ替える工事ではありますが、国道及び県道内の管の入替えであり、

慎重を期し、工法の変更や舗装の復旧方法、範囲の協議に時間を要するため、繰越しを行うものでございます。

以上が報告第2号の説明となります。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 新浄配水場の件ですけれども、これによって供用開始の遅れというのは生じることになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

この新浄配水場の建設事業でございますけれども、令和7年度から令和11年度の5年間の事業計画として国のほうから採択を受けております。したがって、本年度から始めて最後、事業が完了するまでに遅れは生じないものと承知しております。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第10、報告第3号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和6年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和6年度に設定した業務委託の履行期間を延長する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第3号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告

についてご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、予算繰越計算書を御覧ください。令和6年度に設定しました事業のうち、業務委託1件につきましては、町の構想見直しを県内全事業体での県構想の見直しと併せて行う必要がありますため、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰り越し、同条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

繰越事業をご説明申し上げます。下水道事業会計3条予算、事業費用の営業費用、事業名が生活排水処理施設整備構想見直し業務委託でございます。予算計上額は728万5,000円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、国庫等補助金、企業債はともになく、損益勘定留保資金が728万5,000円でございます。不用額はございません。この生活排水処理施設整備構想につきましては、県及び町はおおよそ5年ごとに見直しをかけているものでございまして、前回、令和元年の見直しの次の計画を策定するものとなります。町の生活排水処理施設、市街化区域は公共下水道、市街化調整区域は浄化槽、この2種類の現在の整備状況や川など公共用水域の水質改善状況、また人口動向等の社会情勢の変化等を踏まえた上で、今後5年間の生活排水処理整備計画を定めていくものでございます。計画策定に当たりましては、県内全市町村が県の策定した工程・作業マニュアルに基づき同時に行い、最終的には県全体の県構想として一つの計画となりますため、その工程に合わせるため繰越しを行うものでございます。

以上が報告第3号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ただいまの説明を聞いていますと、やりながら見直しをしていくというふうに受け取ったのですが、何か大きな改正点があって、見直し点があって進めていくということではなくて、今後やりながら見直しをするということなのですか。その中で何か大きな見直し点というのがあれば伺いたいと思っていたのですけれども、ちょっとお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

やりながらというか、これは5年に1度、総振と同じようなものでございまして、計画期間中におおむね5年を目安にその計画の見直しを図っていくものでございます。したがって、大きな変化がございません場合は特に行う必要はないものでございます。今回のこの見直しにつきましても、嵐山町につきましては令和6年度までの計画を、次の計画の見直しを令和6年度中に図っていたところでございますけれども、最終的に県が全市町村の計画を吸い上げて県構想としてまとめ上げて、一つの計画としてまとめ上げていくものでございますから、県の指定したマニュアルがござ

いまして、そのマニュアルに沿って、変わったところがないかどうかを確認しながら、最終的には嵐山町の構想として県のほうに提出するものとなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時19分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは承認第2号について細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

それでは、内容についてご説明申し上げます。最初に、公示送達関係でございます。公示送達に関しては、町ホームページに公示事項を表示するとともに、町役場の掲示場または町の庁舎内に設

置したパソコン等の画面に表示したものを閲覧することができるようにするものです。

施行は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる施行の日となっております。関連する条文は、第18条及び第18条の3でございます。

次に、個人住民税関係でございます。大学生年代の子等（19歳以上23歳未満）に関する特別控除に関わる規定の整備でございます。1点目については所得控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するもので、関連条文は第34条の2でございます。

2点目は、特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税確定申告義務に係る規定の整備でございます。関連条文は第36条の2でございます。

3点目は、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に特定親族を追加するもので、関連する条文は第36条の3の2でございます。

4点目は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る提出義務の整備でございます。関連条文は第36条の3の3です。

以上、個人住民税関係の施行期日は、令和8年1月の1日でございます。

次に、資産税関係でございます。1点目は、わがまち特例に関するもので、地方税法の改正による項ずれを条例に反映させたものです。関連条文は、附則第10条の2でございます。

2点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について適用要件の緩和と期限の延長を規定したもので、関連条文は附則第10条の3でございます。

次に、軽自動車税関係でございます。1点目は、総排気量125cc以下で、最高出力4.0キロワット（50cc相当）以下に制御した新基準原付バイクの区分を新設し、軽自動車税種別割の税額を年額2,000円とするものです。関連条文は第82条でございます。

2点目は、減免申請書の記載事項に新基準原付バイクの規定を追加するものです。関連条文は第89条でございます。

3点目は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日に開始されたことに伴いまして、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備を行うものでございまして、関連条文は第90条でございます。

次に、町たばこ税関係でございます。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を規定するものでございまして、紙巻きたばこの間の税の負担差を解消するため、課税方式の適正化の観点から見直すこととしております。

適用期日は令和8年4月1日で、関連条文は附則第16条の2の2でございます。

次に、その他でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による項ずれを条例に反映させたものです。関連条文は、第36条の2、第63条の2及び第89条でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。第2条は公示送達、第3条

は町民税、第4条は固定資産税、第5条は軽自動車税、第6条は町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 個人住民税の関係なのですが、これによる影響額はどのくらいの金額になるのでしょうか。

それと、これ控除ですから、当然税収が減るわけですね。補てんは何かの形でされるのか、お聞きになっていけば伺いたいと思います。

それから、バイクの関係が少し変わるわけですね。税収がね。嵐山町ではどのくらいの台数がこれに当てはまるのか伺いたいと思います。

減免がその次にあるわけですが、どのような減免内容なのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、まず初めに、新しく新設されました特定親族の特別控除の影響額につきましてお答えをさせていただきます。

令和6年度の住民税のデータで試算のほうさせていただきました。まず人数ですけれども、37人で、金額のほうが79万2,000円の減収を見込んでおります。

続きまして、新基準の原付のバイクなのですけれども、今の原付バイクが排気ガスの基準がなかなかクリアができないということで、125ccのバイクの出力を抑えて、まだ出ていないのですけれども、という内容になりますので、その新しく新基準の原付バイクが出ても、これまでのバイクがだんだんなくなっていくわけで、影響額、プラスになるとか、そういったものはないかなというふうに考えております。

続きまして、減免の件ですけれども、こちらで今回規定したものについては身体障害者の減免に関する規定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 住民税、特定親族の関係で、その税収が79万2,000円減るという見通しですよ。この補てんというのは何か形でされるのでしょうか、地方交付税に追加が来るとか。ちょっとお聞きになっていけば伺いたいと思います。

それから、バイクの関係なのですが、この基準に、例えば90ccで、125でもいいのですけれども、馬力が何馬力以内にあれば当てはまるということではないわけなのですか、今までのバイクが。全て新しいものがこの基準になるということなののでしょうか。ちょっとそこだけ確認したいと思いま

す。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、個人住民税のほうの財源の措置というのですか、そちらについてお答えをさせていただきます。

令和7年度の税制改正の大綱を見ますと、この個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものとするというふうにしていますので、財源措置というのですか、そちらはないのかなというふうに認識しております。

続きまして、2点目のバイクですけれども、110ccとかですと最高の出力が今回基準となるものを超えてしまいますので、その50ccを超えた今のバイクでこの基準に該当するものはないのかなというふうに認識しております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 私から1点だけ。

新旧対照表の中の18条です。最初の公示送達の件の最後のところですが、
「又は」以下で、
「公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧」とありますけれども、この電子計算機にデジタルサイネージとかは含むのでしょうか、その辺お聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 まだ具体的なものが分かっていないのですけれども、今議員さんおっしゃったように、デジタルサイネージ等は含まれるものと理解をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 承認第3号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものです。

内容に移りたいと思います。今回の改正は、1点目として、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。1、課税限度額の引上げの表を御覧ください。基礎課税額は現行「65万円」を改正後「66万円」とするもので1万円、後期高齢者支援金等課税額は現行「24万円」を改正後「26万円」とするもので2万円をそれぞれ引き上げるものでございます。介護納付金課税額に関しましては変更はなく、合計で現行「106万円」が改正後「109万円」、引上げ額は3万円となります。

2点目としまして、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すものでございます。2、均等割軽減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの表を御覧ください。5割軽減については、表中の下線部「29万5,000円」を「30万5,000円」に1万円引き上げ、2割軽減については表中の下線

部「54万5,000円」を「56万円」に1万5,000円引き上げるものです。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 課税限度額の引上げによる人数と、この金額になるにはどのくらいの収入があるのかを伺いたいと思います。

それから、国保ですから、一般の会社員というのは、多くの会社員は国保ではありませんので、社会保険ですからね。国保に当てはまる方の平均収入というのはどのぐらいになるのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

それから、均等割の軽減なのですが、5割軽減、2割軽減、軽減額が拡大されるということで、人数を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは最初に、限度額のほうからお答えをさせていただきます。

医療給付分につきましては、現行で34世帯いたのが改正後は33世帯ということで、1世帯限度超過に当たる世帯が減った状況です。

続いて、後期高齢者支援分につきましては、現行で28世帯だったものが21世帯に変わって7世帯、世帯が減りました。介護納付金分については変わっておりません。

続きまして、限度額となる給与収入ということでお答えをさせていただきます。まず、医療給付分については、現行で1,040万7,000円だったものが改正後になりますと1,053万8,000円の給与収入になります。差引きで13万1,000円の差額となっております。

続いて、後期高齢者支援分ですけれども、現行で1,103万4,000円が、改正後につきましては1,180万4,000円で、この差額が77万円となります。

続きまして、国保に入っている方の収入の平均ということでございますけれども、大変申し訳ございません。こちらについては数字を持っていないので、お答えができない状況でございます。すみません。

続きまして、軽減ですけれども、5割軽減につきましては医療給付分が294世帯だったものが300世帯になりまして、6世帯増えた状況でございます。後期高齢者支援金分につきましては同様で294世帯が300世帯、介護納付金分につきましては現行が113世帯だったものが116世帯で3世帯増えている状況でございます。

続きまして、2割軽減ですけれども、こちらについては医療給付分と後期高齢者支援金分は同一でございます。215世帯が222世帯になりまして7世帯増えている状況でございます。介護の納付

金分については、62世帯が63世帯ということで1世帯増えました。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 諮問第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員、竹之下司氏の任期が令和7年9月30日に満了することにつき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

竹之下司氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、同意第1号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町監査委員、堀江國明氏の任期が令和7年7月6日に満了することに伴い、新たに原義彦氏を嵐山町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

原義彦氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員、小澤博氏の任期が令和7年6月28日に満了することに伴い、新たに中西敏雄氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

中西敏雄氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、議案第24号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和6年人事院勧告に準拠して一般職員の給料表を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第24号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、細部について説明させていただきます。

議案第24号は、令和6年人事院勧告に準拠いたしまして改正を行うものでございます。本来ならば12月もしくは3月議会で上程すべきでしたが、改正漏れにより今議会でお願ひするものでございます。遅くなりまして大変申し訳なく思っております。令和6年の人事院勧告は、月例給及びボーナスについて、民間給与との較差を埋めるための引上げ、地域手当、扶養手当等の見直し及び職責重視の給与体系の見直しでした。職責重視の給与体系の見直しについて改正漏れがございましたので、条例の一部を改正するものです。人事院勧告では、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与の改善とし、主査級以上の俸給の最低水準の引上げとして、初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額を引き上げたものでございます。

6ページをお願いします。別表第1、給料表をお開きください。3級から7級の初号近辺の号級をカットして、各級の初号の額を引き上げた給料表となっております。改正前の給料表と比べると、3級については4号級カット、4級については8号級カット、5級についても8号級カット、6級については12号級カット、7級については16号級カットとした給料表となっております。

2ページをお願いします。施行期日ですが、令和7年4月1日から適用するものでございます。号級の切替えについては附則別表のとおりで、旧号級から新号級に変わることにより月例給の額が変わる職員はおりません。

3項ですが、規則への委任を定めたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 3級から7級までだね。どのくらい上がったのか伺いたいと思います。平均で結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 給料表は変わっているのですが、2ページの繰替表で給料が変わった人がおりませんので、給料は変わっていないというか、外部から、民間から役場に例えば課長級で来ますというときには、6級の給料表の1号級が今までよりも高い給料表になっているだけで、今いる職員については給料は全員変わっていない状況です。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、議案第25号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第25号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第25号の細部説明をさせていただきます。

議案第25号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条は、手数料の種類及び金額を規定しておりますが、第2条中の表の手数料の種類(19)の「土地及び建物に関する証明手数料」を「固定資産に関する証明手数料」と改めるものでございます。

第2条第3項につきましては、規定する必要がなくなりましたので、削除するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を標準化に本格稼働する令和7年8月18日とするものでございます。

以上、議案第25号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第18、議案第26号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第26号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件でございます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第26号の細部について説明させていただきます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、地方税等の情報システムを令和7年度末までに全国で標準化することとなっております。これに伴い、住登外者の情報の管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として標準化の仕様に規定されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

議案の裏面、新旧対照表を御覧ください。別表第1は、機関が行う事務に住登外者の情報の管理に関する事務を追加し、別表第2の1から8、全ての特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、議案第27号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。ひとり親家庭等の医療費の支給に当たり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、議案第27号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部をご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、受給者の一部負担の支給実態に合わせ、所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。内容といたしましては、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条では、医療の支給の範囲を「受給者証の交付を受けている者が一部負担金を支払った場合において当該支払額を支給する」と規定しております。

お手元の議案の裏面を御覧ください。新旧対照表になりますが、この条例における一部負担金は、第2条の第6項におきまして「医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額」と規定をしております。今回の提案理由における受給者の一部負担金の支給状況でございますが、現状は入院時の食事療養標準負担額も受給者に対して支給をしておりますので、第2条第6項に規定される入院時食事療養費負担額を条文から削除し、支給実態に合わせるものでございます。

続きまして、附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第20、議案第28号 嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件でございます。再編後の嵐山町立小学校及び中学校の校名を決定することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 それでは、議案第28号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第28号は、嵐山町立小中学校再編基本計画に基づき小中学校を再編整備することに伴い、再編後の小学校及び中学校の校名を決定するため、令和6年条例第21号、嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。令和6年条例第21号は、昨年9月議会にて議決され、令和6年10月3日に公布いたしました。が、条例の施行日を令和11年4月1日としていたため、現時点では未施行の状態になってございます。

議案の裏面を御覧ください。新旧対照表でございます。別表第1は、条例第2条に規定する小学校の名称及び位置であり、統合後の名称を（仮称）嵐山町立統合小学校としておりましたが、正式の名称といたしまして嵐山町立武蔵嵐山小学校とするものでございます。

別表第2は、条例第3条に規定する中学校の名称及び位置であり、統合後の名称を（仮称）嵐山町立統合中学校としておりましたが、正式名称として嵐山町立武蔵嵐山中学校とするものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 学校統合について私反対なのですが、これを認めるということはちょっとできないのですけれども、未施行だという説明があったわけですね。公布の日からでないとなぜいけないのか、支障はどういう点があるのか、ちょっと伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 お答えいたします。

令和6年条例第21号が現在、未施行の状態でございます。本議会にご提案させていただいております本条例は、附則で公布の日からとさせていただいているものでございます。本議会にご提案した条例につきましては、未施行の条例を改定する場合、特段の事情がない限りは公布の日とする決まりとなっておりますので、本条例、本案につきましては附則で公布の日とさせていただいているものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、慣例でこういう条例の開始日を公布の日にしたということなのですか。これ11年にしても別に問題はないのかなって思うのですけれども、問題は何かありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

今現在におきまして、嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、この新旧対照表でございますように、仮称でなっております。これを今回、一部を改正する条例をまた上程したことによって、現段階においてこの未施行の一部を改正する条例をこの段階で変えるというものでございます。なぜ11年ではいけないのかというご指摘ではございますが、現在、この学校において制服の議論であったり、校章の議論であったり、それから校歌の議論を進めているところでございます。こちらにつきましては、統合準備委員会の中で議論を進めてございますが、その中で制服、それから校章及び校歌については学校名というものが非常に大事になると考えてございます。そのために、この設置条例の中の学校の名称を未施行ではあっても令和11年4月から施行する中で、この学校でスタートするという形で現段階で確定をしておくことが制服、それから校章、校歌の選定、策定において重要な意味を持つものと捉えてございますので、現段階で変えることを上程したものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 校名につきまして、この条例が制定されとお聞きする最後の機会になると思いますので、改めてお聞きしますけれども、武蔵嵐山の中で、町の名前の中にも武蔵が入っていない中で、改めて武蔵を頭につけるということになった経緯について簡潔に、最後の機会ですので、お聞かせいただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

武蔵という言葉がついた経緯でございます。まず1点目につきましては、校名につきましては広く町内から、子どもたちも含め募集をしているところでございます。その中で、武蔵嵐山という名前は大変多かったということが1点でございます。

2点目といたしましては、統合準備委員会の中で、たくさん寄せられた約300の中から選ぶ際にも議論をいたしました。その中でも、この嵐山、京都にもございますが、武蔵嵐山というこの地を大事にしたいと、そういう声が幾つもございました。そういった歴史的なこと、そういったことでございます。

その次に、子どもたち、それから町民からも投票もしてございます。その中でも、武蔵嵐山という名前が投票数も非常に多かったと。こういったことから、統合準備委員会の中でもこちらのほうが選定され、そして教育委員会、総合教育会議の中でもこちら武蔵嵐山という地名を選定されて、今回の決定という形に進んだものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 嵐山町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月4日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月4日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時09分)

令和7年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

6月5日（木）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 宮 本 大 裕 議員

第3番議員 橋 本 将 議員

第5番議員 狹 守 勝 義 議員

第2番議員 竹 内 隆 哲 議員

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 論 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
馬 橋 透	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長
中 村 寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 宮 本 大 裕 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号4番、宮本大裕議員。

質問事項1の防犯対策についてです。どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） おはようございます。議席番号4番、宮本大裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、質問事項1、防犯対策についてお伺いをいたします。現在、ガラスを割って住宅へ侵入して金品等を奪う強盗被害が町内で多数発生しています。中には2階で寝ている間に1階を荒らされるという危険な事案もあり、また先月は立川市の小学校で不法侵入・暴行事件が発生するなど、防犯上の心配が増している状況にあると思います。以前、防犯カメラつき自動販売機の設置をしていただきましたが、住民が安心して暮らせる環境を守るため、防犯対策に対する町の考えを改めてお伺いをさせていただきます。

- (1)、強盗被害に対する町の認識。
- (2)、防犯カメラつき自動販売機の状況。
- (3)、防犯に対する町の対応。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

令和6年における本町の窃盗犯88件、8件減、うち住宅侵入窃盗5件、1件減でした。また、小川警察署管内では、窃盗犯214件、18件減、うち住宅侵入窃盗17件、3件減です。しかし、本年に入り本町を含め県全体で住宅侵入窃盗が増加傾向にあります。

続きまして、質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。本町では、昨年7月末、嵐山パトロールセンターに防犯カメラつき自動販売機を1台設置しました。現在までに警察から映像データの提供依頼はありません。担当レベルでは、設置場所が見守りパトロールの拠点であること及び人通りも多いことから、一定の効果はあると考えます。

続きまして、質問事項1の(3)につきましてお答えいたします。本町では、第6次総合振興計画において「安全・安心で活力あるまちづくり」を基本施策の一つに掲げています。引き続き警察、地域及び各種団体と連携し、防犯と交通安全の強化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番(宮本大裕議員) それでは、質問をさせていただきたいと思います。

(1)、この数字を見る限り、去年は減っていく、今年は大分増加傾向にあるということなのですね。例えばこういった情報というのは、警察から何か事件が起こったらすぐに町のほうに連絡があったりするものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

基本的に住宅侵入等を含めて刑法犯で情報提供というのはございません。速やかに情報が提供されるのは、凶器を用いた犯行であったり、そして犯人が逃走している、または不審者が職務質問をして逃走したと、そういった場合に限られます。基本的には防災無線を流してほしいという、そういう依頼以外は情報提供はございません。私が承知している限りでは、令和3年の7月に嵐山小川インター付近で警察が止まっている車に職務質問をして、そしたらそのまま山に逃げてしまったと。そのときに警察から電話がかかってきて、実はこういう事案があったので、すぐ防災無線を流してほしいということで緊急で流して、私たちがパトロールをしてと、そういうこと以外基本的にはご

ざいせん。警察も基本的には緊急以外は流しませんと、そのような形でもお話をいただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番(宮本大裕議員) そうすると、空き巣程度ではなかなか連絡が来ないということなのですね。

こうして何度もしつこく質問させていただくというのは理由がありまして、防犯に関して嵐山町は意識が高いのだぞという一つのアピールとして、こうやって繰り返し質問させていただいていると思ってご理解をいただきたいと思うのですけれども、4月にうちまた入られまして、別な場所なのでも、ガラスをやっぱり割られて、中の引き出しとかが出ていて荒らされているという状況でした。警察に入ってもらったのですけれども、取られているものは何もなかったという状況です。それで、前もそうだったのです。取られたものは一つもなかった。ただ、ガラスが割られているので、それを直すのに数万円かかりますし、今回は防犯カメラをつけました。合計でやっぱり10万円ぐらい出費して、そういった対応をしているのです。うちそんなにあるわけではないのですけれども、どういうわけか続けざまに入られてしまっているのです、この質問をさせていただきました。とにかくこういった犯罪に対して町民がすごく注意をするような形で、何かしらのそういった情報提供というものをしていただけたらと思うのですけれども、ここのところ嵐山町あんしんメール、昨日かおとといあたりにも来て、その前にも1件来て、これ自分が一般質問するから流しているのかって何か思いましたけれども、ただ僕はこのあんしんメールというのは何回も繰り返して、もういい加減にしろよって言われるぐらい流して意識を高めるということもやっぱり一つの方法ではないのかなというふうには思うのです。そういったことというのは可能ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、今空き巣等の被害につきましては大体あんしんメール、防災無線が週に1回、これはもうずっと継続しております。特殊詐欺等含めながら週に1回。今2週間に1遍、町の公式ラインのほうで空き巣の情報を流させていただいています。議員さんお気づきになっているかどうかなのですが、以前は純粹に空き巣の被害が多いですよという形だけだったのですが、今年の大体2月ぐらいに、リンクを張ってありまして、犯罪情報官というリンクのほうを張らせていただきました。その犯罪情報官をクリックしますと、窃盗犯、住宅侵入と非住宅以外の、侵入窃盗につきまして被害届があったものに関しましては、24時間で、前日のものを、昨日どこどこ町大字どこどこで侵入窃盗の、もしくは住宅、非住宅なのですが、被害届が出ましたというのを、それが公表されておりますので、今そちらを見ていただいて、毎日今職員がチェックして、昨日は嵐山で侵入窃盗があった、ないかという形で見させていただいております。2月に警察に、1月に5件侵

入窃盗がありまして、あまりにも多かったので、警察に情報を教えてくださいという話をしたら断られまして、その代わりこの犯罪情報官に毎日の日報が出るからこれを見てくださいって言われまして、今それをリンクで張っているような状態です。あと、町民の皆様の周知としましては、今考えているのが、議員さんのお宅にも回覧で届くと思うのですが、武蔵嵐山駅前交番のミニ広報紙が完成度が実は非常に高い。やっぱり警察作りますので、こちらの完成度が高いので、こちらをもっと皆さんに見ていただくのが、多分一番それがいいのかなと思う。情報がかなり分かりやすく、細かいところまで入っております。今、七郷地区は太郎丸を抜きまして全戸配布という形になっております。中部地区に関しましては回覧という形になっておりまして、鎌形、大根将は実は届いておりません。一応鎌形駐在さんが担当ということもありまして届いてないということなのですが、今度駅前交番さんにお願ひしまして、鎌形、大根将にも配布していただくような形をお願いをしたところなんです。回覧ですので、一回回してしまつたらなかなか見れないので、今考えているのは警察のほうと交渉しましてPDFデータとかでいただけましたら町のホームページにバックナンバーみたいな感じでやったり、あとはラインでリンクを張ったりするのが、と思います。いろいろ警察から来るちょっとしたパンフレットよりは、チラシよりは駅前交番のミニ広報紙が一番出来がいいので、あれが一番いいと思っていますので、何とかそれを、すごく情報量高いし、すばらしい出来なので、皆さんに見ていただくというその努力を何とかして、皆さんにとにかく今、とにかく住宅侵入窃盗が非常に多いので、何とか対応を取りたいと。まず、皆さんに情報をお届けしたいという形で警察の情報、広報紙ですね、使わせていただければと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） いろいろやっていたいように助かります。

では、(2)、防犯カメラつき自動販売機の状況なのですが、売上げのハードルとかそういった規定があったと思うのですが、あれは関係なく、このままずっと設置できるということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、当初の設置のときの一応目安というのが1日10本というふうな形でお話をいただきまして、近隣の市町村等でも1日10本のロケーションというのですか、そういったものが予想されるところに設置しているというふうなお話で進めさせていただきました。嵐山町に関しては最初の1台ということもありますので、まず試行という意味でやりましょうという形で進めさせていただきました。設置につきましては7月の31日に設置を行いまして、データとしましては翌日の8月1日から今年の4月30日までの9か月間、データのほうをキリンさんをお願いしたら

開示のほうしていただきました。一応1日平均が今4.4本ということで、少し寂しいというような話をいただいております。これが今の現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 私もこういうお話をさせていただいて言ったものなので、何となく愛着があつた自動販売機にありまして、買いに行ったり、時間があつたらそういったことをしているのですけれども、実は今日このカメラつき自動販売機の増設とか、例えば今現在ある自動販売機との入替えとか、そういったことが可能なのかなのかということをお聞きしようとしたのですけれども、ちょっとそのハードルも高いということもありまして、私も数件聞いて回っていたりするのですけれども、なかなかそういったことも現実的ではないのかなというのが分かってきました。ただ、これ本当に機能的にはすごく優れたものなので、ぜひ可能であれば増設とか、そういったこともご検討いただければと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

パトロールセンターに設置しました、町が設置をしたという形なのですが、理由としまして、土地が埼玉県警の管理する土地ということで、町が県警と交渉しまして、町が設置者みたいな形で、キリンビバレッジが置くのですが、町が設置者という形でやらせていただいています。町内に例えば埼信の交差点のところにあるポケットパークですとか、花見台ですとか、いろいろ公共施設に自動販売機が、町という意味で嵐丸の絵が描いてある自動販売機があると思うのですが、あちらみんな社協が置いているような形になります。社協の収益事業という形で置いてありまして、町が置いているというのは実質パトロールセンターしかございません。ですので、恐らく社協とも相談をしたので、キリンとも相談したのですが、社協の収益事業として仮にこれからの公共施設に設置をする場合、手数料が多分払えないのではないのかというふうに、社協としては当然手数料がいただければ収益事業になりませんので、町であれば例えば手数料はいいですという話もできるかもしれませんが、社協の設置となると手数料というのが当然、なければ社協としての収益になりませんので、ある程度は当然、10本は本当に売れるようなロケーションではないとなかなか設置は難しいかなというふうに今考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 分かりました。

（3）ですけれども、今ご答弁いただいたとおり、いろいろこれに対して対応していただいていることは分かりましたので、これは大丈夫です。

それで、この間ナイトパトロールに出たときに、ほかの区長さんからちょっと話が出たのですが、ベストの背中の文字がちょっと小さいと。何しているのかよく分からない、だから防犯という形でもっと大きな字でアピールしたらどうかというような話がありました。これ1点ご検討いただければと思います。答弁は必要ありませんので。

それでは、質問事項2に参りたいと思います。質問事項2、不登校児童生徒の対応について。不登校児童生徒への世間の対応や考え方に大きな変化が現れているように感じますが、嵐山町立小中学校の現況と町の対応について伺います。

(1)、不登校児童生徒の現状。

(2)、不登校児童生徒に対する取組。

(3)、保護者、教育機関、民間との連携について。

お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項2の(1)につきましてお答えいたします。

令和6年度において、町内の小中学校の不登校児童生徒の現状は、小学校の不登校は21名、中学校は28名でございます。令和5年度と比較しますと、小学校で5名増加、中学校で8名減少となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。現在、不登校児童生徒に対する支援は、県内でも喫緊の課題の一つとなっており、嵐山町でも令和5年3月に文部科学省から発出された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を念頭に、登校支援及び学びの保障への支援に取り組んでおります。具体的には、①、担任や学校職員等からの電話連絡、家庭訪問による定期的な連絡、②、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)での学習支援、③、さわやか相談員による児童生徒や保護者への教育相談・カウンセリング、④、嵐山町教育相談室における相談活動、⑤、小川町にある広域適応指導教室への通室、⑥、嵐山町子ども家庭支援センターとの連携、⑦、「不登校児童生徒の『出席扱い』に係るガイドライン」に基づくフリースクールに通う児童生徒への対応などでございます。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。保護者への支援につきましては、各中学校にあるさわやか相談室での教育相談やスクールカウンセラーのカウンセリングを行っております。また、嵐山町教育相談室では月に3回程度教育相談日を設けており、教育相談室長の大木剛氏による教育相談を行う体制を整えております。また、児童生徒への学びの保障の場として、小川町の広域適応指導教室と連携し、事情があり学校には通えない児童生徒の学習支援の場を提供しております。また不登校児童生徒の「出席扱い」に係るガイドラインにのっとり、児童生徒からの必要に応じて民間のフリースクール等と対応できるよう体制を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） それでは、（1）です。

ホームページなんかを見ると、全国で34万6,482人不登校の子どもがいるというのがこの現実なのです。11年連続増加、過去最多ということで、今そういう状況であると。学校の対応というのは本当に、私もちょっとそちらのほうから距離ができましたので、よく分からないところがあつてご質問させていただこうと思っておりますけれども、この主な原因というのは、多岐にわたると思いますけれども、そういった原因についての調査、聞き取りというものは、今ご説明をいただいたような相談室の方とか、そういった方々によってある程度理由というのは分かっているものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

不登校の理由につきましては、調査ということでしておるわけではございませんが、学校のほうで相談等の聞き取りから状況を把握している中では、友人関係ですとか親子の関わり方、生活リズムの不調、また不安、抑鬱などの相談が多くなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 学校だけに理由があるわけでは当然ない、家庭もそうですし、いろんな理由があると思いますけれども、これだけ不登校の子どもが増えてきますとそれに対してやはりある程度社会全体で対応していくということも必要になるのかなと考えております。

関連ですので、ちょっと全部一緒にさせていただこうと思っておりますけれども。1から3まで。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） S S R、スペシャルサポートルームに関してちょっとお尋ねをしたいのですけれども、ここには何人ぐらい子どもが関わっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

不登校に関しまして、校内支援センターの設置は町内4校の学校に設置しておるところでございますが、利用している児童生徒につきましては、具体的な数値を申し上げるのは控えさせていただきますが、数名の生徒が利用している状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） そうしましと、それに関わることでできない子どもというのはほかの方法で対応しているということになると思うのですけれども、漏れなくそういった不登校の子どもたちに対しては何らかの対応というのはできているのですか。全くどこにも、今いろいろご説明いただきましたけれども、関わっていない子どもさんというのもいらっしゃるということなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

不登校の児童生徒につきましては、学校でも担任の先生、また校長や教頭、またスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、いろいろな方が関わっておりますが、該当になっている生徒全てに接触できているという状況ではないと思います。そうした中でも、今回、校内支援センター、SSRですが、少しでも学校に来て、教室には入れないけれども、こういった場所があればそこで過ごすことができる、また相談も受けられる、勉強もできる、そうした環境を整えていけるようにしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 私の知り合いで学習塾とかフリースクールとかしている方もいるのですが、ぜひそういった不登校の子どもさんたちに対して協力ができないかというような話をいただいたりしているのです。そのときに、やっぱり何かしら、出席日数のこととか、あとは授業内容とか、そういったことに関してどうしても、一定の基準があるようではございますけれども、そういったことをクリアすればどんな形でか協力を依頼するということは、町としてはそういう考えはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

民間等の施設を利用している児童生徒もおりますが、そういった場合には不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインに照らしまして出席扱いにできるかどうかの判断等をしており、できるだけ児童生徒に不利益が生じないような形を考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 出席扱いができなかった場合、そういう子どもに対しては何かしらの対応みたいなもの、フォローというか、そういうものはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

今フリースクールと、それから今であればメタバースであったり、それから通信添削の会社であったりということで、適切な対応ができている場合におきましては出席扱いにする。これ町でもガイドラインをつくってございますので、実際にその場所に行って校長が確認する。また、私が行って確認したところもございます。しかし、そういったところに行っていない子どものほうが多いのが現状でございます。実際には、先ほど課長から答弁がございましたが、つながりという中でも担任からの連絡だけになっていたり、それから担任との面談もなかなかかなわず、ポストインという形で手紙を送るという形での対応もございます。そういった子どもたちに対しては、つながりをできるだけ持とうという働きかけは続けてございますが、出席扱いに担保すると、そういったものに関しましてはやはり一定のこういった学習をきちっと行っているフリースクールに行っていたり、またはメタバース等であっても学習の記録が報告ができたり、または保護者や本人と会って学習を行っていることが分かったり、さらにはオンライン等でも子どもたちとのやり取りをする中で学習をしているということが分かったときにはもちろん出席対応ということにはございますが、それ以外の子どもに対して出席扱いに対するフォローというのは現実的には難しいところでございます。しかし、でありまして、子どもたちへのやっぱりつながりは常にどんな形かではできるよう働きかけだけは継続して続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 学校になじめないのであれば、協力してくれる町内の学習塾やフリースクール、また教育に携わってこられた方々、そこと町とが積極的に連携を図って、社会全体で子どもを育てる環境をつくるというのがやはりこどもまんなか社会としてはすごく重要なことなのではないかなというふうに思うのです。もしそういった学習塾やフリースクールの方のほうからぜひ協力をさせていただきたいというような話があった場合、そういうところを町としてはこういうところがありますよという紹介みたいなものというのはできるものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁を申し上げます。

今不登校等で悩んでいる子どもたち、それから保護者に対しまして、例えば嵐山町ではこんなところに今行っている子どもがいますよ、それによってきちんとしたカリキュラムをこなしているの、出席扱いにしていることはできていますよという現状をそういった困っている保護者や、それから子どもたちに相談の中でご紹介することは十分に可能かと思っております。ただ、広く一般にこういったところが認めていますよという広い形で広報や宣伝という形は現在のところはまだ考えてございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 学校に行けない、勉強が苦手な子とか、遅れてしまったのもう戻れないって考えているような子なんかもあるのだろうなと思うのですけれども、もちろん義務教育という中で勉強をして進学をするというのが今、日本の教育の流れですから、そういったものというのは当然フォローしていかなければならないわけですが、でもそこで漏れてしまうような子に対してはやはり私は、現在、日本には失ってはならないような伝統的な文化や技術、そういったものはたくさんあるので、これを受け継ぐ後継者の育成とか、そういったことの方向性というものも見いだしてあげることができたらなというふうには思うのです。その中でも農業です。今、米問題とかいろいろありますけれども。命を支える大事な仕事。しかも例えば稲作というのは日本の文化そのもののようなものでありますから、日本の食料自給率の程度とか、担い手不足の現状を考えると、やっぱりこの嵐山の豊かな自然の中で農業の後継者を育成するとか、そういった環境を整備するとか、そういったことというのは、これ以前にもちょっとだけお話をさせていただいたことがありますけれども、そういった方向で人生の方向性とか、そういったものをつくってあげるといってもこれは一つの教育のやり方ではないかなというふうに私は思うのです。この世にやっぱり生を受けた者というのは自分の力でいずれ衣食住というものを確保して、自立した生活をしなければならない。それができるか、できないかということはすごくやっぱり多いと思うのです。さっき防犯の質問もしましたが、やっぱり食えなければ、食うために何かしなければならなくなりますよね。そういうこともやっぱり教育としてはすごく重要なことなのではないかな。これだけ嵐山には農業とかのそういったプロフェッショナルな方々がいるわけですから、そういった方々のご協力もいただいたりしながら、教育の場として考えていただくことはできないかなと思います。最近、大野元議員さんがある場所でそういった不登校の子どもたちを招いて農業をちょっとやろうと思っているというお話を聞いたのです。来るか来ないかはちょっと分からないけれどもという話でした。でも、そういう方がいらっしゃるというのがこの嵐山の現実ですから、そういったところにある程度支援をしていただくとか、そういったこともお願いできたらなと思いますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

農業につきましては、小学校5年生で農業体験がございます。田植えですとか稲刈りを通して農業の大切さを、また農業をしながら米を大切に、食育というようなことも一緒に学んでおります。また、稲作以外ですと、学校ファーム等でいろいろな野菜を作ったりというようなことで、近隣の農家の方に農作物の作り方などを教えていただいて、収穫を見ていて、またそれを学校のイベントの際に販売したりというようなこともしております。農業体験を通していろいろなことを学ぶ

機会というのはございまして、そういった中で先ほど議員さんがおっしゃっていたようないろいろな方にご協力いただきながら、そういう体験の場を設定させていただいているところでございます。

また、農業以外にも子どもたちの自立する力を育てていくことに関しましては、キャリア教育等でいろいろな職業に対しての学びをしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番(宮本大裕議員) そういうふうに答弁するのだらうなってちょっと思っていましたけれども、それは学校に来れる子たちに対してはできることなのですから、学校に来れない子どもたちの将来の一つの道としてそういったことができないのかなというのが私の言わんとしていることなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

議員初めに申しておりました「生きていく」というお話があったと思います。まさに学校教育で今必要なことは生きる力を身につけさせることです。子どもたちがいかに自立をして社会に出て働いて生きていけるか、この基礎を学校教育では学ばなければいけません。しかし、今不登校の問題の中で民間、それから公共の各施設とつながっている子どもたちというのはそれなりに支援ができています。今一番問題なのは、そういったところになかなかつながっていない子ども、実は全国的にもそこが問題になっております。そういった子どもたちにいかに社会とつながりを持つ場所をつくるかということが大事になってございますので、例えば今ご提案があった農業体験であったり、またはほかの体験活動でもそういった子どもたちに体験できる場というものが提供してあげられたり、情報を提供して、もちろん不登校の子ども対象ですので、こちらからこれに行きなさいとか強制は難しいと思います。しかし、そういう場が近くにあるということは学校で、または民間で、または教育機関につながっていない子どもたちも体験の場が増えますので、そういった中ではその子どもたちの生きる力というものが養われる大きなきっかけになると思いますので、ぜひそういうような子どもたちの体験の場所があれば困っている子どもたちにそういう情報はしっかり提供して、少しでも関わりの持てる場面をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番(宮本大裕議員) どうぞよろしくお願いをいたします。人間は、人間となってから500万年の間ほとんど自然環境下で過ごしてきたって、そういう生き物だと言われています。産業革命以降、都市化、人工化が進んだのはごく最近のこと、私たち人間も自然の一部として地球に生かされている、自然環境から離れるとストレスを抱えるようにできているというふうに言われているところも

あります。これも不登校の要因の一つかなと思うのです、自然から離れるということが。ですから、人が病んだときには自然に触れる機会をつくって、自然に帰るというような方向性というものも私は解決の一つの在り方ではないのかなって思っております。こういった流れで3つ目の質問に行きたいと思います。

質問事項3です。嵐山町の豊かな自然を生かした事業と人材育成について。2022年に開催されたCOP15（気候変動枠組条約第15締約国会議）において、ネイチャーポジティブ（自然再興）の方向性が明示され、町では昨年「第2次嵐山町環境基本計画」が策定されました。基本計画には「町民・事業者の意識調査」の結果として、「里山などの自然の豊かさ・空気のきれいさ・自然環境の美しさ」などに対して町民の満足度が高いことが記されております。嵐山の宝であるこの豊かな自然の保護活動と環境資源の活用に関する事業状況について伺います。

（1）、町が重点的に行っている自然保護及び環境資源を活用した事業の内容と成果。

（2）、事業に関わる人材の育成。

（3）、「ネイチャーポジティブ宣言」に対する町の考えです。

○森 一人議長 それでは小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町には23か所の自然保護区域があり、多くの地域のボランティア団体の皆様のご協力により維持管理、保全しております。特に自然の会・オオムラサキの皆様には、オオムラサキの森・蝶の里公園を中心に伐採による樹木更新、下草刈りをはじめ、町内小中学校の環境学習への指導と、モウモウ緑の少年団の皆様には千手堂小千代山、オオムラサキの森・蝶の里公園を中心に同じく伐採による樹木更新、下草刈りをはじめ、町内小学校の環境学習への指導、緑の募金活動、嵐山まつりでの出店、シイタケ駒打ち体験、落ち葉の滑り台等イベントなど、精力的に活動いただいております。中でも環境学習については、子どもたちが地域の身近な自然に触れ、生物多様性について興味、関心を持っていただく機会を提供することで、ひいては将来の自然保護活動の担い手にとの期待を込めて、継続できるよう努めてまいります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。現在、自然の会・オオムラサキは9名の会員、モウモウ緑の少年団は48名の団員の皆様が活動されておりますが、指導者の高齢化が課題となっており、後継者の育成が必要であると認識しております。そのためには、特に若い世代への環境学習、環境教育が大切であると考えておりますので、ボランティアの皆様と連携しながら、さらなる環境学習の機会の提供、積極的な情報発信、環境NPOやボランティア団体への積極的支援を行ってまいります。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。ネイチャーポジティブとは生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せることであり、2050年に自然と共生する社会の実現に向けた第

一步として、利害関係者との実践、協力を表明し、宣言した自治体は全国で20、県内では唯一所沢市が宣言しております。宣言するための条件として、生物多様性に関する計画の策定が必須であり、町の環境基本計画（区域施策編）の見直しを行う令和10年度に生物多様性計画を盛り込んだ上で、ボランティアの人材育成状況を鑑みながら宣言について判断をしたいと考えております。多くの町民が上げている里山など自然の緑の豊かさ、空気のきれいさ、自然環境の美しさといった嵐山町の特色ある財産を次の世代に残していくことは重要であると認識しております。そのためには、今の事業や自然保護団体、ボランティアの皆様への支援を継続しながら、企業及び町民一人一人が生物多様性の保全について興味、関心を持っていただき、そして行動に移していただけるよう情報発信してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 町のこういった活動に関しては私も存じ上げておりまして、本当に懸命にやっつけていただいている方々には感謝をしたいと思っております。

（1）、（2）関連なので、一緒にさせていただきたいと思っておりますけれども、実は昨年7月に埼玉県に設置された有識者第三者委員会が埼玉県指定出資23法人、54事業の在り方について、事業の必要性や実施主体の妥当性、予算執行が適切なのかを検討し、先月25日、4法人に対して廃止を検討すべき、または県関与の廃止を検討すべき報告書を大野知事に提出したということがあります。その4法人のうちに、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が含まれておりました。もう皆さんご存じのとおり、嵐山溪谷で草刈りとか自然保護の活動をしていただいているトラスト協会なのですが、そこが、その理由ですね、保全すべきとされる県内の自然環境の管理を担うも、常勤役職員が1人であり、ボランティアの担い手不足への対応が懸念されることということなのです。今ご答弁にあったとおり、町内でのそういった活動をされている団体でも人材の不足ということがやはり同じように懸念されているという現実があります。実は私もトラストの会員として、嵐山溪谷周辺樹林地の保全活動に参加させていただいております。草刈りをしたり、そういった活動をしているのですけれども、毎週火曜日の作業に参加されている方々の多くはやっぱりご高齢で、大体が熊谷、東松山、鶴ヶ島、川越などから時間をかけてあそこに集まって作業をしているという人がほとんどなのです。嵐山在住の人は2、3人しかいないというのが現状なのです。やはり本来であればトラスト3号地を有する私たち嵐山町民がもっと積極的に保全活動に関わるべきであろうと私は思うのですけれども。それと、やはり前にも一般質問でフィトンチッドの話などをさせていただきましたけれども、心身に及ぼす森林の恩恵というものを考えますと、この嵐山の宝と言える自然の中へいかに町民をはじめ多くの人々をいざなえるか、森林浴効果による心身の健康維持、増進につなげるかというのは、やはりこの自然豊かな嵐山町としてはとても必要なことなのではないかと考えています。結局このトラスト協会に関しましては今までどおり今年度は事業をお願いしますとい

うことになりましたけれども、これからは14、県内にある団体のそれぞれの団体と契約をしますというような形になりそうな話です。ですから、今の状況のままだと、この嵐山のトラスト3号地というのもどうなるか分からないというのが現実的な問題となっております。こういったところに関しては、何か情報が入っているとか、それに対して町とトラストというのはどんな関係なのかちょっとお聞きをしたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

検討委員会からの提言の中で、民間主導で行うべきではないか等の意見が出ていることは承知しておりますが、これを受けて今県とトラスト協会で比較検討を始めたところでございます。町としては、その動向を注視してまいりたいと考えておりますが、しかしながらトラスト3号地につきましては1998年に取得してから今日まで多くのボランティアの皆さんの手によって守られてきた場所であり、嵐山町の大切な財産でもあります。今後もトラスト運動の趣旨である県民が主体となって守っていくべき特別な場所であるとは考えております。議員さん今指摘のあった町とトラスト協会との関係という部分でございますが、現在の関わりとしては、コロナで5年ぐらいはあまり会議等は持たれていなかったのですが、前年度、6年度から年1回の今打合せ会議、それから広報紙にイベントの募集の広報、それからイベントのときの雨が降った場合などの場所の提供、今実際のところ関係としてはそのくらいの状況です。今後はもっと連携、連絡、密にしていかなければならないのかなというふうには感じております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ぜひそれはお願いできたらと思います。

また、この人材の育成ということに関しましては、やはりこういう活動の現状とか、そういったものを周知していただくというのも必要なのかなと思います。ただ、この嵐山の自然の利用ということに関しましては、嵐山町に昔からいる人は近くに緑が、山があつて里山があるというのをこれ当たり前だと思って、なかなかその貴重性というか、そういうものに気づかれていないというか、そういうことをすごく感じたりするのですけれども、実は5月7日水曜日にきたもと森林セラピーツアーというのに参加してきました。これ県内唯一、森林セラピーというものを北本市はやっているのです。これが北本自然観察公園という県の管理しているのかな、みんなで管理する公園だということをやっていますけれども、その公園でそういったものを行っています。この森林セラピーに当たっては、当然森林セラピストというガイドが必ずついて、そのコースの中を約1時間半ぐらいいっしょに歩いて自然を観察したりする。その森林のフィトンチッドとかの恩恵を受けて心身の健康を維持増進するというのが一つの目的としてされているものなのです。私参加して、これ北本市も

頑張っているんですけども、嵐山町の自然というのはやっぱりそれに匹敵する、それ以上の、そういった要素があるものではないのかなというふうにすごく考えています。それで、この森林セラピストの通信教育の講座を私今受講してまして、1年後ぐらいには多分取れるかなと思っているのですけれども、こういったことを活用しながら嵐山町の自然の中に人を導くということ、当然それについては人材の育成というものをしなければならないのですけれども、そういった計画というか、森林セラピーということに関しては情報とかというのはお持ちですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

森林セラピーに関しては、ただの森林浴ではなくて、科学的に裏づけされた森林浴であって、森を楽しみながら心と体の健康維持、増進を図るものであるということは認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） これについては、今日はこういうものがあるというお話だけちょっと伺いをできればなと思っております。

（3）に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） こういった嵐山町の自然の中で生活をするということの幸福感というか、そういうものをやはり町民にもすごく分かっていただけたらというのが私の思いなのですけれども、今現在、第6大量絶滅期というのに入っているのではないかという、そういう話があるのです。過去に5度ほど大量に地球上の生物が絶滅してきた。あの恐竜の絶滅もその一つなのですけれども、その第6回目の大量絶滅期に今入っている。そういう状況なのだということが今言われています。現在の地球は、過去1,000万年間の平均と比べると、10倍から100倍もの速度で生物が絶滅している状況だと。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済、社会、政治、技術、全てにわたる改善を促すこと、そういった目的でこのネイチャーポジティブというものが世界的に持ち上がってきているということがあるのです。やっぱり私たちというのはこの自然の中で生きてきたという過去がありますから、そこから離れるということのリスクということを考えると、やはりその自然再興、元の状態に戻すということですね、そういったことというのはとても大事なことなのかなと思います。答弁の中でこのネイチャーポジティブに関してご説明をいただきましたので、私のほうからは説明をしませんけれども、この宣言は町民の愛する嵐山町の豊かな自然を生かす明確な方向性というものを示すことができるものではないかなと私は考えているのです。それは、先ほどお話をさせていただいた森林セラピーというものを含めて、これを実施することによって今町でやっているラベンダー、これをメディカルハーブとかアロマセラピーとか、そういったことの生かし方というも

のもできる。あと別には、子どもの心身における健全な発育を助ける効果として発達障害や不登校抑止効果、そういったものも期待できるかな。もう一つ、これはちょっとあれなのですけども、自然を大事にする町として、太陽光発電の乱立の抑止とか、そういった理由にも大いになるのではないかなと考えています。これ嵐山溪谷だけではなくて、ちょっと長くなりますけれども、先日、藤野議員にご案内をいただいて吉田の森林の中を歩いてきました。天気もよくて、とてもすがすがしい、すばらしい場所だと思います。だから、森林セラピーとかというものをやるに当たって、あえて何か新しくつくらなければいけないということはまずないと思うのです。今ある嵐山町のそういった財産の中でそういったことが実際に行えるような状況に今嵐山というのはあるのではないかなというのが私の考え方です。

そういったことで、最後に町長にお伺いしたいと思いますけれども、嵐山町は森林セラピーに適した環境が整っているって今ご説明させていただいたとおりなのですが、町が現在取り組んでいるカーボンニュートラル、これと並行して実施することによってより効果的な環境保全活動に発展するということも考えられるのではないかなというふうに私は思います。嵐山こども計画の意見聴取では、嵐山町で好きな場所や紹介したい場所はという質問に対して、子どもがですね、町を流れる川、嵐山溪谷、ラベンダー園、オオムラサキの森、桜並木など、子どもたちが嵐山の自然を好きな場所として人に紹介したい、そういう場所だとして記述がされています。私たちの子孫が安心して生きることのできる未来を守るのは今の私たちですから、ぜひこの「ネイチャーポジティブ宣言」について積極的に取り組んでいただけないか、そういったことを佐久間町長にお伺いしたいと存じます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今宮本議員のほうから本当に熱心に語っていただきまして、話の中でも昨年度の一般質問の中で、フィトンチッドの関係で森林浴効果、そういったものも提案をしていただきました。幾つかその中で嵐山町においても、例えばそのフィトンチッドの関係に関しましては嵐山カントリーさんのほうを使わせていただいて、ランランマーチというのを年に2回実施をさせていただいています。本当にもうあそここのところ歩いているだけで気持ちがいいし、それから精神的にも肉体的にも本当にリフレッシュできる。今吉田地区の話も出ましたし、また吉田地区に限らず、どこ行っても竹やぶの中入ると本当に空気感全く違うのです。こういったところがいろいろなところにある。そういう中で、嵐山町としても例えば嵐山溪谷、これはもう本多静六先生が見いだしていただきましたけれども、あの当時の景色はどうだったのだろうか、そういう文献を調べて、そしてあの当時の景観に戻していこうということで、もう数年前にもみじをもっと植えていこう、こここのところこうだと。もう今まさにご指摘をいただいたネイチャーポジティブ、自然再興というのでしょうか、その方向

性で取組を始めております。

そしてまた、広野二区というところですけども、通称文化村、畠山議員さんがお住まいのところですけども、あそこの方たちの活動もすばらしいのです。金皿山というのを町有にしましたので、そういう中であそこの下草刈りから、それからあとは展望台の整備、もう皆さんがどんどんやってきて、それでその中で収穫祭をやられている。その収穫祭の中には子どもから若い人からもう年配者までみんな集まって、楽しそうに森の中で、森林の中で行っている。もう地域によってはそういう形で実践をしているところもございます。また、嵐山町は何ととっても農業。この農業の役割はとても大切な位置づけだと思います。農業自体の振興においても、今のような自然と、あるいは環境の保全、そういったものに大きくつながっていく。特に秋なんかは北部なんか行くとききれいな穂が実って、その景色見ているだけでもこっちの気持ちが本当に浄化される。そういったようなことがある。これがもうまさに嵐山町だなというふうに思っております。

そういう中で、現実問題として、先ほどご紹介をいただいたトラスト協会が解散をするのではないかなというような、そういうようなニュースも出てきた。これはある意味では、県でやっている事業ですから、県でやっていてもそれだけ費用面においても人員確保においてもできないというのがもう現実問題としてある。嵐山町の町内に目を向ければ、例えば公園、児童公園、都市公園いろいろありますけれども、ここのところの管理すらきちんとしてきているかというとなかなか難しいところもある。かなり改善はされてきました。しかし、まだまだ不十分なところがある。それからあと、お子さんたちが学校に行く通学路、こういうところだってまだまだ問題のところがたくさんあるのです。指摘を受けて、そしてなるべくスピーディーにそれは対応していきますけれども、対症療法的な形の中でどうにかこうにかやっているというようなところ、あるいは通学路だけではなくて道路の歩道に関してもまだまだ行き届かない部分があるというようなことがございます。そういったことを考えると、今後トラストの活動に関しても県のほうでどういうふうに判断をし、そういったことを判断をする中でしっかりと嵐山町として進むべき方向は何なのか、その辺のところは見極めていきたいと思います。もちろん民間企業を雇って、それできちんとその保全をできるような、そういった大きな補助金をいただけるということであるならば、これはもう当然率先してやっていくということになると思いますけれども、そういうことだけではなくて、生活に密着したところであってもなかなかそういうところが不十分であるというようなところもございますので、その辺のところは慎重に見極める中で、しかし今宮本議員が言われたことはもう嵐山町が嵐山町らしく発展をしていく、その点においては絶対に欠くことのできない方向性だと思いますので、そのことをしっかりと念頭に置きながら、また総合的なバランスの中でどういうふうにしていったらいいのかということとは、またできることはどんどん進めてまいりたいと思います。

また、課長のほうからも話がありましたけれども、令和10年度には生物多様性計画、こういったものが、環境基本計画を改定する、そういったこともありますので、そういったときにはしっかりと

と位置づけていく。でも、位置づけていくには今からそういった様々な研究、それからできることはやっていくということが必要だと思いますので、ぜひそういった方向性で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 橋 本 将 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、橋本将議員。

質問事項1、自転車の青切符導入についてです。どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 議長よりご指名いただきましたので、一般質問いたします。議席番号第3番、国民民主党、橋本将、よろしくお願いいたします。

大項目1、自転車の青切符導入について。2026年から導入が予定されている自転車の交通違反に対する青切符制度は、自転車利用者への交通規範意識の向上と事故防止に資する重要な制度と考えます。制度導入に際し、町としての周知・教育・取締り体制への連携などの取組が求められます。以上の観点から、町の対応方針について伺います。

（1）、制度導入により、これまで指導中心であった自転車の交通違反に罰則が科されることへの町の受け止めは。

（2）、自転車利用者への取締りや事故対応について、警察や関係機関との情報共有・協力・連携体制はどのようなになっているか。

（3）、交通インフラ面での整備・安全対策の進捗について。

ア、違反を誘発しやすい道路環境（見通しの悪さ、標識不足など）への対応方針は。

イ、自転車専用レーンや通行区分の明確化などインフラ整備の計画は。

（4）、広報・啓発活動の具体的取組について。

ア、制度の趣旨や具体的な違反例など、町民への周知はどのように進めていくか。

イ、学校や地域団体、PTAなどと連携した交通安全教育強化の考えは。

ウ、ヘルメット着用努力義務となっているが、着用率向上への施策は。

以上、ご答弁お願いいたします。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。初めに、小項目（１）、（２）、（４）、ア、イ、ウについて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。2024年５月24日に公布された改正道路交通法にて、自転車の軽微な交通違反に対する交通反則通告制度、通称青切符、公布後２年以内に施行が導入されます。2026年４月１日を施行予定日とし、警察庁が準備を進めています。本町としては、自転車も自動車と同じ車両であり、基本的な交通ルールを遵守する必要があることから、本制度の導入による社会的な混乱を防ぎつつ、自転車事故の減少や運転マナーの改善が図られることを期待します。

続きまして、質問事項１の（２）につきましてお答えします。現在までに小川警察署及び埼玉県から青切符制度に関する情報提供はありません。現状、警察庁が政令を改正している段階ですので、しかるべきときに周知、啓発、取締りなど、運用方針が示されると考えます。まずは小川警察署の運用方針を確認したいと存じます。

続きまして、質問事項１の（４）のアにつきましてお答えいたします。町民への周知の進め方ですが、質問事項１の（２）でお答えしましたとおり、まずは小川警察署の運用方針を確認したいと存じます。

続いて、イにつきましてお答えいたします。交通安全教育の強化につきましても、まずは小川警察署の運用方針を確認したいと存じます。

続いて、ウにつきましてお答えします。2023年４月に努力義務化された自転車ヘルメットの着用率向上への施策ですが、引き続きターゲットを絞って周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（３）、ア、イについて、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 質問事項１の（３）のアにつきましてお答えいたします。

道路環境は常日頃パトロールを行い、危険な箇所の部分や不具合、修繕の必要な箇所の把握に努めています。また、カーブミラーの設置や道路照明灯の設置、その他道路の不具合については、区長要望により必要に応じて対応させていただいております。自転車の青切符導入による道路環境整備については、特別なことを行うことは現在考えておりませんが、警察から道路環境への何らかの対応要請があればそのときに検討させていただきたいと考えています。

続きまして、質問事項の１の（３）のイにつきましてお答えいたします。現在、嵐山町内に国県道を含めて自転車専用レーンはございません。自転車の通行位置を明確にし、自動車や歩行者と安全な距離を確保することで交通安全の推進につながることは認識しておりますが、現在の町道の道

路形態からすると、そのような整備が可能な場所はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） （1）、（2）につきましては、町の考え方と現状を確認しただけなので、（3）から質問させていただきたいと思います。

現在、自転車専用レーンはないということですが、杉山地区、玉ノ岡中学校周辺に自転車走行可能な歩道があると認識しています。それは間違いないでしょうか。

○森 一人議長 橋本議員に確認します。

（3）は全部一括でよろしいですか。自動車専用レーンは。

○3番（橋本 将議員） はい。アとイ。

○森 一人議長 一緒に。

○3番（橋本 将議員） はい、一緒に。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

自動車の歩道につきまして、道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。ただし、自転車が歩道を通行することができる場合があります。これは、歩道に自転車歩道通行可の標識等があるときになります。町では、自転車歩道通行可の標識の設置がされている場所は、平沢地区の区画整理事業で整備した都市計画道路、それから花見台工業団地内の道路、またこの役場の東側の下の道路で、志賀二区団地から杉山公民館へ抜ける道路などにあります。県道では、深谷嵐山線などで標識が確認できる場所がございます。いずれも具体的な設置路線の場所は把握ができておりませんが、町の路線については平成1桁台に整備した路線で、当時比較的交通量の多い道路、大型車が通る道路などで車道と歩道が平たんに整備された路線について、警察との交通協議を行った結果、自歩道という形で設置されたものと思われます。その後、平成20年に施行されました改正道路交通法、普通自動車の歩道通行に関する規定により、普通自転車の歩道通行可の要件が明確化されましたので、要件に沿った整備がされてきているようでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） この嵐山町も自転車通行可の標識があれば通行可能ということだということとは分かりました。それに関してちょっと曖昧だったのが、いつからか分からないということと、あと警察と協議してとあったのですが、これは恐らく町の道路状況とかが警察が把握しているよりかは、当時町からこの道路を自転車通行させてくれませんかというのが筋だと思うのですけれど

も、その点もう一回確認してもよろしいでしょうか。要は町からこの道路は自転車が行き通してもいいですかというふうに警察に持ちかけたのか、警察からここは多いからいいですよとなったのか、ちょっと確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちら平成の1桁台に道路整備をさせていただいたということで、新たな、新規な道路整備を行ったという路線に今この標識がついているものと思われます。ですので、その道路整備のときに道路構造令にのっとった道路形態で、その当時に歩道と道路、車道との境を平らにして通行できるような状態になった。いわゆる歩道が上に一段上がっている状態ではなくて平らになった状態で、自転車走行もスムーズにいくような、そういう路線について整備されておりますので、そのときに歩道、交通量も含めて、大型車が通る花見台工業団地ですとか、それから町の動脈を担う都市計画道路、こちらのほうの交通量を考え、その中で車道の中を自転車が通行するのは大変危険なのではないかという多分判断があったと思います。その中で、警察に町のほうからこういったところは歩道の中を自転車のほうが通行できないかということで協議して、現在、自歩道という形で標識をつけさせていただいて対応しているところだと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 新しい道路を造るときにそういう協議があったという答弁で認識します。

でも、とはいえこの嵐山町、学校を新しくすることによってかなり動線が変わってくると思います。

そういったことを鑑みて、今後危なくなるであろうと予想される場所に対して、その自転車通行可の標識を警察にお願いするとか町から要請することは可能ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

例外的に歩道を通行できる条件は、道路交通法の第63条の4第1項に定められております。自転車歩道通行可の標識の設置を検討する場合、道路整備が先ほどおっしゃられたとおり新たに行われる場合には、交通担当課である地域支援課と相談させていただき、警察協議の中で決定させていただき設置するものでございます。既存の道路につきましては、地域支援課にて県道であれば県と相談し、交通協議を行い、町道であれば地域支援課より警察協議を行うものとなります。

以上でございます。

○森 一人議長 重ねて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

これから学校の再編がありまして、例えばむさし台ですとか志賀の方々はもしかしたら自転車で菅谷中学校に行ったりとかして、通学路が変わってくるのかなと思っております。今深谷嵐山線に関しましては、通学路だから自転車と歩道が一緒になっているというような形で私ども認識しております。具体的なタイミングまでは承知はしていないのですが、七郷でしたら新沼というところから多分七郷小学校の下の辺までの歩道が自転車と歩道で一緒になったのかなと思っております。昔歩道がございませんでしたので、私どもの頃は歩道なしでしたので、一般論ですと歩道を造ったときに当然町から、通学路だし、当然七郷中学校、もう玉ノ岡中学校に通う以上自転車で通るので、歩道でも自転車可にしてほしいという形で町をお願いをして、恐らく歩道の整備に合わせて行ったものだと思っております。学校の再編におきまして、この前、狛守議員さんから委員会の報告がありましたけれども、まだ通学路について協議をしていないという話でした。ですので、通学路がある程度決まった段階で、ここの歩道は自転車も通るから一緒にしてほしい、通れるようにしてほしいという要望が多分いろいろ上がってくるのだらうと地域支援課では思っております。そのときは当然小川警察署にまず相談に行って、道路管理者である当然まちづくりですとか県土整備と一緒に基本的にはお願いに行って、現場で立ち会って、そうすると多分ここはこうしてください、ここはああしてくださいという話になって、その次は県警の本部、埼玉県警の規制係が実際現場に来て見て、ここはこうしてもらわなければできませんよとかという形になって、あとは町がそれが整備ができるかという形になろうかと思えます。基本的には規制になりますので、多分公安委員会を通して告示をしてつてなりますから、結構ハードルは高いと思っております。ですので、ある程度通学路が決まった段階で地域支援課のほうで、最終的には地域支援課で警察に要望を出していく、当然関係者がみんな立ち会って、恐らくそれなりのことを、これをしてもらえなければできません、町としてのめますかみたいな形で、最終的にできとなれば警察も動いていただけるのかなというふうに思っております。基本的には自転車が多いところ、もしくは通学路と、多分この2つではないとなかなかできないと思っておりますので、恐らくどこかのタイミングで通学路がある程度決まった段階では一気にそういう動きがなっていくのかなと今は考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 町のほうでもいろいろ将来的なことを対策考えていただいて、非常に心強いと思っております。私のほうも少し調べまして、標識を立てる、ルールを変えるというのはちょっとハードルがやはり高いのかなと認識しております。

その中で、113種類の違反行為がある中に歩道通行義務違反というのがありまして、自転車の、軽車両ですね、その定義が「歩道を通行する際に徐行しない場合、又は歩行者優先を守らない行為」とあるのです。ということは、徐行して歩行者に迷惑をかけなければ自転車は歩道を通ってもいいのかなと解釈もできるのです。それどうかなと思って、昨日、駅前の交番にちょっと聞きに行きま

した、交通安全委員さんに。そうすると、いやいや、そういうわけでないよと。先ほどおっしゃったように、車両が多くて車道を通るのが危ない、危険な場合に歩道を通ってもいいというのが例外的にあると。その場合に、スピード出してはいけません、歩行者を優先してくださいということで。なので、ということは通学とかに関してわざわざ標識をつけなくてもいけるのではないかなというふうな解釈もできなくはないかと思うのです。それに対してはちょっとどうでしょう。これ教育のお話になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今はどちらかというと指導という形になっておりまして、私どもも七郷駐在さんに一度相談に行ったことがございました。その駐在さんの考え方ですと、基本的に歩道に誰も歩いていないときはやっぱり安全性を考えて自転車を通るということは、それはもうやむを得ないだろうというふうにお話をしていました。ただ、人がいた場合は歩道から出るか、基本的には降りて転がすというのですか、そういったことをしてもらわないとやっぱり指導になると。絶対駄目なのは、自転車の方がよける。もうこれはアウトだってはっきり言われました。ですので、この辺、来年の4月に青切符が施行されて、基本的には警察の方針を見ると今の継続をするということで、悪質なもの、危険なものは青切符を切りますと。罰金になるけれども、そうではないもの、基本的には危険性のないものとか注意で済むものに関しましては今のとおり指導、警告でいくというふうに、それが警察の方針で出ていますので、あとは小川警察に確認して、本当にどのラインで、厳格にどこまでやるのかというのを確認をさせていただきたいと思います。そうでないと多分、結構社会的な混乱は出るのだろうなというふうに。今SNSの時代ですから、今日歩道を走っていたら捕まったとかという方もネットで出てきますので、ちょっと私たちもその辺が、どこのレベルまで厳格にやるのかは確認をしたいと思いますし、その辺もだから周知の仕方間違えてしまうと怖いなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） それでは、（4）番に移ります。

（4）番、アから、ア、イ、ウ関連あるので一気に質問したいと思うのですが、その前に、私もちょっと青切符に対してまとめてきたので、少しまとめたものを発表というか、読ませてもらった上で再質問したいと思います。自転車の青切符制度とは。その背景。近年、自転車利用者による重大事故が社会問題となっています。特にスマートフォンを見ながらのながら運転、信号無視、逆走といった危険行為による事故が後を絶たず、歩行者が死亡するケースも発生しています。こうした背景を受けて、政府は2024年5月、道路交通法を改正し、自転車利用者にも青切符による反則金制度を適用するようにする方針を固めました。これは、これまでの赤切符、自転車にも赤切符ありま

した。前科がつく刑事処分です。それよりも現実的かつ迅速な対応が可能となる制度で、2026年4月1日から施行が見込まれています。主な違反对象、違反と罰則金、ちょっと一部ですけれども、まずながらスマホ、これ1万2,000円の罰金になります。あとは2人乗り、これも罰金です。傘差し運転、これ罰金5,000円です。これもかと思ったのがイヤホン、ヘッドホン、これも罰金5,000円です。これだけ見るとかなり厳しいかなとは思いますが、青切符制度の狙いとしては、刑事罰ではなくて、やはり教育的、抑止的な効果を重視しているのではないかと思います。違反を放置せずに適切な責任を負うことで、特に高校生以上の若年層に対して安全意識を高める契機として活用が想定されており、交通安全教育の見直しも求められています。これによって現場への影響はどうかという予想をすると、中高生に対する交通安全教育の強化、保護者への制度周知と家庭でのルールづくり、自転車通学の可否やルート見直し、地域の見守り活動や通学路整備との連携というものが求められるのではないかと思います。自転車は便利で環境にも優しい移動手段ですが、一歩間違えば加害者にも被害者にもなり得る車両であるという認識を一人一人が持つことが重要です。青切符制度の導入を罰するための制度ではなく、命を守るためのきっかけと捉え、町全体で安全意識の向上に取り組むことが求められているのではないかと思います。このように考えております。

これを踏まえた上でア、イ、ウの質問をしたいと思うのですが、教育現場、特に罰則の対象は16歳以上ということで、小中学生はこれまでどおり注意、指導で終わるのですが、高校生からは罰則の対象になりますので、小中学生の教育が大事かと思います。これにつきまして、今答弁では特に小川警察署、指導を仰いでいるということですが、今後、青切符制度に対して教育総務課のほうから何か考えていることがあればお聞かせください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在、小中学校では、年度当初の4月、5月等に交通安全教室を開いております。警察の方に来ていただいたり、駐在所の方に来ていただいたりということで、横断歩道の渡り方、あるいは自転車に乗る学年になりましたら自転車の乗り方等を交通安全教育をしているところがございますが、現在、青切符等のことにつきまして具体的に学校のほうで教えているということはまだございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 今のところ青切符に対してないということですが、やったほうがいいと思うのですが、今後何か検討はしていただけるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

まず、子どもたちが自分の命を守るために交通ルールを守る、それから様々なルールを知るところもございしますが、そういったことは引き続きしっかりやっていきたいと思います。中学生においては自転車通学の子が多い状況がございしますので、当然警察と連携した安全教育は行っていますが、その中で中学生はやはり加害者になり得るということが、これは指導の中でも伝えてもらってございます。そういったためにも指導はこれからもしっかりやっていくとともに、実は私のほうでも青切符制度が今度は16歳以上というふうになると承知はしてございます。そうすると、逆に中学生は守らなくてもいいのではないかというふうなことになってしまっただけではないかと思っています。そういったことで、中学生、小学生も自分の命を守るとともに、加害者になり得るという観点をしっかり持った指導をこれからもやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） ぜひやってもらいたいです。

ウのヘルメット着用の義務に関してなのですが、以前私一般質問で小学生にもヘルメットを配布したらどうかとか、中学生のヘルメットのカラーバリエーションを増やせばふだんでも、高校へ入ってからも使えるのではないかというふうに一般質問して、その後検討するという事だったのですが、その後の検討はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

カラーバリエーションのことについてということで以前質問をいただいておりますが、検討するとお答えいたしました。その後、幾つかのところで値段とカラーバリエーションについても調査をいたしました。その中ではやはり、これは子どもたちに調査をしたわけではないのですが、制服に着用するということを考えると、一般的な会社なんかでも白と紺あたりが制服に合うので適切ではないか、その中では白というのは視認性が高いということから、現在、そこが安全ではないかと思っています。ただ、まだこれにつきましては、今後、例えば機能ですとかそういったところ、SGマークが当然ついていることが前提ではなるのですが、通気性であったり、かぶり心地ということもあるかもしれません。そういったことというのは価格も含めた中で検討は必要になると思いますが、カラーバリエーションについては、調べたのですが、やはりいろいろ色になりますと個性や趣味もあると思います。そういった中で、制服で中学生の場合は登校するときにかぶることがまずは前提となりますので、そういった中では現在では白というのもある程度支持が得られるものではないかと捉えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） なかなか難しいのかなとは思っていたのですけれども、全部ではないですけれども、数人中学生に聞いたら、やっぱり白かブルーか薄いピンク。3種類ぐらい。個性的なのだとマットブラックとかって言ったのですけれども、これは補足で伝えておくだけにします。

ヘルメットの普及という努力義務の中で、着用しない理由としては、面倒くさかったり、デザイン性だったり、また恥ずかしい、あと以前畠山議員が質問したとおり、例えば駅に通勤してヘルメットを置く場所がないのだということで、着用率がなかなか普及しません。ですが、東京都のデータになるのですが、男性は37%ヘルメットを着用していて、逆に女性がやはり13.6%、70代の女性は2.1%ということで、女性の着用率が低いのかなというふうにデータが出ております。それで、先ほど答弁の中でターゲットを絞って考えているということなのですから、女性、今自転車のヘルメットを検索するとなかなかデザインが豊富で、ちょっと小道具持ってきました。自転車のヘルメットです。こういうのがあるのです。だけれども、これやはり自転車のヘルメットになると自転車のヘルメットの基準がありまして、EC規格、ヨーロッパの規格とかでEN1078、こういうものがあります。こういうものをクリアしてデザイン性になると、やはり1万円前後するようなヘルメットになります。ですが、ヘルメットの着用のきっかけ、かぶっている人に何でヘルメットをかぶっているのかというデータを取ると、ヘルメットの着用が条件の保険があるということ、あと会社のルールでかぶりなさいというふうに指導されているということ、あとヘルメットの助成金が出たとき、身近な人が交通事故に遭ったとき、こういったことがきっかけで自転車のヘルメットを着用する人がいるということです。というので、やっぱりヘルメットの助成金が出ることで女性への着用を期待できるかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私どもも議員さんから頂いた資料ですとか見ますと、自転車のヘルメットが努力義務化になったということを認識している人というのは8割ぐらいいらっしゃるというふうに書いてありました。だけれども、面倒くさいとか、やはり女性ですと髪の毛とかですね、外から見たときのというのが、やっぱりそういうのがきっかけだというふうな形になりました。いろいろ理由はあるのでしょうけれども、もう8割知っていてそれをかぶらないというのは私は、それは助成金は確かに一助になるかもしれませんが、それでかぶるかなというのは正直思っております。今現時点、町では助成金というものは考えてございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 何度も質問していますし、以前のご答弁の中でも嵐山町というのはなかなか

か自転車ですもそも移動する人が少ないのだということで、助成金出してかぶったとしても効果があまり期待できないという答弁も記憶しております。

その中で、やはり命を守りたいというのはありまして、さっき自転車のヘルメットって言ったのですけれども、これは2,500円で買える。実はまがいものと言うのもおかしいのですけれども、今これ消費者庁から令和6年12月12日に出ているのですけれども、ネットで自転車のヘルメットって調べると、CEのEN812合格品ですって出るのですけれども、それは自転車の規格ではなく、そういう粗悪品、粗悪品ではないのですよね、消費者庁から気をつけてくださいというのが出ているのですけれども、これまさに工業規格、これ軽作業用のインナーキャップになります。こういうのになります。これ自体はもうメッシュの帽子で。これ何でもいいのです、こっちは。こういうものがありますと。これ工業用なので、実はこれはちょっと今回試しに買ったのですけれども、これは僕もう大分前から使っている作業用の帽子で、実際工場に入るとヘルメット、墜落・落下物ヘルメットといって、軽作業用でこういうのをかぶって作業してくださいというのがあのです。コツン防止で。こういうのですと、例えばこれ草野球チームの帽子なののですけれども、すぐつけて使えるのです。なので、これで野球観戦行ってファールボールが当たっても大丈夫という、こういうものもあるのです。なので、私としては、ヘルメットに着眼するのではなく、ちょっと思うのは、子どもの通学帽に対してこういうインナーキャップであればご提案できるのでないかなというふうに考えております。このインナーキャップ、こっちのクッションついているものは1,000円ぐらいなののですけれども、さっき僕がふだん使っているのはミドリ安全で350円で買えます。こういうものであればそんなに手を煩わせずに提供できるのではないかなと思うのですけれども、その点ちょっといかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

そのインナーキャップが今の議員さんの話ですとそれほどの価格ではないというようなお話でした。逆にそれほどの価格でないものを補助するとそっちの行政コストのほうがそれほどかかってしまいますので、そのお金では済まないぐらい、職員の事務的成本というのを当然考えて私ども補助も考えますので、あまり補助が低過ぎると、逆に言えば一括で買って渡すとかいうことであればまた話が変わるのでしょうかけれども、その辺というのはまだ検討の段階には、今聞いた話なので検討しておりませんので、その辺の補助の在り方とかというのは考える必要があるかなと。いかなせん、特に今の話でするので、ヘルメットではなくて小学生の通学用という形でしょうか、ですのでもた現時点でも承知しましたというか、そういう問題提起を受け取りましたと。それ以上ではお答えができないかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 重ねて、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

ただいまの帽子の関係でございますが、学校生活、あるいは通学用ということでございますと、現在は保護者が購入しておりますので、そういった中でこういったものを利用したほうが子どもたちの安全を図ることができるというようなご理解を得られれば保護者の皆様にご紹介していくようなことは可能かと思っておりますけれども、学校のほうで、また町のほうで購入するということは現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） そうですね。ここで買いますという答弁というのは当然期待はしないですし、これからぜひ研究してもらえればいいかと思うのですけれども。

その中で、今お手元にちょっと資料あると思うのですけれども、それは本当に運動用の帽子なのですけれども、これはさっきみたいなCEのヨーロッパの規格ではなくて、SGマークというものがついた安全帽というのが調べたら出てきて、こういったものであれば通学時につまずいて転倒して頭をぶつけるだとか、そういったものから子どもの重症リスクを守ることができます。世の中こういうものがあるということをちょっと今回一般質問の中で私としても周知させていただいております。

こういった中で求めるのは、やはりヘルメットの普及が目的ではなくて、やっぱり人の命を守ることがあくまで目的であって、本当に町長も日頃から「人が宝のまちづくり」とおっしゃられていて、私も全く同感で、その大切な宝である命を守るとはやっぱり優先順位高いのではないかと思います。最近では、全国各地で通学中の児童が車に巻き込まれる事故が相次いでおりまして、嵐山町で起こったとしても決して想定外ではない。日々の通学路というのは皆さんの努力で、ボランティアの方がいて安全のために尽くしておりますが、絶対とはやっぱり言い切れないということはもう間違いない状況です。そういった中で、今回いろいろご提案させていただきましたけれども、やはりそれらは結局手段にしかすぎなくて、目的は命を守ること。そういった子どもたちを守るものは制度や条例とかではなくて、やはり本気の姿勢だと思います。先ほどちょっと残念だったのは、地域支援課長が手間がかかるからやりたくないみたいなことをおっしゃられると正直残念です。本日は小学校の通学帽にスポットを当てましたが、それに限らず、少しでもリスクを減らしていきたいと考えます。やっぱり「人が宝のまちづくり」という町長の言葉を子どもたちの命を守る現実的な政策として、何かぜひ形にしていきたいと思います。町長のちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

まず、基本的に橋本議員さんからのご質問は自転車の青切符導入についてということが質問事項として入っているので、基本的には自転車に乗ったときのヘルメットというのでしょうか、そのお話が基本的には中心になるのかなというふうに思っていたのですが、これは自転車云々ではなくて、通学のときにより安全に子どもたちが通学できるようにというようなことなのか、ちょっとその辺のところ、同じヘルメットといってもその意味合いが違うので、この話のほうに進展をしていくというのは、ちょっとその辺がよく分からない部分が率直にあります。それで、安藤課長のほうからも答弁がありましたけれども、8割以上の方が認識をしているということでもありますので、例えばその啓発だとか啓蒙とか、そういうようなことで補助を出すというのはどうなのかなというのは基本的にございます。

それからあとは、子どもたちの自転車に乗るときのヘルメットに関しては卒業生全員に町としてお配りをしておりますので、そういった点においては、この表現が「ターゲットを絞って」というふうにありますけれども、そういう面では子どもたちの安全を守る、あるいは啓発にしてもそういったことに十分につながっている。これは毎年行っているわけでありますので、今までも行うし、また今後も行っていくので、そういった点においては今のスタンスとしては町としても十分というか、それなりにきちとした形で対応をしているというような認識でございます。

それからあと、細部に関しては何度も課長からもありましたけれども、この法律がどういう形で適用されていくのか、こういうケースはどういうふうに考えられるのか、その辺の細部に関してはまだ全く説明がないわけなのです。ですから、そういうものをしっかりと踏まえた上で、どういうところに気をつけなさいよ、どういうところは駄目だからこうしなさいよということで安全教育なんかも実施をしていくということでもいいかなというふうに思いますので、課長の答弁のとおりというふうに私は考えております。

以上です。

○森　一人議長　第3番、橋本将議員。

○3番（橋本　将議員）　青切符に関して一般質問をしていてヘルメットに飛んでいるわけですが、私も私としても嵐山町で中学生、それから卒業生にヘルメットを配布しているということは十分評価しているつもりであります。ただ、だからといって、それとこれとは違うというふうに私は考えていなくて、ここにもさっき言いましたけれども、言ったのがやっぱり命を守る。例えばそれは通学路に対しても車だけではなくて、何回も繰り返しますが、学校統合によって自転車通学の方が増える。それは結局通学路が一緒なので、自転車と徒歩の人が一緒になる。そういう中で事故を減らすという観点でいうと私は同じだと思ってまして、そういうことがちょっと伝わらなかったのは残念ですが、最後にちょっともう一回町長に聞いてみようかな。私としては一緒にちょっと捉えているので、できればもうちょっと前向きな、建設的な、できることをやっぱり少しでも前

進させると言うことが大事だと思っているのですけれども、私としては別々の質問はしたつもりはないので、もう一回ちょっと町長にまとめてもらえたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

子どもたちの安全を確保するということはもう当然必要なことになりますし、それからあとは統合されるとたくさんの人がというのがありますが、理論的からいうとバスも、通学バスもかなり運行させていきますので、そういった点においては必要以上に増えるとかなんとかということとはちょっと考えづらいかなというようなこと。むしろバスで通学ができますから、そういった点においては安全性が高まるかなというふうに認識をいたしております。

それからあと、今改めて問われましたけれども、私がいつも提唱している「人が宝のまちづくり」、これは今橋本議員が言われたように、人はとても大切ですよというような意味合いが一つ。しかし、それと同時に、私が皆さんにお願いしているのは、あなた自身が家族にとって宝のような存在になっているかどうか、地域にとって宝のような存在になっているかどうか、社会にとって宝のような存在になっているか、ぜひそういう観点で自分自身を見詰め直して、そして少しでも周りの方々から、ああ、すばらしいなと、もう橋本議員がいてくれるから本当に安心感があります、そういうような宝のような人材になっていただきたいということも同時並行で私はお願いをしておりますので、宝だからといって何でも、これもやれ、あれもやれ、そういうような考え方ではありませんので、この点は私の一番こだわっているところでもありますので、ぜひちょっと認識を共有していただけたらと思います。子どもたち、あるいは町民の安全を確保するということはとても大切なことでもありますので、その時点、その時点でやれることはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 狹 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号5番、狹守勝義議員。

初めに、質問事項1、ラベンダーまつりについてです。どうぞ。

○5番（狛守勝義議員） 議長のご指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。議席番号5番、狛守勝義でございます。通告書に沿ってこれから質問させていただきます。

まず1番です。「らんざんラベンダーまつり」について。今年もらんざんラベンダーまつりが明日の6月6日から22日の期間、開催されます。ただ、例年と違うのは、昨年の猛暑で多くのラベンダーがダメージを受け、多くの株を植え替えたことにより花の生育状況が悪いということで、祭りの運営内容が少し変わるということです。そこで、次のことについて質問いたします。

（1）、猛暑の影響でダメージを受けたということですが、どういう状況だったのか、その詳細を伺いたいと思います。また、現在の花の状況も伺いたいと思います。

（2）番、ラベンダーの花の生育が悪いということで、見学科が無料ということは理解できます。その代わり協力金を募るということですが、協力金の考え方、それから昨年までは500円であった駐車料金を1,000円に値上げした理由、それを伺いたいと思います。また、駐車場料金、この1,000円というのは期間限定料金と考えていいのかどうか、その辺も伺っておきたいと思います。

（3）番、今年度のらんざんラベンダーまつりの運営経費の予算額と収支見込みをどのように考えているのか、また経費内訳見込みの主なものを教えていただければというふうに思っております。

（4）番、今回のらんざんラベンダーまつりは、例年以上に厳しい状況下で開催されるというのが私の認識です。これは後でどういうところが厳しいというふうに思っているのか説明させていただきたいと思いますが、それでも祭りとして開催するということの意義を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）、（4）について答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

毎年、秋と春にラベンダーの生育状況を確認し、枯れてしまった株を植え替えておりますが、昨年は秋に枯れてしまった株が多かったことから、猛暑の影響が大きいのではと判断いたしました。現在の花の状況ですが、ラベンダーは株が成長するまで2年以上を要するため、花は咲いておりますが、小さい株が多くなっております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。協力金につきましては、圃場管理費に充てる目的で寄附を募るもので、あくまで任意となります。クラウドファンディング的な考え方で、寄附された方にはプレゼントを用意しております。

駐車場料金の値上げにつきましては、近隣のイベントの駐車場料金をリサーチした上で、バーベキュー場の料金に合わせて期間限定で1,000円といたしました。見学科無料のため、ある程度の収入を見込んでおります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。今年度のラベンダーまつりの運営経費及び収入は、ともに1,000万円程度を見込んでおります。経費内容の主なものとしては、イベント会社への委託料366万円、シャトルバス代70万円、体験スタッフ・駐車場などの人件費270万円、仮設トイレ設置・くみ取り・清掃等委託料98万円、ポスター・チラシ等印刷製本費30万円、消耗品費80万円、その他雑費となります。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。今年は花の生育状況が思わしくない状況ですが、花だけでなくイベント会場を含め楽しんでいただけるよう、来場者をお迎えする体制を整えております。「らんざんラベンダーまつり」という名前で全国的に認知されておりますので、「まつり」という言葉を使わせていただき、来年以降につなげていくものです。また、イベントを開催することで町外のお客様をお迎えすることができ、まつり会場だけでなく町の活性化につながるなど、相乗効果は大きいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

一応どういう状況だったかということでご質問させていただいたわけですが、秋に枯れてしまった株が多かったと、だから猛暑ということの影響だろうということで植え替えたということなのですが、一応今の状況を私もちょうどこの前キャンドルナイトのほうにちょっと行かせていただいていた見ましたら、前のほうが咲いているという状態で、奥のほうはほとんどそういう花が咲いていないという状況です。それで、これが大体植え替えて2年ぐらいになって成長するという形であれば、ある意味今年は駄目でも来年大丈夫なのかなというふうな思いもあったりはしているのですが、要するに猛暑の影響ということであれば来年も同じような結果になるのではないのかなというふうに思っているのです。ですから、そういう状況下の中で植え替えて今回こういう形のまつりをやるということですが、一応今の状況を見ると来年もちょっと心配があるのですけれども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、お答えいたします。

今前のほうで咲いているのが早咲きのストエカス系という品種なのですが、おっしゃっており、グロッソというメインになる品種、そちらのほうは今植え替えて小さい状況ということになっております。答弁書でも書かせていただいたのですが、ラベンダーが枯れてしまう原因としては正直何が原因かというのが特定しづらいということも育てる難しさというものがあるかと考えています。大きい原因として猛暑ではないかというような判断です。議員おっしゃるとおり、例年暑い状況が今続いておりますので、今年の様子を見てなのなのですが、ラベンダーの苗が耐

えられるのかどうか、そういったところは当然心配はあります。ただ、いろいろ試行錯誤をしながら育てていますので、うまくいっている場所もあったりしますので、そういったところを参考にしながら来年度この圃場を管理していけば今年ほど枯れないで済むのではないかというような、期待値でありますけれども、そう思っております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） パンフレットなんかをまたインターネットでも見ますと、摘み取りの体験、これ場合によっては人数制限することも考えていると。土曜、日曜日が中心みたいですが、今のこの状況の中ではどのような判断をしておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

今予定では、基本的には土日限定で一般の方にはやっていただくという予定になっています。あとは、団体様で予約が入っている日につきましては平日も行うと。あとは、この後、花の状況を見て、余裕があるようであれば後半のほうは少し日にちを増やしたりとか、そういったところはこれから花の状況を見て判断することになっております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうしますと、一応想定どおりのことが大体今回もある程度できるというふうに判断しているというふうに思っているわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

グロッソのほうなのですが、小さい株が多いということで、逆に花が咲くのが早い可能性があるのです。ですので、ちょっと株が小さいのですが、花がもしかしたら想定よりも逆によく咲く可能性もまだ秘めています。ですので、期待して待っているところでございます。予定したのは最低限のことでやっていますので、花の状況がよければ予定よりも多くできるという判断です。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） （2）番目のほうに移りたいと思います。

（2）番は、当然生育が悪いということで無料というのは分かるのです。また、その協力金の考え方も今の答弁で大体分かりますし、協力金を出していただいた方にはプレゼントもあるという、

そういう考え方であればこれはいいのかなというふうに思っています。ただ、私はこの質問の中で、駐車料金を要するに500円から1,000円、2倍という、この答弁でいうと近隣のイベントの駐車料金をリサーチしたというふうに書いているのですけれども、例えば東松山のぼたん祭り、ぼたん園のぼたん祭りですね、あそこは駐車場無料ですよ。それから、私もちょっとインターネットで全国のラベンダーの名所ということで調べてみたのです。この中には有名な北海道の富良野とかそういうのも出ていますけれども、嵐山は出ていなかったのですけれども、こういうのをずっと調べていくと、これほとんど無料です、駐車料金。それからあと、ちょうど秋田県的美郷町というところがこういう形でラベンダーまつりということで同じような時期にやります。6月の7日の土曜日から6月の29日。ここでもやっぱり駐車料金は無料です。それで、ここではラベンダーの摘み取り体験が1回につき容器に詰め放題で500円と。それで、近くにちびっこ遊具を用意して遊ばせる場所もつくり、それからその近くにはグラウンドゴルフ場とかそういうのもあるから、そっちでも遊べるよと。それから、出店ロードというのをつくって、そちらのほうで買物をしていただくと。さらに、このラベンダー園を一周するような、こぐまちゃん号というような形でトラクターにお客さんを後ろに乗せるような形で一周するような、そういうイベントをやったり、それから全国から、ここでは「ミズモ」というキャラクターの、嵐丸みたいな形のものの大集合ということで、全国からそういうのを集めてイベントもやるとかという。ここもやっぱり入場料も取っていないし、それで駐車料金も無料と。そういう状況がある中で、お祭りとして実施するには集客というのもやっぱりすごく大事なのだと思うのです。そうしたときに、1,000円にしたことが、これが果たしてそういう集客につながるのか、逆のマイナスになるのではないのかなというふうに私自身は思ったりしているのです。その辺の考え方としてはどのように思いますか。やっぱりこれが正当だというふうな考え方なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

近隣のイベントといいますと、ラベンダーの関係につきましては、ちょっと玉原ぐらいしか調べていないのですけれども、関東圏内のイベントの中で入場料、入園料を取っているところについては無料のところが多いです。近くでいいますと、鴻巣の花まつりだけが入場料無料で500円なのです。あとは、入場料を取っていないところについては、桜まつりですとか、サンフラワーフェアとか、そういうところは1,000円頂いているところが多いです。今回、入場料無料ということもありまして駐車場料金につきましては1,000円頂くのですけれども、昨年まで500円でしたが、入園料を500円頂きますと、2人で来られた場合に入場料が500円ずつで1,000円、全部で1,500円かかるところをお二人で来ていただければ駐車場料金の1,000円で済むということで、昨年よりも安く済むということになりますので、そういった意味で1人で来られる方というのはなかなか少ない。そういう1人で来

る方だけは昨年よりもちょっと、あと同額になるのですけれども、2人以上で来ていただければ安くなるという判断で、なおかつある程度ラベンダーまつりのほうで収益を上げたいという考えもありますので、そこは1,000円頂くということで、さほどお客様には不利にはならないのではないかと、という判断を観光協会のほうとしたところです。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、基本的には多少でも駐車料金で補てんをしておこうと、そういうふうな考え方があるということですね。

それで、一応この駐車料金について1,000円にしているというのは、この答弁の中には今後もそのままいくのか、例えばこのラベンダーまつりの駐車場という形での1,000円なのかということちょっと見受けられないのですけれども、その辺はどのように考えているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

答弁書の最後のほうに期間限定でという言葉を入れさせていただいたのですけれども、通常500円で行っているところをラベンダーまつりの期間だけはバーベキュー場と合わせて1,000円という形にします。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、その後は500円に戻すと、そういうことですね。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（狛守勝義議員） もう一つ、ちょっとこの件というか、（2）番目について聞きたいことなのですけれども、一応協力金とあれだから、これはいいか。では、（3）番のほうにちょっと行きたいと思います。

（3）番目の経費と収支の関係、それを一応お答えいただいたわけなのですけれども、収支とも1,000万程度を予定していると。それで、経費の内訳としては、イベント会社への委託料が366万円と。このイベント会社への委託料の366万円という、このイベント会社というのはどういう委託なのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

こちらのイベント会社につきましては、まず全体的な計画書の設計ですとか、そういったところをまず委託しているところから、小さいところではちょっとテントをお借りしたりとか、あとは県道沿いの警備、こちらのほう資格を持っている方が必要ということで指導員の手配、こちらのほう

を主にお願ひしているところでございます。そちらのほうで経費のほうで合計でこの金額になるという形です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 大体そうすると経費は1,000万円ぐらいになると。あとはもう収入ということなのですけれども、収入として考えられるというのが駐車料金と、それからあとワークショップでの収入とか、限られた項目しかないような気がするのです。あとは摘み取りということですよ。そういう形でこの1,000万円というのはいくのかなというふうに私は思っているのですけれども、以前ちょっとお話を伺ったときに、出店者からの収入というのは、今回出店のほうも値上げしていますよね。例えば平日は去年は1,000円だったのが、今年は2倍の2,000円。それから、土日は、去年は3,000円だったのが今年は5,000円というふうに。確かにそれでもある程度業者の方からすれば収入が見込めるということで、去年よりも多い34店が今回一応出店すると、そういう話も聞いているのです。この例えば出店料というのは観光協会のほうに入らないというふうに聞いたのですけれども、その辺はどういう事情で観光協会に入らないで商工会のほうの収入になるのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

出店者につきましては、エリアを観光協会のほうでこのエリアという形で指定しましたが、その中身については商工会のほうで全て管理を任せている状況ですので、説明会等も商工会が開催して出店者に対して説明すると。そういった形で、商工会のほうで全て管理を任せていますので、出店計画ですとかそういったものがあるのですけれども、その調整ですとかそういったところを全て商工会にお任せするという事で、そちらの出店料については商工会のほうに渡すような形になっております。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、考え方としては、ラベンダーまつりと切り離した状態で出店というか、そういう形をやるというふうな意識でいいわけですよ、基本的には。ただ、それがラベンダーまつりに合わせてそういうふうなものを別のエリアでやるという。去年であれば、例えばラベンダー園の中で出店をしてというような形だったと思うのです。今回は、多目的広場のほうでやるのだらうと思うのですけれども。ということは、そのラベンダーに合わせて商工会のほうでは出店のほうを出すという、そういう考え方で、別というふうに考えていいということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

別ではございません。あくまでラベンダーまつりの中のイベント会場ということで、イベントという形でやりますので、全体的なイベントとしては観光協会と町のほうで主催で行う嵐山まつりということで全体で捉えておりますので、「まつり」という言葉を使ってやる以上、イベント会場も軽視はしていませんので。ただ、出店者に対する連絡調整ですとか出店者との関わりが商工会のほうで観光協会より強いというところがありますので、そこで商工会のほうに単純にお任せするということで、その出店費用を観光協会のほうの収入に入れるから観光協会がやるとか、入れないからやらないとかということではなくて、単純に経費の面で分けただけであって、一体で考えております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。基本的には出店のほうの関係はもう全然要するに収入の中には入らないと。そういう中で、収入を1,000万円を目指してこれから頑張っていこうという、そういうふうな形ですよ。それで、ある程度できれば、経費が1,000万かかるわけだから、それより上の黒字を目指すというような、そういう考え方なのですね。

それで、あともう一つ聞いておきたいのは、今回の集客数の目標というのは大体どのくらいに捉えていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

目標という形ではないのですが、花の状況を鑑みまして、昨年度の7割程度来ていただければ1,000万円超える予定になっております。というのは、駐車場のほうなのですが、昨年8,300台から8,400台ぐらい駐車場を止めていただいています。そちらを6,000台という計算で今試算しておりますけれども、これあくまで試算ですので、この後17日間、明日から始まりますけれども、多くの方に来ていただけるよう期待しております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） では次に、4番なのですが、一応私の認識では非常に厳しいというのは、1つは集客。先ほど大体6,000台ですよ、駐車場として。そういう形であれば大体何とか目標を達成するかなという。それはちょっとまず厳しいかなということと、もう一つは、やっぱり花の状況を見たときに、私はこのお祭りでやったときに、確かにこれは全国的にもテレビなんかでも紹介されたり、いろんな形で周知しているというのは分かるのですが、来ていただいた方がまた次に来てもらうためにはやっぱり失望感を与えてはいけないなと思っているわけです。ですから、ある程度お祭りってやっている中には花の状況、それから運営の状況、それらを全てトータルしながら、やっぱり来てよかったなというふうな、そういう満足感の中で、やっぱり来年も来たいなとい

う。そういう状況を考えると、今回は例年と比べるとやっぱりスタート時点でちょっと厳しいのかなというふうに正直言っていると思います。ですから、そういう中で今回お祭りとしてやっていくということです、これは水を差すつもりもないので、何とか成功してほしいなという、そういう願いもあるのですが、できるだけやっぱり気持ちよく皆さんがそのお祭りの中に参加して、来ていただいて、笑顔で帰っていただくという、そういうふうなことを考えると、例えば接客の状況とか、そういうのもいろんなものが考えられていくと思うのですが、例えば今回スタッフとして一応募集したと思うのですが、そういう方々に対してどういうふうな指導というか、お願いをしているのか、その辺をちょっと聞いておきたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

昨年までイベント会社のほうに委託しまして、入園のところですか、料金の徴収ですか、スタッフ全て委託の中で行っておりました。今年度につきましては、その辺の経費を全てカットしまして、自前でやるということです、職員のほう動員かけております。平日につきましては、準備と片づけと合わせて延べ64名の職員に動員かけています。企業支援課の職員はその中に含まれていないので、常時、平日については職員が4名以上いるような体制になるのですが、その職員の動員のお願いといいますか、するときにまず第一にお願いしたのが、来ていただいた方に楽しんでもらって、また嵐山町に来て、遊びに来ようと思ってもらえるように接客を第一に心がけてやってくださいというお願いをしています。ですので、単純に入り口のところに立っただけではなくて、気持ちよくお客様をお迎えして帰っていただくというようなことを第一前提で皆さんにはお願いしております。それ以外に、協力金のお願いだったりですか清掃、ちょっとテーブルの片づけですか、そういったところも雑用を当然やっていただくのですが、第一の仕事としては接客というところをメインにしてやってくださいということでお願いしてまして、その辺は職員がどこまでできるかちょっと分かりませんが、来ていただいた方には気持ちよく帰っていただけるよう、ちょっと花の状況も寂しいというところは否めませんので、お祭りという意味でイベント会場で楽しんでいただくということもありますし、来ていただいた方がまた嵐山町に遊びに来ようと思ってもらえるように、観光案内ができるような体制で整えてお迎えするというような形でやっております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） ぜひそういうふうな形でやっていただいて、せっかく来ていただいたお客さんが満足、また笑顔で帰っていただくような形で、ぜひ成功することを祈りたいというふうに思っております。このラベンダーまつりについては、今回なぜ始まる前にやろうと思ったのかという

と、1つは今先ほど言ったような疑問が少しあったということと、もう一つは、どういう考え方でやって、そして終わったときにどういうふうな結果だったのかというのを検証するということもやっぱり大事だなというふうに思っていて、そういった意味では次回以降の定例会でさらに今度検証のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目のほうに移ります。それでは、2番目の質問です。学校橋近くの菜の花畑と「ラベンダー園」の運営についてです。嵐山町の春の楽しみの一つに、都幾川桜堤に咲く約250本のソメイヨシノと菜の花のコラボ（共演）がありました。実際その季節になりますと町外からも大勢の人がやってきて、写真に収めたり、約2キロの桜堤を散策して楽しむ光景が見られたものです。それが今年は菜の花を見ることはできませんでした。残念に思っているのは私だけではないと思います。また、千年の苑ラベンダー園の一角に咲き誇っていたポピーの種を今年は植えないということで、千年の苑ラベンダー園の運営方針が変わったのか心配しているところです。そこで、次のことについて質問いたします。

まず（1）、学校橋近くの菜の花畑について。ア、どういう経緯で菜の花畑になったのか。

イ、畑の所有と管理はどうなっているのか。

ウ、今年、菜の花を見るができなかった理由を伺いたいと思います。

エ、今後の方向性はどういう方向があるのか伺いたいと思います。

（2）番、「千年の苑ラベンダー園」の運営について。

ア、令和4年10月26日に議会から町に対して、千年の苑ラベンダー園運営事業について提言書を提出いたしました。そして、その翌年の第3回定例会において、私は町に議会からの4項目の提言をどのように受け止め、今後の運営に反映していくのかというのを質問いたしました。そのときの提言書1の項目に対する町の答弁はどういうものだったのか、再度伺いたいと思います。

イ、今年はポピーを植栽しなかった理由を伺います。

ウ、インスタの嵐山町観光情報を見ると、ポピーやクリムゾンクローバー、ハゼリソウが咲いているとの情報がありました。実際見に行きますと、ポピーは一面に咲き誇る状態ではありませんでしたが、きれいに咲いている部分がありました。このことについて、どういうことなのかなというふうにちょっと疑問に思いましたので伺いたいと思います。また、クローバーやハゼリソウはポピーの代替として植栽したのか伺いたいと思います。

エ、千年の苑ラベンダー園運営の今後の方向性について伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、アからエ、（2）、アからエについて答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、質問事項2の（1）のアにつきましてお答えいたします。

25年以上前から菜の花畑になっておりますので、正確な経緯は把握できておりませんが、古里の

農家さんの菜の花畑を参考に、その農家さんからいただいた種をまいたと聞いております。

続きまして、イにつきましてお答えいたします。畑は民地ですので、観光協会が農業委員会を通して賃貸借契約を結び、管理しております。

続きまして、ウとエにつきましてお答えいたします。昨年度、試行的にコスモスを栽培いたしました。猛暑の影響でコスモスの開花時期が遅かったことに伴い、菜の花の耕うん作業の時期が遅くなったことが大きな原因と考えられます。今年度は、反省点を踏まえ、コスモスではなくヒマワリを栽培しておりますので、菜の花につきまして適切な時期に耕うん作業ができる予定です。

続きまして、質問事項2の(2)、アにつきましてお答えいたします。令和5年第3回定例会では、「新規作物として昨年に引き続きポピーを栽培し、ポピーの開花時期に合わせてラベンダーまつりのPRにつなげる取組を行ったほか、新たな品種としてセンニチコウの試験栽培を行っており、ラベンダーを中心とした草花の栽培により、人が集える事業展開を進めております」と答弁しております。

続きまして、イとウにつきましてお答えいたします。ポピーの種の値段が高騰していることから、代替としてクリムゾンクローバーとハゼリソウを栽培いたしました。ポピーにつきましては、適切な時期に耕うん作業を行ったことから、自生したと考えられます。

続きまして、エにつきましてお答えいたします。千年の苑事業を継続していくため、ラベンダーを中心として、あらゆる可能性を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） これも順次再質問させていただきたいと思います。

一応経緯としては25年以上前から菜の花畑になっていると。正確なのは把握ができないということとだけども、その農家さんからいただいた種をまいたと聞いていると。そういうことでずっと続いてきていると、そういうことですね。それにつきましては分かりました。

イのほうの畑の所有と管理ということで、畑のほうは民地ということで農業委員会を通して賃貸借契約を結んで管理しているということですが、これは金額等は教えていただくことはできますか。幾ら払って契約をしているのかという、その辺は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

面積につきましては、畑の3筆でございまして、合計で7,426平米でございます。小作料につきましては、個人的なことがございますので、妥当な金額で小作料のほうは締結しておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうしますと、一応25年前から種をまいているということだけれども、今回、管理も当然観光協会がやっているということなので、種をまくという状況の管理も観光協会がやっているということによろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

委託している方がおりまして、その方が管理してくれているということなのです。菜の花につきましては、毎年種をまくということではなくて、何年かに1度まくという形になっているようです。耕うん作業を適切な時期に行なうと次の年も咲くという。今回については、その耕うん作業が適切な時期にできなかったため咲かなかったのではないかということです。その理由として、そのコスモスをやったためにコスモスが、暖かくて咲く時期が後ろにずれ込んでいるというような印象です。

以上です。

○森 一人議長 重ねて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 管理をお願いしている農家さんについてお答えいたします。

最初の答弁の中で、25年以上前から管理をお願いしている、引き続きこの農家さんなのですが、南部地区の酪農と水稻をやっているらしい認定農業者さんを巻き込んだ管理で、以前から継続してやっているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 管理の状況はよく分かりました。今回咲かなかったということの理由もこういうことだったのだなということが分かりましたので、こういうことがある程度こういう場で公になることによって、皆さんにそれが理解できればそれはそれでいいのかなというふうに思っております。

それでは、次の今度はエ、今後の方向性としても基本的には菜の花と、それから桜がコラボの状態で見れる状況の方向性で大体いくというような考え方でこのことは大丈夫なのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、菜の花と桜のコラボができることを期待しております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） では、（2）番のほうに移りたいと思います。

(2) 番目の、私が質問した形で今先ほど繰り返していただいたような形の答弁をいただいております。その一つ前の段階として、こういうふうに一応言っているわけです。提言については、観光協会と共有して事業展開に生かしていくと。そういう形の前提があって先ほどの答弁があったと。そういうことで、私はそれを聞いたときに、基本的には四季折々の花々を植えて、ある意味一年通して人が集えるような形のラベンダー園周辺というふうになるのだなというふうに思っていたというところがまずありました。そういった意味で今回、ここにも書いてあるように、ポピーの種が高騰しているという、そういうことで代替として別のものを植えた。それはそれで一つの考え方としてはいいのかなというふうには思います。ただ、ある程度予算的に、ポピーがどのくらい今高騰しているか分かりませんが、やっぱり我々が考える以上高くなっているのかどうか、その辺なのです。要するにお金出せないほどの金額に今なっているのかどうかということなのだと思います。その辺の比較みたいなものというのは分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 ポピーの具体的な金額というのはちょっと分からないのですが、近隣でポピーをやっています「天空のポピー」ですとか、そういったイベントをやっているようなところでも正式に種を種の業者から、種苗会社から買っているわけなのです。多くはシャーレーポピーという品種なのですが、そちらもかなりの高騰ということで、今回も直接、一緒に咲いたクリームゾンクローバーを農政課としても提案はさせていただいて今回まいたわけなのですが、ポピーについても聞いてみたら、やはり町の観光協会のほうでももう高くてとても手が出ないのだよということで、新たに種をまくことは断念したという経緯でございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番(狛守勝義議員) そうしますと、そういう状況であれば、ポピーではないものを今後ずっと植えるというような形で考えていいのですか。例えば四季折々となったときに、いろんな草花があると思うのです。そうした場合に、今までである意味ラベンダーが咲く前のあの一带に咲き誇るようなポピーという、あれも一つの嵐山町の周辺のイメージとしては非常によかったなというふうに思っていますけれども、そういう状況の中で今回ポピーの種は植えることができなかったと。そうすると、これからは代替の植物というか、草花を植えるような方向性でいくようになるのが大体自然の流れになっていくのかなというふうに思っていますけれども、その辺のところはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

答弁書でもお答えしたのですが、ポピーのほうが適切な時期に耕うんすることによってか

なりの量咲くということも今回分かりましたし、今回栽培したクローバーのほうもかなり強いのではないかなというふうな期待を持っておりますので、ある程度何もまかない状態だとしても、今年程度の畑にはなるような感じがします。ただ、この辺は観光協会ともちょっと相談しまして、もちろん農政課のほうとも相談させていただいて、何かいいものがあれば種をまいていくというような方向で考えております。

以上です。

○森 一人議長 重ねて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 既存のクリムゾンクローバーとポピーの圃場についてでございますが、先ほど企業支援課長のほうから答弁したとおり、こぼれ種を耕うんすれば、今、咲き終わったところですが、ポピーもクリムゾンクローバーもハゼリソウもこぼれ種で発芽するということを学校橋でお世話になっている農業者の方に相談したところ、適切な時期に、もう種ができ切った後に耕うんをすればこの状態では来年咲くということを聞いております。ただし、特にポピーなのですが、自分の家の近くの畑でもこぼれ種を毎年耕うんして咲かせている農家がございまして、こぼれ種のポピーについては開花時期がその年によって前後します。今年については、自分の家の近くはポピーが今見頃です。ですので、以前ポピーを千年の苑でまいたときは恐らくゴールデンウィーク前に咲き終わっていたのです。今年は運よくゴールデンウィークも一斉にクリムゾンクローバーと咲いたということで、その辺よく農業者のほうと相談しながらやれば、いいタイミングで咲いてにぎわうのではないかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、ある程度お金、多少の耕うんということがあるので、その辺はかかるかなと思いますけれども、お金かけないでも今までどおりその時期、その時期ではラベンダー以外のものも楽しめるという、そういうふうな判断ができるということですね。よく分かりました。

それで、エのほうの千年の苑のラベンダー園の運営の今後の方向性ということなのですが、ラベンダー園ですから、ラベンダーを中心というふうな形で考えるのは当然だろうというふうに思います。そのほかに今言ったような形の四季折々のものを一角に少しやって通年で楽しめるという、それは変わりはないなというふうに私も判断をしておるのですが、ただ大きい1番目のほうでもちょっと触れたように、ラベンダーの状況というのはやっぱり猛暑によって、はっきりとした理由は分からないとは言いながらも、猛暑も当然大きい影響を及ぼして、生育で、植え替えたというようなことがあるわけです。そういうことを考えたときに、やっぱり今後のこのラベンダー園の運営というのは、一つ基本的なことに言うと少し考え直すような形で来ているのではないかなというふうな部分も考えるわけなのです。ラベンダーの生育の状況をちょっと見る、これも相当、

去年は一番、史上最高の暑さだったというのは気象庁から発表されています。今年もそこまでいかないにしても相当暑くなると。それから、秋ももう残暑が厳しいという、そういう予報も今実際出ています。そうしますと、その状況を考えると同じような結果にやっぱりなるのかなというふうに、そんな危惧もしているのです。ですから、今後の方向性、運営というふうに考えたときに、一つはもうある意味、基本的な部分のところをもう少し考え直すところに来ているのかなということがまず1点あります。

それと、もう一つは、やっぱり国から補助金が投入されているということで、それが終わったわけです。そうした中で、国からの補助金を得ているという状況では、何年間かやっぱり監査期間みたいなものがあるということで、事業は継続しなければならないと。そういうことも聞いているのですけれども、そういう状況の中で、ラベンダー園そのものの賃貸借というのですか、あそこは借りてやっているのだと思うのです。それももう10年とかなんとかというのを聞いているのですけれども、そういうことをトータルしたときに、例えばまず国からの監査期間があと何年残っているかどうか。ちょっと私も分からないのですけれども、その辺は何年残っているか。それから、今のこの気象状況。そういういろんなことを踏まえて、やっぱり単にラベンダーを中心として継続していくということで、いろいろな可能性を検討していくと。このいろいろな可能性の検討というのも抜本的な検討というところにも来ているような気がするのですけれども、その辺のところをどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 ただいまのご質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、狹守議員のご質問の中でも、議会からの4項目の提言いただいたことについて改めてご質問をいただきました。この議会提言と申しますのは、将来に向けて千年の苑をいかに活用し町の魅力アップにつなげていくか、その内容についてご提言をいただいたというふうに受け止めております。もちろん町といたしましてもその趣旨に沿いまして、この提言を念頭に置きながら、この千年の苑全体の活用について継続的かつ将来的にも活用できるようにということを考えております。また同時に、今議員からお話ございましたように、この活用方法を考えていく上で重要なことは、まず現実を踏まえた活用方法を考えていくということでございます。今回もそうでございますけれども、昨年は猛暑によりましてラベンダーは大きなダメージを受け、また来場者数も減少し、かつまつの収支は大幅な赤字となった、こういったことを踏まえまして、現実をしっかりと受け止めて、本年度、まつりの内容についても観光協会、そして町と一体となって大幅な見直しを行い、そして将来に向けた千年の苑の活用方法について検討しているところでございます。実際本年度のこの結果もまた、お祭り明日から始まりますが、この結果も踏まえて将来的にこの千年の苑全体をどのように活用していくかということについては、また慎重に検討していくということになろうかと思い

ます。

以前、ちなみに日高の曼珠沙華の巾着田、こちらを視察したことございました。巾着田の一定の対策といいましょうか、方向性が見えるまでには、今巾着田のほうでは、例えば先ほど狛守議員さんからおっしゃられましたように、イベントについては商工会が行う、そして管理についてはどこが行う、駐車場はどこが行うというような体制をつくり上げてきて今の巾着田のお祭りが成り立っているということでございます。この計画といいましょうか、それをつくり上げるまでに10年かかったというのです。要するにいろいろな試行錯誤を行いながら、毎年毎年の結果を踏まえて見直しを行い、そして10年かけて今のお祭りのイベントの体制を整えたと、このようにも聞いております。本町におきましても、千年の苑を活用していく、この内容については現実をしっかりと踏まえて、その活用方法を毎年毎年その結果を踏まえて検討していくということの計画になろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回には議員からお話いただいたとおり、まずは来客いただいたお客様が来年に期待を持って帰っていただけると、そのようなイベントになればというふうに考えておりますし、また本年度のお祭りの結果を踏まえて来年度どのようにしていくか、観光協会と一体となってしっかりと考えてまいりたいと、そのように考えております。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） よく分かりました。ぜひ、一回一回がある意味大きい勝負になっていくのだらうと思いますので、そういうものも含めながらよりよい方向性を見いだしていただければいいなというふうに思います。

では、3番目のほうに移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（狛守勝義議員） それでは、3番目の嵐山町菅谷地区都市再生整備計画について。

町のホームページで示された嵐山町菅谷地区都市再生整備計画について、次のことを質問いたします。

（1）、「菅谷地区都市再生整備計画」策定の経緯は。

（2）、具体的にはどのような整備を行うのか。

（3）、「嵐山町こども計画」の中で示されている「あんしん歩行エリアの指定の検討」との関連は。

（4）、5年間という計画の中で、どのようなスケジュール感を持って計画を実行していくのか。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）、（4）について、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項3の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町では、平成30年度より、駅周辺において都市再生整備計画事業により駅前広場、ロータリーの整備を実施し、併せて駅西公園の整備等も行い、町の玄関口に相応し、良好で魅力的な空間の形成、環境整備と利便性の向上を図ってまいりました。菅谷地区都市再生整備計画は、令和6年3月に策定した第6次嵐山町総合振興計画、第2次都市計画マスタープランに基づき、令和7年3月に公表した嵐山町立地適正化計画に、町の市街化の低密度化を防ぐためにどこにどのような機能を持つ施設が必要か決めました。菅谷地区では、子育て世帯等を中心に居住地を選択する上で重要な要素となる教育施設や生活関連店舗等を維持・誘導するための都市機能誘導区域を設定しており、本計画区域はその一部となっております。小中学校の統廃合をはじめとする将来を見据えた効率的な整備を進め、子育て世帯を中心に生活満足度の高い地域の実現を目指し、本整備計画を策定しました。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年になります。

続きまして、質問事項3の(2)につきましてお答えいたします。この整備計画による整備事業は、ハード事業として道路整備事業(町道2-21号歩道整備工事)、統合小中学校建設事業、統合中学校改修事業、学童保育統合設置事業、防災備蓄倉庫設置事業、ソフト事業としまして学校・地域交流イベント実施事業、跡地活用ワークショップ事業となっております。

続きまして、質問事項3の(4)につきましてお答えいたします。ハード事業につきましては、道路整備事業は令和8年度に測量設計、令和9年度に用地買収、令和10年度に歩道整備工事を考えております。

次に、統合小中学校建設事業、統合中学校改修事業ですが、こちらは学校統合推進課が今年度から各種調査を含めた設計などを令和8年度までに実施し、令和9年度から2か年かけて建設工事、令和11年度に解体工事及び外構工事となっています。学童保育統合設置事業は、福祉課により令和8年度から実施設計、令和9年度に内部改修工事を考えております。防災備蓄倉庫設置事業は地域支援課が担当であり、令和9年度から実施設計、令和11年度に内部改修工事を考えております。ソフト事業については、令和8年度以降に学校統合推進課により学校・地域交流イベント実施事業、総務課による跡地活用ワークショップ事業の具体的な手法の検討を行っていく予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より質問事項3の(3)につきましてお答えいたします。

あんしん歩行エリアとは、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区において、都道府県公安委員会または道路管理者の申請に基づき、国家公安委員会及び国土交通省が指定する地区をいいます。本町には該当する地区はありません。議員ご質問の菅谷地区都市再生整備計画と関連はありませんが、生徒・児童の登下校の安全確保について引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番、狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○5番（狛守勝義議員） それでは、再質問させていただきたいと思います。

（1）の経緯につきましてはよく分かりましたので、（2）からの再質問ということで、（2）につきましても統合小中学校の建設事業等、その統合関係のものに関しましては準備委員会、特別委員会のほうでいろいろご議論もあろうかと思しますので、今日はそちらのほうは一切触れませんので。

私が再質問したいのは、ハード事業としての道路整備事業、町道2―21号歩道整備工事についてちょっと具体的に再質問させていただきたいと、そういうふうに思っております。この2―21号歩道整備というのは、事前にちょっとお聞きしましたら、ちょうどシンフォニーさんがあるところから菅谷の裏門のところの通り、あとそれからずっと左折したような形のところというのを聞いているのですけれども、具体的に、320メートルという整備なので、どういう工事を考えているのか、それをまず最初に再質問としてお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

町道2―21号の歩道整備工事の内容ですが、先ほど議員さんのおっしゃられましたヌエックの交差点のシンフォニーさんがあるところから菅谷中学校の東側の通りを通りまして、菅谷中学校の北側の道路、ちょっと狭い道路があるのですけれども、そちらを抜けて出たところの交差点までの、延長が約320メートルになります。現在、インターロッキングの舗装された歩道及び植栽でそちらの歩道があるわけなのですけれども、今回は拡幅を考えておりますので、植栽を整理させていただいて歩道を広げていくという工事で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 今回その工事をするというような計画になったのは、例えば最初ホームページから引っ張り出した資料を見たときに、先ほどもちょっとお話ししたように、統合小中学校の建設というようなことも入っていましたので、それとの兼ね合いでこの道路のほうもやるのかなと

いうふうに思っていたのです。そうすると、ある意味通学路的なところの整備というようなことの意味合いで、少し拡張して歩道もというふうに私は勝手に想像してみたのですが、それとはちょっとニュアンスが違うのかどうか、その辺ちょっとあれですが、それと

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今回の歩道の部分につきましては、既存の歩道がございます。駅のほうから向かってくる埼玉縣信用金庫さんのところから来る部分につきましては、もう現在既存の歩道整備がされております。その先、菅谷小学校と中学校の間を通る国道254号まで出る路線につきましても歩道の整備がもう行われております。今回、この歩道整備におきましては、新たに先ほど言いました菅谷小学校と中学校の間をずっと北側のほうに向かって、ラーメン屋さんのあるほうに向かっていく道路なのですが、そちらのほうの部分には歩道はございません。ただ、もう既に人家、民家が立ち並んでおりますので、新たに歩道を設置していくのは、現時点ではすぐすぐにはできないということで、その部分は考えておりません。既存の歩道の部分につきましては、先ほど申し上げました2―21号の既存の歩道につきましては、現在、細くて狭いので、やはり今回児童生徒が増えてくるということを考えまして、こちらの路線拡張させていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうしますと、多少それも含めてある程度今後の、小中学生の通学路というような意味合いもあるというふうなことでやるという工事なのです。そういうことでよろしいのですね。

それでは次に、あんしん歩行エリアの指定の検討というところをちょっと再質問させてもらいたいのですが、この答弁ですと結局、例えば町が検討するといっても、結果的には緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区において都道府県の公安委員会、道路管理者の申請に基づき国家公安委員会、国土交通省が指定するということなので、例えば町でここが指定したいというふうな形で思ってもそうおいそれとは指定できないというふうな捉え方でいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

このあんしん歩行エリアにつきましては、そもそも表記がこの文言を入れることがどうだったかなという、その反省がまずございます。このあんしん歩行エリアというのは、平成15年度に設置したもので、全国で五百幾つ、埼玉県で31か所指定されて、もう全国レベルの危険箇所という、それをすぐやらなくてはいけないのがという意味でありまして、この文言が昔の計画にあったものが少

し残ってしまっていたというような表現になりますので、このあんしん歩行エリアというのは少し外していただきまして、生徒、児童の登下校の安全確保というような形でお話をさせていただければありがたいかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そもそも今回のこの質問をするのは、こども計画のあんしん歩行エリアというものにすごく興味持ったわけです。というのは、例えば子どもたちが登下校のときの列に車が突っ込んで痛ましい事故というのが全国的に多発していますよね。ですから、そういった意味で、例えば本当にもう通学路的な形で考えたときに、そういうふうなことを検討するのであればぜひ早く検討して、そういうの指定してほしいなというような、そこからのスタートで、それでちょっと調べてみたらその周辺の道路を今度は整備をするということなので、そういうことで、これはもしかしたらそういう方向性で動いていただけるのであればそれが一番いいなというようなことなのです。本当に安心して子どもたち、または歩行者が通れるような形というのはやっぱり一番大事なことなのだろうと思うのです。ですから、そういった形で検討って書いてあるので、またこの検討が実現に向かう形であればこれは本当にいいなというふうに思っていたので、ぜひその辺も踏まえて、できるだけ安全な対策という意味なものを考えていただければというふうには思っているのです。その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今日、午前中の答弁でもさせていただきました。新しい中学校になりまして、通学路が恐らく新しく設定をされるというふうに思っております。今議員さん委員会報告でありましたが、まだ通学路の検討はないということです。どちらかというと地域支援課、恐らくあとまちづくり整備課も、通学路がある程度決まってくるのを少し、待っていると言うとあれですけども、ちょっと様子を見ているような形になります。通学路が決まったら、恐らく関係者と、議員さんも多分現場を歩いてみたいというふうな形で委員会報告がありましたが、当然地域支援課でもある程度まちづくり整備課等と一緒に見て、何かしらの対策を施さなくてはいけないところというのが出てくるのだらうなというふうに思っておりますので、当然バスを使うとはいえ少し多く集まってきたりする、菅谷はありますので、できる限りのことは当然しなくてはいけないかなと思っております。あとはそのタイミングです。タイミングがどの辺でそういうある程度通学路が明示をされて対策を打っていかなくてはいけないかというのを、あとはスケジュール的な問題かなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） では、3の4番、これも道路のほうの関係だけちょっと聞いておきたいと思うのですけれども、8年度、来年度ですよ、まず測量設計ということで、9年度用地買収、10年度に歩道整備の工事ということで、11年度にはもう完成するというような、そういう流れだろうと思うのですけれども、用地買収までするようなところというのはこの320メートルの中のどの辺に当たるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げました整備予定路線の部分の東側につきましては、一応歩道にも植栽があります。その植栽を整理をさせていただくということで、広げさせていただこうと考えておりますが、その先行きまして、菅谷中学校の北側のところになると思うのですけれども、そちらの部分である程度、用地買収でいくのかどうかということもまだ、ちょっと実際の測量設計とかをさせていただいているわけではございませんので、どの程度どういった影響範囲が出てくるかというところを勘案しつつ、この辺りにつきましては考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） よく分かりました。

続いて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（狹守勝義議員） それでは、4番の「金婚・ダイヤモンド婚のお祝い」についてです。毎年行われているお祝いの式典について、次のことを質問します。

（1）、式典への出席は、当事者ご夫婦の申請によるとのことですが、その理由をお聞きいたします。

（2）、昨年出席されたご夫婦の数と該当する実際のご夫婦の数はどの程度の差異があるのかお聞きいたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。

この金婚・ダイヤモンド婚のお祝いにつきましては、嵐山町の社会福祉協議会、こちらが実施をしているところでございます。社会福祉協議会のほうに確認をさせていただきましたところ、まず婚姻日の確認が困難ということもありまして、当事者ご夫婦の申請方式で行っているということで

ございます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。令和6年度の金婚につきましては申請のございました組数が14組で、出席組数は11組、ダイヤモンド婚につきましては申請のあった組数が3組、出席の組数が1組でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 本当に素人的な考えなのですが、私が質問するに至ったのは、やっぱり長年、例えば50年とか60年いろいろ苦勞されながら、ご夫婦とも健在で、そして過ごされて迎えてきているわけです。そういった中で、町としても当然ながら何らかのお祝いをしたいということで式典等でお祝いをするというような、そういう趣旨だろうというふうに思いました。そういう中で、私の住んでいる地域の中でも、健康上ちょっといろいろ大変な状態で、でもこのダイヤモンド婚のほうに出席させていただいていたわけです、その方は。ご夫婦はですね。そういう中で、それを励みにしながら非常に大変な手術も頑張っただけで、それとかなというふうなお話を聞いて、ならば町のほうから通知を出して、そして辞退される方は辞退されるというような方向性でいけばもっと大勢の該当する方々のお祝いができるのではないのかなと、そういうふうに思ったわけです。そして、この答弁によると、社会福祉協議会が主催しているというのは分かります。でも、町であれば婚姻届の受理とか、場合には引っ越ししてきたときの戸籍とかという、そういうふうなことを考えていけばある程度のものというのは把握できるのではないのかなというふうに、私はもう素人的にはそう考えたのです。それがここではちょっと婚姻日の確認が困難だというようなことなので、これは町当局としても例えばそれが個人情報保護とかという、そういう形のハードルがあって出せないとかという、そういうことなのかどうか、そういうことも含めてなぜ婚姻日の確認が困難なのか、その辺私がちょっと今腑に落ちないところがあるのですけれども、それをちょっとお話しいただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、婚姻日の抽出についてお答えいたします。

金婚やダイヤモンド婚を迎える方々につきましては、今から50年や60年前の届出のことになってまして、当時は戸籍の受付記載など全て手書きで行っていた時代であります。平成14年の2月から戸籍が電算化されたのですが、それ以前の年代の婚姻日からの抽出について、念のため可能かどうか戸籍システムのベンダーのほうにも確認いたしましたところ、その手書きの時代のときの件につきましては抽出がちょっと困難であるということの回答をいただきました。

以上となります。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 要するに古い意味で手書きのデータであるとなかなかちょっと難しいという、そういう状況なのでということですよね。そうしますと、例えば電算化をした段階からのこれからの先というのは、それはできるというふうな判断でよろしいのですか。例えばこれから先、当然要するに年数がたっていけば50年、60年というふうな形になるわけけれども、その電算化をすればそれは可能になるということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えいたします。

電算化以降のでしたら婚姻した方々の抽出は可能なのですけれども、中には本籍が嵐山町にない方もいらっしゃいますので、全ての方の把握とかそういうのはちょっと難しいかなとは考えております。

以上となります。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 分かりました。そういったわけで申請の方向性でやらざるを得ないと、そういうふうな捉え方でいいということですね。

そうしましたら、今後できるだけたくさんの該当者の方がいらっしゃったら出席していただくような方向性で、何か町のほうでこういった考えがあるというようなのがありましたらちょっとお話をお聞かせいただきたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、議員さんにご質問いただきまして、金婚式、ダイヤモンド婚式というものについて改めて考える機会となりました。課長答弁にありましたように、抽出については難しいという現状でございます。また、これができたとしても、例えば社会福祉協議会が実施をしている事業でございますので、こういったところに個人情報を渡していいかというのはまたここにはハードルがあるかというふうに考えております。しかしながら、この結婚記念日考えますと、本来それぞれのご夫婦が結婚したことを記念する日ということで、互いにいたわり合って感謝を伝え合うというような、基本的にはプライベートなお祝いであるというふうに考えられます。その中でも、結婚50周年の金婚式というのは、調べましたら、金色の輝きを得た豊かさを表す大きな記念日というような意味があるそうでございます。社会福祉協議会といたしましても、この金婚式に合わせてご夫婦の長寿、それから絆の深さ、そういったものをお祝いをさせていただくということでこの式が行われているというふうに考えております。今回ご質問いただきました金婚式に、意義について改めて考えさせていただいた中で、例えばこの結婚記念日というものをいつとして捉えるのか、これもそれぞれの

ご夫婦によって違うのではないかと。例えば今捉えておりますのは、婚姻届を出した入籍日、これを基準にしておりますが、それぞれのご夫婦によっては結婚式の日と捉える方もいらっしゃるでしょうし、またいろんな婚姻の関係の事実を考えれば、同居を始めた日と、いわゆる一緒に生活を始めた日ということを経婚記念日というふうに捉える方もいらっしゃるというふうに思います。今後、このご質問いただいた中で、申請の要件、これが必ずしも、例えばこの婚姻届を出した入籍日ではなくても、それぞれのご夫婦の結婚記念日と考える日をもって申請をしていただくとか、あるいはその申請方式についても簡略化をするとか、あるいは周知方法についても今以上にそれぞれの皆様方にご周知をできる方法はないかとか、こういった点を社会福祉協議会と一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 答弁ありがとうございました。長い間、本当にご夫婦もいろいろな苦勞ありながらも健在、晴れてそういうお祝いされるわけですから、幅広く、該当者がいたらそういう形で祝いしてあげられるような体制が取ればいいなというふうに思いますので、今後ともまた研究していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

◇ 竹 内 隆 哲 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号2番、竹内隆哲議員。

質問事項1、町の選挙についてです。どうぞ。

○2番（竹内隆哲議員） 議長のご指名をいただきましたので、議席番号2番、竹内隆哲です。一般質問を始めさせていただきます。

大項目1番、町の選挙についてお伺いいたします。参議院選挙を前にしています。成人年齢が18歳になり、選挙権を早く持つようになりました。若者の投票率だけではなく、町民全体の投票率も問題はないのでしょうか。今後の選挙について伺います。

（1）、近隣市町村の投票率の統計は。

（2）、結果を受けた対応を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項1の（1）についてお答えします。

近隣市町村の投票率につきましては、参考までに、昨年10月に行われました衆議院議員総選挙の東松山市、比企郡内及び東秩父村の投票率を申し上げます。投票率の高い順に、東秩父村63.87%、

鳩山町59.79%、小川町58.59%、ときがわ町56.42%、川島町55.26%、吉見町55.25%、滑川町54.75%、東松山市53.25%となっております。なお、本町につきましては54.35%でございました。また、埼玉県全体の投票率は51.14%で、国全体の投票率は53.85%となっております。

続きまして、質問事項1の(2)についてお答えします。町では、町内の学校全てに啓発ポスター及び標語の募集を行い、小学生から選挙権が開始された高校生までの選挙への意識づけを行っております。さらに、嵐山まつりの際には、応募いただいた作品を掲載した啓発ティッシュの配布を行い、年齢制限なく来場者への選挙啓発を行っております。また、1月開催の二十歳の集いの際には、公益財団法人明るい選挙推進協会が作成したリーフレットの配布により二十歳の選挙啓発を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番(竹内隆哲議員) 再質問させていただきます。関連するので、(1)、(2)をまとめて伺います。

ほかの市町村や町でも様々な告知をし、広報や公式アカウントだとかでも事前の告知や期日前投票のお知らせをしていると思います。町でも多くの取組があるかと思いますが、町が対応した結果、投票率の向上につながっているか。まだ結果が出ていないかもしれませんが、お伺いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さん言うとおり、町ではいろいろな活動をしておりまして、投票率の向上がつながっているかと思います。その中でも、嵐山町は期日前投票所を2か所、役場と菅谷の交流センターということで。他の市町村ほとんどが1か所でございます。2か所にすることによって期日前投票しやすい状況になっているかと思います。先ほど比企郡内の投票率の数字を申し上げましたが、比企郡内、埼玉県でも全て各市町村上位になっております。ちょっと参考的に数字を申し上げますと、埼玉県内72市町村区設けております。72、ちょっと多いかなと思うのですが、さいたま市につきましては10区に分けておりますので、埼玉県内72市区町村というふうになっております。嵐山町の状況を申し上げますと、先ほど言いました令和6年10月に行いました衆議院議員総選挙につきましては、72中14位の上から投票率のいい順になっています。そして、5月8日の埼玉県知事選においては県内10位、令和4年7月に行われました参議院選挙におきましては15位、令和3年10月に行われました衆議院議員選挙については9位、令和元年8月に行われました県知事選挙におきましては10位というように、10位から大体15位ぐらいを嵐山町は動いている状況です。先ほど申したのは、比企郡内では先ほど滑川町に続く順位でしたが、比企郡内を見ますと毎回ほとんど東秩父村が埼玉県内で1位でございます。大体同じように15位以内ぐらいに比企郡8町村がいつも

入っている状況で、比企郡内の投票率は高い状況となっております。

以上です。

○森 一人議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番（竹内隆哲議員） 再々質問させていただきます。

町は、町民が選挙や政治に関心を持ち、投票所の場所により不平等にならない環境をつくっていただきたいと思います。町でも7年前に投票所が減ったという情報をもらっていたのですが、今日、先ほどお伺いしまして、期日前投票所の場所が2つあるだとか、これは新たな情報としてお伺いしたのですが、統計で出ているのですが、移動時間が5分未満で約2割、20分以上だと4割近い、言ってしまうと投票をしませんという人たちのデータがありまして、投票所の数だと私は比例する、遠いだけでやはり無投票だとか投票所に行かないという方が増えるのかなと。投票所に行かなかった方のアンケートがあるのですが、4割に近い回答が投票所の場所の利便性によるものという情報がありまして、町ができることでいうと、より利便性の高いところ、駅の構内に期日前投票所があったりだとか、ショッピングモール、コンビニだとか、いろいろ問題はあると思うのですが、こういうところへ投票所、期日前投票所をつくることで投票率をさらに上げることができるのではないかと。比企管内で投票率が比較的下のほうでしたけれども、埼玉だとか全国でいうと決して嵐山町の投票率は低くないというのは今いただいた情報でも分かったのですが、さらに投票率を上げることができるのではないかと考えております。

町のお考えを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 人の多いショッピングモール、駅等に投票所を設けたらいいのではないかと。うお話でございます。確かに期日前投票等についてはそういうことをすると多少は上がるのかなというふうには思うのですが、当日の投票所については、例えば第1投票区というのがふれあい交流センターです。菅谷1区から9区、住所が菅谷の方がこちらの投票で受けられるということで、例えばこれをショッピングモール、駅にすると町じゅうの方が来てしまいますので、全員の受付簿を持っていっても、自分のいる住所のところの受付簿で受付をして、二重投票になってしまう等もありますので、投票所については正式な投票、期日前投票は可能ですが、一般的な当日の投票については今までどおりで行いたいと考えております。

○森 一人議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番（竹内隆哲議員） そうですね。期日前投票と実際投票日の投票場所というのはやはりちょっと性質が違ってくるかもしれないので、期日前投票の場所だとかについてはより投票率を上げるためにご検討いただければと思います。情報ありがとうございました。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時18分)

令和7年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

6月6日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第10番議員 畠 山 美 幸 議員

第7番議員 藤 野 和 美 議員

第9番議員 青 柳 賢 治 議員

第6番議員 小 林 智 議員

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
馬 橋 透	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長
青 木 正 志	生涯学習課長
中 村 寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎発言の訂正

○森 一人議長 冒頭、猶守議員の一般質問における答弁について、柳澤町民課長より答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 大変貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。

昨日の猶守議員の一般質問の質疑におきまして、金婚、ダイヤモンド婚のお祝いに関する質問に対し、平成14年以後のデジタル化分に関しては対象者の抽出ができる旨お答えをいたしました。が、当町以外に本籍のある方の抽出はできず、結論としては技術的にもデジタル化分も含め、抽出はできません。さらに、個人情報保護の観点からも、社会福祉協議会に関して情報提供をすることができませんので、昨日の回答につきまして訂正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 本日の一般質問は、受付番号5番、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の飼い主のいない猫への対策（地域猫活動）についてです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 改めまして、皆様、おはようございます。議長のご指名がございましたので、議席番号10番、畠山美幸、一般質問を行います。

大項目1番目ですが、飼い主のいない猫への対策（地域猫活動）。町では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、猫の避妊、不妊とも言いますが、去勢手術の取組を行っています。これまで地域のボランティアの皆様が熱意を持って活動に取り組んでくださったおかげで、以前に比べて猫の数が減ったとの声も聞かれるようになってきました。しかしながら、一方でいまだに猫を増やしている方がいるという話もあります。対策の継続、強化が求められていると感じております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

（1）、事業開始から令和6年度まで避妊、去勢手術を実施した猫の総数は何匹でしょうか。

（2）、最も多くの猫の手術が行われた地域はどこでしょうか。

（3）、ボランティアの方々は手術費以外にも様々なご負担をされているとお伺いしておりますが、1匹当たり、または年間でどの程度の持ち出し、費用負担があると見込まれているのでしょうか。

（4）、今後の課題についてどのように認識しているかお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

平成28年度が32頭、29年度30頭、30年度68頭、令和元年度134頭、2年度155頭、3年度115頭、4年度165頭、5年度91頭、6年度75頭です。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。手術が行われた地域につきましては、町内全域として集計させていただいており、地域ごとの集計は実施しておりません。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。費用負担については、集計をしていないため正確な数字ではございませんが、昨年度、ボランティア活動をされている方、主な3名に聞き取りしたところ、1人当たり年間50万円程度の自己負担をされております。

続きまして、（4）につきましてお答えいたします。地域猫活動につきましては、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこチケットの配布や町単費分及び県補助対象分の不妊、去勢手術費補助金を助成しております。今後の課題としては、現在個々に活動していただいているボランティアの皆様が以前のように団体としてまとまっていただけると、町としては協力体制をさらに構築していけるとともに、地域猫活動の趣旨に賛同してくれるボランティアを一人でも多く増やすことにつながっていくのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それでは、（1）の再質問をします。

先ほど課長から28年度からの頭数を教えていただきました。今計算しましたら885匹、9年間で885匹ということは、ほぼ1年で100匹単位で、令和7年度が終わりますとこの事業、10年間事業をやってきたということになりますが、1,000頭あたりになるのかなと今の数字を聞いて思いました。本当に最初は一般質問で不妊、去勢の補助金をという質問をしたのが平成26年ぐらいだったかと思うのですが、平成28年の9月の補正予算で県からの補助金が40万入りましたところからこの事業が始まりました。3年間はボランティア団体をつくってやらないと補助金が県から下りないということで、今までお話を聞いていた、地道にこの活動をされていた方々が本当に自己負担でやってきたというお話を聞く一方、野良猫がごみを荒らしてしょうがないのよという苦情も私の耳に入ってきたりとか、それが様々、片や減らそうとしている人と、減らない猫がいたずらして町を汚す、そういうことを解決するには、やはりこの活動をしっかりやっていかなくてはいけないだろうということで質問させていただき、28年から始まったわけなのですが、その結果が880、900匹近い頭数を不妊、去勢していただいたおかげで、今私の耳には大分減ったねという声はあるのですが、一方個人のお宅でまだまだ増やしているうちもあるよというお話も聞いていますので、今回10年迎える前にしっかり精査しておこうと思ひまして質問させていただきました。今のところ、7年度で何匹ぐらいの不妊、去勢の頭数は分かっていらっしゃいますか。まだ始まって何か月だから、まだ報告は上がっていないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

7年度につきましてはまだ始まったばかりで、申し訳ございません、申請頭数については把握してございません。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） では、（2）に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） ボランティアの方は手術費以外にも様々なご負担があつて、（2）のほうは、手術が行われた地域については町内全域として集計で実施して……では、地域は分からないということですね。大体皆様やっていただいたところが、やはり人口の多いところに多くいたかなって思います。地域をここで申し上げると、菅谷とか、あと川島とか、そういうところで多くやっていると思うのですが、地域はどこ……これは分からないと思うのですが、では今後、さっきもお話ししましたが、まだ増やしている方がどういうことをしていいのかわからない方がいると思うのですが、その辺の周知はどのようにされておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

確かに先日も、これはちょっと北部のほうのお話だったのですが、農村部のおばあちゃんが20匹ぐらいですか、庭先に餌づけをして、その中の子猫が生まれて、中に4、5頭は妊娠しているのではないかというお話もございました。そういったことも含めて、広報等、ホームページもちろん地域猫活動の周知、猫をこれ以上増やさないような意識啓発という形で今後も続けてまいりたいと思っております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 先ほどは人口の多いところと言いましたが、農村部もやっぱり増やしているところがまだあるのかなと。今課長もおっしゃいましたが、あるのかなと思っております。やはりこの不妊、去勢手術をしようと思っても、お金がかかると思っているし、できないでいる。また、今5,000円でできる場所が、動物病院が妻沼と上尾にしかないということで、やはりなかなかそこまで連れていくことができないというのが問題であって、以前の質問では何とかこの比企管内の動物病院さんでそういう受入れをしてくれるところが増えてくれないか、お願いしてみてくださいって言ったところが、獣医さんの中心になるところがそういう考えがないという答弁でしたということで答弁をもらったことがあったのですが、あとはここだと……あそこは熊谷になるのかな、熊谷のところに動物指導センターがございまして、嵐山からだと本当に近くて便利なおところにあるわけなので、あそこにも県の獣医師さんがいるわけなので、何とか月1回でもそういう日を設けるとかやっていただけないかという質問も過去にはしているのですが、なかなか県の獣医師さんも忙しくて無理だみたいな答弁だったのですが、今後やはり一番頼みやすいところはそこなのかなと思うのですが、課長のほうからまた県の指導センターのほうにお願いはしていただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

県の動物指導センターのほうですよ。もちろん再度働きかけはしてみたいと思っております。

○森 一人議長 畠山議員に確認させていただきますが、全で一緒でよろしいですか。

○10番（畠山美幸議員） そうですね。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） すみません。では、いろいろあちこち行ってしまうので、まとめて質問させていただきます。

本当に県の指導センターのほうでやっていただければ、月1回だっていいと思うのです。多く抱えている人は、そこに連れていけば5,000円でできると言えば、やっていただける方が大分いるのかなと思いますので、ぜひ働きかけをもう一度お願いしていただきたいと思います。栃木のほうで犬

猫みなしご救援隊とかという猫とか犬の行き先のなくなった動物を保護しているセンターがあるのですけれども、そこの代表の方が広島県出身だったかな。それで獣医さんが、飼い主のいない猫の場合は、手術方法が本当に簡単に2、3センチぐらい切ってリターンできるような手術の仕方をするらしいのです。そういう方をいつでも教えますというような、ホームページだったか、本で読んでことがあるので、ぜひそういうところに県のほうからお問合せいただいて、やっていただけるように確認していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

県の指導センターのほうにそういった手術方法をやっているお医者さんがいるというお話ですね。そのことも含めて働きかけてみたいとは思っています。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひお願いしたいと思います。

あと、全体と言ったけれども、ボランティアの方々の手術費以外に、先ほど50万程度年間で持ち出しがあるのではないかと、平均を調べてだと思っておりますけれども、今3名の方でしたっけ。3名の方がいらっしゃって、この3名の方も表向きは個々でやっていたら見えるように見えますが、恐らくその後ろにはお手伝いしてくれる方も何人かいるのかなって思います。先日、嵐山地域猫活動推進事業費補助金交付要綱、こちらを私今までよく確認していなかったのですが、こちらを見ますと第6条のところに、補助金の額は団体が行う補助事業の場合は補助対象経費の額とする。ただし、個人が行う補助事業の場合は、当該年度において5,000円を限度とするという項目があったわけですが、個人で活動している場合は不妊、去勢手術費負担は町とか県でやっていたいただいているわけですが、この個人でやった場合の年度で5,000円というのは、これは何に使ってもいいというお金でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりで、この5,000円については手術費以外の例えば餌代だとかガソリン、病院まで行く交通費、そういったものに使っていただいても構いません。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 団体が行う補助事業の場合は補助対象経費の額とするってあるのですが、この団体というのは、ここの要綱の中に3人以上であれば団体と認めるという文章があったのです。そのうち、3人のうちの代表の方は県内に住んでいなくてはいけません。ちゃんと税金も払っていないといけない。半数以上が町内であれば、だから例えば3人でグループを組んだ団体として認め

てもらう場合には、2人は町内で、1人は町外の方でもいいということだと思うのですが、いかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりです。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それで、では人数は3人以上であり、町内に住所を有する者が2人いれば、町外の人が1人入っても団体として認めていただき、この額というのは幾らぐらいいただけるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

額につきましては、町の単費分の補助が15万円ございます。この中で、例えば2つ申請が団体、組織としてあったとすれば、その中で活動の内容等も精査させていただきまして、町のほうで配分はさせていただきたいというふうには考えております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしますと、今までの補助金の金額を昨日全部調べてみたのですが、昨年、6年度が県費が15万、県からの補助金が15万で、繰入金15万ということで、この繰入金という書き方なのですが、一般財源からではなくて繰入金15万って書いてあるのですが、これはふるさと納税から入っているということで、総務課長、よろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 繰入金につきましては、ふるさとづくり基金からの繰入れでございます。ふるさとづくり基金につきましては、ふるさと納税をしてもらった寄附を一回ふるさとづくり基金に入れて、そこからの繰入れということですので、考え方は間違っていないと思います。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今ふるさと納税から繰入金が入っていますというご答弁で、昨年は15万、今年度も15万、令和5年が10万、ずっと過去は10万ずつ繰入金は入れていただいているのですが、ふるさと納税もそんな地域猫活動だけではなくて、環境整備の中の地域猫というところに来ているお金があるわけなのですが、それがトータル今までで幾らぐらいになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 令和7年度の予算ベース及びこれから決算を行います6年度末の決算についてでございます。今年度、環境保全事業ということでふるさと納税でお金をいただいたものについては、環境保全事業に使っております。令和7年度の予算で申し上げますと、今回質問を受けています地域猫活動推進事業に15万円、あと自然緑地管理活用事業、除草委託ですけれども、こちらに100万円、ごみ減量化推進事業、生ごみの処理機の設置費補助金、こちらに60万円、地球温暖化防止事業、地球温暖化防止設備設置補助金に50万円ということで、今年度につきましては予算ベースで231万円の補助を出しております。6年度はまだ決算終わっていませんが……終わっているのですが、決算審査は終わっていませんが、令和6年度の環境保全事業へのふるさと納税が563万8,000円ございました。今まで全てふるさとづくり基金の環境保全事業というところに取り入れて、毎年そこから支出しているわけですが、6年度末現在で環境保全事業のふるさと納税の積み立てている残が1,409万4,400円残っておる状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今課長の答弁は環境保全全体でのお答えなのですが、私は過去に、だからこの地域猫の活動が始まったときに、ふるさと納税の中に地域猫活動に使うという別項目をつくってくださいねというお願いをしております、それがしかしながら環境保全というところに含まれているのですけれども、ふるさと納税をするときにどこに使っていただきたいですかというときに、多分寄附する方はどこかにレ点を入れると思うのです、教育関係だとか。地域猫に特化したところにチェックが入った金額というのは分からないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答え申し上げます。

寄附金を納めるときに、どこに活用しますかというところで全部で7項目ございます。まず、1つが自治体にお任せ、次に今お話がある環境保全事業に使ってください、産業振興に使ってください、教育環境の事業に使ってほしい、文化財保護事業、社会福祉事業、スポーツ振興に関する事業ということで7項目ありまして、そのうちの地域猫につきましては環境保全事業に使ってほしいというだけで、その中を細分化してということで寄附はいただいていませんので、大くくりの環境保全事業がその中に地域猫が含まれているというふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） では、この環境保全事業の中に地域猫が加わって、その一つ一つのところには幾ら入っているかというのは分からないと。分かりました。しかしながら、環境のところには残金としては1,400万円程度あると今ご答弁でした。これを全部地域猫に使えということではないの

ですが、これからちょっと質問を続けさせていく中で、多少その、ちょびっとでいいので、まだ回せる部分があるかなということを追求していきたいと思いますが、まずちょっと話が飛んでしまいかもしれないのですけれども、さっき地域のところでどこが一番増えていますかという、どこで一番手術が多かったですかという質問があったのですが、路上死、猫が車にひかれたりとかして路上で死んでいる猫がいるわけなのですが、令和4年のときにマイクロチップを動物に入れましょうという法律が改正されたわけなのですが、今路上死の猫たちというのはマイクロチップが入っているか、入っていないか分からないのですけれども、死んだ猫に対してリーダーという機械があるのですけれども、それで確認はなされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

路上死、道路上で死んでしまった猫につきましては、今現在業者のほうに依頼、委託をさせていただいているのですけれども、その際にマイクロチップ等を確認しているかといえば、してはいないです。特に路上で死んでしまっている猫、犬も含めてそうなのですけれども、その死んでしまっている状態で、言い方はあれなのですけれども、廃棄物扱いになってしまっているのです、そういったチップ等の確認はしておりません。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 埼玉県のホームページを見ますと、マイクロチップの装着の義務化というホームページにあったのですが、犬猫のブリーダーやペットショップといった犬猫等販売業者は、犬または猫を取得した日から30日以内にマイクロチップを装着しなくてはならないという義務が義務づけられましたということが書いてあるのですが、路上死の中では、犬もですけれども、雷が怖くて、飼っていた犬が怖くてどこか逃げてしまったとあって、たまたま車にぶつかってひかれてしまっていった、飼い主さんが探しても見つからないといったら廃棄物処理されていたかもしれないということもあるので、このマイクロチップが装着義務になったというのは阪神・淡路大震災のときに動物が本当に飼い猫なのか、飼い犬なのか分からないということでこれが始まったようなのですが、一応埼玉県のホームページには義務化について書いてあるわけなので、今大体義務としてみんな入れているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

現在犬については、ペットショップなどで購入した犬については義務づけられていると思われます。ただ、猫については現在義務化にはなっていないのではないかなというふうには認識しております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 時間もなくなってしまうのですけれども、もしかしたらマイクロチップが入っている飼い猫が路上死しているかもしれないので、できればリーダーを……今嵐山町だと新埼玉さんとウェイストさんかな、が動物が死んでいた場合には処理してくれる業者さんになっているのかなと思うのですが、ああいうところにリーダーとかを置いて一応確認をさせるということはいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、路上で死んでしまった時点で廃棄物としての扱いとなってしまうので、そういった現状もありまして、今現在マイクロチップの確認をする考えはございません。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今後ごみ処理業者さんとちょっと相談いただいて、やはり飼い犬、飼い猫が混ざっている場合もあるかもしれないので、リーダーは3,000円ぐらいで買えるというお話も伺っておりますので、場合によったら、差すところは決まっているらしいので、一応確認するというのを嵐山町はやっていただけたらありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今後検討という形ではさせていただきますが、今現在ではそういった考えはございません。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） あとは、先ほど費用の50万円かかっているというお話の中では、やはり餌代、砂代、あと子猫が来たときのミルク代、あとはワクチンで、たまたま今日ちょっと橋本さんと話ししていたら、いただいた猫ちゃんが実はエイズだったのだという話を伺って、それで検査費が、その検査をするのに5,000円かかるらしいのです。さっき言った個人には5,000円しかないわけなので、あれなのですが、団体さんにはある程度の分担金というのかな、が行くので、さっき繰入金は15万なのですけれども、そこを団体さん……繰入金、3団体あれば5万ずつになってしまうと思うのですけれども、もう少し検査だとか、そういうところにも出せる費用を、1年間で1匹か2匹検査だけでは済まないと思うのですけれども、ちょっと気持ち上乘せという考え方はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

日頃地域猫活動を皆さんにやっていただいておりますが、個人負担が多いという部分は認識しております。しかしながら、近隣で比企管内でこういった町の単位で補助、助成をしているところは東松山市と嵐山町だけであります。そういったところも含めて、今現在の額を維持していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そういう答弁が返ってくるだろうと思っておりましたけれども、それであれば募金箱の設置をしてみませんか。飼い主のいない猫でもいいし、ちょっと動物愛護の募金箱を公共施設に、環境課の窓口、あとやはりお金ですので、窓口に誰か人がいないと駄目なので、ふれあい交流センター、やすらぎ、かわいそうなそういう飼い主のいない猫を増やさない対策をするという名目の募金箱をそういう窓口に設置する方向というのはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

募金箱の設置ということですが、募金箱の設置についても町主導で行うというよりも、先ほど答弁させていただいたとおり、団体として、団体のほうで働きかけていただけると大変理解も得られやすいのではないかなというふうには考えております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしましたら、私のほうで知っている限りの方々には今までは個々に頑張ってもらっておりますが、団体になることで活動費用が若干増える可能性もありますから、ぜひ3人以上の団体になって活動していただくのはいかがでしょうかというお話を持っていきながら募金箱を作っていただき、それは例えば団体さんがこれを置いてほしいといった場合には、町の先ほど言ったようなところに置くことは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

そういった組織として、団体として働きかけていただけるという形であれば、設置場所についてはこちらで検討させていただきたいと思っております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひそういう形で私もお話を持っていきまして、そういう募金箱の設置をしていく方向で考えていけたらと思います。

町長に最後にお伺いしますが、ふるさと納税のお金は環境に関係するところに様々……環境保全

に使うことになっているのですが、6年、7年で15万に5万増えているわけなのですが、今後この辺に関して自由に使える、この繰入金のほうは自由に使えて、県は不妊、去勢手術のお金のみのので、何かお考えはあるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この地域猫の活動、本当に嵐山町においては大変大きな成果を上げていただいております。それで、また県全体で見ますと、例えば殺処分された猫の数、令和2年が652頭、令和3年が半減して328頭、令和4年は190頭、令和5年はもう3桁から2桁になって64頭、令和6年度になりますと15頭です。もうほぼゼロ、政令市や、それから中核市を含まないと、それ以外ではゼロ頭なのです。もう非常に大きな効果を上げていただいている。ですから、例えばそういう点からいきますともう十二分にやっけていただいている。これがまず事実として、本当に町としても心から感謝申し上げたいと思います。

では、今度は補助金だとか、そういうようなことに関して少し整理をさせていただくと、今嵐山町のほうで単独15万円支給しておりますけれども、この補助の対象というのはあくまでも不妊あるいは去勢手術、そういったものが対象と。この補助金の性質上、全ての経費に対してそれを出すということではなくて、こういうことに使ってくださいということで補助が出ています。例えば、ちょっと違うかもしれないですけども、学校再編で国交省のほうから50%出ますよといったって、では基本設計はゼロ円ですから、町が単独で全額出すわけです。では、今度は実施設計になったら50%来る。4,000万円だったら2,000万円来る。実際は30%来ない。30%ということは、上限が50%の30%だから、総額からいくと20%以下です。この時点で数千万円違ってしまうのです。今後だって大変です。こういうのがやっぱり補助金のあれでありますので、基本的な考え方はそういうことでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

そういう中で、私が今話を聞いていて年間50万円、またこれは非公式ですけども、中には100万ぐらい自己資金を費やしているというような方がおられるというのも聞いております。それを聞いたときに私が一番最初に思ったのは、この事業が県を挙げてスタートする前だったかな、議員さんに声をかけていただいて行った講演会だったかなと思いますが、東松山で全国組織の会長さんですか、女性の方、その方が来て講演会をやった。これこれ、こういう活動をしていますよということで、ぜひご理解いただきたいということでその会長さんがお話をしていました。最も印象に残っているのは、その会長さんはこの運動を推進するほうでありながら、でも皆さんいいですか、やり過ぎないように注意をしてください。やり過ぎないように注意する、これを非常に強調していました。なぜかという、やり過ぎると家族間がおかしくなります。地域から地域関係がおかしくなります。最終的には、年間その方200万ぐらいと、経済的にもおかしくなります。やっていただくのはいいの

ですが、やり過ぎに注意をしてくださいというのが非常に印象的でした。だから、個人で50万以上のお金を費やしてしまっていると。私は、少しそういう傾向にある、その方が言われているのは、そのときはよく分かりませんでしたけれども、まさにそういう傾向にあるのではないかということをととても心配している。猫の殺処分は確かに減らしていただいているけれども、その人の人生だとか、家族間だとか、地域間の関係が崩れる。これは、町にとっては非常に微妙なところがありますので、町としては課長が答えたように、この15万ということはしっかりと責任を持って継続的にやっていく。強化という関係に関しては、もう既にこれだけのすばらしい実績を上げていただいておりますので、そこところは現状を責任を持って維持していく。

それから、あとは実際のいろんな奉仕活動をされている団体さんとの比較をしてみると、この件に関しては町の単独が15万、県からも15万、それ以外にいろいろな公益財団ですか、あちらのほうのチケット、これはやっぱりやった分だけ10万、15万出ている。これだけ1つの団体に大きな予算が行っているところは多分私はないと思います。嵐山町の中でも自然保護をやっている団体さんもあります。スポーツを通じて青少年健全育成だとか、あるいは文化の継承をやっている方もいる。あるいは、守り隊というところで除草作業だとか美化清掃をやっている方もいる。これは、どれを取ってもこれだけの大きな予算を持っているところはないかなというふうに私は認識をしておりますので、ぜひこの予算の範囲内で、そしてできる範囲内でやっていただく。活動のやり方をちょっと工夫していただく中で、ぜひ活動を継続していただきたいということが私からの意見であります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今やり過ぎないでというお話がございましたが、やはりそこに命があるとやり過ぎてしまう人もいますのです。ですので、そこだけはご理解いただいて、今後は先ほども言いましたけれども、募金箱を設置して多くの皆様にご理解いただきながら、ちょっと費用のほうを考えていきたいかなと思います。

では、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 2、ペットボトルキャップ分別回収事業の拡大について。近年、環境保全やリサイクル推進の観点から、各自治体において様々な取組が進められています。その中でも三郷市が実施しているペットボトルキャップの分別回収事業は、資源の有効活用やCO₂削減、さらには収益を通じた社会貢献（ワクチン寄附など）という面でも大変意義のある事業だと評価されております。このような取組をぜひ町でも実施していただきたく、以下の点について伺いたいします。

（1）、町において現在ペットボトルキャップの分別回収はどのように取り扱われていらっしゃるのでしょうか。

(2)、三郷市のように公共施設や学校に回収ボックスを設置し、町民協働で回収を進める仕組みを導入することについてのお考えは。

(3)、導入に当たり想定される課題とそれに対する対応策についての考えは。

(4)、町民の環境意識向上にもつながるこの事業を環境教育や地域活動と連携させて進める考えはありますか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項2の(1)につきましてお答えいたします。

ペットボトルキャップは、ごみ・資源分別収集カレンダーにもイラストつきで掲載しておりますが、毎週火曜日の資源プラスチックの日に回収し、町内の処理施設へ搬入、処理しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。回収ボックスにつきましては、町内小中学校では志賀小学校以外は既に設置済みです。プラスチック新法が施行され、小川地区衛生組合と管内自治体でプラスチックリサイクルに向けての協議を継続しておりますが、その枠組みとは別に町内公共施設への回収ボックスの設置について前向きに検討してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。ペットボトルキャップの回収では、拠点回収を実施することになります。課題の1つとして、町内では地域によっては回収場所までの距離が遠くなること、2つ目は民間施設に設置した場合の回収方法になるかと思われます。しかしながら、プラスチック新法も施行していることから、キャップのリサイクルが推進できるよう、まずは町内公共施設への設置を考えてまいります。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。前項目でお答えさせていただきましたとおり、衛生組管内ではプラスチック新法の施行に伴い、現在の処理方法から新たなリサイクルに向け協議を継続しているところでございますが、ペットボトルキャップの回収事業を通してプラスチックの資源循環の意識醸成を図ることは有意義であると認識しておりますので、選択肢の一つとして研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番(畠山美幸議員) (1)から再質問します。

ペットボトルキャップは、確かに今資源プラスチックの日、うちのほうだと火曜日なのですが、その日に回収されて、先日全員協議会の中で吉本議員から小川衛生組合の報告があったのですが、資源ごみが実際は、資源に回っている部分は確かにあるのだけれども、燃やされている部分がほとんどだというようなことを認識しました、この間の報告を聞いて。そうしますと、このペットボトルキャップというのはプラスチックの中でもポリエチレンとポリプロピレン、その素材だけ、もう

その２種類、それぞれが100%の同素材でできているものしか使っていないということなのです。そうするとリサイクル率がすごくよくて、これを燃やしてしまう手はないでしょうということなのです。今サステナブルというのが騒がれておりますけれども、やはりしっかりそういう方向でやっていかなくてはいけないなって、町も考えてないって書いていないから、そういう方向で進めていくという答弁ですからいいのですけれども、三郷市は何か国の補助金をもらって始めた事業ではあったのです。昨年度の事業として始めていたわけなのですが、今社協さんがペットボトルのキャップを集めて海外のワクチン接種に使うという活動をしているので、そこはそこでやっていただいて構わないのですが、一般住民の方でまだそういうところになかなか……町役場の入り口だったかな。ではない。ふれあい交流センターに社協さんのペットボトル回収箱と、あと社協さんの入口のところにあるのは存じ上げているのですけれども、あと社協さんで置いてあるところ……そんな質問はいいや。まだ置いてあるところがあるのかちょっと分かりませんが、町としてやはり100%そこにはいつてないと思うので、キャップの分類をして、それをリサイクルに回すということをぜひしていただきたいのです。リサイクルすると、１個のキャップが5.7グラム、それが年間の量を燃やしてしまうとCO₂がすごく多く出て、これを燃やさない方向にすると年間CO₂排出量の削減値が1,302万7,372グラム、1,300万グラムぐらい減るそうなのです、燃やさなければ。という数値も出ておりますので、ぜひこれをしっかり進めていただきたいと思うのですけれども、回収は嵐山町でやるとしても、その先は小川地区衛生組合が管轄ですので、ぜひ小川地区衛生組合のほうにも働きかけをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、今現在サーマルリサイクルという形で処理しているペットボトルキャップをそういった別のルートでリサイクルに回せるという形では、やはり嵐山町単独だけではなくて、衛生組合管内でそういった提案を今後もしていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） （２）の答弁にそのように、今協議継続しておりますって書いてありました。学校なのですからけれども、昔ベルマークというのを集めた時代がありましたが、今こういうキャップの回収とか、さっき社協さんではワクチンにするために集めているのですというお話があるのですが、今学校でもそっちのほうで集めているのであれば、それはそちらに行って構わないのですが、まだ実施をしていない学校とかあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

まず、菅谷小学校、七郷小学校では、主にPTAの資源回収を中心に集めまして社協へ渡しているということです。年3回程度の資源回収ですけれども、かなりの量が集められているということです。また、学校にも児童が持って行って入れられるケースは設置しておりますので、随時回収しております。また、菅谷中学校、玉ノ岡中学校では比較的大きなペットボトルの回収ボックスを設置しておりますので、それに生徒がご家庭から出たペットボトルを持ってきて随時回収しているということです。いずれも嵐山町の社会福祉協議会に渡しております。社会福祉協議会のほうには、集まった時点で連絡をすれば回収に来ていただけると聞いております。現在設置ができておりません志賀小学校については、できないということではなく、今取組がなされていないということだけです。今後またPTA活動等の中で投げかけをしていただけるというようなこととなっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、今後こういう資源を無駄にしない活動をやっぱり小さいうちから勉強していただく。先ほども言いましたけれども、ペットボトルもそのままリサイクルに回るし、キャップも本当に100%純粋な製品で作られているわけなので、リサイクルして、よくスーパーの買物籠とか、あとうちなんかお店なんかで使います折りコンといって畳める折りコンというのですけれども、そういうものにもなりますので、ぜひそういう指導をしていただきたいのと併せて、ワクチンになる活動も社協でやっていることも併せてお願いしたいと思います。

こちらは以上です。

次、3番に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　自動販売機で嵐山町のお土産販売について。現在自動販売機の機能は多様化しており、飲料だけでなく、食品や地域特産品、土産物などの販売にも活用されるようになっていきます。特に観光地においては、観光客の利便性向上と地元産業のPRを兼ねた取組として注目されております。そこで、町の観光振興と地域経済活性化の観点から、以下の点について伺いいたします。

（１）、観光地や集客施設において、自動販売機に併設した地元の土産物や特産品を販売する自動販売機の設置を検討されたことはありますか。

（２）、具体的にはバーベキュー場、農産物直売所、嵐なび2階の広場など、人の集まりやすい場所への設置についての考えは。

（３）、こうした自動販売機の設置が地元事業者や観光客、双方にとって有益であると考えます。今後事業者との連携やモデル事業の実施など取り組む可能性はあるのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（３）について答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、質問事項３の（１）につきましてお答えいたします。

数年前になりますが、観光協会が嵐丸グッズなどを販売できる自動販売機の設置を検討した経緯があるようです。当時の試算では、設置費用の回収ができないため断念したとのことでした。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。自動販売機を設置する場合には、議員ご提案のとおり、人が集まりやすい場所に設置することが最善であると考えます。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。事業者との連携やモデル事業の実施に向けて、まずは嵐山町の土産物や特産品の中で自動販売機で売れるもの、販売機の種類、運営形態、設置費用などを調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、畠山美幸議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） それでは、もうこの3番目は一括して質問したいと思います。

以前観光協会での設置の考えを検討したことがあったという答弁で、設置費用の回収ができないため断念したとあるのですが、昨日の別の自動販売機の話にはなりますけれども、防犯カメラつきの、今回パトロールセンターについて1日10本ぐらい売れば採算が合うというお話がありましたが、やっぱり10本ぐらいそっちが売れないと採算が合わないという考え方なののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

機械、販売機の種類によって値段がまちまちなのですけれども、初期費用で50万円から200万円ぐらいの間に設置できます。ランニングコストにつきましては、5,000円からやっぱり2万円ぐらいかかるということで、その最初の投資した費用と、それからランニングコストを合わせると月に5万円ぐらい結局売り上げないと、純利益を3万円ぐらい生み出さないとペイできないということになりますから、それ以下ですと最初の初期費用を回収するのに5年も10年もかかるということだと何のためにやっているのかということになってしまいますので、その辺りで企業のほうからちょっとまだ向きませんねというようなお話もあったようなのです。そういったことで断念したというふ

うに聞いています。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回この質問をするのは、小田原一夜城のところにたまたま遊びに行ったら、一夜城の駐車場のところに有名なパティシエさんがやっているカフェがあって、そこはお休みだったのだけれども、自動販売機にジュース以外にお土産物が売っていたということで、これは面白いということで、一夜城ですから御城印がその販売機の中に入っていて、あとはここでしか買えない手拭いというのが入っていました。ですので、嵐山町もそういう形でやればいいのかと思って今回提案したわけなのですが、これ記事、タウンニュースの中に御当地土産を自動販売機でという記事があったのですが、この業者さん、2022年だからコロナ禍だったのです。コロナ禍に、24時間非接触で小田原土産を購入できる自動販売機を設置したらどうだということから始まったようだったのです。先ほど私書いたのは、嵐山バーベキュー場だとかいろいろ書いたのだけれども、JAだとか、ああいうところだと普段から接触で売っているのに意味がないなって思いまして、一番人が集まって非接触で24時間売ったらどこが効果が出るかなと思ったら、学校橋のあそこのキャンプ場がいいかなって思ったのです。本当は杉山城のところに駐車場に設置してあればいいのだけれども、あそこは本当に何もないし、人もそんなにまばらにしか来ないし、学生さんしかいないし、あそこは無理だなと思ったのですが、そういう学校橋で初期費用が50万から200万もかかるのではあれなのだけれども、何かそういう方向でちょっと考えることはいかなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

議員さんにご質問をいただいてから少し調べさせていただいたのですけれども、小規模事業者向けに国のほうの補助金がありまして、それについて補助率2分の1で販売機等を設置する場合でも補助が出るというものがあるのです。ただ、観光協会が主体だと該当にならないというところがありまして、間に商工会等が入ればうまく活用できそうなものもありますので、設置する場合には商工会のほうとも協力して、観光協会と商工会のほうで協力すればそういった補助金を活用して設置することは可能かと考えます。ただ、今現在入れるもの、売るものが相当売れるようなものをやっぱり入れないと、いずれにしてもランニングコストも回収できないということではそれこそ意味がありませんので、そういった商品の開発といいますか、そういったところから少し力を入れていただいて、販売機で売れたら面白いねというようなものがあって、なおかつ売れ行きがいいようなものを開発できれば非常に面白い取組かなと思いますので、前向きに調査研究させていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号7番、藤野和美議員。

質問事項1、農業振興についてです。どうぞ。

○7番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名がございましたので、質問いたします。議席番号7番、藤野和美でございます。

農業振興について。（1）、町内の有機農業及び環境保全型農業の状況は。

（2）、鶏ふんの活用状況は。

（3）、谷津田の遊休農地対策は。

（4）、害獣対策の状況は。

（5）、町の安心、安全な農産物の普及促進策は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（5）について答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。町内の有機農業につきましては、若者の農業者グループによる話合いの場をきっかけに、主な有機農業者の実態把握ができるようになりました。

こうしたことをきっかけに、有機農業を志す農業者と町でコミュニケーションが図られるようになり、経営拡大に当たって農地を紹介してほしいとの相談が数名から寄せられました。農地の紹介については、町農業委員会の農地バンクに登録のある農地を紹介することで、南部地区に有機農業者の圃場を集積することができました。現在、町で把握する有機農業として経営している農業者は13名であります。

また、環境保全型農業でございますが、今年度2団体が有機農業の枠で環境保全型農業直接払い交付金の申請を予定しております。このうち1団体につきましては、以前から遠山地区で水稻栽培を行っている小川町の5名による団体であります。もう一団体につきましては、町といたしましては念願の町内初となる露地野菜栽培を行う有機農業者4名による団体によるものです。この団体の誕生により、今後の町の有機農業の広がり期待がかかります。また、こうした団体の誕生も若者の農業者グループができたことによるものと効果を感じております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。鶏ふんにつきましては、町内の大規模養鶏

場であります農事組合法人セイメイファームで鶏ふん堆肥を生産し、無料で農家に提供しております。令和6年度では、年間960トンの利用がありました。このうち約50トンが町内で利用されているとのことで、利用者は主に大規模水稻農家とのことであります。令和5年度に鶏ふん堆肥の利用促進のためにマニアスプレッダーを法人に補助し、農家向けに使用方法のデモを行いました。近年高病原性鳥インフルエンザが国内で猛威を振るい、大発生していることから、特に11月から翌年4月いっぱいまでは外部との接触を絶っているため、野菜農家等の小口で頻繁な出入りのある野菜農家等の使用を停止せざるを得ない状況になっております。それ以外は、杉山地区の農家が利用するのみとなっております。今後につきましては、小規模農家がマニアスプレッダーを安心して利用できるように対策を考え、利用を促進してまいりたいと考えます。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。谷津田の遊休農地対策といたしましては、以前から景観作物を提案してまいりました。今後具体的に谷津田の景観作物形成を実現するために、地域協働の力を高め、土地改良区等を母体とした環境保全団体において取り組んでいる多面的機能支払交付金事業の中で景観作物の形成に取り組んでいただくことを提案してまいりたいと考えております。

また、町農業委員会では独自で農地バンク登録制度を行っておりますが、谷津田等の遊休農地で悩んでいる所有者には、農地バンクに登録し、農地を貸したいという意思表示をしていただきたいと考えます。近年では、その効果もあり、平場の農地ではございますが、賃貸借が成立している事例が増えつつあります。谷津田につきましても、農業委員と農地最適化推進委員の協力を得ながら、農地バンクを活用した谷津田対策にも取り組んでまいりたいと考えます。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。獣害対策といたしまして、アライグマ、ハクビシンについては、環境課と農政課で連携し、町で箱わなを設置して駆除しております。そのほか鹿、イノシシにつきましては、小川猟友会嵐山支部に委託しております有害鳥獣捕獲委託事業の中で駆除しております。また、委託事業にかかわらず、猟友会の会員以外でもくくりわな等の許可を得て捕獲した鹿、イノシシにつきましては、環境保全型農業推進協議会で県の補助を受け、捕獲活動経費として1頭当たり7,000円補助しております。また、イノシシにつきましては、野外における豚熱の動向を把握する血液検査として1頭6,000円のサーベイランス促進経費を補助しております。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。町の安全、安心農産物でございますが、町内初の有機農業者団体ができたことを機に、メンバーが生産した農産物をブランディングしてはとの提案をしていきたいと考えます。提案の中で、自分たちができること、町でできることを話し合いながら普及活動を支援してまいりたいと考えます。また、以前から推進しております埼玉県特別栽培認証野菜につきましては、令和6年度は27種類と令和4年度と比較して16作物増えております。しかしながら、取得している農家は4人でありますので、引き続き認証取得農家の増加に努めたい

と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

大分町内の有機農業の関係は、若い人を中心に前進をしてくれているという答弁でありました。いずれにしても、国の目標がみどりの食料システム戦略ということで、2050年に有機農地を25%という大きな目標を掲げているわけです。これは、CO₂削減の世界的な取組の中、その中でやはり農林水産関係の比率が世界的には20数%と言われておりますけれども、日本の場合ですと4.2%ということで、ただそれなりの数量を農林水産が守っていると。そういう中で、有機農業を推進していくという大方針を国自身が持ってやっているわけでございます。今この取組が町内でも前進しているわけなのですが、今町内で、これはざっとという形でも構わないのですが、全体の中でどのくらい有機農地があるかというのは大体把握等はしておりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

先ほど答弁いたしました有機農業者13名ということで把握しておりまして、自己所有の方というのがおりませんで、全て農業委員会を通した農地の賃借権の中での把握となっております。合計面積が約6.3ヘクタールでございます。これに対して、全体を比較する農地といたしましては、町の耕地面積が594ヘクタールございます。そうしますと、有機農業者の面積6.3でございますので、1%程度ということになります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） これはちょっと前のデータなのですが、全国的にも0.6%という数字が出ております。このペースでいきますと、2050年では4%ぐらいしかいかないうという推測もあるわけなのです。今お聞きしますと、若い人たちが意欲的にこの有機農法にチャレンジというか、実践をされているわけなのですが、いわゆるこれまでの農業者の方はなかなかこの有機農法というところに手がついていないのかなという、その乖離があるのかなという認識も一方では持っております。これまで慣行農業をされていた方等になかなか増えていかないという理由というのは、何かお考えがありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

やはり議員おっしゃるとおり、年が高齢と言っては失礼ですが、上の方というのは慣行農業が浸

透しておりまして、昨今気候の変化によって様々な害虫が増えておりますので、やはり生産のほう、安定して栽培するためにはある程度の農薬が必要ということが浸透しております。したがって、なかなか有機農業に転換とまではいきませんので、少しでも低農薬ということがうたえる野菜として、まず一段階として特別栽培の認証を取得くださいということで町で推進しているのが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 確かに有機の認証、このJAS認証のハードルが非常に高いということで、これも一つの進まない原因だという指摘も実はあるわけなのですが、県のほうでは農薬等の半減、削減したもので環境保全型農業ということでこれを推進している経緯もあるわけですが、この環境保全型農業であれば、現実的にはそれほど大きなハードルにはならないのではないかなと私は思っておりますけれども、実際にこの農家がそれほど増えていないという現状もあるわけなのです。それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

議員おっしゃいました特別認証野菜、県の認証でございますが、またそれとは別に先ほど有機農業者のいわゆる環直の補助を受けて活動している件に関しては、10アール当たり1万4,000円の補助がございます。この補助をもらうためには、有機農業というくくりが基本的には議員おっしゃった有機JASの基準なのです。しかし、それを必ず取得していなければならないというわけではございませんので、町の団体、あとは有名な小川町の有機農業の団体も有機JASは取得しておりませんで、有機JASのレベルで栽培しているということでございますので、ただ補助をもらうのは県の審査がいろいろなものを提出しなければいけませんので、ハードルはなかなか高いと思います。しかしながら、やっぱり有機農業を推進していく中では何か魅力的なものがないということで、実はその10アール当たりの補助金、昨年より少し高くなっております。逆に農薬を半分下げた堆肥をやっている農家でも補助は出ます。そちらの補助率が若干下がった。有機のほうを手厚くし、低農薬のほうは少し補助率が下がったということになってございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 私の周辺で考えましても、どちらかといいますと農薬は減らしていきたいという考えの方が多いわけなのです。ところが、具体的な認証となってくるといろんな基準があって、それに対して適合させるというのが非常に一方では苦労があらうかなと思うのです。これは、5番の関係にもちょっと入ってはきますけれども、嵐山町としての大きなくくりで有機、それから

減農薬、この町として一つ基準をつくっていくという。これは、小川町でもそういう町としての認証というか、やっているケースもありますけれども、そういうふうな認定農業者の方、それから我々のほうでも実際にはそこまでいなくても、自分の持っている、所有している畑で耕作している例が非常に多いわけなのです。ですから、そういうふうに考えますと、もう少し大きな動きとしてできるのではないかなとは、ちょっとそういう認識を持っているのですが、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

有機農業でしたり、減農薬で通常の半分の農薬を使う、あとは堆肥を主に使っているというくくりでは明確な基準が見えてまいりますが、なかなかそれ以外の基準となるとどこを基準にしていいるかというのがなかなか難しいと思います。ただし、南部堆肥ですとか、質問の中にも出てきましたが、鶏ふん堆肥を使っている、そういうくくりで、そういうものを使っている野菜ですということであれば一つのくくりはできると思います。ちょっとそうしたことを手がかりに今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、次の鶏ふんのほうの再質問をいたします。

その鶏ふんの利用については、これまでも質問等をしてきたわけなのですが、この時間経過の中で、いわゆる鶏ふんの利用というのは増加傾向にあるのかどうか、それについての認識はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 明確な数値というのは今ございませんが、先ほど答弁の中でも言いましたが、町内の水稻農家がかなり使っているということで聞いてみましたら、やはり化学肥料の高騰ということで鶏ふん堆肥にシフトしているという農家も増えつつございます。したがって、増加傾向にあると考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そういう意味では、この間のいわゆる輸入関係の肥料の高騰という中ではごく身近にある鶏ふん、鶏ふんだけではありませんけれども、牛ふん等ありますけれども、やはりそういう使用をしていくことの経済メリットというのは非常にはっきりとしてきていると思うのです。ある意味で大きなチャンスだと私も思っております。もう一つ、鶏ふんで考えますと、鶏ふ

んの使い方というのがちょっと間違えると逆効果になるということも情報としてはあります。ですから、鶏ふんそのものの効能というか、使い方というか、これを広報というか、一種のレシピですけれども、これをしっかりと広報するとか、これが一つ普及する上では必要かなというふうに思っているのですけれども、それについていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

鶏ふん堆肥の効果としましては、特に水田で申し上げますと水稻の育成促進や収量の増加、土壌改良に有効だと認識しております。成分につきましては窒素、リン酸、カリウムが豊富で地力を向上するものだと思いますが、議員おっしゃったように、特に野菜ですと鶏ふん堆肥は化成肥料とちょっと似ているところがあると言われており、速効性があるということで、タイミングが悪くなると茎が枯れたり、葉が枯れたりということで逆効果もあるということです。したがって、今後利用促進をする中で、特にマニアスプレッダーの使用も含めて、そんな中で注意点等、そういったものを生産組合の会員等に少しパンフレットのようなものを作ってお配りしながら、鶏ふん堆肥の利用促進を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 鶏ふんの関連、先ほどの有機農法等のもう一つ、若い人は非常に敏感に反応してそういう農法をやっていると。しかし、慣行農業をやっていた方がなかなかそこにいかないという問題もありました。鶏ふんもそうなのですが、正確な情報でないもので、例えば有機でいいますと収量が減ってしまうとかいう問題もあって、逆にそこでその方向にいかないということも多々あるかなと思うのです。これは、必要なのは、技術的な研修、交流も含めて、名前はいろいろあるにしても、技術的な研修、講習の……この辺をやっぱり定期的とか、やっていく必要があるかなと思うのです。それについてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

（1）で申し上げた若者のグループ、そうした活動の中で定期的に話し合いですとか情報交換をしておりますので、そちらのほうでも鶏ふん堆肥の利用の仕方を広めていきたいと思います。また、町内初の有機団体、嵐山町有機農業研究会ということでございますので、規則の中では栽培技術の習得ですとか、そういったことも含まれておりますので、ぜひそういった鶏ふん堆肥についても利用促進と、そういうものも研究していただくということで、町も中に入って一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この鶏ふんのところでもう少し触れますと、水稻農家さんはかなり大量に使っているということで、しかし町内の小口の農家さんが実際にはなかなか使えない状況というのが一方であるということで、これもやはり町内の農家さんが鶏ふんを使う、それからこれは前にも質問いたしましたけれども、町内に鑑みますといわゆる有機の肥料の材料というのは鶏ふん、それから木の葉、これはもう大量に存在しているわけです。ですから、町内でこの鶏ふん等を有効活用していただくというのは、臭いのもとである鶏ふんを減少させるという効果も当然あります。それから、有機農法、それが環境保全型、いわゆる減農薬を展開していく上で非常に大きな意味を持つと。いろんな意味で効果があるわけですが、ただ答弁書にありましたように、鳥インフルエンザの関係で中に入れない状況が出てくると。これは、ここはそうしますと毎年こういう状況は想定できるわけですね。どういう形でやるか、これは先方と協議しなくてはならないことも当然あるかと思うのですが、一つこの鶏ふんを取りに行ける場所を場外に設置するということが可能かどうか。場外に設置しておきましたら、そういうこと心配なく使えますので、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 鶏ふん堆肥の場外置場ということで、答弁の最後にいろんな対策を考えていきたいということで申し上げましたが、既にちょっと考えておりまして、具体的には法人さんの堆肥の置場、ストック場が北部のほうに、人家は近くにないところなのですが、きちんとした堆肥置場がございます。法人さんもかなりの量を使っておりますので、50トンの中の35トンぐらい使っております。当然一時的にそちらに置いていただいています。法人さんにちょっと相談したところ、野菜農家さんなので、そんなに多くないので、一時そこに置いて、そこから使ってもらって構わないということで言われていますので、そこからどういうふうに運ぶ……ホイールローダーもございますので、積み込みができます。ですので、ちょっと一つの案としてそういったことも考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） いずれにいたしましても、この鶏ふんの活用というのは一石二鳥、三鳥。しかし、これを推進しないと問題がそのまま残ったまま、逆の効果になっていきますので、今おっしゃられていた営農法人さんの協力も得て、町がリードしてこの問題をぜひとも前進させていってもらいたいと思っております。

それでは、第3問の谷津田の遊休農地対策のところにまいります。これも前に私も質問いたしまして、谷津田をこれまで耕作していただいていた営農法人さんから返却されるということが2、

3年前から起こって、そのまま遊休農地、要するに耕作放棄地としてという現象が起きてきたわけです。これは、このままにしておきますと、ある意味森林化していくということもあるわけです。ただ、この間の米の問題で、国の方針がこれまでの減反、減産の方針から増産へと切り替わるという可能性について、情報等が報道もされておりますけれども、一つこの増産の方向になったときに今の谷津田で耕作されていない遊休農地がもう一回水稻ができる可能性があるのかどうか、それについてどうお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

一口に谷津田と言いましてもいろんな状況がございます。その状況によって対策、対応策というのは考えていかなければならないとは思いますが。ここは景観作物がいいのではないかと、返されたばかりの谷津田については、議員おっしゃったように、できれば田んぼとして使っていただきたいという考えがございます。農業委員さんと最適化推進委員さん、町の職員等を含めて、そこをいろいろ検討する中で、再三申し上げますが、ここはまだ農地バンクで借り手を見つければいけるぞというところであれば、水田として復活できるように努めたいと考えております。また、生産調整、平成30年度に撤廃されて、生産量というのは制限がなくなった関係もございます。町の再生協で国から嵐山町で何ヘクタール作っていいですという通知が一応目安として来ます。そちらの目安が、令和7年度で申しますと171ヘクタールです。しかしながら、実際に田んぼとして使っているのは、生産をしているのは130ヘクタールです。ですので、まだまだ作る余裕はあるのです、数字上では。ただ、嵐山町はため池農法で天水のみを使うということで、特に中部と北部のほうはため池の水のみですので、全部の圃場に対してなかなか思うように作れないという現状にあります。しかしながら、谷津田がゆえにそこだけの上からの池で作れるという場所もございますので、そういった場所も含めて水田復活ができるというところは積極的に借り手を探してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 現実を考えますと、谷津田を貸して耕作してもらっていた農家さん、もう農家さんといってもその時点で機械とか何かもう出してしまうているわけなのです。そうしますと、その貸していた方がもう一回、では自分で耕作をするということは、現実的にはこれはあり得ないです。これはもう無理です。そうしますと、どなたかに作っていただくということになるわけですが、ただ今回の谷津田を返却されたという理由は、やはり耕作するのに不便だったり、ある意味合理性がなくなったという、そういうことで返却された経緯があるので、もう一回それを水田として使うとなってくると、今の町内の生産能力というか、今米作りをやっている法人さんも含めての農家さんの生産能力そのものがもう限界に来ているのではないかなとは思っています。ですから、

貸し借りだけではちょっと済まないかなというのが現状ではないかと思うのです、現実問題として。それをただ、先ほど水のことはおっしゃいました。この水の問題は、非常に大きな問題でありますけれども、今実際に米作りをされている法人、それから認定農業者さんの能力的にはまだ増やすと
いうか、可能性を能力的には持っているというふうに、その辺の判断はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

能力的なことですが、どの法人でも、どの大規模水稻農家も口をそろえて言うことが、平場でいいところはどんどん増やしたいよというふうには聞いてございます。しかしながら、なかなか人気がないということでございまして、具体的には改善しているケースもございまして、議員もよくご存じとは思いますが、その一番いい例といたしましては日本農業遺産にこの地域が指定されておりますので、谷津田の田園風景というのを後世に残して、観光的な部分でも目玉にしていきたいということがございまして、杉山城の駐車場がございます。そこから上に向かって、谷津田の上には城沼という沼があるのですけれども、そこも議員がおっしゃったように、法人から返却があって空いている状態で、景観的にもよくない。杉山城に来ていただいた方にとっても、ちょっとあまりよろしくない状況ということで、令和4年からそこを子供たちの米作りの体験圃場ということで守ってまいりました。守っていく中で、いずれは守ることで借り手が名乗りを上げてくれるのではないかと、その間に町でも一生懸命探そうということで活動してまいりましたが、昨年度末に、3月、その2枚を地元の農家さんが借りるということで、正式に利用権設定で借りていただくことができたという事例もございます。そういった地道な活動も含めて、可能性を期待しながら水田復活、またやはり水田復活は難しいということになりますと、答弁でも言いました多面的な環境団体に活動を委ねて、きれいな景観作物を形成して人の目を喜ばせていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○7番（藤野和美議員） 谷津田の米作りのほうは、具体的にその場所場所で判断してということというお話だと思うのですけれども、そうしますとそれ以外のところは景観作物の推進ということでありました。その景観作物というのは、具体的にどのようなものを想定しておりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

具体的には、答弁で申し上げた多面的で取り組んでいただこうという場所については、いろいろ案はあるかもしれないのですが、代表的には菜の花が最もよいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それと、地権者の方からも相談もあったのですが、果樹を植えるということとは可能かどうかということもご意見を頂戴しているわけなのですが、果樹についてはどうでしょうか。果物。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 農地ということでありまして、果樹であれば畑や田んぼに植えることは可能です。ただし、もし仮に水田だったとしますと、地権者のほうの、果樹、木を植えるわけですから、ご理解を得ながらやっていければと考えます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） いずれにしても、具体的に地権者と相談しながら、ご希望もいただきながら判断をするというふうに理解をして、では次の4番に入りたいと思います。

この害獣対策の状況ということで答弁もありましたけれども、1つはイノシシ、鹿については、現状いろいろお聞きしますと、町内に約20か所ぐらいでしたか、わなを仕掛けてあって、それを2日に1回程度見回ってチェックするという作業をずっと続けてこられているわけです。大変なご苦勞をされているわけですが、正直な話、答弁の中でも報酬の金額がありました。ご苦勞されている割には非常にちょっと少ないのではないかなというのが率直なところなのです。これは、県のほうからの補助としてこの金額があらうかと思うのですが、町としてこれにプラスする方法はないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 答弁いたします。

有害鳥獣捕獲委託事業、こちらが82万9,000円ということで、猟友会の嵐山支部のほうに委託しております。この事業の内訳といたしましては、出役に当たる金額、延べ552時間、1,000円ということで出ておりまして、捕獲奨励金というものが出てございません。議員おっしゃるとおり、猟友会としての活動もあるのですが、鹿、イノシシの捕獲というのはこの委託事業の中でかなりのウエー

トを占めております。したがって、今後はそういった方たちの、捕獲頭数が6年度はかなり増えております。そういったことで、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 特にイノシシについては、私どもの周辺でも顕著に減っているというのは実感しております。非常に大きな成果をこの数年の中で得てきているというふうに思っております。それと同時に、今度は並行してアライグマ等の農業被害というのも、これはまた相変わらず発生しているわけなのです。これは、それぞれの生物、生き物ですから、非常に微妙なところではあるのですけれども、ただやはり農業被害が現実には発生していますと、それを防御するというのは当然のことなのですが、その中でこれも町のほうに被害が発生しているので、箱わな、この依頼を相談したのだけれども、在庫がもうないという、そういう返事があったということで相談ありました。この箱わなの在庫等は、十分にあるのかどうかということをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

箱わなのほうは、具体的な数字のほうは、申し訳なく、持っていないのですが、100個単位であると聞いておまして、更新が必要になっています。かなり日々風雨にさらされますので、傷みが激しくなっておりますので、そちらのほうは環境保全型農業推進協議会のほうで買い足しをしまして、毎年毎年交換というのですか、そういったことをしておりますが、やはり4月、5月ですか、シーズンになりますと繁殖時期とか、そういうこともございまして、一時的に足りなくなるということは現実的にございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それは、予算の関係も当然であろうかと思うのですけれども、あわせて予算との関係の中で、一つの対策として電気柵の設置というのもあるかと思うのです。今電気柵の設置の申込み等の状況は、どのような形になっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お貸しできる電気柵がございまして、そちらのほうは全て今お貸ししている状況でございます。また、電気柵のほうは、今年度から環境保全型農業推進協議会のほうで一部を補助する考えでありまして、農協でも補助をしておまして、JAと協力しながら補助をしていく考えでございます。また、防除の関係になりますが、やはり箱わなが足りないですとか、捕獲……以前宮本議員のほうからも大分箱わなだけではなく、防除することも考えてはというご意見がござい

まして、今年度、環境保全型農業推進協議会のほうで県から講師を呼びまして、そういった防除に対しても講習会を7月に考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そういう意味で、いろんな形で補助等を検討するということでもあります。

その補助の中、その対象なのですけれども、これは認定農業者に限られるということはあるですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 認定農業者とJAの直売所の生産組合員ということで、町で補助をしておりますフォローアップの対象と同じふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そうしますと、我々の周辺でもそうですけれども、これに該当しない、実際には畑等で耕作しているという農家さんが当然いらっしゃるわけです。そういう方は、対象にはなっていないというふうに考えていいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 残念ながら、優先順位的には対象外になってしまいます。しかしながら、そういった防除の講習会等につきましては、できるだけ多くの方にお声かけをしていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この害獣対策っていいまでも、当然里山景観の保全と考えますと、いろんな形で認定農業者さんとかよりももう少し広く対象を広げないと、地域全体の保全として考えますと部分的なものになってしまうかなということで、これは今後の形でちょっと検討をしていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか、今後の方向性で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 何分予算が伴うものですので、そういったものを考えながらちょっと研究していきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、最後の5番に入っていきたいと思います。

これまで有機、それから環境保全型農業ということで、安心、安全の農作物を作ろうということで、これは一步一步進んでいるというふうに思っているわけなのですが、これをさらに加速させるためには、こういう農産物が……ここに私普及という言葉で表現したのですが、実際は販売促進、やはりこれが多く売れて、経営に寄与していくということがないと、なかなかこれは前進するということには当然ならないと思うのです。それを促進する上で、町の果たす役割というのが非常に私は重要だなというふうに思っているのです。何が重要かといいますと、答弁の中でもブランディングという言葉が答弁の中にありました。やはりこういう農産物を、嵐山町として安心、安全な農産物ですよ、嵐山町の農産物なのですよという押し出しを町としてするという、この姿勢を示していくというのが非常に大事だと思うのです。個別に町が販売することとはちょっと違って、一つのイメージアップ作戦というか、そのことが非常に大事だと思うのです。現に小川町でもそれを行っておりますけれども、やはり個別の農家さんの努力だけではなくて、この安心、安全な農産物を嵐山町で作っているということでそこから出てきたものは、ここを総体として嵐山町として宣伝していくと。例えば現に農林61号については、農林61号を使った飲食店のマップを作って宣伝しております。ある意味では、同じような考えでもあるわけですが、こういうものが有機農業だけではなくて、環境保全型の特別栽培認証の中でこれだけの品目があります。さらに、プラス広げて、全体として例えば具体的には嵐丸シールをそこに貼って、嵐丸君がいる農産物は嵐山町の安心、安全な農産物ですよというものがどんどん、どんどん増えていけば、消費者の方も購買をやっぱり……購買促進というか、安心して買っていただけるという。こういうものがあると、ではそういう農産物を作ろうではないかという動機にもなってくる。そういう付加価値をつけるというような面もあるわけですが、最初に触れましたが、町としてそういう別の認証基準を設けるといのが、なかなかちょっとそれは考えどころかもしれませんけれども、いずれもそういう町としてのまとまった考えというのですか、そういう促進の方法、考え方というのはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

農林61号のマップの例がございました。理想的には、現在の農林61号マップのような、農産物、野菜が中心になろうかと思われませんが、そういったものができることが最終的な目標になると考えます。また、鶏ふん堆肥のことです。その中で、ヒントとしていただきました鶏ふん堆肥を使った野菜、または南部堆肥の利用促進も町で推進していますので、堆肥を使った、また落ち葉を使っている方もいらっしゃると思います。ちょっと聞くとところによりますと、B&Gで維持管理のためになかなりの落ち葉が処分されているということで、南部の農家さんはそこからいただいているという話も聞きますので、そういったもの等を考えながら新しい基準、そういったものは徐々に基準というもの

を固めていきたいと思います。と同時に、有機のグループにも相談しながら、そういった有機のブランドというのも徐々に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 先ほども触れましたけれども、町内、嵐山町にはほかの町にはない、鶏ふん、それから牛ふんも非常に大きな特徴を持っている。当然木の葉もある。材料には事欠かないと思うのです。ですから、そういう意味で今答弁にあったように、町として、大きなくくりとして基準をつくって、そこで促進していくと。このことは、前回でもグリーンツーリズムの質問をしましたがけれども、いわゆるそういう都会の方々へのアピールにも、やはり嵐山町が安心、安全な農産物作りに一生懸命やっていると、そういう町だということも非常に大きな意味を私は今後持つてくると思うのです。そういう意味で、大きな意味を持っているかなというふうに思っております。この方向について、町長のほうでお考えがもしあればご答弁をお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

いろんな角度から農業を中心とした形でお話をいただきました。その中で、例えば今がチャンスなのだというような話もありました。化学肥料の高騰だとか、そういったことの中で、町内農業者の方たちもやっぱり使ってきていただいていると。それから、南部の方でも仮置場的なところも存在している。そういった意味においては、これが順調に進んでいけば、今あそこの住民の方たちが悩まされている臭いの対策にもこれは直結していきますから、こういうことは非常に私も同じようにチャンスかなと思います。

それから、あと谷津田に関して、私も今まで見たときは、一つの効率性が悪いというのが当然ありましたけれども、でも逆に言うとそういうことを求めている、要するに効率性だとかなんとかではなくて、あるいは収量もたくさん上げるというのではなくて、自分がやっぱり食べる、そういうものを安全なものとしてやっていきたいというような需要はあるのではないかなというふうに私も思いますので、その辺のところはもう既にこの昼休みのときに課長とちょっとどうにかならないかなというような話もさせていただきました。

それから、あとは有機農業者、これが嵐山町民で構成された団体が初めてもう誕生したわけです。今までは、小川さんの方たちが主流でしたけれども、嵐山の町民の中でこういうのがまず生まれてきた。こういうことにおいては、その有機、有機ほどではないけれども、環境保全型農業というのでしょうか、そういった方向性もだんだん、だんだん可能性が膨らんできている。その中で、一生懸命作ったものを食べ荒らされるというのが、これはもう先ほどの獣害対策だとか、防除対策だとか、そういったことにつながってきますので、これは一連の質問が全部関連をしているなど。国の

ほうでは、2050年までに25%なので、これはちょっとどういう計算でやったのか分かりませんが、でもそういう方向性にいけるということは安全、安心な作物を作っていくことにつながっていくと同時に、やっぱり環境にも当然いいものになっていくということはもうはっきりしておりますので、町としてそれを推進する。これは、一つの方向性としてはいいかなというふうに思います。もう既にそういうことをやって、町の特徴として町のアピールをやっている自治体もありますので。

ただ、先ほど言ったように有機の団体さんが今生まれたばかりですので、私はもうちょっとこの方たちがどこまで頑張って、それで収量にしてもある一定の収量を超えるぐらいのところまでいくと、ああ、そうするとこの作物はこういう形でできる。例えば給食のあれとして一部に使っていく、この季節はこれだったら自信を持って収量もきちんと確保できますよと、やっぱりそういうような状態になったときに町としてしっかりと関わりを持っていくという時期になるかなというふうに思います。今、本当各部署の中でいろんな動きが出てきていますので、私も非常に楽しみにそれを見させていただいている段階であります。町としていくのは、もうちょっと様子を見させていただく中で最終的には考えていきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1、5月から戸籍法改正が施行されることについてです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1点目でございますけれども、5月から戸籍法改正が施行されることについてでございます。戸籍に登録されている人には、本籍地の市区町村長から氏名の振り仮名の届出に関する通知書が送られると聞いております。町民への注意すべき点、出生届の扱いについて、今までとの変更点についてお聞きをいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、質問項目1についてお答えいたします。

令和7年5月26日から戸籍の改正法が施行され、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることとなりました。それに伴い、本籍地から戸籍に記載予定の振り仮名を原則として筆頭者宛てに通知いたします。圧着はがきにてお送りしますが、届きましたら内容の確認を必ずお願いし

ます。通知された氏名の振り仮名が日常使用している振り仮名と同じ場合は、氏名の振り仮名の届出は不要で、市町村長の職権で通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。一方、通知された氏名の振り仮名と異なる場合は、氏名の振り仮名の届出が必要となってきます。

出生届出につきましては、令和7年5月26日から出生届に記入した子の名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。戸籍に記載できるのは、一般の読み方として認められる振り仮名です。今までは、出生届出のとき人名用漢字であれば名前をつけることができましたが、これからは人名用漢字かとその読み方の両方の審査が必要となってきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この施行、5月26日から順次送られるというニュースを見まして、ちょっと法務省のホームページを調べますと、氏名の読み仮名に関しては2月に抽出調査が行われたと。その中では、名前は約2%、それから氏については0.4%が誤って自治体に登録されている可能性があるという記事がございました。そんな中で、単純に1万7,000人の町を2%というとな何百人かになるわけですが、これは少し一般質問をして、私も総務省の広報みたいな形になってしまうかもしれませんが、お尋ねしておいたほうがいいと思って質問させていただきました。今この答弁でいただいた圧着はがきというものがあるのですが、それには例えばホームページに載っている、必ず振り仮名が記載されて届出をするにはとか、赤ちゃんの名前のルールがありますというような、そういったようなものが添付されていくのか、それとも圧着はがきだけ1枚戸籍の住所のところに送られるというようなことになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 では、お答えいたします。

その2月に抽出した中で、氏が0.4%と名前が2%誤っているものがあったという件なのですが、嵐山町でも1度その頃抽出をしております、その中で名前の件で、例えば私の「じゅんこ」でしたら「ゆ」が大きいままになっていたとか、「りょうた」さんだったら「りようた」とか、そういうこちらの市町村のほうで明らかにおかしいという件は、こちらのほうでメンテナンスを行ってから通知を行いますので、それほどのパーセントの間違いはないかなと今認識しております。

それで、圧着はがきのほうなのですが、この中には名前と振り仮名も載っております、それでいついつまでに、1年後なのですが、令和8年5月25日までに間違いがあったら申出をしてくださいという届出方法もありまして、裏のほうには国で振り仮名のコールセンターも設けておりますので、そちらの番号もあります。よくあるお問合せということで、届出をしない場合はどうなるのかとか、そういったQ&Aが4点ほど載っておりますので、詳しい説明もその圧着はがきで網羅しているかとはこちらでは存じております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の答弁で大体理解いたしました。

それで、この嵐山町ではその圧着はがきが郵送される時期というのはいつ頃になってくるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えいたします。

今現在、通知書が出来上がる準備をしている段階でして、6月の20日頃、富士フイルムさんのペンダーのほうから作成ができてきまして、その後こちらで発送の準備をして、皆様のお手元に届くのは7月上旬を目指して準備しております。嵐山町に本籍のある方への通知が7月上旬ということですので、これは私もホームページとか近隣の市町村に確認しましたところ、多少前後がありますので、そちらのほうは承知しておいてお願いします。

以上になります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。7月上旬には大体発送されていくということですね。

それで、それがそれぞれの世帯に届くとしします。そして、確認をしてくださいよということの中で、もし例えば今言ったお名前の形のところが小さい字だったり、大きい字だったりというようなことも間々あるのかもしれませんが、そのような場合は説明で書いてあるポータルサイトからできるようなケースだとか、それから町の役場に直接連絡してくれというような形になるかと思うのですけれども、そのようなときにははがきをもらった方、提出を必要とする方はどういうふうにしたらよろしいものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えいたします。

振り仮名の届けというのが、用紙のほうが窓口のほうに準備してございます。今は、マイナポータルのほうからもマイナンバーカードをお持ちの方でしたら届けをすることができますので、もし本籍地とかが遠い場合でしたらマイナポータルか、あとは住所地の役場とかでも受付もしておりますので、あとは郵便でも受付を行うということになっております。

以上になります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺が出てくるのでしょうか。それで、1年後まで猶予というか、違っていたとしても1年後には届け出る必要があるという中で、よく見ると1回だけはそれを超えても訂

正が可能ですというようなことも書いてありましたけれども、そのような場合はどういうふうによったらよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えします。

もし届出で間違っていた場合は、一度は変えることはできるのですけれども、もし2回目、戸籍のほうに記載された後にやはり違ったということで申出をしたい場合は家庭裁判所の許可が必要になりますので、全くできないわけではないのですけれども、ちょっと取扱いが変わってきます。

以上になります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 当然戸籍に振り仮名が振られるわけですから、よく見てもらって、1年以内に違っている方はもちろん届けを出してもらおうということが一番スムーズにいくことだと思っていますけれども、この後いわゆる今の答弁書にもありましたけれども、出生届なのです。この新しく名前がいろいろと制限が加わってきて、決まりというのですか、法務省のほうでつくってきて、それが公表されているようだけれども、その中では3つほどあります。漢字の意味や読み方等、関連の認めることができないようなものは認めないよと。それと、あとは漢字に対応する単語に明らかに異なるようなものも、そういったものに付加して読む読み方もちょっと決まりとしては駄目ですと。あと、もちろん3番目としては漢字の持つ意味を反対の意味で読ませるというようなことです。この3つぐらいが載っていました。そうしたときに、今のこの状況ですと届けが出るときの名前のいわゆる決まり、これについて審査をするのは自治体の担当係だというふうに出ていましたね。その辺についてはどのような、今私が申し上げた3つぐらいのところについての審査というのは短時間で済むようになるのかどうか。その辺は今までと、出生届を出せばすぐ今までは済んでいましたけれども、いわゆるキラキラネームというのも出てくることになるので、どのような取扱いをするようになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えします。

今現在も、出生届を受けるときは最低でも2人で漢字の確認とか、間違いがないように、とても大切なことですので、そちらの「子の名に使える漢字字典」というのがあるのではありますが、漢字のほうはそうように複数人で対応しています。その後読み方が入ってくるので、そのことは今の職員にも話してあるのではありますが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、認められない読み方というのは先ほどおっしゃったとおりなのではありますが、ほかには漢字の読み方の一部を削除した読み方とか、熟字単位で訓読みを当てたものとか、あと置き字を含むものというのが少し幅広く認

めてあるものもありますので、嵐山町で今まで受けた出生届の中ではそれ以外のあまりにもキラキラネームの方はいらっしゃらなかったかなとは考えているのですけれども、そういうのを考慮して窓口で対応していきたいと思います。それで、判断に困ったら、読み方で審査するときに資料の提供を求めたり、あと場合によってはこちらでしたら東松山の法務局へ受理照会を行ってくださいということで指示が来ておりますので、そのように臨機応変に間違いがないように行っていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の答弁を聞いていますと、嵐山町においては準備もしっかりなされているようですし、近頃は子供の名前というものが非常に読めないような名前もあつたりしながらですけれども、嵐山町においては今までのところそういったようなものも見当たらないというようなことも答弁いただきましたので、十分この後これをかたった手数料の詐欺だとか、そういったようなことも発生してくるのではないかなと想像されます。その点については、町としてどのように対応されていきますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えいたします。

やはり詐欺に注意ということで、そういう注意喚起のほうもホームページを通して行ってきたいとは考えております。振り仮名の届出には手数料もかかりませんし、もし届出をしなかったとしても罰則はないということをホームページか何かで周知喚起していきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） このことも、千葉辺りの市役所では特別室をつくって対応していかなければならないようなニュースも出ていました。嵐山町の場合、今の話を聞いていまして、スムーズに町民対応ができていけるのではないかなと思って、今の答弁で理解いたしました。しっかりと、この氏や名に関わることでございますので、一つの決まりができましたので、その決まりに沿ったスムーズな行政運営をお願いしたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 2点目でございますけれども、米価格高騰が地域農業に与える影響についてでございます。政府の備蓄米放出によりまして、それでもなかなか米価格の高どまりが続いて、不思議な現象に思います。そこで、下記のことにつきまして質問いたします。

（1）といたしまして、令和6年産の相対取引価格は。

(2) として、減反政策は廃止されているわけですが、その後の米作付面積の変化と流通の状況について。

(3) といましては、農家への米作りの支援体制に対する町の考えについてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

令和6年産米の相対取引価格につきましては、J A埼玉中央独自の購入価格を把握しております。品種につきましては、埼玉県推奨品種の4品種で、この中で一般消費者に人気の高い彩のきずなの価格で申し上げます。等級は1等で60キロ当たり1万7,600円でございます。

また、令和7年産のJ A出荷価格の目安も早期に設定しておりまして、同様の条件で2万1,700円となっておりますが、現段階では需給見通しが不透明との理由で設定価格は目安であり、実際の概算単価は出回り期の需給環境、生育環境、価格動向などを踏まえて出来秋に決定することです。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。減反政策が廃止された平成30年度以降につきましても、米の作付面積につきましては影響を受けるような変化はございません。これは、もともと町の中部、北部地域の米作りがため池農法によるもので、限られた水利の下、全ての水田で水稻栽培をした場合、水不足が生じることから、現在も3年に1度のブロックローテーションを基本に作付調整を継続しているためであります。

流通状況でございますが、基本的には播種前契約によるJ A出荷と買取業者、飲食店、一般消費者への販売となっておりますが、町内の生産者によりまして令和5年産が流通する前頃から常連以外の業者や消費者からの購入相談が増加したとのことです。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。町内の米作りを担う農業者につきましては、多くの田を借り受けて大規模に水稻栽培を行っている認定農業者としての経営体を中心でございます。大規模水稻農家においては、500万円から1,000万円を超えるトラクター、田植機、コンバイン等の高額な大型機械は必需品であり、老朽化に伴い更新を余儀なくされます。こうした負担を軽減し、将来にわたって多くの水田で水稻栽培を持続可能にするために、おおむね10ヘク以上で経営している大規模水稻農家に対し大型機械の購入費の2分の1、上限250万円の町単独補助を令和6年度より行っております。令和6年度に2経営体に補助、今年度では2経営体に補助を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) (1)の相対取引価格、今ここに課長のほうから答弁していただきまして、

私も令和7年4月1日という速報の農林水産省が公表している米穀の取引に関する報告というのがあります。それを見まして、ここからちょっと入っていきたいのですけれども、今課長の答弁ですと、これはJAの買入れ価格から入っているのですけれども、この資料だと、ちょっと私読ませてもらいますけれども、令和7年の4月、6年産米の価格が彩のきずな2万7,056円です。そして、令和5年産が幾らだったかという、令和6年の4月の時点で1万4,691円なのです。そうすると、これを単純に見ても184%前年比で今の金額が上がっているということをまず申し上げておいて、そして確かに今備蓄米などが放出されたことによって若干価格が減少傾向に移っているのですけれども、日本の農業政策というのは、消費者の人もそうですけれども、生産者の人もいよいよ考えなくてはならないというところに、この令和の米騒動を通じて動いてきているのかなというふうに思っているところです。それで、この価格なのですけれども、この価格の決定というのはいわゆる小売価格があったり、それから相対取引価格があったり、それから概算金があったりということで、恐らく3つぐらいの種類の価格が動いてくるのではないかというふうに私は思っているのですけれども、小売価格は当然小売業者が消費者に提示する。つい最近ですと、ある大手のスーパーが1袋ずつ売っている映像がテレビに映りました。本当に長い列に並んでいる。あれは、恐らく嵐山の中では姿はないでしょうけれども、ああいう姿は日本のあちこちで起きているという。やはりあれについては、果たしてどうなのだろうと率直に私は疑問を感じました。

それで、JA等の集荷業者が卸売業者に提示するというもの、これが先ほど課長が読んでいただいた相対取引価格と言われるものだと思うのです。それで、JAさんがいわゆる7月頃から9月頃にかけて提示して支払うという仮渡金といいますか、概算払いみたいなもの、このようなものが価格的には考えられるところで一般に言われているところだと思うのです。それで、今単純に米の価格が上がってしまったということをももちろん政府もこれから検証してやっていかななくてはならないのだと言っているところなのですけれども、今課長の答弁だと作る場所がそう変わるわけではないので、生産量そのもの、それは例えば私が調べたところでは、令和5年のやはり酷暑による出来高がよくなかったというところから南海トラフの地震のいわゆる不安が出てきたところ、それぞれの家庭に少し備蓄をしようというような動きの中から、恐らくお米が足らなくなっているのではないかなというふうに私は思っているところです。それで、今直接のこの相対取引価格、私5年のをちょっと申し上げてしまいましたけれども、この辺のいわゆる価格差、これについては担当する課としてはどのようにこの辺のところは捉えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

農政課といたしましては、このお米の高騰、非常に異常事態だと考えております。それを踏まえて、生産者にもそういったご意見、コミュニケーションを意識して取るようにしております。実態

で正確に把握できるのが法人、法人は1つしかないのもうらんさん営農さんなのですが、そこからも去年に比べて販売価格は2倍です。相対取引のほうを申し上げましたが、具体的には令和5年産彩のきずなで、ここら辺だと1袋という単位で、30キロで玄米で取引されている方が多いと思います。その中で、彩のきずなが昨年9,000円でした。今現在1万8,000円です。もう2倍です。これが逆に言いますと、この高騰を基に令和3年ですともうこの相対価格の方が来年は2万1,700円ですが、令和3年が8,700円です。これが、コロナ禍で外食産業が低迷して、最近では一番低い価格になったということで、この令和3年には逆に米の価格が落ちたということで、実は嵐山町でも次期作について、米農家に対して、そのときは82件でしたが、認定農業者、大規模水稻農家を含めて、嵐山町で米を作っている全ての農家に対して10アール当たり、次期作の支援で種代3,500円ということで、全額で370万円ほど補助をしました。そういった支援をしていて、その3、4年後こんなになるとは思いませんでした。一時期は、米の値段が上がったということで生産者は喜んでいました。それが、米が売れるものがなくなって、もう買取業者からはかなりつり上げられたり、比較的営農さんは安い値段で売っていたこともあって、この米高騰によって周りの生産者からは、法人さん、もうちょっと上げてくれよということで販売の調整もございました。そうしたことから、一番問題なのが、徐々に何かが上がっていくのであればしょうがないということで消費者もありますけれども、感覚的にはこの1年で倍です。それが、ちょっとこの異常事態になっているという一つの要因と感じます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 担当課のほうでも驚きを隠せないというか、そういうあれだと思うのですが、これに対して、では農家さんのほうでこれは60キログラムでどうかというような、いわゆる米の生産費といえますか、そういったものもあるわけです。それは、農林水産省が令和5年産米の生産費を公表しているのですが、これはもちろん経営体によって個人の経営体であったり、それから大規模の企業的な大きくやっている経営体ではもちろん違ってきますけれども、この令和5年産ですらもいわゆる平均で、60キログラムですけれども、1万5,948円というふうに農林水産省のホームページに載っています。それで、この場合、やはり先ほどの藤野議員の話の中に出てきましたけれども、肥料費が高騰してしまって2桁上昇だったと。それから、軽油なども上がってしまったと。こういったことが影響してこの金額になっているということです。当然生産費が上がったことも影響しているわけです。その辺のところも踏まえると、当然先ほど農政課のほうで令和3年度、コロナ禍の中での米離れというか、米が余ったようなときに、そういった種の支援をするのは私は当然なことだと思いますし、よくやっていただいたのだと思っています。

ただ、やはりこの辺のところの生産すること、それから販売する価格というものが、非常にこのお米の場合はよく硬直的であるという表現が使われておりましたけれども、需給をすぐに把握でき

ないわけです。一旦価格が上がり出すと下がりにくいということが、硬直的というふうに表示されております。そういう中で、この相対取引価格がこの後どう動いていくのかは予測がなかなかできないところですが、昨日あたりの新聞によりますと、生産拡大というほうにかじを切っていないのではないのだろうというふうに出ております。それで、今備蓄米のいわゆる入札ではなくて、随意契約のものが動いてきましたので、そうすると今約100万トンの備蓄しかないものが残りの30万トンしかなくなってしまう。当然もうこれ増産していかないと、日本の米不安というものはなかなか消えないのだろうと思っています。その中で、相対取引価格と、それから生産原価格はこうですよということを今お話しさせてもらって、課長から答弁いただきましたので、（２）に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） そういうことの中で、先ほどの中でも嵐山町の再生協議会による面積171ヘクタールあると、そして今実際に動き出しているものは130ヘクタールだということでございます。そうしますと、これは当然これを生産される農家さんのほうとの協議、またJAとも協議も必要になってくるのでしょうかけれども、この辺の動向というのは……もちろん今年はまだ田植は終わっていますので、来年にかけたりしてこの面積、先ほどもなかなかもう経営できるいわゆる体力、労働力がないというような話もありましたけれども、その辺についてはどのように今の時点でお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

再生協のほうの作れる面積は171ということで、実際には130ヘクタールということで、40ヘクタールほどまだ作れるということですが、この残りの40ヘクタール、全てではございませんが、ほとんど麦、大豆をやっております。そして、麦、大豆を作ったものが再生協を通じて農家に補助金として来ているわけでございます。ただし、やはり米には魅力がありまして、それをもらっているよりは米を作ったほうがもうかるというのが正直なところでございます。その中で、やはり生産量を増やしたいという方は、先ほど藤野議員の答弁でも申し上げましたが、ほとんど生産力がない方もいますけれども、その中でも生産力のある方、半分以上の方はやりたいということで、ただ水のルールがありますので、そこら辺が難しいところでございます。

その中で、今1人の大規模の若い方なのです、まだ30代後半の方が個人では一番集積して面積をやっている方が、どうでしょうか、水を使わない米作りというのがあるということで、この方はそれは乾田直播という、乾田直播でも少し水を使うものと全く使わないものがあるそうで、種にビール酵母をコーティングして栽培するという。昔陸稲というのがありました。またそれとは別のもので、もっとおいしいそうなのです。具体的にまだ現実になるかは分かりませんが、その方は水を使

わないのであれば改良区との調整で乾田直播の栽培を理解していただいて、させていただきたい。
かなりの面積をプラスでやりたいということで、具体的に栽培方法の研究をしています。熊谷市の
ほうで先進的にやっている農家がございまして、そちらのほうを視察して始める準備をしております
ので、その辺についても町と農協、県等で支援しながらやっていただいて、ほかの農家もそれに
期待していますので、そういった方法が今後定着していく可能性もございます。また、労働力とい
うことで、生産拡大に向けて、法人さんはスマート農業でドローンですとか直播機でかなりの労働
時間を短縮しておりますので、そういった面もございまして、可能であれば嵐山町についても生産
面積を伸ばしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） こういう状況になっているわけですので、今お一人、でもそういうような
方が出てこられて、さらにおいしいお米を作れるということになってくると、これはまた一つの魅
力ですし、ぜひ拡大して生産ができるような形で考えていってもらいたいと思います。

それで、私この質問をするために、令和6年の10月29日に嵐発の9151号という、農業経営の基盤
強化の促進法という第18条第1項の規定に基づいて公表されているもの、これがございました。こ
れは、協議の結果を取りまとめたものということで、令和6年の10月29日に公表されておりました
のです。その中に今の農業の現状だったり、課題だったりというものが書かれておりまして、これ
からの現状や課題という中に、農家は高齢化及び後継者不足の傾向があるため、段階的に担い手（認
定農業者）などへの農地集積を図るということが書いてありまして、これは北部、南部、中部、全
部ほぼ同じような内容でございまして、傾向とすると先ほどの中山間地の谷津田の部分というのは、
これは機械が入りませんので、なかなかそういうことができないと思うのですけれども、今後は平
場の部分、そういったような方向で嵐山町が進んでいくものだろうなというふうに私は思っている
ところでございますが、いかがでございしますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

その告示の内容につきましては、昨年度に計画策定した地域計画であろうかと思います。その中
の目標といたしましては、北部、中部、南部が3つのエリア化されまして、その中で中心となる経
営体が飛び飛びではなく、なるべくまとまって農地を、水田が中心になりますけれども、水田を借
りて効率を図ろうということで、今現在の集積の状況を図面に落としております。その中で、話合
いによって徐々に1つだけほかの方が借りているというところは交換したり、そういった実際の動
きが出ておりまして、より担い手不足が叫ばれる中で、少ない人数でも効率的に水田栽培を行おう
という内容が盛り込まれた計画でありますので、そちらのほうは農業者と共に、また農協、関係等

連携しながら推進してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、青柳賢治議員の再質問からです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 今課長の答弁で、新しいそういった農法というものができつつあって、非常にこの先が希望が持てるものだという答弁がありました。当然今までの稲作の、今ほぼ嵐山の水田は苗が植わって、緑の姿、あれはやはり我々日本人の原風景的なものだと思います。そういった部分は、当然もちろん大事にさせていただきながら進めていただきたいと思いますけれども、今収量的なものが非常に全国的にも落ちていると、それからカメムシの被害だったり、それから酷暑によって実が小さくなって、さらには刈り入れの頃の長雨によって等級が落ちるというようなことの声聞きますけれども、その辺については嵐山町の場合はどんな状況にあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

県の再生協からの通知によりますと、6年産の埼玉県につきましては、よく指数というものがありまして、全国のこれが101で平年並みということで発表がありまして、埼玉県につきましては97でやや不良ということになっております。ただ、東部と西部地区で埼玉県も分かれておりまして、97だったり、98だったりということで、いずれにしてもやや不良ということで、嵐山町はどうかということで、先ほども加須のほう、東部のほうなのですけれども、埼玉県もイネカメムシの被害がありまして、ちょっと収量のほうがかなり落ちているところもございました。比企郡の中では、実際に影響を受けているのが川島町と吉見町と東松山の一部ということでございます。嵐山町につきましても、県と農協の調査によってイネカメムシの確認をしましたが、数は少ないのでありますが、個体的には確認しております。非常にちょっと心配されているところですが、嵐山の南部では一部影響を受けたのではないかという農家もおりますが、6年産につきましてはそれほどの影響はなく終了しておりまして、その中で県も防除の体制をかなり取っておりまして、今後営農さんのほうでは既にイネカメムシの7年産の防除をしております。そういった防除体制も整えて、7年産に備えておりまして、6年産につきましてはやや不良ではありますが、まずまずの収量が取れております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そういった被害が全国的にやっぱり出ていることも不安感になっているというような記事もありましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

それで、3番目のほうに入りますが、ここにも答弁いただきましたけれども、非常に認定農業者にとっても、大規模な水稻農家にとっても、やはりトラクター、コンバインなどが高額なわけです。そういったものに対して、やはり食料の自給、食料安保という観点からも、嵐山町の場合はその辺も踏まえてというふうに私は理解しているのですけれども、いろんな大型機械の購入の補助とか、そういったことをやっていただいているのではないかと思います。ただ、今、これから米がどういうふうになっていくか分かりませんが、生産者としては生産意欲が増してきて、やはりこれから増産に踏み切っていくことが求められると思うのです。その辺のところに合わせて町として支援をすると、新たにこういったところを支援するというようなことがありましたら答弁いただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

新たにということではなく、継続的に大規模農家への支援を続けてまいりたいと思ひまして、その根拠に、大規模農家だけということで、ほかにはということをもまず考えるかもしれませんが、実は7年産、お米を作る農家が嵐山町の中で何件あるかというところと91人です。法人も含みます。この中に大規模農家もいます。かなり思っている以上に多いというふうに私は感じておりまして、中身を見ますと、営農さんはお米は55ヘクタールをやっております、そのほかは多くても10ヘクタール前後、あとは本当に自家消費程度でやっている方もおります。ただ、その91人が全て自分で田植機、トラクター、コンバイン、乾燥施設、この4つを持っているかといいますと、このうちの何かを持っていない方がほとんどです。ただ、そういう方はどうしているかというところ、乾燥については奨励品種であれば農協さんに持ち込めますので、乾燥はしていただけますけれども、一番高額なコンバインがないところが結構あります。その方はどうしているかというところ、法人さんに委託したり、あとは大規模農家の方に委託したり、田植だけは自分でやるけれども、あとの刈り取りはやらしてもらって、そういった助け合いの下でやっておりますので、一番大切な大規模な機械を持っている農家がやっぱり力がなくなってくるとほかの方たちにも影響があるということを考えて、まず大規模農家に支援するのが一番重要なことということで、町で大きくかじを取っていただいてこの支援をしておりますので、まずそういった形に一回りは支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の課長の答弁で嵐山町の農政を、少しですけれども、理解したつもりで

ございます。いずれにしても、今の日本の米びつはもう僅かになってきているわけですし、今後はもう増産をしないと備蓄まで間に合わなくなっていくということでございます。そして、今海外にも牛丼だったりカツ丼だったり、日本の米がおいしいということで出ていますので、さらにはそれに輪をかけて輸出に回していくと。そして、自分のところがこういうような状況になったときには、その輸出を抑えてでも日本の国民を守るというようなところまで、これから農政が出直しを図っていくというようなことが求められるような気がいたします。今回米騒動ということで、消費者にも、それから生産者にも納得できる価格というのはどういうものなのだろうという中で、やはり今日の話を知っていると、私としてはやっぱり3,000円台、これができないと農家の生産者の人たちはなかなか生産意欲が減退していってしまうのではないかなというふうに思ったところです。課長、いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 なかなか適正価格については難しいと思いますが、議員がおっしゃった価格は妥当かと思います。また、今後、先ほど藤野議員からのご質問があったブランディングですが、そうした嵐山町のおいしいお米を、一部法人では天水の恵という商標登録を取りました。そういったことで、もうそちらのほうはブランディングができておりますので、そういう嵐山町全体のお米がおいしいということをもうちょっとブランディング、位置づけて、そういったことで推進していきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 3点目でございます。

子どもたちの安全を守ることにについて。学校へ保護者知人が押し入り、教職員5人を殴るなどの事件、小学生の列に車が突っ込むひき逃げ事故など、子供たちには防ぎようのないような事件が多く発生しています。学校や地域全体でできることの再確認も必要なのではないかと思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項3につきましてお答えいたします。

まず、学校は子供たちにとって安全なところでなくてはならないと考えます。登下校時においては、保護者、地域が連携し、登下校の見守りや通学路の点検を行っております。また、不審者の侵入に対しては、各校で対応マニュアルを策定し、職員に周知を図るとともに、不審者対応避難訓練を実施し、危機に備えております。さらに、平時から安全指導、避難訓練等を通して、命を守る方法の指導や子供自身の危険察知力の育成に努めております。同時にパトロールや情報共有など、地

域、警察との連携にも取り組んでおります。昨今の小学校侵入事案や意図的とも言われる交通事故案件については、もはや学校だけで対応するのは難しいと思います。学校でできる対応はしっかり行った上で、保護者、地域、特に警察などの力をお借りし、安全に通える学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 確かに東京で行われた、先生が5人ほど子供たちの前で乱暴に遭ったというようなことを見ると、私が生徒で、尊敬する先生がそういう姿にいや応でもなったときに、やっぱりショックだろうなと思いました、率直に。そして、やはり学校の場合は、東京都内には学校110番といって、すぐもう警視庁とつながっているラインがあるらしいのです。それで、私は新聞の記事でしかちょっと追っていませんでしたけれども、非常に子供たちも、今日答弁いただいた中にも、不審者対応の訓練を実施しているとございますので、結構なことだと思っております。ただ、その訓練が行き届いたこともあったりして、バリケードをつくったり、非常に学校では褒められるというか、よく子供たちを守ってもらったというようなことの新聞の記事も載っていました。それで、埼玉県の場合には別のまたあれもあるのでしょうか、この立川の事件の場合は、学校110番に通知をするという、先生が乱暴の人たちが入ってきたことによって、最終的には校長先生が学校110番をしたらしいのです。それで、警察が来た時間というのは恐らく10数分だったというふうに書いてありました、新聞の記事には。

それで、私がここで何を申し上げたいかという、やはりそのもうすぐ、一分一秒、救急車と同じだと思うのです。その判断です。やはり警察を呼ぶという判断、これが直接早かったのではないかと。これがまごまごしていると大変なことになってしまっ、子供たちにも被害が及んだのではないかというふうにあの事件を見て私は思ったのです。それで、そういうことから含めると、今答弁いただきましたけれども、避難訓練、それから不審者対応訓練というようなことが行われているということでございます。これについては、町内小学校、それから中学校があるわけですが、全、全ての学校で行われているのかどうか含めて、ちょっとお話しいただければ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

各学校においてそれぞれ対応は違っておりますが、各校それぞれ可能な範囲での学校巡回ですとか登下校時の指導、また保護者への協力要請等、日常的な保護者との関係づくり等を行いつつ、事件、事故の概要と不審者対応等を行っております。こちらにつきましては、地域との協力という大きなこともございます。先ほど青柳議員さんのおっしゃっていたようなホットライン的な警察とのつながりはございませんが、各学校でそういったような事件、また侵入等が起きたときには連携を

図って、警察等にすぐに連絡を取るように日頃から訓練、また職員等にも指導をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そのような対応がなされているということで、嵐山の子供たちの場合は私も今ほっとしたところですけども、いずれにしても早い対応が絶対にこの先は求められると。やっぱりその点はちょっと強く申し上げておきたいと思っております。

それで、今課長のほうから地域の協力も必要だというようなことの中で、次の交通の事故がありました。子供たちが3、4人で歩いているところに車がぶつかってきて、ちょっと話すような感じで立ち去ったというような事故でした。あれも私は見ていて、あれは道路上で住宅があるか、ちょっと私はそこまでできなかったのですけれども、ああいうところに、いわゆる嵐山町なんかでもやっていたらしゃるこども110番というようなものもあるという中で、今回私この答弁者のほうに、ちょっと私の失念で生涯学習課長の名前を落としてしまいまして、議長の許可をいただきましたので、今日は課長に出席していただいているのですけれども、その辺の今嵐山町におけるこども110番、この実態といいますか、どのようにそれが町の中で動いているというか、そのような内容が分かりましたら答弁お願いしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 答えいたします。

嵐山町のこども110番の家、まず目的ですが、嵐山町の子供たちの緊急避難場所として、1つの目的として地域社会で子供たちを犯罪から守ること、もう一つとして犯罪の抑止力となっていることが目的でございます。また、経緯といたしましては、平成11年度に嵐山町青少年健全育成委員会が主体となり、嵐山町PTA連絡協議会へ協力を依頼し、その団体等からの協力を得て設置しております。その後、現在は教育委員会から学校を通じて嵐山町PTAのほうに協力を依頼しております。運営組織といたしましては、町、町の教育委員会、各小中学校、嵐山町PTA連絡協議会、またご協力をいただいておりますこども110番の家でございます。現在、6年度末時点で登録している件数が235件、この件数は町のホームページでデジタルマップとしてアップしております。ですので、どなたでも見ることはできます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ありがとうございます。これ過去に宮本議員のほうから質疑があったときに、一般質問でありました。デジタルマップが落ちているということ。それで、この辺のところが今後学校統合が予定されているわけですし、学校の通学路が変わったり、いろんな変化が出てくるわけです。それで、今235件という登録の皆様がいらっしゃるといいますけれども、その皆さんにま

たいいろいろとお世話にもならなくてはならないことかと思うのですが、その依頼を受けていただいた235件の方というのがある程度子供が万が一冷やっとした、びっくりした、痴漢のようなのが出てきたというようなときには飛び込めるような体制というような形で私も理解しているのですが、対応が可能というような形のいわゆる場所ですと、こども110番ですよというようなことで理解しておいてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 答えいたします。

こども110番の家にご登録いただいている方は、基本的にやっていただくことというのが、緊急避難場所としての場所の提供、またあと関係機関への連絡のみでございまして、特に生じている事件についての責任は一切負いません。基本的には、ボランティアの一環でございまして、また、登録してある家にはプレートが貼ってありまして、お子様からご父兄の方、保護者の方が見えるようになっております。PTAのほうでも、学校の通学路の安全点検や引渡し訓練等で子供たちと一緒に歩いていただいて、見ていただいて、プレートがちょっと見づらいつか、古くなってしまった場合は交換していただいたり、またここにあったほうがいいのかというときには、その辺のご近所の方に声がけをしていただくということも現在はやっております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。ああいう事件を見ていると、近くにそういうような人がいてくれば、今課長がおっしゃっていただいたようなことでなくても、本当ボランティアになって、緊急避難場所だから、どうしたのだというようなことは言えないかもしれないけれども、子供たちにとっては心強い場所ということになるような思いがいたします。ですので、今後やはり嵐山町の場合にそう危ないところはないのかもしれませんが、ああいう事故が起きてくるとどういうふうに対処するべきなのかということを本当に我々も考えさせられます。そうすると、こども110番、さらには多少ボランティアプラス何かというような形のものが手を挙げてくれるような人がいれば、そういうちょっと危なそうだなというような場所とか、それから事故が起きやすいなというような場所だとか、そういうところをある程度今後は少し重点的に、やはり子供たちの安全を守るということは大事な視点だと思いますので、再確認をしてもらうというような形については、これはどこに答弁を求めればいいのかのだろうな。課長、いいですか。どうぞ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 答えいたします。

こども110番の家の先ほどボランティアと言ったのですが、実際もしも避難された場合のマニュアル

ルというのも埼玉県警のほうから頂いておりまして、そちらのほうを配布しております。もし万が一避難された場合はこういうことをしてくださいとか、基本的には関係機関に報告するのですが、子供の安全を守っていただきたいとかという簡単なマニュアルができていますので、その辺はスムーズにいくと思います。また、今後学校の統合等がありますので、また新たに通学路が変更されると思います。そのときは、町だけではなく、保護者とも通学路を歩いて、さらに新しいところが必要になるかというところも出てくると思いますので、そのときは申し出ていただいて、新たに登録していただくというようなことは考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そういう姿勢が嵐山町にあるよと今の答弁で私も理解しましたので、ああいう事件が起きると続いてしまうときがあります。

それで、最後になりますけれども、これは5月28日ですか、新聞でしたけれども、文科省で児童安全確保へ緊急会議が行われたと。そして、下校中の事件が相次いでいるということの中で、オンライン含めて緊急連絡会が行われたということでございますが、その辺については教育委員会のほうでも承知していらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

文部科学省のほうで、5月27日に学校安全行政担当者緊急連絡会というのが行われたというのを承知してございます。その中で出ております、学校の中で特にできることということで、3点確認ということで、不審者対応に対しては、まず1つが校門、2つ目は校門から玄関までの間、そこで声がけです。それから、玄関という3点のところというのをポイントに、不審者の対応等をいち早く察知をして、声をかけて、それから先ほど議員からご指摘ございましたが、いち早くの連絡、そういったところをしっかりとやるようにというのが出ているところでございます。こちらにつきましては、実はその前に各学校を全部訪問しまして、緊急マニュアルがここに実効性のあるものかどうかというのを確認して、その部分で不足の部分は校長に指導とか、それから施設の確認等をしているところでございますので、この資料を基にもう一度さらにその3点の部分、それから登下校における子供たちの安全確保について、地域へのお願いであったり、見守りであったりということについて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今教育長のほうから3点確認というようなことも答弁いただきました。いずれにしても、起こってはならないような事故がこれからは起きてきてしまいます。そのときに、

いかにいち早く対応するかということ、子供たちの安全を守るということは嵐山の姿勢としても大事なことでございますので、引き続き担当各位には、ご苦勞なことと思いますけれども、一生懸命子供たちの安全を守ると、議会も一緒ですけれども、お願いしたいと。

これで終わります。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号6番、小林智議員。

質問事項1、町道の維持・管理についてです。どうぞ。

○6番（小林 智議員） 議席番号6番、小林智です。ただいま議長のご指名ありましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきたいと思いをします。

本日の私の一般質問は1点のみです。町道の維持・管理について。総延長距離448キロメートル（2009年データ）に及ぶ町道の維持管理は、町としても日頃から大変な努力をされていると承知しているが、管理状況、財政的な措置、管理体制、維持管理の方針について伺う。

（1）、直近の町道の道路種別ごと及び合計の総延長距離、舗装率。

（2）、町の維持（調査、補修修繕）、管理体制（修繕等の設備・資材・備品整備の状況、人員の配置・育成の状況等）。

（3）、町道の維持管理のための予算措置の状況（直近3年程度の推移と計画）。

（4）、補修・修繕に対する条例、マニュアル等の考え方と整備の状況。

（5）、美化清掃、地域での修繕等（いわゆる道普請、まもり隊など）ボランティアの状況とその支援。

（6）、B&G財団からの防災事業への助成により整備された機材・重機等の要員の育成・活用の状況、道路修繕等への活用の可否。

（7）、今後の町道等の維持管理に関する方針。

以上、7点です。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）から（4）、（7）について、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

公表されている直近の道路現況調査は令和5年4月1日現在となっており、その数値となります。1級町道は総延長31.3キロメートル、舗装延長30.7キロメートル、舗装率は98.3%、2級町道は総延長29.5キロメートル、舗装延長27.6キロメートル、舗装率約93.4%、その他町道は総延長373.8キロメートル、舗装延長151.4キロメートル、舗装率約40.5%で、合計総延長は434.6キロメートル、合計舗装延長209.7キロメートル、舗装率約48.2%となっております。

続きまして、質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。道路の草や路面の状況の調査は、日常的に職員による目視により実施しております。

管理体制でございますが、資機材については、道路の穴埋めに対応するものとして、アスファルト常温合材や乳剤、転圧プレート、締固め器具などがございます。草刈りや倒木に対応するものとして、肩がけ式の草刈り機、乗用型の草刈り機、手押し型の草刈り機、チェーンソーなどがございます。また、人員については、道路の穴埋めや倒木の撤去作業は職員６人により実施しております。職員により対応できない案件については、町内業者に依頼しております。路肩等の草刈りについては、主にシルバー人材センターに委託しておりますが、昨年度より会計年度任用職員２人を採用し、週３日草刈り作業などを行っています。必要によって職員も対応しております。積雪の場合は、主要な幹線道路については、町内業者への除雪依頼、職員による融雪剤（塩カル）散布を実施しております。また、人員の育成でございますが、刈払いやチェーンソーを取り扱う職員に、町の予算において労働安全衛生特別教育講習の受講をさせるなど、職員の育成に努めております。

続きまして、質問事項１の（３）につきましてお答えいたします。町道の維持管理のために必要な予算として、道路維持、道路修繕、生活道路整備、交通安全施設管理、道路照明灯施設管理、道路照明灯施設設置、橋梁改修の７事業を項目として設定しております。この中で、維持修繕に伴う測量設計委託料や工事請負費については、その年度ごとの施工箇所や内容によって大きく変動いたしますが、通常管理委託料や機械器具借上料、修繕料はおおむね例年と変わらない水準となっております。今後も同様に予算措置をさせていただき、適切な道路の維持管理を進めていきたいと考えております。

続きまして、質問事項１の（４）につきましてお答えいたします。道路の安全と快適な利用を確保するため、道路管理者が行う維持管理業務を適切に行うための重要な要素と考えますが、現在補修、修繕に対する条例、マニュアル等は整備しておりません。

続きまして、質問事項１の（７）につきましてお答えいたします。道路、橋梁などのインフラ施設は住民生活の基盤となるものであり、重要度や優先度、利用度を踏まえ、中長期的な視点から適切な整備をし、またその上で業務の見直しによる管理費の縮減や必要な機能を維持しながら耐用期間の延長を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（５）について、根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、私のほうからは（５）につきましてお答えいたします。

町では、春と秋の年２回、地域住民にご協力いただき、美化清掃運動を実施しております。実施場所は地域により異なりますが、町道のごみ拾い、路側帯や植樹帯の草刈りも実施しております。美化清掃では、燃えるごみ、プラスチック、金属・ガラス用の３種類のごみ袋を各行政区に配布しております。まもり隊につきましては、嵐山町まもり隊設置要綱により２３団体に登録いただき、道

路、公園等の除草作業、美化清掃等、自主的に活動いただいております。町からは、チップソー、混合ガソリン、軍手、鎌、竹ぼうき、ごみ袋等の現物支給及びボランティア保険の加入など支援させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 最後に、小項目（６）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より、質問事項１の（６）につきましてお答えいたします。

B&G財団からの助成及び現物支給により、油圧ショベル２台、ホイールローダー１台、スライドダンプ２台、軽トラック（ダンプ式、リフト式）各１台が配備されました。油圧ショベルとホイールローダーは車両系小型建設機械に分類され、労働安全衛生法第59条第３項の規定により、特別教育の受講者でなければ現場で操作できません。本町では、職員から希望を募り、昨年度28人受講、本年度は27人が受講予定です。加えて、前職等で受講済みの職員が４名います。なお、油圧ショベルを回送するスライドダンプの納車が７月となるため、実際の活用は納車後となります。ホイールローダーも４月末の納車であったため、これからです。軽トラック２台は、まちづくり整備課に配備しました。道路修繕等への活用については、それぞれ現場を担当する課の判断に委ねたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第６番、小林智議員。

○６番（小林 智議員） 答弁ありがとうございました。今回こちらの質問をさせていただくのは、町道の維持管理についてなかなかご苦労いただいているなというところと、細かいところで町民のボランティアによって維持されているものとか、その辺の形がいろいろな部分もありますので、それらについて網羅的に一旦見ておきたいなというところ、それからやっぱり足りないところとか、そういうところがあるのではないかとということで、全体的なちょっとご質問をさせていただきました。特に道路につきまして、私今回で多分３度目の質問になるかと思うのですが、こちらのほうは（１）から順次いきたいと思うのですが、全体的に内容的に重複するところがありますので、一括で質問させていただきたいと思います。

それで、（１）のところ、まず実際に町道と言われるものが嵐山町でどのくらいあるのかという、その辺の確認からさせていただこうということでお伺いいたしました。それで、町道につきましては全体でどのくらいあって、１一何号線とか２一何号線と言われるけれども、その号線って言われても場所が分からないということを私何度も申し上げてきたのですが、確かにこれを、では全部一覧表で分かるようなものというのはなかなか難しいのだろうなということで、こういうものの整備と情報公開をお願いしたいということを何度も申し上げてきて、ぜひ台帳の一覧であるとか、マップであるとかというものの整備をお願いしたいということでお願いしてきました。その中で、実は一昨年だったですか、大変まちづくり整備課さんにはご苦労いただきまして、嵐山町道路路線

図（１・２級町道）という形の地図をホームページ上に公開していただきました。これは、もともとは1,000分の1の縮尺のものだったのですかね。こちらのほうで、嵐山町全図の中に1—1号線から、それから1級と2級、この町道について路線図の中に色づけをしていただいて、分かりやすく表示いただきました。この表示をしていただいたおかげで、特に1級、2級の部分につきましては、あっ、ここかというのはすぐ分かるようになりましたので、これは大変ありがたいなと思っております。町民としても、ここを見れば分かるということで、大変便利になったのではないかなと。町からのいろんな文書だとかだと、どうしても2—何号線とか、そういう形になってしまいますので、そうするとあれどこの部分なのだろうなというのが町民誰もが思うところだと思うので、実はこういう地図のここですよというところが自分の目で確認できるというのは大変よかったかなと思っております。

当時私のほうで要求というか、お願い申し上げたのは、道路台帳に登録されている道路の本って一体何本あるのですかと言ったら、なかなか具体的に何本ですという答えがなかったかと思うのです。それって整備されていないことなのではないのですかというような言い方も私したかもしれませんが。なので、ご苦労いただいて、こういった形で分かりやすい形で一つはまとめていただきました。ただ、この中で、もちろん地図上に表示し切れないものというのが、いわゆる1級、2級以外の道路。この部分については、とても地図上に表し切れないというところで、この情報公開のほうを普段から見られるような形に出していただくことはなかなか難しいかなと思っておりました。

総延長距離とかをご答弁いただきました。1級町道、こちらと2級町道、こちらがそれぞれ……また、舗装率、こちらのほうも1級では98%が舗装率であると、それから2級町道については93.4%ということでご答弁いただきました。それ以外の一般の町道、こちらにつきましては373.8キロで舗装率40%、これ大変高いなと思ったのですけれども、町道全体で434.6キロ、舗装率が48.2%ということで、これは相当高い数字だなというふうに見させていただきました。それで、まずこのお出しいただいた434.6キロ、こちらには町道という名前でもよろしいのか。山林の中の例えば赤道であるとか、市街地の中でも1級、2級でもない住宅街の狭いところの道であるとか、多くは山林などのいわゆる赤道とか山道です。そういったところが含まれるかどうか、まずはお聞きしたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 こちらのその他町道につきましては、そういった狭い道路も全て町道認定がかかっているものについて含まれております。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。数字のことはあまり細かく言うつもりはないの

ですけれども、いわゆる舗装率というものがどういう定義でどうなっているのかなというのをちょっと調べさせていただきました。道路の定義とかというのも、いろいろ条例とかにもあるのかなというので見たのですけれども、これ結局のところ、よく私も調べ切れなくて、実際のところは道路法に定義がありまして、そここのところがまずは基準なのかなと。それ以外のところで細かく決めたようなものはちょっと私は見つけられなかったもので、多分そのことでさっきの町道については1級、2級とか、その他とかいうふうに出ているのではないかと思います。資料としまして、国全体で出している資料があります。平成30年当時の資料なのだと思うのですけれども、といっても私がネットで調べた限りでは、平成30年が一番新しい、2009年だったかな、ではなくて19年だったかな、それが一番新しいデータだと思いますので、その中でちょっとご参考までに言いますと、ですから国道であるとか、県道とかというのを除く市町村道というふうに分類されるもの、これが簡単に申し上げると総延長が、これは全国です。106万1,476キロなのだそうです。これは、帳票のデータからです。それで、そのうち埼玉県が4万1,550キロという数字が出ています。私がネットでちょっと調べたところで、私の質問書の中で448キロって書いたのですけれども、それに多少誤差はあるので、きっと何か報告書だとか、その後の変化だとかも含まれているのかな。実際ご答弁いただいたのは434キロですから、ちょっとこちらのほうが少ないのですけれども。448キロってすごく膨大な距離だなと思って見たら、埼玉県全体が4万1,550ですから、その約1%ですか、そのぐらいの距離だということで、おおむね妥当なのかなと思いました。

それで、ちょっとあれっと思ったのが、実はこの私の見ている資料、都道府県別道路現況（市町村道）というやつなのですけれども、これの舗装率が、これは市町村道です。埼玉県の舗装率が11.7%。それで、国全体の舗装率が19.5%と出ているのです。あれっ、何かこれ見ているものが違うのだなと、さっきのご答弁をいただいて見たのですけれども、舗装率が48.2ってすごく高い数字だなと実は思ったのです。それなので、赤道まで入っているのですかというところをちょっとお聞きしたのですけれども。その辺の数字の見解というのは、ちょっと何かお答えできるものがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 こちらの調査は、市町村道の調査ということで毎年行われております。国で示されている要領で作成しているのですけれども、その中で町道の中にいろいろ項目がございまして、路線の延長ですとか幅員、それから未舗装なのか、そうでないのか、そういったものを全て調査物で載っているのです。埼玉県のホームページというところで、埼玉県の市町村道の、先ほど私のほうの答弁で申し上げましたが、道路現況調査というのが公表されております。その数字と私どもで今管理している道路台帳のシステム、こちらの数字は当然一致している形になるのですけれども、調査年月日が6年度の調査ですと令和5年の4月1日の調査のものになります。です

ので、直近の一番新しいものにつきましては、今度令和6年の4月1日がこの7年度に取りまとめられて公表されてくるという形になると思っております。ですので、一応数字のぶれとしましては、現在道路現況調査の数字と特別乖離しているというふうには考えておりません。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。道路の総延長のほうは多少あれなのですけれども、舗装率が、あれっ、自分で見たのと違うなというので、これは恐らく私の間違いだと思いますので、これは、では約48.2%、約半分がその他でも舗装ができていうことでよろしいですね。とすると、この11.7%というのはどういう数字だったのか、ちょっと私も後でまた調べてみますが、今日はちょっとこれ以上そのことについては触れるつもりはございません。

それで、この道路台帳につきましても、電算化が、多分システム化ですよ、今取り組んでおられると思うのですけれども、台帳整備というのはほとんどその移行といいますか、それはお出来になったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

道路台帳は、今まで、令和4年度まで紙ベースで管理させていただいておりました。令和5年のときにシステムを入れさせていただきまして、ほぼ入っております。ただ、台帳未整備の路線がまだございますので、その部分がちょっと除かれるような形になりますけれども、町内の路線につきましてはほぼ完了している状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

道路台帳ですから、私の感覚ではちょっと違っていたのだなと、今までのを今回いろいろ調べて分かったのですけれども、要は道路台帳と呼んでいるものというのは、一つの名前のついた道路についての、やっぱり1,000分の1の地図の中での記述であるとか状況を出したもので、もちろん地図上で閲覧できるというようなものが主体であって、一個一個の道路が中心のものであるということです。その総体がシステム化されているということで、私がちょっと考えていたのは、要は道路台帳を全部ひっくるめたデータベース化はされているのかなというところのことだったのです。というのは、だから嵐山町に何本の道があるのって聞いたときにぱっと出てくるのは、そういったデータベース化がされていて、本数から、総距離から、舗装率だとか、そういったものがやっぱり数値化されているというものがもう整備されたのかなと思ったのですけれども、実態というか、システム化の実態は一個一個の道路のものをシステムの中に入れていく、要はコンピューターの中

に入れておいて、その地図で出力できるとか、そういったものだということが中心だということ
でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

路線ごとで今度のシステムは、今小林議員さんがおっしゃられたような集計ができるようになって
おります。ですので、先ほど言われていました1級で何路線ですとか、2級で何路線という把握
はもうすぐ出ます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） それで、道路マップっていいですか、道路台帳自体を私は全部ホームペー
ジ上に公開してほしいなと。市町村、町レベルではなかなかまだ進んでいないのかもしれませんが
すけれども、大きな市なんかではもう地図で表示できるようなシステムを持っていたりします。な
ので、せめて起点、終点と、さっき言った道路の番号と起点、終点だとか、そういうものが分かる
ようなデータベース、地図でなくても一覧表で結構ですから、そういったものも全部は網羅的に公
開していただくという方法は取れるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

先ほど申しあげました路線数なのですけれども、改めてここで申し上げますと、1級町道が23路
線、それから2級町道が29路線、それからその他町道が2,969路線ございます。合計3,021路線とな
っております。ですので、1、2級の情報というのは、公開が検討できるのかなと思うのですけれ
ども、その他の路線につきましては、あまりにもちょっと膨大な路線数がございますので、なかな
か難しいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） それでは、ホームページ上では公開できないのだけれども、そういった一
覧表のものは閲覧とかできるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

まちづくりの窓口のほうで確認はすることができます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。この部分についてもデータ化されているということですので、ぜひエクセルシートでも何でも結構ですから、いずれそういった形で公表いただければありがたいなと思いますけれども、その辺についての見解はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

皆様に分かりやすいような内容で公開できるようなものがあれば、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。いずれにしても、道路全体の総延長距離等はきちんと把握されていて、それがこれは毎年なのですか、報告対象になっているということで、その積み上げが県全体の中で市町村道がどのくらいになっていると。それで、県のデータベースでそれは見られるということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 この集計につきましては、県のホームページのほうで、先ほど申しました道路現況調査の内容を確認できます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。そしたら、現状のほうはそれで確認が取れましたので、（2）番の維持・管理体制ですか、人員の配置の状況というところで拝見させていただきました。

では、（2）番と（4）番のところはちょっと関連しているので、これを併せてお聞きしますけれども、この中でマニュアル等はないというのが（4）番のところであったのですが、こういったものは特に整備するという予定もないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

まず、条例、このマニュアルについてですが、作業をするためのマニュアルなのか、また例えば管理区分を確認するための条例なのかとか、いろいろ考えさせていただきました。その中で、補修、修繕等の作業のマニュアルということで考えますと、こちらは場所ごと、ケース・バイ・ケースで

対応が求められることが多いと考えております。また、なかなかマニュアル化をして対応していくことが難しいこともありますので、現時点では作成は考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。実際のところ、職員6人で実施していただいているということで、大変ご苦労いただいているのではないかなと思います。特に冬になれば雪とか、あるいは夏場の台風とか、そういうときは恐らく整備課の皆さんは、例えば倒木等、これはすぐ安全点検とか、そういうことで動いていただいておりますのですね、私も経験あるのですけれども、吉田の地区の山の町道のところ、大きな木が倒れて大変だというふうな話があって、整備課さんのほうに連絡を取ったら、それはもうすぐ翌日の朝に行って道は通れるようにしましたというお話がありました。こんなに早く動いてくれるのだなというふうに感心したものでありますけれども、この撤去作業、これは6人で実際やっていたいるのですけれども、これは現場のところですね。実際の現場のほうに行って作業されるということなので、この辺の安全管理とか、その辺についてはどういう注意といいますか、どこまでできるとか、そういうことはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

倒木等につきましては、現地を確認させていただいて、まずチェーンソーでこちらの職員で対応できるものに関しましては、なるべく小さく木を刻んで、それでトラックに積み込むということで行っておりますが、高所になるような高木が倒れている場合につきましては、町内の業者のほうに依頼をして、早急に対応するという形で行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。ご答弁にありましたけれども、そういったところ、要は自分たちでできないものには、やっぱり町内業者のほうにお願いしている、そういうことをやっていたいるということでもあります。

それで、ご答弁の中で1点だけ、最後のほうにご答弁いただきまして、昨年度より会計年度任用職員2人を採用し、週3日草刈り作業などを行っていますが、この件についてちょっとお話しできることは。これ昨年度からですね。その件について、ちょっとお話しいただければと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、今までやっぱり路肩の草刈り作業はシルバー人材センター、また職員のほうで対応させていただいておりました。ただ、なかなか草刈り作業につきましては、職員のほうも普段の日常業務もございます。その中で、できる時間をつくって作業をしておりました。そういったところを考えますと、また町民の方からの要望ですとか、そういったことに対してなかなかすぐに対応できなかったりする部分もございますので、会計年度任用職員という形で草刈りに特化した作業をしていただける方を採用させていただきまして、週に3日、こちらのほうで、この場所をやってほしいという指示を毎朝させていただいて作業をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） この件は、3月のときの一般質問で、私が花見台の草刈りの件でお聞きして、そのとき出てきたことだと思うのですけれども、この方たちを採用して、なかなか草刈りができないところを順次やっていっていただいているということで、この方法というのは今年度も続いていると思うのですけれども、今後の取組についてちょっとお聞かせいただけたらと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

採用のほうにつきましては、今後も継続させていただければと思っております。ただ、町道、その他公園等も含めまして、やはりこのまちづくりで管理すべきところが非常に多い形でございます。できれば、私の気持ち的には、もう少し人数を増やしたりだとかというのが可能であればそういう対応もしていきたいですし、ただここのところの季節柄、非常に気温が高い、日中の作業が非常に厳しいということもございます。ですので、また作業の時間等を含めた対応方法を改めて中で検討させていただいて、考えていきたいとは思っています。ただ、この会計年度職員さんの採用につきましては、同様に今後も続けさせていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） それでは、あと管理体制として、資機材についてのご答弁もいただいたのですけれども、私も経験あるのですけれども、アスファルトの穴が開いてしまったところだとか、まちづくり整備課さんに連絡するとすぐに補修に来ていただけるというのは、これも大変ありがたいなと思っているのですけれども、あの作業もちろん職員でやっていただいているということなのでも、そのほかに未舗装のところの砂利とかについても在庫っていいですか、そういうのを普段から持っていまして、そういったこともされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

敷砂利に関しましては、こちらでストックをしていることはございません。要望がございましたら業者のほうに手配をして、地域ごとに対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 分かりました。敷砂利については、ではストックはしていないということですね。必要に応じて取り寄せているということですね。

そのほかに、材料としてアスファルトの常温合材や乳剤とかというようにあるのですけれども、材料としてストックしているものというのがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

現在、アスファルトの補修材として常温合材が8袋、それから乳剤スプレー、ほか融雪剤として塩カル62袋がございます。備品の主なものとしましては、肩がけの草刈り機だとか、そういったものも準備させていただいておりますので、すぐに対応できるような状況になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございました。

それでは続いて、3番のところで維持管理のための予算措置と、今お聞きしたような材料だとか、それを例年用意されているのではないかと思うのですけれども、その数字、ちょっと私も直近3か年の比較を見てみたいと思ったのですけれども、ここに答弁いただいたようにいろんな事業に分かれておりまして、道路維持費だけを時系列に比べるというのはなかなか難しいかなというふうに思います。今年度の予算書もちょっと持ってきて見たのですけれども、いわゆる道路事業の中の道路維持費、道路維持事業、これがそれに該当するのかなと思っているのですけれども、道路維持事業としては本年度992万5,000円の予算、前年度が881万4,000円、比較としては111万1,000円増えているというところでございます。こういったことで、道路の修繕に関して、予算的なもので大変苦労しているとか、そういった事情はないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

やはり道路修繕、維持管理ですけれども、このインフラ整備というのはもう長寿命化を進めていく上では重要なものになりますので、当然維持管理費は必要になります。できる範囲でさせていた

だくという形になりますので、予算の範囲で行わせていただいているという状況になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） いわゆる修繕というのは、いろいろ補助金とか、そういった対象を活用して、特定財源の中で国庫支出金であるとか、町債であるとか、そういったものを、町債は借り入れですけども、そういったものを手当てして事業を進めているということで、ある程度補助金等も当てにできるのかなとは思いますが、特に一般のこういった道路修繕事業、道路維持の事業とか、なかなかそういう普段からの事業で十分にし切れないのではないかなと思って、ちょっと心配しておったのですが、そういうことで不便を感じるというようなところはございませんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

普段の草刈り作業とか、その辺りで考えると、予算を仮につけた場合において、私ども今路肩の除草作業につきましてはシルバー人材センターのほうにお願いしております。今後例えば金額、予算をつけたとしまして、シルバー人材センターのほうに作業の範囲を多くして回数を増やすとか、そういった対応のことを考えますと、今なかなかシルバー人材センターさんのほうも人材が不足している、要は人員がいらないということです。ですので、予算が多くてもなかなか作業ができないという状況が生まれてしまうということもございます。ですので、その辺りをこの後どういうふうに考えていくかというところを踏まえて、いろいろ創意工夫をもって対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） これも前回の質問にも絡んでなのですが、そういった草刈りと路肩であるとか、あと道路部分の草刈り等が今言ったようにお金の面ではなくて、人材の手当ての面でなかなか難しい。そんな中で、さっきの会計年度任用職員の採用とかってなりましたけれども、これについては引き続きやっていただけるということで、増員とかの予定はないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まちづくり整備課としましては、増員をしてほしいという希望はございますが、こちらはあくまでも予算の範囲内でやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

それから続いて、（5）番のところでお聞きしました美化清掃、地域での修繕等、この辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども、町道の維持管理というものに着目すると、やはり町に全て、よく町長がおっしゃるように、何でも町がやることではないよということで、町民自ら町をつくり上げていくのだよというようなお話をされていて、ボランティアということも大変重要な事項であるのかなというふうに私も思いますけれども、その辺に対する支援といえますか、そういったもの、先ほどまもり隊への物的な支援というのはお伺いしました。特に草刈りのことで、やはりなかなか気になるのですけれども、例えば通学路等にもありますよね。私も吉田地区にいますので、県道の69号線が通学路、北から七郷小学校に行くのには通学路になっておりますけれども、歩道が整備されていますので、歩道。このところが、この時期になると相当草が繁茂してくると。これを、美化清掃が今度は秋ですよ。秋に道普請が地元で行われるので、そのときに道路清掃もやっているのです。本来道普請ですから、町道部分の路肩だとか、そういったところ、昔のように側溝の整備とかはもうなくなっていますから、草刈り等をやっているのです。それも含めて、県道の部分の草刈りも刈払い機を使ってやっていただいています。そういったもののまず事故が起きた場合の手当て、その辺の考え方についてちょっとお聞かせ願えたらと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まもり隊のという形でよろしいのかなと思っております。まもり隊に関しましては、町の総合賠償保険に加入をしております。まもり隊に登録していただくときに名簿を提出していただきますので、その名簿の方に保険を掛けるというような形であります。まもり隊で事故といいますと、大きな事故という……けがという意味ではそれほど今までありません。蜂に刺されたというのが年に何回かありまして、よく連絡をいただきます。逆という意味では、昨年度草刈りをしていて、小石が飛んで、通った自動車の窓ガラスが割れてしまったということが1件ございました。これも総合賠償保険のほうで対応ができますので、すぐ連絡をいただきまして、示談書を作って、町のほうで全額、町というか、保険会社が全額支給というふうになっておりますので、まもり隊に関しましてはそこまでできます。県道につきましては、ロードサポート、今議員さんおっしゃった69号は多分ロードサポートがありますので、県道のロードサポートも同じようなことではないのかなというふうには思っております。町のまもり隊は、保険のほうはある程度対応ができております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 細かいところはあれなのですけれども、ボランティアで歩道の整備、今県

道の話が出ましたね。そういう形でやっていただく場合のそういった保険の手当て、ボランティア保険であるとか、賠償責任保険であるとか、そういったものの全体像を、今のはまもり隊のお話しされたと思うのです。特に町でのボランティア保険の考え方というのは、ある団体、個人ではなくて団体で美化清掃を行ったとか、まもり隊活動を行った。あとは、私もちょっと農業関係のほうをタッチしているので、そういったところでは、農業団体のところでは、そちらのほうで別途農作業の中での、共同作業の中での活動の中で、例えば事故が起きたであるとか、ちょうどさっきお話出たのと同じ事象を私経験したのですけれども、沼の地区の草刈りをしたときに、そこにあった軽トラのガラスに石が飛んで破損してしまったと。農政課に相談したところ、いや、それ保険入っていますから、保険で対応しましょうということでやっていただいた。その場面場面で、町は手当てしてくれているのです。でも、基本的には表というのですか、公式に出ているところですよ。今のまもり隊であっても、それから農作業のそういった団体活動であってもなののですけれども、そうではない、本当に個人が、ああ、ここ草が出てしょうがないなという人があった場合に私ちょっと心配なのが、実は昨日も帰りがけに69号線のいわゆる越畑のカワラケ沼というのですか、あの近辺がやはり歩道上に草が出ているので、近所のおばあさんと言ったら失礼ですけども、お年寄りの方が鎌でずっときれいにしていたのです。ああ、これはありがたいなと思って、ちょっと下りて話も聞いてみたのですけれども、かがんで草を切ったり取ったりしていただいているのです。そういう方の場合は、これで何かあったらどうなのだろうなというところとか、あと通学路の69号線の整備でいうと、通学班とか見守りの人とか、大概特定の人が、では私除草剤まいておくとか、あるいは草刈りします、刈り払い機でしますということで、もう率先してやっていらっしゃる方がいるのです。今言ったように、そこは県道ですよ。県道の歩道です。しかも、それを個人の善意でやろうとしてやっていただいているのです、事実上。そうすると、これ何か守る、そういう方を保護する方法というのは、保険であるとか、そういったものということはお考えはどうなのでしょう。あるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、ちょっと細くなってしまう。まず、町の保険、総合賠償保険に関しましては、一応総務課で掛けておりまして、比較的地域支援課がよく活用させていただくという形で、一番の利用者なのかなと思っています。間違っているかもしれませんが、私どもの理解に関しましては、まず町の仕事を代わってやっていただくというのが大前提であります。ですから、町の依頼というのが事実あるというか。そこで名簿を出していただいたりとかという形になっていただいています。ですので、4月の区長会等とかもそうなのですが、必ず先に名簿を出してくださいというお願いをいたします。名簿がないものに関しましては保険が出ません。そこに町の依頼とかというのが絡むと

というような形になっているのかなと思います。環境課長がお話しした美化清掃も大きな意味では同じなのかなという形で、名簿がないかもしれませんが、区にお願いしているとかという形になりますので、町の仕事を代わってボランティアでいただくというような形になろうかと思っています。議員さんがおっしゃった農村地区だと多面的事業等々もありますが、報酬が発生した段階で、費用弁償も含めて、その時点で町の総合賠償から外れますので、絶対ボランティアですよというお話を……それが実費ならいいという形になりますので、そこはお弁当代はいいよとかという、その細かいところがあるのですが、基本的に報酬はありませんというようなお話をさせていただく。やっぱり先に名簿が出ること、そこに依頼というような形になりますので、その線引きがあります。県道に関しましては、まもり隊の場合はどちらかというと町の公共施設になりますので、県道で、要はできたらまもり隊からは基本は入らないという概念になります。その代わり、ロードサポートが埼玉県土さんでありますので、その切り分けはお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ちょっと話が長くなってしまうとあれなので、端的に申し上げますと、そういった個人の方で、子供たちが足元の、あるいは上から木が垂れ下がってくるようなところになってしまっているからかわいそうだねって、もう何も考えずにその足で行って切ってくれるとか、そういうことをやっています。もちろん切っただけで事故が起きるかという、多分ないのだと思うのです。それは善意です。でも、そういったものを県道のそばでやっている。特に刈り払い機なんかを使うと、さっきの事故が起きやすいのです。小石が飛んで、通行の車に当たってしまったという事故なんか非常に起きやすいなと思って、私はいつも心配しているのです。なのでですけども、ですから町の対応は分かります。十分分かります。本来、保険の制度もそうだし、町が守るべき対象ということもおっしゃるとおりです。なのでですけども、実際子供たちが通っているところを本当に善意でそういうふうにとやろうとしている人、それを守る手段というのはないのでしょうかということをちょっとお聞きしたいのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

多分町でやるというのは、先ほど申した町からの依頼というところが一つ大きなことになってまいりますので、私の感覚ですと、逆に今の地域支援課の範囲の中の仕事ですとできませんという形になろうかと思います。あとは、これからの町の大きな問題というのは別問題として、現状はそのようなことであった場合は、もう申し訳ありませんという形でお断りはします。ただ、1人でもできるという意味では、見守りに関しましては当然見守りも、まもり隊ではないのですけれども、自主防犯パトロール団体も当然損害賠償保険に掛けますので、見守りをされていて転んでしまったとい

うのが逆に一番多いのですが、そういった関係はお一人でも補償ができますので、そこら辺のまもり隊はあくまでも3人以上という複数になりますが、見守りボランティアは1人ですので、その辺の使い分けというのはあるのかなと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） そのとおりなのだと思うのです。ですから、そういう人たちが出たときに、私は個人的に、ではどういうアドバイスをしたらいいのでしょうか。ここは県道だから、やらないほうがいいよと言うしかないなというところなのです。町道だったら美化清掃でも大丈夫だけれども、県道のところはもう、では触らないでいこうか。これは、もう県の県土事務所に電話一本入れて、お願いしますよと言うしかないのかな。でも、地元の人というのはそれでは済まないでしょう。私ができるのだから、やってしまおうという人が出るのですよ。そういうときに、どういふふうにしてお話ししていったらいいのだろうなって。やっぱり刈り払い機を使うというのは後ろも見えないし、本当に危険なのです。石が飛んでいくというのは、本当に可能性高いので。そういったことは、やっぱり個人的には注意しなければいけないということですよね。ここは何かというと大変だから、これは自己責任になってしまいますよという話を、本当に悲しいけれども、せざるを得ないですよね。これ善意でやっていただいているのに、そこはちょっとやめておきましょうという、安全のためにはそうせざるを得ないという。では、どうするのですかと言われたら、いや、県土事務所に電話してお願いしてみますよという。県土事務所も当然人が足りない。そこまで手が回りませんという電話の応答があるわけです。路肩でもなかなかできないわけですから。そういう状況の中で、いかがなものかなというのを、大変そういうのを感じているのです。ですから、そういうふうにも私も一議員としてというか、一町民として、そういうふうにお話ししていいのだから。いいです、では私がそれを代わりに私の自己責任でやりますと言ったほうがいいのか。その辺が非常に私としてはいつも疑問に思っているのですけれども、これ答えないですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 今小林議員さんがおっしゃっていること、本当にそのとおりだなというふうに感じながら聞いておりました。しかしながら、保険制度というのは、やはり一つの制度の限界がございます。町の総合賠償保険に入っておりますが、これは地域支援課長がお答えをしましたように、基本的には町が管理をする施設、そこに瑕疵責任があったりしてけがをした場合にその賠償の保険になりますよ。あるいは、町が主催する事業、そういった事業において何らかの事故があった場合には、それに対する補償がありますよという見解の町村会のいわゆる総合賠償保険ということでございます。今いわゆる美化清掃についても、これは町が主催する事業ということで、その範囲の中に入りますよということになるというふうに思います。そして、地域でのいわゆる活動、その中に

は課長からお答えしましたように、いわゆるそういった団体をつくって登録をしていただく、あるいはパトロールにおいては見守りパトロールのボランティアとして登録をしていただいて、その中の保険を掛けて、その対象にさせていただく。それ以外のいわゆる団体で行うような事業については、町の総合賠償保険には対象にならないので、それぞれの団体が行う、例えばスポーツ大会であるとか、そういったものは団体でそこでの保険を掛けていただくと、こんな形になるわけでございます。これが一つの限界だというふうに思います。

それと、今小林議員がおっしゃられたように、地域で町道であるとか、県道であるとか、そういったところを子供たちのためにとか、地域のためにという形でボランティア的に随時やっていただくと。こういった方に対する補償はというのは、非常に気持ちとしては分かるのですが、その辺をどこまで限界といいましょうか、それを認めるかというのも、そうすると全ての町民にそういった保険を掛けていくのかという形になりますので、この辺はなかなか厳しいところ。実は、私どもの地域であっても、議員の皆様方の地域であっても、私どもの地域ではこうっております。自分のうちの敷地以外の身の回りの町道にあって、そこにある草だとか、ごみだとか、そういったものはお互いに拾いましょうということで申合せをしております。ということは、一歩敷地から出た町道に生えている草を刈っていて、そこで車にはねたらそれはどうなのかというのが今議員さんのご質問だと思うのですが、それはやはり個人の保険での対象になるということになるしかないのだと思います。それを町道で草刈りをしていて、しかもそれがボランティアの純粋な心でやっていただいて自動車事故に遭われた、大変お気の毒なことなのですが、それを何らかの保険対象にするというのは、これは保険会社と話したことはございませんので、なかなかそういう保険があるのかというのはちょっと難しいですが、やはり議員さん非常に苦慮されていると思いますが、ぜひ気をつけてやってくださいと、そういう気持ちは非常にありがたいということで、ただその場合にけがをしても自己責任になってしまうので、ぜひ気をつけてやってくださいねということでお願いをしてやっていただくというのが今の限界なのかなと。それ以外では、いわゆる見守り隊ですとか、そういった形で人数は少なくとも登録ができますので、そういった地域があれば議員さんのほうからも、町のほうにそういう登録をしてやってくればそういった対象にもなるし、あるいは原材料ですとか必要な備品もある程度は交付がされるということで、ぜひ地域ぐるみでそういった皆さんがいらっしゃるところは見守り隊にご登録をいただいて、そして保険にも、あるいはそういった必要資機材にも対応していただくということでお願いできれば大変ありがたいかなというふうに考えております。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 分かりました。その辺のところは、どうしても町としての限界とか、市町村だけではなくて、やっぱり県なら県での限界とかというものがある。ですから、そういった本当の個人の意思でやっていただくものは、本当に個人で自己責任でやる。自己責任といいますか、自

分で保険手当ですか、そういう形でやる。そこまで深く考えなくても、注意してやってくださいよと、副町長さんがおっしゃるとおり、そういう対応しかないかなというところでもあるのですけれども、地元でそういうのを見ていると、ええっ、これはどうやって声をかけたらいいのかなという場面はちょくちょくあるので、その辺について気をつけていかなければいけないのかな。私も、ここは町道ではないから、やっても駄目だよというようなことは言いたくないので、なかなかそこは難しいのですけれども、地元をきれいにする。よく農政課さんなんかだと地先管理なんていって、自分のうちの身の回りや道路をきれいにしろということも推進していますし、いや、町に頼るのではなくて、自分のうちの身の回りは自分たちでやろうよという気持ちでなければこれはできないと思うのです。そういうことは大事だと思うのですけれども、ただそういう課題もあるよということちょっにご承知いただければなと。もちろんご答弁の内容は十分分かりますので、そういう課題もあるということを念頭に、私なんかも普段の活動をしなければいけないなというふうには感じております。

時間もありませんので、最後にもう1点。B&G財団から重機だとかをいただきました。こちらのほうの活用といいますか、こちらについてちょっと地域支援課長さんが管轄になるのですかね、こちらのほうは。今回地域支援課長さんにお越しいただいたのも、もともとB&G財団だったので、それで来られるのかなというふうに。B&G財団なので、教育委員会のほうで管轄しているのかなと思ったものですから、ちょっとどうかなと思ったら、基本的には管轄は地域支援課さんでよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

これは、もともとB&G財団の防災拠点整備事業という防災という言葉が入りましたので、まず資機材を整備するところまでは地域支援課のほうで担当させていただきますと。そういう形でB&G財団も防災推進課という防災の担当部局とやり取りになりますので、そういった関係で地域支援課のほうで整備だけはさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。ただ、重機も大きなものがあったり、これも現実的にどこかの課が管理していかなければいけないのだと思うのですけれども、これ自体の日頃の管理というのも地域支援課さんという理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

現実に地域支援課で活用するというのは災害時以外ありませんので、これからスライドダンプが7月、来月という形を今予定しています、納車をされるのが。こちらがそろったら活動ができますので、いろいろ今使う想定をする。もともとこれを整備する段階で、どういうところで使えるだろうというようなお話をしてまいりましたので、具体的に管理をどこに置くとか、どういうふうに管理をしていくとかというのを話を詰めていかなくتهはいけないかなというふうに考えております。軽トラックの2台に関しましては、もうこれは機動力がありますので、まちづくり整備課に配備をさせていただきまして、スライドダンプやホイールローダーをどのように管理をしていくか、どの課が一番使うかとか、こういった形を今後していこうかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） そうすると、特に油圧ショベルとかホイールローダーとか、いわゆるコンボと言われるやつですね。これは研修を受けていると、恐らく3トン未満の研修だと思うのですが、研修で人材育成もできてくる、使い方もできたというところで、活用の場所とか、こういったところを想定して。今回の質問は、道路整備とかも活用するのですかということでお聞きしているのですけれども、全体としてどんな活用の方向を描いていらっしゃるのか、ちょっとお聞きたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

活用に関しましては幅広くということですので、当然あとはいろいろ現場を持つ担当課でホイールローダーや、どちらかというと油圧ショベルが多いのかなと思いますが、油圧ショベルならこれだったらこういった現場で使えるかなという形で、手を挙げてもらうというわけではなく、大体皆さん想定できる現場がありますので、そういった現場で活用をいただくというような形で考えております。B&G財団も、とにかく普段から使ってくださいと。普段使わないとこの整備をした意味がないので、とにかくB&Gは普段使ってください、もうその一点なのです。ですので、いろんな担当課で使っていただければと。現場はありますので、使えるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 最後に、7番の今後の方針ということでお聞きしました。道路整備の特に維持管理、要は道路計画そのものは別の計画でありますから、道路の維持管理といったことをどうしていくのかということのご答弁の中で、必要な機能を維持しながら耐用期間の延長を進め、ライフサイクルコストの削減を図りますということなのですから、インフラがある中でこれをちゃ

んときちんとしたマニュアル等もつくらずに、そういうものの計画をもうつくっていかないとできないのではないかなと思うのですけれども、その辺最後にお聞かせいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

インフラ整備に関わる公共施設に関しましては、公共施設管理計画ということで長寿命化に向けてそれぞれの施設の管理計画を立てさせていただいております。その中で、道路がすべきこと、建物がすべきことという項目がございますので、その中でできる範囲につきましては、また整備の内容を取りまとめてマニュアルとかがつくっていったらいいかなとは考えておりますが、今の段階ではそれはまだ考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 先ほども申し上げましたけれども、大きな工事とかは補助金を使ったり、事業を立ち上げて整備されていく、あるいは都市計画の中で道路整備をしていくというのはもう十分分かっておりますので、日頃の町道の維持管理、この辺についてもちゃんと定期的にどういうことを行うのかとか、見直しをどうするのだ、それから見回りもしていますということなのですけれども、見回りはどういう基準でどうするのだということをしていかないと、今後ますます人員的にも厳しくなっていく中でし切れないのではないかなと思うのです。だから、平準化だとか、マニュアルづくりだとか、そういうことについてはもうぜひ取り組んでいって、それから資材とかの提供とかがスムーズにできるように、維持管理がスムーズにいくようにお考えいただきたいと思います。最後に、その点について課長のお考えをお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

作業のほうのマニュアルに関しましては、当然毎日のようにまちづくり整備課の職員、現場のほうに出ております。その中で、現地のほうを確認して写真を撮って、事務室に戻りましたら、その内容を課の中で報告して周知すると。対応方法を決めて、指示して現地の作業にかかるという形にしております。資機材等につきましては、常時使用するものが、どのぐらいのものが在庫があるのかということを常に確認させていただいて、対応させていただいております。また、今小林議員もおっしゃられたような内容を含めまして、よりよい作業効率を含めて考えていけるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 以上で終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時26分）

令和7年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

6月9日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第8番議員 吉 本 秀 二 議員

第11番議員 川 口 浩 史 議員

日程第 2 議案第29号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
馬 橋 透	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長
青 木 正 志	生涯学習課長
中 村 寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和7年第2回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○森 一人議長 本日の一般質問は、受付番号9番、議席番号8番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の嵐山駅西口広場における利用者の公益性に対する考えについてです。どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） おはようございます。議席番号8番議員、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は、大項目3点になります。

その前に、本日たくさんの傍聴者の方が、お声かけをいたしましたところ、二つ返事で来ていただきました。大変ありがたく思っております。長い付き合いの方もいらっしゃいますし、つい最近知り合った奥さんもいらっしゃいます。変な言い方ですけども、名前が、苗字が奥様です。そういうようなことで、大変ありがたいと思っております。これから、たくさん集まっていただいて、私自身も緊張しておりますけれども、まちづくり整備課長も課長職になって、大勢集まってきたことで少しは緊張されたかなと思いますけれども、カボチャ畑だと思って、肩の力を抜いてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問は大項目3点になりますが、最初に嵐山駅西口広場における利用者の公益性に対する考えについてです。昨年12月議会の一般質問において、狛守議員から駅西におけるり

そな銀行のＡＴＭ利用者の駐車場問題や、駅南西角の横断歩道設置についての質問がありました。それに対するまちづくり整備課長からの答弁があったわけですが、その後も私にも駅西口における利用者の交通安全対策と利用者の利便性に関する住民からの声が寄せられております。そこで、以下についてお伺いいたします。

(１)、駅西口南西角の横断歩道設置に対する考えについて。

(２)、駅西口滑川方向からの線路沿い道路を一方通行規制にする考えについて。

(３)、武蔵嵐山駅前広場使用に関する要綱に基づく西口広場における使用許可対象者及び負担金状況について。

(４)、県道武蔵嵐山停車場線の始点、終点と町道との境界及び駅西口広場の民地との境界線について。地図の図示を求めます。

(５)、駅西口広場の活用と利用者の利便性との公益性に対する考えについて。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（５）について答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

武蔵嵐山駅西口整備において、道路形態や横断歩道の設置については、埼玉県警との６回にわたる協議を行って指導を受け、その結果が現在のロータリー形状になっております。横断歩道の位置についても警察協議の結果でございまして、変更や追加することは非常に難しいと考えております。

続きまして、質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。線路沿いの滑川町方向の道路は、町道菅谷36号線になります。この道路は、踏切の手前に行政界があり、その先、踏切側までは滑川町道となっています。この路線の一方通行規制につきましては、行政界にまたがる道路でもあることから課題が非常に多く、また交通量からしても不要でないかと考えています。

続きまして、質問事項１の（３）につきましてお答えいたします。西口の使用許可者は、タクシー会社が１社５台、社員の送迎のためのバスが１社１台、使用料については１か月当たり１台３,０００円となっております。

続きまして、質問事項１の（４）につきましてお答えいたします。武蔵嵐山停車場線の始点は、駅西整備に伴い、新しく舗装させていただいた部分で区切られます。停車場線の延長が３３メートルほど短くなっています。終点は変わらず埼玉縣信用金庫の県道交差点にぶつかるころまでで、延長１７４メートルとなっています。民地との境界については、フェンスで仕切らせていただいている部分になります。

続きまして、質問事項１の（５）につきましてお答えいたします。駅広場は、交通結節点としての機能だけではなく、公共空間として多様な役割を果たす空間であると考えています。利用者の利便性は、スムーズな動線の確保、快適性、安全性、情報提供、バリアフリー対応などであると思ひ

ます。駅西口整備計画では、魅力的で利便性のある空間の形成と武蔵嵐山駅の良好な環境の推進を整備方針として整備いたしました。多くの観光客が駅西口を利用するために、利便性の向上や安全対策等の取組、また駅を拠点の中心に、駅前でイベントを多数開催するとともに、多くの方が休憩できる大屋根や多くの方が魅力的で活力ある駅と感じられるような整備、駅前においては嵐山町を象徴する紅葉等の植栽や、イベントや待ち合わせなどに使用する広場など、活力があり、利便性の高い整備を実施いたしました。

また、道路については、狭隘な接続道路を拡幅し、安全に通行できる整備をし、武蔵嵐山駅を利用の方が快適に思えるよう、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた方への安全の確保、駅からバス停まで雨でぬれずに乗車できるよう大屋根を整備、災害時においては既に駅の東西連絡通路に設置しているデジタルサイネージに情報を掲示するため、太陽光パネルを設置いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） （1）から（5）まで関連しておりますので、一括してのお伺いということをお願いします。

再質問1、佐久間町長には、町長就任から今日までの間、学校統合課題に道筋をつけ、まだまだ難題はありますが、令和11年開校に向けて事業を着実に進められております。また、子育て世代支援をはじめとする少子化対策に向けた施策の強化と、様々な施策を推進され、比企郡でも嵐山町だけが消滅可能性自治体から脱却したとの評価もいただいております。今一般質問に取り上げています駅西口開発事業にいたしましても、当初計画から佐久間町政に変わり、計画の見直しによる大幅な事業費の削減を図られ、幾つもの困難な工事の出現に乗り越えて、現在の駅西の状況に至ったものと承知いたしております。町長をはじめとする執行関係者の皆様のご努力には、評価をいたしているところです。しかしながら、もう少し駅西口広場をこうしてほしいという声があるのも事実であります。その点に対する町の考え方を伺いさせていただきます。

昨年12月議会で、伏守議員の横断歩道設置に対する質問の答弁は、ただいまの課長からの答弁とほぼ全くと言っていいぐらい同様でございます。警察と県警と6回にわたる協議を行い、指導を受け、現在のロータリーの形状はその指導の結果である。協議の当初は、町はロータリー入り口に横断歩道設置という要望で持っていた。しかし、警察からは横断歩道は駄目だと言われた。理由は、一番の通行のメインの入り口であり、基本的に現在そうした場所には横断歩道は設置しないとされていると、変更や追加をすることは非常に難しいと考えているという答弁でした。町も横断歩道の必要性を考えて警察と交渉したわけですから、必要だと感じているのは同じだと思います。

そこで、警察の言う一番の通行のメインだから、横断歩道は設置しないという意味が私には分かりません。その辺について伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

ロータリーのところへの横断歩道の設置につきましては、今議員様のおっしゃるとおり、警察との協議を何度も何度もさせていただきました。その中で、やはりロータリーの入り口とロータリー内には横断歩道はつくらないというのが今の警察の考えでございます。横断歩道につきましては、警察側で設置するものであり、警察の指導をそれ以上変えることはできないと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私は、横断歩道の設置基準というものを調べてみました。横断歩道を設置するには、1つは自動車が安全に擦れ違うために必要な道路幅員があること、2つ目は歩行者が安全に横断待ちをするための必要な滞留場所があること、これと3つ目がピーク1時間の往復交通量が原則として300台以上であること、4番目が隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることとなっています。

そこで、私は5月22日の木曜日、午前5時から午前9時までの間の車両と歩行者の通行量の調査を実施してみました。車両ですが、県道を埼玉信用金庫の方面から駅ロータリーに向けて来る車が5時から5時半まではゼロ台で、5時半から6時までが1台で、6時から6時半が14台、6時半から7時までが30台、7時から7時半までが34台、7時半から8時までが23台、8時から8時30分までが30台、8時30分から9時までが11台、合計4時間で143台です。線路脇を滑川方面から駅に来る車は4時間で11台、線路脇を小川方面から駅に向かってくる車は37台、らんまるパークから駅に向かってくる車が13台でした。これは、雨天ですとさらに多くなるものと思われます。歩行者ですが、埼玉信用金庫方面から駅に向かって右側の歩道通行者が4時間で約160人です。約というのは、一人一人数えていたのですけれども、数え違いもあるものですから、160人です。駅を降りて埼玉信用金庫方向に左側歩道通行者が、小学生と大妻中高校生と、一般の方は少ないです。213人でした。このとき、前衆議院議員の山口すすむさんも駅で活動しておられましたので、私のこの、たまたま一緒になったのですけれども、調査しているのはご存じのはずです。

このように、交通量、道路幅員、全く横断歩道設置基準にそぐわないにもかかわらず、駅前の3つの隅には横断歩道が設置されていて、メイン通りだということで一番必要なところに横断歩道がないというのは、全く理解できません。なお、埼玉信用金庫方向から駅に向かって左側の歩道通行者が4時間で32人でした。要するに駅を渡らない人ですよね。37人でした。うち1人だけが遠回りして、北西の隅、北東の隅の横断歩道を渡って行かれました。あとの人は皆駅を、直近を横行行って駅、あるいはタクシープールのところを横断して駅に入っていました。

嵐山町には多くの方がハイキングに訪れますが、横断歩道の状況を知らない方は、駅西に向かって左側の歩道を歩いてこられる方も多いと思います。その方たちの多くは、横断歩道のないところ

を横切るということになると思います。道路交通法の38条は、横断歩道における歩行者の優先を定め、道路を横断する歩行者の絶対安全を守っております。横断歩道で歩行者が交通事故に遭った場合、過失割合は運転手は100、歩行者はゼロです。横断歩道以外で事故になった場合でも、運転者に対する責任は大変重いものがありますが、事故形態にもよりますが、歩行者にも20%から30%の過失が生じるとされています。

見るからに遠回りになれば、皆さん、歩道でない直近を横断してしまうと思います。また、駅広場を、横断歩道でないところを横断するのが常態化するのはいかがなものかと思います。交通弱者である歩行者を守るための環境づくりは、行政の姿勢としての重要なことで、駅西口のメイン通りにおける横断歩道は必要だと私は思います。お考えを再度伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

ロータリーの入り口の横断歩道は、警察が許可しないとつきません。何度も何度も協議をさせていただきました。その中で、やはり自動車がメインとなる入り口、またロータリー内には横断歩道はつukらない、つukらせないというのが警察の考えでございます。ですので、町としましても横断歩道の設置は難しいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私は、小川警察署の交通課長に横断歩道の設置について、このような状況をお話しをしてお願いをしてきました。結論は、いずれにしても町長からの要望書が来ってからでないと、町との協議はなりませんということでした。全く門前払いではありません。まず、町からの要望が上がってきて、それから検討をしないと、こういう話でした。

そこで、一般質問資料1の武蔵嵐山駅西口の利便性・安全性対策を見ていただきたいと思います。まず、横断歩道に関する案ですけれども、これはAということで、横断歩道1案、横断歩道2案、横断歩道3案まで考えました。横断歩道1案は、これは県道上に引くもので、道路の工事の必要のないものです。全く平らなところで、横断歩道を引けばそれで済むことです。ただ、歩行者の、横断者の滞留場所が少し狭い。これが問題になるかなと思っております。

横断歩道案の2、これは町道にかかるところになります。歩道のところに位置するようになりますので、これは歩道が10センチばかり道路より高くなっておりますので、歩道を削る工事が必要になってきます。

それと、タクシープールのところの横断歩道ですが、これが一番私は、後でも言いますが、望ましいのかなと思っております。ここにつくれば、メイン道路とかなんとかはなくなるのではないかと思います。

そういうことで、警察のほうにどうすればできるのだと反対に問いかけていただきたいと思います。できない理由だけ聞いて納得するのではなくて、どうすればできるのだと、そういう強い意思で臨んでいただけないかと思っております。私のこの案に対し、私の意見に対してご答弁をいただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちらの駅西口の整備に関しましては、十分な協議をさせていただきました。そのときの時点では、警察からは、先ほど申し上げましたとおり、横断歩道の設置はしませんということでございますので、そういう整備をさせていただきました。協議の余地があるというのは、私は今初めて確認しておりますので、その点につきましては現在お答えすることはできません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 課長が答えてくれましたから、余地があるのであればということでありますので、それは確認されるのかなと思っておりますので、次に行きます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） （2）も横断歩道の設置との絡みがありますが、道路の安全性、円滑性からも必要だと思っています。資料1を御覧いただきたいと思いますけれども、車両は若干駅まで遠回りになります。しかし、歩行者を遠回りさせることに比較すれば僅かの不便ですし、交通の安全性、円滑性を考えると、益が大きいと思います。

そして、この交差点には鉄パイプの三角地が2か所あります。せっかく整備された駅西ロータリーに工事現場のような工作物があると不評の声も聞いております。これは、このままの状態ということでしょうか。何か体裁のよいものを考えてやられるのか、お伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちらの交通の仮設物になります。先ほど申し上げました菅谷36号線のほうに、まだ昨年度から引き続き行っている雨水管の横断工事と道路工事を今年度行う予定になっております。その中で、そちらの仮設物なのですけれども、工事に伴いまして大型車、資材の運搬ですとか工事車両が入る関係で、現在こちらを仮設としてさせていただいております。この工事が完了しましたら、この部分は車の円滑な誘導を図るための交通島というような形態で整備を図らせていただく形になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） よく分かりました。工事中ということで、仮にやっているということですね。

それで、ここを一方通行にすることで、距離は僅かです。滑川の踏切のところまで行かなくていいのです。僅か20メートルぐらいのところを一方通行にするだけで、駅に入ってくる車はなくなるのです。左折してコスモスのところに入って、右に回ってくれば駅に出てこられるのです。ですから、ここを一方通行にすると、この交差点は非常に安全になります。左折車両がなくなるわけですから、駅をロータリーしていく車だけになります。そうすると、交通の円滑と安全性という面で全く違ってくると思います。ぜひここは一方通行にさせていただきたいと私は思っております。多分、あそこを一方通行にして不便を感じるお宅はほとんどないと思っております。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

一方通行に関しましては、メリット、デメリットあると考えております。その中でも、やはり今おっしゃられたようなところで一方通行を行った場合、迂回が必要になるという形と、交通が特定の道路に集中するということと、あと初期の混乱や反対があるなどのことも考えられると思います。また、一方通行により緊急車両の出入りができなくなるなど、様々な課題があると思います。

以上のような考えであります。以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 全く該当しないと思います。20メートルか30メートルの短い区間です。しかも、先ほど私が交通量調査をして、4時間で10何台しか来なかったというような通りです。最初の答弁で、通りが少ないから、一方通行必要ないだろうというような答弁もありました。それぐらい通りが少ないのです。したがって、あそこを利用する人の利便性というのはあまりないのです。そして、民家も、あそこを一方通行にすることで、民家で困るということもないと思います。ぜひ検討をしていただいて、前向きな検討をして、警察と一緒に投げかけていただければと思っております。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） （3）と（4）について質問させていただいたのは、（5）を議論させていただくためにお伺いしたものです。具体的にお伺いしていきますけれども、昨年12月議会の狹守議員が一般質問されて、その答弁で分かったことは、りそな銀行さんが駅西ロータリーの一角にATMを置かせていただきたいと相談に町に行きました。町は、利用者の駐車場の問題を提起されました。しかし、りそな銀行さんは駐車場は考えていないということです。町は、他の場所への設置を勧めましたが、駅西口しか考えていないという考えのようで、町はりそな銀行のATMがなくな

れば町民が困るだろうということで、当初予定計画を変更して、ＡＴＭを設置できるようにしました。

そこで、警察に駐車違反で捕まった町民もあり、駐車場が必要だとの声が上がってきました。それに対する町の対応は、一企業のための計らいはできない、このような考えだったと思います。そして、企業に駐車場の申入れをする、苦情はりそなに伝えたというものです。私も最初この話を伺ったときに、なるほど、一企業のためにわざわざ駐車場を造るというのは、これは町民前提の利益から見ていかななものかと、このように思ったわけなのです。しかし、よく考えますと、町で町民のために設置ということで、便宜を図ってＡＴＭが置かれたわけですから、そこは町にも何らかの責任があるのだらうと思うのです。本来なら、駐車場対策ができないなら対応はできませんと本来は言うべきです。しかし、それでは町民の多くが困るだろうということで、設置をできるように計画を変えたわけです。このことをいかが考えますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

ＡＴＭの利用に対しての駐車場につきましては、町民の方が困っているということで、考えていただきたいということは、りそな銀行さんのほうにも幾度となく伝えさせていただいております。また、今も、現在もまたそのような内容のことは、銀行さんのほうにもお伝えしております。ただ、りそな銀行さんのほうは、ターゲットが自動車のお客様だけではなくて、歩行者、いわゆる歩いて利用される方をターゲットにしているということですので、駐車場は考えていないということなのです。先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、場所の関係ですとか駐車場の問題につきましては、何度も何度もりそな銀行さんのほうにお伝えしておりますので、それでも銀行の考え方は変わらないということです。ただ、町民の方が困っているということは、現在も銀行側のほうにも伝えさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員） それは、私はりそなの、あまり言葉を強く言っては申し訳ないのですけれども、それはちょっとおかしいと思います。あそこで車で来て使っている人と歩行者で来て使っている人と、どれくらいいるかというのをちょっと見れば明らかなことなのです。それを理由にして駐車場は考えないって、これは全く話にならないなと私は思います。そういうことで、町も苦慮しているのは分かります。企業相手に苦慮していますよ。

それで、私は、東松山駅の東口に６台駐車ができる時間制の有料駐車場があるのです。これは６台止められて、２０分無料と書いてあるのです。市に確認をいたしました。建設管理課で担当しているということで、担当者の方とお話をさせていただきました。東松山再開発に併せて設置したもの

で、東松山市道路附属物自動車駐車場条例の施行が平成22年5月6日なので、その日から運用を開始しているとおっしゃっていました。令和5年の予算実績についてお伺いしました。管理委託費79万2,000円、機器リース代4万5,000円、精算機器保証費1万3,180円、計85万180円だということでした。

また、リース会社は栃木県にある日本パーキングシステムサービス株式会社だということで、同社にも電話にて確認をさせていただきました。個人の時間パーキングの設備投資は、駐車台数に関係なく600万から700万かかります。当社が設置してリース契約にすると、月12万か13万ぐらいになります。5年後の契約改正では、その10分の1の金額を一括払いで払っていただくことになります。ただし、管理をお願いする警備会社と契約することになります。そういうふうにしますと、初期投資は、月13万として年間156万、管理委託費79万2,000円、保険1万3,180円、計236万5,180円になります。これが5年間の初期投資になるかと思います。5年後からは85万程度になります。

りそなのATMの裏は10.8メートルあります。同社に何台ぐらい設置できるのかと聞いてみたところ、1台の幅が2.5メートル、奥行き5メートルなので、4台は設置できるでしょうとのことでした。学校建設で町の財政は大変厳しいものがあります。しかし、当初の計画では、エレベーターの北側には駅西口駐輪場整備計画がありました。また、大屋根を含む地域活力創出地点の南側には、当初計画では駅西口駐車場整備事業計画がありました。その後、重要施設があるので駐輪場には使用できない、東武の別会社に駐車場を事業させるので貸せない、このようなことになり、この2つの計画はなくなりました。狛守議員のりそな銀行ATMの脇の広場に対する駐車場の建設についての質問では、舗装はしてあるけれども、入り口のところが車道対応していないので、町が改めてあの入り口を車道対応にすると、かなりの費用がかかってくるという前の課長の答弁でした。人口9万2,000人の東松山市が駅前開発に併せて6台の時間制限駐車場を設置して、市民の利便性を図りました。嵐山町は1万7,300人、これだけの少ない人口なのでですから、4台も設置すれば、これはもう最高でしょう。この短時間駐車場の設置に対する考えについてお伺いをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今議員さんがおっしゃられたとおり、東松山市のロータリーにはそういったものがあるかと思いますが、ほかの駅を見ますと、公共で整備している駐車場はないと考えております。嵐山につきましても、民間の有料の駐車場も駅前にはございます。そちらのほうを利用いただくというのが現在の考えでございます。

また、ATMの脇、先ほど申し上げられたとおり、イベント広場として都市再生整備計画の中に位置づけさせていただきまして、イベント広場として整備しております。ですので、舗装で乗り入れが可能かどうかというところでいきますと、歩道の部分につきましては車の乗り入れを考えてい

ない、そういった組成になっております。イベント広場としての利用が本来の目的でございますので、現在、国の交付金等を受けて整備させていただきました事業ですので、その部分を新たに用途を変更して利用するのは難しいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 町でも時間制の駐車場を整備しようとしていたわけですよ。していたわけなですよ。それをできなくなったということで、ほかにも、ほかの自治体もそれぞれ企業がやっているの、私人としてやっているの、自治体ではやっていないというようなご答弁だと思うのですけれども、私はATMをあそこに置いた経緯からいっても、町には責任あると思うのですよ。それを他の市町では、松山は置いていてもほかは置いていないから、嵐山もそうですというのは、それはちょっとどうなのかなと思います。

それと、イベント広場だからということで、もう国のお金をもらって整備したので、これはもういじれないのだというようなご回答かと思うのですけれども、私も国土交通省の市街地整備課の担当者に電話して聞いてみました。補助事業というのは、完成後の不都合で修正は利かないのかと、このようにお聞きしましたところ、この場で利きます、利きませんはお話しできないのですけれども、相談していただきたい、相談先は地方整備局にしてほしい、その結果、私どものほうに回ってくることもあります、このようにおっしゃられていました。どうですか。町で確認してみましたか。お伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

国の交付金等につきましては、補助金の適正化に関する法律、その中に、その用途、そういったものに対して交付金を交付するという形になっていると思います。ですので、今回この都市再生整備計画の中で、そちらにつきましてはあくまでもイベント広場としての整備をさせていただいております。このイベント広場は、今現在いろいろな形で催し事をやったり、利用しているという状況になりますので、まずはこの今イベント広場として整備させていただいたことを一番に考えて、今後駅前を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私も冗談で担当者に、では黙って整備し直したらどうなりますかねと言いましたら、会計検査院の検査にかかった際には大変なことになるでしょうねって、このように笑っておっしゃっておられました。ですが、イベント広場だということであそこにあれだけの土地を置いて、年間どれだけ使うのか。町民みんな見ていますよ。あんなもの空けておいて、ほとんど使わな

いでと、そういうことにならないようにしてほしいですよ、そうだとしたら。ああ、確かにイベント広場として造ってもらってよかったかと、みんなにそう思ってもらえるものでなくては駄目ですよ。もしその国の補助金、補助事業だからできないというのであれば、もう少し駐車場のことを真剣に、何とか対応策を考えるべきだと私は思います。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられていた東武鉄道の敷地につきまして、東武側で駐車場を整備していただけるということでお話を伺っています。町としましては、その駐車場ができると思っておりますので、その中で駐車場対応、また公共の駐車場は今考えておりません。ただ、民間のほう、東武鉄道のほうで考えているということでございますので、そちらのほうの話を信じているということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 十分分かっています。東武で造るのだらうなと思っております。いつ頃になるのか、私のほうでは分かりませんが、町でも分かっているのではないかと思います。けれども、私はそれ東武で造った場合に、今から交渉して、あそこができた際には20分無料でできるようなものが幾つか確保できないかというようなことで、もう今のうちから交渉をしてもらいたいのです。やっているのだったらありがたいのですが、東武にあそこは貸していただけなかった。そしたら、無料20分というようなものをしていただけないかということを強く申し入れてもらいたいのです。あれも駄目、これも駄目だけではなくて、東武が造るから、東武の造るのを待っていますだけではなくてね、あそこにはできた際の今からもう根回しして、20分ぐらい無料にさせていただけるようなものにならないかと、そういうものを行っていますというのだったら、私は、ああ、なるほどなというので納得しますよ。

それでは、武蔵嵐山駅前広場使用に関する要綱に基づく西口広場における使用許可対象者及び負担金の状況についてお伺いしました。令和7年度の予算では、タクシープールの使用料が46万8,000円になっているのです。それで、武蔵嵐山駅タクシープールの使用料は3件と書いてあるのです。これが先ほどおっしゃってありました何千円だかというようなあれに、割り振りになっているのだと思うのですけれども、駅前広場の使用料が44万4,000円、これは武蔵嵐山駅広場の送迎用のバスの使用料だということで、9件になっているのです。これは、多分東口と西口とを合わせてのものなのだと思うのですけれども、いずれにしても私が言いたいのは、そんなに多いお金が入ってきているのではないということだけは私、確認をしたかったのですけれども。

それで、あと一つ、ATMのことは書いていないのですけれども、ATMはあそこを道路認定を

して置かせたわけなのだと思うのです。道路認定をしているから、賃貸契約をして、道路占用料で納めてもらっていると思うのですよ。道路占用料というのは、予算を見ますと817万7,000円になっているのですけれども、この中に入っているのかなと思うのですけれども、ATMは幾らでお貸しになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

ATMは、道路認定の区域から外させていただいています。占用料という形では取っておりません。ただ、申し訳ありません。賃貸借料につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） では、訂正します。道路として認定していなくて置かせているということですね。そうしますと、賃貸料はあるのはあるのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 はい、ございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、後ほどで結構ですので、分かりましたら私のほうに教えていただきたいと思います。

一般質問資料の2を見ていただきたいと思うのですけれども、これは神奈川県の大磯駅前の交通対策を、ホームページにあったものをいただいたものです。裏面を見ていただきますと、このように交通規制状況が全て載ってホームページのほうに公開されているのですけれども、これでは見にくいので、私は見える部分だけを拡大して今資料にさせていただきました。何が言いたいのかといいますと、この駅前から反対側に横断歩道があるのです。この横断歩道は、4車線もある広い横断歩道なのです。そして、大磯駅前は今整備計画がありまして、現在進められております。これで、担当の課長さんにこの地図を使わせていただきたいということで電話させていただいて確認したのですけれども、この図面に一般車両、一般車両というのはバス停とか、タクシープールとか、いろいろ書いてある中に一般車両というのが入っているのです。それで、私はこのように現場でも一般車両用に表示されているのですかと聞きましたところ、表示はしていない。しかし、地図に落とし、皆さんにはホームページで見られるようにしておりますと、このようにおっしゃっておられました。

それで、嵐山町を見ますと、ほとんど駐車していない広いタクシープールが4レーンあります。

町民目線で見れば、どうなのかなと思います。そこで、先ほど幾らぐらいの料金でお貸ししているのかなというのを確認をさせていただいたのですけれども、多分空いていますから、雨の日は一般の送迎車が利用されるのだと思っています。そこを使うと、そこで降りて道路をぱっぱ、ぱっぱ横切っていくことになるのかなと、そういうふうに想像してしまいました。そこで、先ほどの一般質問の1の資料に、ここが一番有力でいいのではないかとお話ししましたのですけれども、ここに横断歩道を引いて、その横を一般車両の乗降用に1レーン置けば、横断歩道で1レーン、一般車両の乗降用に1レーン、そして歩道のところにも一般車両、一般車両と書いていましたけれども、そこで降りても横断歩道を渡って駅に行ける。こういうことで、非常に町民の利便性が高まるのではないかと、このように思ったわけです。どうでしょうか。この考えについてお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まず、タクシープール内への一般車両の駐車ということですが、タクシープールにつきましては、タクシー会社の申請は5台という形で申請が上がっております。今後、町の観光行政等を考えまして、観光客等の増加や利用が、利用者の数が増えるということも考えられます。一般車両の駐車としては、タクシープールの部分では考えておりません。

また、ロータリーの部分につきましては、あえてその場所に一般車両が置けるような駐車スペースという形で示してしまいますと、先ほど申し上げられたような警察等の取締り等のものになってしまうかと思うので、こちらのほうも当然のことながら道路ですので、駐停車、そういった中で乗降をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 大磯駅のこの一般車両というのをここに書いて、ホームページで出しているわけですよ。これも道路ですよ。裏面見ていただければ、標識いっぱいありますよ。駐車禁止なんになっていますよ。でも、実態がそういうふうになっているのだから、警察が送迎車の乗降で駐車違反で捕まえるなんてとても考えられませんよ。雨が降ると、どうしても駅に近いほうに車を止めたくなるのですよ。そういったことをお願いしてもなんですが、でもやっぱりその辺を、道路の広場の使い方というのを、やってきたからこれでいくのではなくて、もう一度やってみようではないとか、そういう気持ちで私は見直していただかなければ、よくならないなという気がしているのです。

大屋根に附属する地域活力拠点、こういうふうに位置づけられていますけれども、この広場の活用を見ましても、1年間の活用を見ましても、今タクシーが使えるようにするためにプール、あんな大きいプール見たことないですけれども、どこの駅行っても、そのために必要なのだという

ことなのですけれども、ラベンダーまつりぐらいのときは多少は必要あるかもしれませんが、タクシーそのものが少ないのですよ。この間、私がこれ調査しているときに、男の人と女の人とタクシー30分待っていました。朝、ベンチに座って、まだ来ない、まだ来ないと言って。タクシーが2台乗降口のところにあって、プールに4台あって、30分待っても来ないのですよ。そういった拠点の広場があるのに、使われていないですよ。やはりもったいないなと思います。やっぱり駅前は安全性、利便性、勢いとにぎわい、これが大事だと思います。今日は、企業支援課長にも来ていただいておりますけれども、あそこを観光協会でもっと活用できるというようなふうには考えておりませんか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

観光協会が主催の事業というものは、今のところ考えてはおりません。ただ、らんざんマーケットといいまして、ここを活用して、まちづくりのほうの事業にはなるのですけれども、エリアリノベーション、その関係で2か月か3か月に1回程度、定期的にマーケットをやっていただいております。こちらにつきましては、今週の土曜日、日曜日かな、も企画されておまして、観光協会のほうが後援させていただいて、商工会のほうも当然協力しているのですけれども、一体となって盛り上げるような形を取っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 課長、お願いします。まちづくり。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 答えいたします。

先ほど今企業支援課長が申し上げたとおり、まちづくり整備課のほうでエリアリノベーション事業というのをやっております。その中で、町のにぎわいを創出するということで、エリアプロデューサーという形で率先してイベントを企画してやっていただける方がいます。町としましては、そういった方をバックアップしながら、今後も継続してそういったイベントを広場、また駅を中心とした空き家、空き店舗等でもそういった事業ができるように支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、この質問の最後にしようかと思うのですけれども、時々少し大きな声も出しましたけれども、これは町長に対して少し声を大きくしたようなつもりであります。しっかり今の議論を聞いていただいて、町長はどのようにお考えになったか、お伺いしたいと思い

ます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 町長にというお尋ねでございますが、その前に1点、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

大変議員にはいろんな調査をしていただき、そして実際に現地でも車台の、あるいは通行量の、そういった調査をしていただいた上での質問ということで、大変頭が下がる思いでございます。しかしながら、1点今まちづくり整備課長が答えたことについてちょっと補足をさせていただきますが、まず1点目につきましては、駅前のいわゆる横断歩道の関係です。こちらはメインルートだから、横断歩道ができないのだというふうに議員からご質問いただきましたが、私どもはメインルートというよりも、この横断歩道の設置については何度も協議をさせていただいたというのは、歩行者の利便性を考えて、横断歩道が設置できないかということで警察とは協議をしているわけでございます。その中で、警察のほうでのお話は、その歩行者の安全性を考えるがゆえに、こういった横断歩道の、町の希望する横断歩道はできないと。要は朝の通勤時間であるとか、そういったラッシュ時であるとか、そういったときには、いわゆる歩行者も駅に急ぐ。そういった中で、横断歩道がメインルートといいましょうか、突っ切るような形であると、非常に事故が起きやすいのだと。そういった点から、今は歩行者の安全性を重点的に考えて、横断歩道というのは非常に限定的な設置をせざるを得ませんよということでございますので、むしろ警察のほうの見解というのは、町の受け止めはメインストリートだから、横断歩道ができないのではなくて、歩行者の安全性を優先するがゆえに、横断歩道は限定的なところにしかできませんと、こういう受け止め方でございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに考えております。

いろんな点でご質問いただいております、いわゆる一方通行のことについても、いろんな調べた上でのご質問をいただいております。こちらについても非常にこれから、議員さんからもご提案をいただいていますこの横断歩道の設置、それから一方通行、これも町長からの要望があればというような警察のお答えだったということなので、これについては改めてこういった要望といいましょうか、そういう形ではもう一度警察とは協議をしたいと思います。しかしながら、私どもの見解とすると、議員さんにお答えしている以上に、警察のほうではそういった横断歩道の設置についても、一方通行についても、非常に厳しい考えを持っているというふうに思います。例えば一方通行についても、通学路、これを、いわゆる一時停止、朝しておりますね。こういったものも非常に厳しいことがあります。例えば1時間通学路、禁止にするについても、近隣住民の全ての同意を得て、しかも有効期間は1年だよと、1年ごとにそういった近隣住民の同意を得なさいとか、そういった中で、ただ通行量というだけではなくて、どこが、どういう自動車が、歩行者がという観点から、いろんな規制がさらにございますので、協議はできますが、果たしてこれが実施できるかというの

は、なかなかハードルが高いというふうに考えております。

それから、りそなの関係でございます。このりそなの駐車場の関係につきましても、議員さんから東松山市の例もいただきましたが、りそな銀行とすると、いわゆる歩行者と言っていますが、これは恐らく電車の利用者、こういった方をメインにしてあそこの駅前にとというのが多分考え方なのだろうと、その中で歩行者という言い方をしているのだろうと思います。ただ、やはり再三申し上げますように、りそな銀行はりそな銀行として、町の要望を何度も違った場所にとということもお伝えしましたが、それを変えないということは、りそなさんのそれなりの考え方があると。それに対して、町がその駐車場を考えると、改めて考えるということは、今のところは考えていないというのが現状でございます。ただ、1点、東武さんが設置する駐車場、そういったところへ時間的な、そういった無料制というものは協議したかということになれば、これはまた話をすることはできませんが、ただそれもりそなさんのためにそういった負担を町がするという考え方は、基本的には持っておりません。りそなさんのお客さんの利用のために駐車場を整備するのであれば、それは当然りそな銀行がその負担をすべきだと、町が税金を使ったりそなさんのために駐車場整備をするということは、考えづらいというふうに考えております。

それから、全体的なお話で申し上げますと、議員さんからご提案いただいた要望、そういったものについて警察との協議、改めてできる部分については、町長要望という形で出させていただくということではできるとは思いますが、基本的に町が警察と協議をするというのは、もともとこれは町長協議です。まちづくり整備課が警察と協議をしているわけではなくて、嵐山町として警察と、関係機関と協議をしているという認識で私どもはおりますので、確かに小川警察のほうで町長から改めて要望があればというお話があったということについては承りましたが、基本的にはそのような考えで持っております。

全体としますと、いわゆる駅西の整備というのは、先ほどまちづくり整備課長から申し上げましたように、町の魅力アップ、それから観光資源としても、あるいは町民の利便性としても、様々なことを考えて開発を行っているわけでございまして、議員さんから、一旦決めたのだから、もうそれでいってしまえというような形でやるのではなくて、課題があれば、問題があれば、それを見直していくという基本的な考え方は当然町も持っております。もう一回これで計画ができたから、これでもう突っ走ってではなくて、あそこをどう生かしていくかと、観光資源としても、町民の皆さんのためにも、町の顔としてあれをどう生かしていくかというのは、その都度その都度の課題を持って取り組んでいくということでございますので、今ある計画でもう突っ走ってしまっただけでもこのままいきますということではないので、議員さんからご提言いただいた内容についても十分承らせていただきながら、ただできるもの、できないものというのは町だけではなくて、警察の協議というのは、警察は警察としての基本的な姿勢を持っておりますので、その部分で幾ら町がこうだと言っても、通らないものは通らないということはあろうかというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○森 一人議長 重ねて答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

警察協議に関して、私が吉本議員にこれからお話をするなんていうことは全くもう本当に論外でありまして、私以上に吉本議員はこの警察協議というものの位置づけ、そういったものはご存じかなというふうに思います。既に課長のほうからも話をしておりますけれども、町としても、これと全く同じような横断歩道ということではありませんが、やはり必要ではないかということで、担当課のほうが一生涯懸命警察のほうにもその旨訴えてと、そういうことは事実でありまして、ただ1点ちょっと、反問権というほどではないのですけれども、確認させていただきたいのは、交通課長さん、何というお名前でしょうか。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） すみません。ちょっと失念してしまいまして、メモを今調べておりますけれども、分かりましたらまた。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 では、後でも結構ですので、教えていただきたいと思います。交通課長さんがそのような発言をしたということは、これ非常に大きな、それなりの認識を持たれているのだろうなというふうには思いますけれども、見方によっては非常に微妙な判断をせざるを得ないということも含まれてくるかなというふうに思っております。その課長さんが言うように、私のほうの名前で要望書を出せというのであれば、これはもちろん出します。ただ、今副町長のほうからも話がありましたけれども、担当課を通じて、そして交渉をするということは、当然町として交渉をしているわけでありまして、その中で改めて町長からの要望がなければ云々ということは、通常は考えられないなというふうに思います。ただ、そういうことであるならば、しっかりと内容を協議させていただく上で、そして要望書は出してまいりたいなというふうに思っております。

それからあとは、りそなのほうの関係ですけれども、課長のほうも話をさせていただきましたが、もう町のほうからも当然そういう駐車場は必要でしょうということを何度も何度も何度もりそなのほうにお話をさせていただきました。しかしながら、歩いて来られる方、駅を利用される方、この方たちを対象で結構ですということで、最終的にはそのような形になった。それだったら、当然そういう問題が起こるから、りそなのほうには貸さないということで突っぱねるべきだというようなご発言もございましたけれども、もしATMをあそこのところに設置をしないということになったときには、今の何倍もの混乱が私は起こっていると、利便性から考えてももっともっと低いものになっているというふうに私は考えております。もうぎりぎりの選択の中で、そのような形にな

っている。

また、イベント広場の問題、もう議員さんよくご存じだと思いますけれども、我々は国の協力を得、県の協力を得、そういう中で事業を進めていくにおいては、一定のやっぱりルール、そして制約を受ける中で、こういう目的にこれは使えますよという約束の中で執行していく。それと異なったようなことで勝手に町の判断でやったとするならば、会計検査院の話も出ました。当然とんでもないことになりますので、その辺のところは改めて私から説明するまでもなく、十二分にご理解をいただいているというふうに思っております。ただ、今日提案をいただきました駐車場の問題ですとか、あるいは横断歩道の位置、そういったものに関しては、いろんな形で参考になることはたくさんございましたので、そういったことも含めて、さらに町民の方々が安心して使っていただけるような場になるように、制限はあるかもしれませんが、その中でも半歩でも前進できるようなことを考えていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。次の質問に行けますか。

○8番（吉本秀二議員） はい。それでは……

○森 一人議長 それでは、会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番、吉本秀二議員の質問事項2、地域おこし事業についてからになります。どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） それでは、大項目2、地域おこし事業についてに移ります。地方創生で新たな産業の風を起こす嵐山町版の地域おこし協力隊を採択、平成29年1月より町おこしディレクターを1名採用して、町の活性化を図りました。そこで、以下について伺います。

（1）、地域おこし協力隊採択に対する総括について。

（2）、町おこしディレクターとのその後の町のつながりについて。

（3）、今後の地域おこし方策に対する考えについて。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問事項2の（1）につきましてお答えいたします。嵐山町版地域おこし協力隊事業は、平成29年1月23日から令和2年3月31日までの約3年3か月、嵐山町観光協会が町おこしディレクターを1

名委嘱し、地域支援課と共同で実施しました。令和2年第3回定例会にて、小林議員から町おこしディレクターの総括についての一般質問がありましたので、当時の答弁を引用させていただきます。活動の経費は、総額1,576万5,287円です。内訳として、報償1,534万円、月額40万円、研修参加費42万5,287円となっております。町おこしディレクターの活動内容として、各種イベント、地域資源の発掘、研修参加、撮影、職員研修など挙げられます。活動の成果として、町の地域資源を活用し、地域の活性化、地域づくりにつながるイベントを企画、実施することができました。また、各種団体や企業との協力関係を築くことができ、コラボレーションしたイベント等も行うことができました。さらに、各種研修会や交流会に積極的に参加し、他の地区のまちづくりに携わる方々と交流し、関係を深めながら、町のPR活動を行えたことも成果の一つであります。しかし、イベントが単発で終わってしまったこと、せっかくの活動が次を担う人材に引き継げなかったことは残念に思います。

続きまして、質問事項2の(2)につきましてお答えいたします。町おこしディレクターが起こした活動で、現在まで本町とつながっているものはありませんので、連絡も取り合っておりません。

続きまして、質問事項2の(3)につきましてお答えいたします。本町における今後の地域おこしに対する考え方です。町が特定のメニューを掲げ、旗振り役となって事業を展開するのではなく、今現ににぎわいの創出に取り組んでいる方、これから活動したい方を町が支援し、その思いを実現する一助になることで地域おこしにつなげたいと考えます。幅広い分野で一人でも多く支援できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番(吉本秀二議員) 私がこの質問を取り上げたのは、本年4月5日の産経新聞を見ましたところ、地域おこし隊最多7,910人、総務省は、過疎地などに移住して地域活性化を担う地域おこし協力隊の令和6年度の隊員数は7,910人で、過去最多を更新したと発表したと。増加は5年連続で、前年度から710人、地方移住に関心を持つ層が広がり、受入れ自治体も増えた。5年度までの5年間に任期を終えた隊員のうち、定住したのは68.9%だった。令和元年から5年度に任期を終えた隊員8,034人中5,539人が赴任先か近隣市町村に定住した。自治体職員になる人もいれば、起業して古民家カフェやゲストハウスなどを営む人もいる。こういった新聞記事を見まして、あっ、そういえば嵐山町にもそういった活動をしてきていた人がいたなと、結局あの事業はいまだに何か引き継がれたものはあるのかなというような気がいたしました。今答弁いただきまして、よく分かったのですけれども、それでちょっと調べてみますと、埼玉県では9市、75人地域おこし隊を使っているのですけれども、使っているって失礼なのですから、採用しているのですけれども、秩父市が14人、越生町が3人、小川町が12人、吉見町が2人、ときがわ町が2人、横瀬町25人、皆野町5人、小鹿野町10人、神川町が2人。補助金が1人上限が520万、うち報償費が上限で320万、活動費上限が200万、こういうことが分かりまして、これはいいなと思ったのです。これでよくよく調べると、これは過

疎法に該当する秩父の一部、旧大滝村、旧荒川村、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、7市町村だということなのです。

それで、平成11年の国勢調査から平成27年の国勢調査で人口減が11%減っている、そういう市町村が小川町、吉見町、越生町、横瀬町が対象になっているということが分かりました。幸い嵐山町はよかったな、これに該当しなくてよかったなとは思ったのですがけれども、隣の小川町のこの12人の受入れというのを見まして、いや、本気になっているなというのを感じました。そういったことで、こういった何か活用すべきようなものというのはほかにございませんか、情報として。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、もう議員さんおっしゃるとおりでして、埼玉県はそもそも三大都市圏ですので対象外、ただし過疎地域に関しましてはオーケーという形になります。さらに、人口の減少率が高いところに関しましては、特例で国の制度が受けられるというのがございます。その後、埼玉県でも一応地域おこし隊協力事業という、埼玉県バージョンというのができまして、現在、同じ人口でいいますと、平成22年から令和2年までの減少率が3%以上の市町村に関しましては、埼玉県版ができるという形になってございます。嵐山町も対象になっておりまして、今私の手元にあるものでしたら、16市町が埼玉県で対象という形になっています。今ちょうど募集をかけたりしているものですから、正確な数は分からないのですが、寄居町が現在ありまして、恐らく幸手も昨年度から始めたと、川島が今募集中とか、そのような形かなと思っておりますので、一応埼玉県版もございますという形でご答弁させていただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私も調べて、ああ、埼玉版があるのだなということで承知しております。今挙げられたとおりで、これは令和4年から始めている事業だと。結構補助率、額ですね、が高いものですから、ああ、これいいなと思ったのですがけれども、今おっしゃったとおり、あれですね、16市町村ですね。それで、現在それをやっているのが幸手市と川島町と、おっしゃったとおり寄居町なのです。それで、その自治体にちょっと聞いてみましたのですがけれども、寄居町の場合は、これは補助金の上限額が900万、それで下限額が市で80、町、村で40万、1事業につきですから、事業名が増えれば幾らでも増えると、こういう仕組みのものらしいのです。

それで、嵐山町は何でこれを手を挙げていないのかなというところをまず最初に聞きたいなと思ったのですがけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

町のほうも令和4年、5年の頃、情報のほうは入手してございました。企業支援課等とこういった事業があるけれどもという形でのご紹介等はさせていただいた経緯がございます。町としましては、今回の答弁の（3）という形になるのですが、やっぱり地域おこし協力隊の方は、なかなかゼロから、都心部から来て3年で事業を起こすというのはなかなかやっぱり大変だなという考えは、私どももこの前の町おこしディレクターを見て感じておりました。どちらかといいますと、実際、先ほど安在課長の答弁でございましたエリアリノベーション、駅前のエリアリノベーションですとか、先週のキャンドルナイト、ああいった形でまちおこしを実際嵐山町民の方で一生懸命行っている方がいらっしゃいますので、そういった方々を町として一生懸命支援ができればと、それが地域おこしにつながるのではないかというふうに今町としては考えてございまして、事業のほうに手は挙げてございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） なるほど。それは分かりました。

これで、実際にやっている市町村にちょっと私聞いてみましたところ、幸手市は予算全体で1,040万で、補助金が692万、市負担が348万、ともに2人とも新規就農者として受け入れているのです。これと、川島町は予算全体が同じくで、それで2人やっぱりいまして、1人は観光事業のイベントの企画、もう一人はふるさと納税の、これは返礼品の考案を担当しているのだそうです。これと、寄居町は、これは700万で、補助金が467、負担金が230万円、これは委託形式でお願いしているのだそうです。それで、1人は観光、1人は定住促進担当ということでやっているということです。これを見まして、今おっしゃられたような理由もあるのでしょうかけれども、特に私、企業支援課長とか農政課長にも来ていただいているのですけれども、農業の分野でこれは非常にいいのではないのかと思ったのです。やっぱり就農していただけるということで、金額が相当大きいですし、嵐山町はかつて令和4年に農業次世代人材投資事業ですか、これに150万やっているのです。これと、明日の農業担い手補助金153万などを使ったりしてやっているのですけれども、昨日の、昨日ではなくて金曜日ですか、金曜日の藤野議員とか青柳議員の農業のいろいろ質問を聞いていて、ああ、これはこういった事業が非常にいいのではないかと、このように感じたわけなのですけれども、どうですか。農政課としてこの事業に手を挙げるあれはございませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

新規就農者が相談に来て、実際に嵐山町で就農したいという相談は、この現在のタイミングでも2名ほどおります。2名が現実的に定住したいというお話は来ております。そういった中で、県と、

嵐丸塾が今年内容を変えて取り組んでおりますが、そちらのほうに入っていて、定住促進をしつつ、就農していただきたいという動きは県と一緒にしておりますが、なかなか、先ほど申し上げました地域活性化の補助金のタイミングとそういうお話が来るタイミングというのがなかなかタイミング的に、合えばいいのですけれども、こちらが予定していてそういったお話がそのタイミングで来るかという、なかなか難しいわけでございます。そういった意味では、非常に魅力的な補助金でありますので、少し研究してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 持ち出しもある事業なので、やっぱりちょっと考えてしまうところがあるのかなと思うのですけれども、今の農政課なんかの農業従事者には、これは向いているかなという気がいたしました。いろいろ企業支援課さんにも聞きたいなとか、いろいろ思ったのですけれども、次の質問までの時間があまりなくなりましたので、この質問についてはこれで終わりにいたします。

それでは、よろしいでしょうか。大項目3番に入ります。令和9年度から町民運動公園を活用した小学校、中学校別に合同運動会を実施し、保護者も参加できる種目も増えた内容にすることで、子どもたちの地域間交流や、親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんの代にわたる地域間交流に資するものになると思いますが、考えをお伺いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項3につきましてお答えいたします。

学校の運動会は、児童生徒が中心となり、日頃の成果を発揮し、自己肯定感を育み、仲間と協力することを学ぶとても重要な場です。そのため、運動会につきましては現状、統合までは、取組の成果が十分に発揮できるよう、練習の場となっている各校において、規模や実態に応じて創意工夫しながら実施していきたいと考えております。児童生徒の交流につきましては、小学校の修学旅行を合同で行うなど、校外行事での学校間交流を図っておりますが、今後は学校統合に向けて、さらに事前交流事業等の実施を検討していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうしますと、結局は実施できないということなのですね。合同での運動会は難しいと。

○森 一人議長 そのまま続けてください。

○8番（吉本秀二議員） 小学校の今度できる校庭は9,000平米ですかね。中学校は、1万2,000何がしかの広さがあったのですけれども、統合後のグラウンドで3校合同での運動会は実施できますかどうか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

統合後の学校でございますので、小学校、中学校それぞれグラウンドができますので、小学校では、統合して1校でございますので、その学校の運動会は十分に開ける。中学校のほうでも2校統合して、もちろん中学校もこれで1校になるわけですので、その1校の運動会は十分に開ける広さは確保してございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 頂きました資料を見ますと、200メートルのトラックと100メートルの直線のトラックの周りは、ほとんど空間が見当たらないのです。これでそのグラウンドの中に子どもたちも入って、父兄たちも入ってというのはできるのかなという疑問があるのですけれども、それは大丈夫なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

運動会、学校行事で保護者に公開するからには、保護者の見る場所というのは十分に確保してまいりたいと思いますが、それでも、人数が増えますので、今の学校の参観場所よりは狭くなることが想定されます。その中では、今も、今年もどの学校でも工夫しておりますが、例えばお子さんの写真を撮りたい人は前に席を代わっていただく、順番に保護者同士が譲り合って見ていただく、そういうような工夫というのは、新しい学校においても十分にしていける必要があると捉えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 十分というより、それしかないと思うのです。私、これ見まして、これで、この校庭でどうやって子どもたちをテントを置いて、この間志賀小学校行って聞きましたのですけれども、それでもやっぱり親御さんは1人1名にさせていただいてという感じで、写真撮る場所も決めてということになりますけれども、やはりなかなか3校って、嵐山町全部から集まってきますから、小学生だとおじいちゃん、おばあちゃんまで来て見たいなということになると思うのですよ。ここの校庭のグラウンドの中にどこにそういうスペースがあるのかって、私は本当に疑問に思いました。多分答弁では、中学校の校庭を借りますと言われるのかと思いました。中学校の校庭借りれば、中学校だと、まあ、できるかなという感じはしております。

それで、そういう狭いグラウンドを使ってごちゃごちゃやるのであれば、今のうちから町民グラ

ウンドを使うなり、中学校で合同でやるなりして、子どもたちの地域間交流も図ってやればいいのか、このように思っているのです。私は、田舎の辺地な生まれですから、分校で学校は学びました。1年生、2年生と一緒に勉強し、3年生、4年生と一緒に勉強する。よく川口議員が質問しておりますけれども、そういう授業を受けてまいりました。それで、運動会は本校に行って合同で練習するのです。小学校1年生、2年生、3年生、4年生は、4キロも離れた学校に行って合同で練習するのです。それで、合同で練習して、5年生になれば一緒に教室へ入るのですけれども、そのおかげで顔も知っていれば、まあ大体分かるのですよ、4年もやればね。非常にスムーズといえますけれども、それでも山の学校から来たというので随分差別を受けて、いじめにも多少は遭いました。ですから、そういう3校が合同になるのであれば、今のうちから運動会を2回、3回なりやって、合同でやって、子どもたちをすんなり合同の学校統合になじませてやりたいというのが私の考えなのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 吉本秀二議員に申し上げます。発言残り時間5分を切りました。

答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員おっしゃられるように、統合に向けて交流の機会をつくっていくということは、とても大事なことだと思っております。そういったことで、現在統合準備委員会の中でも、これから本格的な協議が始まるところもございますが、交流の機会というのは今まででもございましたが、この後も検討していくところでございます。

運動会につきましては、まず子どもたちは自分の学校で、その場所で運動会の練習をしている。もちろん100メートルとか50メートルを走るだけなら、どこか別のところに行って、その日だけ走ってもいいと思います。しかし、皆さんが楽しみとしているような集団演技であったり、そういったものというのは自校だからこそ、低学年の子どもたちも支障なくできます。そういったことのために毎回、現実的にはそのたびに教育課程を変えて、通常の授業を打ち切って、何キロも離れた学校に移動させて、練習をして戻ってきて、そのときに道具を運んで、また戻して、当日はその道具をまた持って、他校の教育課程も全て合わせなければいけません。運動会を合同にやるというのは、非常に子どもたちに対する負担も大きくなると思ってございます。

今町では、合同でやる場面としては、保護者とも交流ができるスポーツフェスティバルが春にも秋にも行われております。こういったところを利用して、地域間の交流であったり、親子で参加できるものがございます。マラソン大会も親子で参加できます。ぜひそういったところに積極的に参加していただくことで、地域間の交流や、それから世代間の交流というものを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） いや、それは十分分かるのです。道具を運ぶのも、それ大変なことだと思うのです。テントを張りに行くのも大変なことだと思うのです。でも、練習とか、そういったものはそれぞれの学校でやって、1度ぐらひは予行演習でやれば、私はそれは演技とか競技とかは、それほど私は支障はないと考えております。ただ、道具を運んでということになったり、当日の子どもたちを運んでという、そういう作業がとっても難題だなとは思っているのです。でも、そういった難題を何とかクリアして、一緒にさせてあげたいなと考えたわけなのです。

いろんなフェスティバルとかありますけれども、あのフェスティバルは私は本当にごく一部しか出てきていないものだと思っています。以前の町民運動会、町民体育祭、あれは相当な嵐山町全体の地域交流にはなっていたなと、大変苦勞もあつたけれども、それだけの価値があつたなというふうに思っております。なくなった以上はしょうがないのですけれども、せめてそういう子どもたちの、今度からは嵐山町中の子どもたちが集まってくるわけですから、そういう交流の場もできくと思ひます。それが小学校のグラウンドを見て、これで交流は無理だなと、このように思つたものですから、この質問をさせていただいた次第です。これには答弁求めません。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

會議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き會議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号11番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の今年の平和事業についてです。どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めていきたいと思ひます。

1つ目のご質問でございますが、今年の平和事業についてであります。今年は、戦後80年の年であります。80年の節目にふさわしい平和事業にしていくべきと考えるわけですから、そこで、ご質問いたします。

（1）、今年の平和事業はどのようなものをお考へているのでしょうか。

（2）、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞いたしました。日本被団協は、その賞状とメダル、これレプリカでございますが、これを貸し出しているということです。町民の関心を集めることは重要なことと考へますので、被団協の方の講演会や、そして賞状とメダルを借り受け、展示

する考えを伺います。なお、5月7日か8日に電話したときには、8月まではもう貸出しは埋まっているということでありましたので、もし実施する場合は9月以降になると思います。

(3)、中学生による広島派遣への補助の考えについて伺いたいと思います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1の(1)についてお答えします。

例年、町では平和事業としてパネル展を開催しております。今年度につきましては、戦後80年の節目の年であることから、パネル展に加え、講演会を実施したいと考えております。なお、実施時期や内容については、現在調整中でございます。

続きまして、質問事項1の(2)についてお答えします。日本原水爆被害者団体協議会に確認したところ、講演会につきましては昨年のノーベル平和賞の受賞後、依頼が増えていることや、関係者の方が高齢のため体調面の不安があることなどを理由により、現在のところ対応は難しいとのことでした。また、賞状とメダルの展示につきましては、賞状とメダルを借り受けるには、展示ケースに収めること、専任の監視員を常時配置すること、展示品保険に加入することなどの条件があり、実際に町で展示を実施することは、管理面を考慮すると難しいと考えております。

○森 一人議長 続けて、(3)の答弁もお願いします。

○萩原政則総務課長 質問事項1、(3)についてお答えします。

今年度の平和事業において、中学生の広島への派遣は予定されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 講演会を実施したいということではありますが、どういう人を、団体を対象に今考えているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

川口議員さんから一般質問の質問書のほうを町のほうでもらいまして、すぐにまずこのノーベル賞を受賞した本部のほうに確認をしました。今さっき回答したとおり、もう80年たっていますから、その頃10歳だった子は90歳になっております。体調面から大変難しいと、展示についても先ほど申したとおりなのですが、埼玉県にはこの下部団体がございます。埼玉県原爆被害者協議会、しらさぎ会というのが埼玉県支部でございます。こちらのほうにも問合せをさせていただきました。というのも、県内の中でも熊谷市さんや新座市さんは既に行っておりまして、県の団体さんのほうに聞きましたらば、まず日程が合うこと、あと体調面がよければ嵐山のほうの期待にも沿えますということで、今そちらの団体、要するに埼玉県支部の団体ですが、と協議中で、議員さんがおっし

やったとおり講演ができればいいなというふうに今進めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。その点は分かりました。

メダルと賞状の借受けなのですが、このくらいの理由でもうちょっと嵐山ではできないということでは、これは本当に情けないなということを率直に申し上げざるを得ないですよ。保険加入、ちょっと金額幾らする、分かります。私も金額は聞いていないのですけれども、金額がどのぐらいするのかというのは聞いておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 金額については、無償で貸出しをいただけるというふうに聞いております。ただし……

○森 一人議長 保険加入料は。

○萩原政則総務課長 すみません。保険等の金額は確認しておりません。

もうちょっと説明しますと、レプリカが3つあるそうです。そして、1つは長崎、広島の平和資料館のほうに置いてあって、1つは貸出用として本部にあるそうです。この1つを順番で貸出しをしているということですが、先ほど申し上げたように、展示をするにはケースに入れて常備警備員をつけなさいと、そういうこともありますので、嵐山町での展示は難しいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それ全部電話でやり取りなのですか。貸出要領というのを私もちょっと取り寄せたというか、日本被団協から送ってもらったのですけれども、レプリカのメダルは3つあるのですけれども、1つは東京の事務所、それからもう一つが広島の事務所、それからもう一つが長崎の事務所なのです。だから、それぞれの団体が貸出しをしていくようにはなっているらしいのです。ただ、埼玉の、この嵐山町の場合は東京が近いわけですから、東京の被団協から借りるのが一番いいなと思うのです。この中で、展示ケースというのが一番引かかるのですかね。どんなようなことを考えたらいいのだろうかということに悩んでいるのですかね。監視員については、何も警備員を雇う必要はないというふうに私は聞いているのです。職員で時間ごとに交代をすれば、切れ目があってもまずいのですけれども、しっかり引き継げば大丈夫だというふうに聞いていますので、実際に借りた人から私聞いているのですけれども、展示ケースが一番あれなのかなというふうに思ったのですが、そうなのですかね。ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町では、管理面を考慮すると難しいというふうに答えたのですが、その中の一つに展示ケースというのもございます。多分透明なケースの中に入れて、触れないようにということかと思うのですが、あと展示をしているときは必ず警備員を置くということと、あと輸送の関係なのですが、川口議員さんも調べたと思うのですが、美術品の専門の輸送業者による包装と、送ったりするのも全て美術品と同じように取り扱うことというふうになっていますので、嵐山町がその展示のためにするにはちょっとハードルが高いのかなと思ひまして、そのような回答とさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 業者に頼む場合は、美術品専門の輸送業者にということなのです。私が聞いた実際に借り受けた人は、浜松町にあるらしいのです、東京のね。そこの事務所に行って直接借り受けたというのです。何に入れてきたのかは私も聞いていないのですが、確かに美術品専門の業者に委託したらちょっと高いかなと思いますので、直接借り受ければ交通費だけで済みますので、かなり安くなると思うのですが、いかがでしょうか。直接行けばいいと思うのですが、

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 私が思うには、美術品の専門輸送業者にということは、運ぶときに倒れて壊れないようにということで、例えば綿に包んでとか、何か包装の仕方等にルールがあるのかと思います。ただ職員が行って、車で行って預かってくるのではなく、包み方等にも多分技術が要るのかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 業者によらない場合には展示品保険に加入をし、保険には加入をしなくてはならないのですが、その費用は貸出しを受ける者が負担することという、これしか書いていないのですよ。ですから、ある程度のバッグを持っていけば、私はそれで済むと思うのですが、実際にその浜松町に行って借りたという人は、そんな大げさなことを言っていなかったもので、借り受けることができるのではないかと思います。ではないかなんていいかげんなあれで、説明では納得しないでしょうけれども、そんなに大げさに考えなくても私はいいのだと思うのですが、それでも駄目ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 私と思うには、ノーベル平和賞、すごく立派な賞でございます。レプリカといえども、嵐山町でそれを展示するというより、例えば東松山市にあります埼玉県平和資料館ですか、等で、そういうところで展示をするレベルのものかと思いますので、町としては今回は難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） どうしてそういうふうな発想になってしまうのかね。借受けが輕易であれば、私は嵐山町でどんどん借りて町民に見せていくという、それで平和の醸成を町民にしていくこと、これは町の姿勢として、方向としても大変私は大事なことはないかなって、有意義なことではないかなと思うのです。そういう県の施設ではなくて、町レベルとしてもやっぱり考えていくべきものだというふうに思うのですよ。特にこの80年という節目の年に、講演会やっていただくというのは私もありがたいなって思いますよ。ぜひそれは成功させてもらいたいと思いますけれども、併せてこういう関心が高いときに、その物を取り寄せて町民に見せていくということが特に私は大事だと思っているのです。関心が引いてしまった後、幾ら展示したってあまり意味の、意味がないと言うと語弊がありますがけれども、やはり関心が高いときが大事なのです。だと思いますので、これぜひ、何か難しい問題が出てきたらこれは考え直すということもあろうと思うのですけれども、これ前提として検討していただけないでしょうかね。これ町長、副町長、どちらかでも結構ですので、ちょっとお答えいただきたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 お答えさせていただきます。

今課長から答弁をさせていただきましたとおり、議員からご提案いただいたこのご質問、これについては町としても真摯に、これは内容のある非常にありがたいご提案をいただいたなということで、研究をしてまいったということでございます。その点においていろいろ研究を今した結果が、一応講演については、これもまだ調整中ではございますが、埼玉県支部のほうでは何とかできればいいなということで、前向きに今検討させていただいていると。

それから、今、いわゆるこのレプリカの借受けの件でございます。こちらについても、今までのこちらとしてのいわゆる検討した内容としては、借り受けるということについて非常にハードルが高いのではないかとということで、今は展示については見合せをさせていただいて、ほかの写真展で行っていこうと、今こういうような考え方で進めてきたということをご説明させていただきました。ただ、議員がおっしゃられるように、具体的に今実際にそれを受け取りに行って、そして持ち帰って展示をしたというケースもあるよということも、これも新たな、こちらとするとそういった形でできるということがあるのかなと私も聞いておりました。この辺については、もう一度その内容、

これをさらに、できないということを今前提に、非常にハードルが高いということを前提に今検討してきた結果を申し上げましたので、議員からお話いただいた件についてはもう一度確認をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

ただ、非常にやはり、保険の件は金額ということになりますが、それ以外、いわゆるそれを、レプリカというのは非常に大事なものでございますので、それをいわゆるこちらに持ち込んで、そして監視をということについても、監視をどの程度どういう形でやるか。こちらとすると、いわゆる警備員等を雇いながら、24時間体制でその監視を行うというふうに前提として考えておりましたので、そういったことももう一度、実質どうなのかということについては検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 24時間警備員がつかなくてもいいと思うのですけれども、たしか金庫の中に入れるのだったら、金庫ありますからね、それで大丈夫だと思うのですけれども、たしかそんなのが書いてあったと思うのですけれども、ちょっと今見切れていないのですけれども、ご検討いただくということでありますから、ぜひそれは前向きにご検討いただきたいと思います。

3番目の中学生の広島派遣なのですが、これ派遣は予定されていないというのは、それは予算書でもそういう新たな予算取っていないのですから、それで補正でも出てきていませんから、これは分かるのです。ただ、こういう80年という節目に当たって嵐山町でも、非核平和宣言している都市でありますしね、ぜひこういう機会に中学生に広島に行って平和のことを学んでいただくことが大変大事なことでないかなって思うのです。川越市では、目的として未来を担う若者を被爆地広島へ派遣し、広島平和記念式典への参列、広島平和記念資料館や原爆ドームの見学を通して、平和の尊さ、大切さを学ぶことを目的とするというふうにして送っているわけです。さいたま市でも、川越市人数多かったなと思ったのですけれども、ちょっと書いてくるのを忘れてしまって、さいたま市は10人ぐらいの人数だったかな。これからを担う中学生の代表として、被爆の実相に触れて戦争や原爆被害を実感するとともに、平和記念式典への参列など被爆地広島でしかできない体験をしながら、同世代の仲間と一緒に平和の尊さや大切さを考えていきますという目的なのです。やはり中学生、多感なこういう時期が一番大事だなってつくづく思うのです。全員だとどうしてもお金がかかってしまいますので、私は行きたいという中学生に対して補助すればいいと思うのです。それも、粹ある程度はめてもいいなって思うのですよ。どうですかね、そういう条件つけたら。行ってもらふということの意義というのは、大変あるのではないかと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

中学生がその広島の記念式典に参加するということについては、意義はとてもあると思います。ただ、意義があるのは行った生徒だけだと思います。多くの生徒がそれに体験できるのではなく、数名の、今さいたま市で10人程度というお話でしたが、さいたま市の中学生の数を考えたときに、この10人が、大変有意義だと思うのですが、それより子どもたちにはもっと広く平和の教育というも行わなければいけないと思ってございます。でございますので、今広島に中学生が行くということについては、参加した中学生には大変意義深いものだと思ってございますが、広く中学生全体に平和教育を行うためには、ほかにも様々な手段があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 全員行くのが一番いいと思いますよ。でも、それは予算の面でも、これからの計画をしていく上ではかなり大変かなって思うのです。8月6日、長崎だったら9日になりますからね、かなり日程的には大変かなと思うのです。ですので、川越市でももう人数絞ってしまっています。さいたま市はもっと絞ってしまっていますし、草加でも、草加は今まで4人だったのが12人に今年から増やすみたいですけれども、草加市あたりでもそんな人数ですから、全員行くのがいいのですけれども、行った生徒がやはり周りの生徒にもこういう状況だったということを話して伝えるということが、伝えれば、平和の尊さを少しは分かっていたらいいかなって、行ければいいのですけれども、全員がね。なかなかそうはさせないかな、状況は許さないかなって思いますので、行ける人に行ってもらおうと、そこに補助をするということが私は大事だと思うのです。どうでしょうかね。行ける人に行ってもらおうということで、もう少し柔軟なお考えが大事ではないかなと思うのですけれども、もう一度ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

補助金が出せるか、出せないかというのは、これはすぐに答えられることではないのですが、行きたい人に行ってもらえばいいという形ではなかなか、教育委員会としてやっぱり平和の教育というのは大事ですので、社会科の授業であり、いろんな様々なところでしっかりやっていくことが必要になると思います。行きたい人が行ってくださいという形の指導というのは、なかなか教育委員会では平和教育または指導の形としては、今現実的な形として考えてはございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 前に、25年ぐらい前か、オーストラリアに中学生派遣しましたよね。中国に、あれも中学生だったかな、小学生だったかな、派遣しましたね。あれは全員ではなかったですよ。行きたい人が、行きたい人というより、学校側がこの人にとってしたのかな。ちょっと抽出のあ

れは分からないのですけれども、全員ではなかったわけですよね。そうすると、それは問題だったということになるわけですか、教育長のお考えですと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

その事業を行っていたときには、その事業の明確な目的があり、それに従う要綱があり、行われていたものだと思っておりますので、不適切なものだったとは全く考えておりません。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 同じような考えを、全員が行ければいいのですけれども、しょうがないと、数名でも行ってもらうことに意義があるのではないかという考えを私はしていただきたいと思うのです。どうでしょうか。なかなか教育長、もうその考えで固まってしまっているかな。少しご検討いただくことはできないのかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 平和事業ということとの関連でございますので、こちらからも一度お答えをさせていただきます。

川口議員がおっしゃるように、平和事業への派遣、実際に実施しているところもあるということも承知いたしております。しかしながら、これを平和事業として今年度1年限りで実施するのか、あるいは継続的に実施するのか、そういった場合にはどうするのかということで、実施をするとしても、今教育長から回答がありましたとおり、いろんなことを考えていかなければならないということになるかと思えます。当然そのメリットはあると思えます。ただ一方、教育長が答えをさせていただいたような問題点もある、あるいは課題もあるということで、今年度この広島への中学生の派遣ということについては、町として改めて考えていないということでご答弁をさせていただきたいと思えます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ぜひご検討していただきたいと思うのです。全員行けない場合でも、どうやって深みのある平和の尊さを学習してきてもらうかというところは、ぜひご検討いただきたいと思うのです。

それで、広島市は平和記念式典や前後の平和学習に小中高生を派遣する全国の自治体に対し、旅費を補助する制度を創設する方針を明らかにした。これ中国新聞の記事なのですけれども、私、広島市のホームページ開いたのですけれども、その制度があるみたいなのですよ、ちょっと聞いている話ではね。私はちょっとたどり着けなかったのですが、多分あると思うのですけれども。そういうふうに小中高生の、私は中学生を提案しておりますので、中学生の派遣に対して補助が出るよと、出

ますよということを広島市がやっているのです。ぜひこういうのも生かして、利用していくことも大事ではないかなって思うのです。どうでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 先ほどのいわゆる平和記念事業でもお答えをさせていただきました。この平和事業を行っていくという意義、これについては十分私どもも、川口議員がおっしゃるようなことについては理解しているつもりでございます。しかしながら、先ほど検討という言葉をさせていただきましたが、この検討という中には、やはり当町の今年度の平和事業に対する当然予算というものもございます。そういった予算の中でできる限りの内容を充実させていくというのが、これがまず第1点でございます。そういったことで、平和事業、大変貴重な事業だと思っておりますが、今年度、こういった中学生の広島への派遣というものを改めて今年度これを創設していくという考えについては、今現在持っていないということでお答えさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 来年度以降にこの件はなるかなと、いや、あるいは全くならないのか、ちょっと分からないですけれども、今後の方向としてぜひご検討いただければと思います。

次行きます。

○森 一人議長 はい。

○11番（川口浩史議員） 駅西歩道の拡幅について。

これ町民の方からちょっと受けて、どのぐらい待てばできるのだいという話だったので、それで駅西歩道は駅からドラッグストアまでが以前のままであります。この歩道の拡幅は、いつ頃になるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 質問事項2につきましてお答えいたします。

過年度より歩道拡幅については県に要望してまいりました。しかし、回答は、既に1メートルでも歩道があるため、整備の優先順位は低いとのことでした。しかしながら、店舗の立地に合わせ、町が歩道用地を確保することに伴い、県が舗装維持管理をするとの協議を行いました。現在の駐車場部分においても同様の協議を行い、了承されたため、これを受けまして、現在測量分筆業務と物件調査業務委託を発注し、土地の取得に向け業務を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。では、ちょっと進んでいるわけなのですか。なるほど。町がそうすると地権者と交渉をしている段階ということなのですかね。ちょっと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

現在、地権者の方と交渉を進めるに当たりまして、測量の作業と物件の調査をさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 買収は県になるのですか。ちょっと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

用地の買収につきましては、町のほうで用地を確保させていただいて、工事のほうを県のほうで行っていただくということで協議を進めております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうなるのですか。あの歩道も県道になるわけですね。ですから、県が用買するのかなって思ったのですけれども、そうではないということなのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

最初に、その歩道整備に当たりましては町のほうから、県道ですので、歩道整備については県のほうで整備をお願いしたいということですとずっと進めておりました。しかしながら、先ほど答弁で申し上げましたとおり、県のほうでは、今現時点で1メートルでも歩道があるため、整備の優先順位は低いということで、率先して県のほうが歩道整備に入っていただけないという協議となっておりました。そこで、話を進めるになりまして、昨年度、その前ですね、店舗の立地がありましたときに、歩道の用地の確保について改めて県のほうとお話をさせていただいたときに、用地のほうを町の方で確保することが可能であれば、歩道整備のほうの維持管理等も県のほうで進められるというお話をいただき、現在店舗の部分につきましては広がった、拡幅した歩道になっているという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。まあ、しょうがないかなって思います。交渉はかなり順調なのですか。ちょっと難しいなというところはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

用地交渉につきましては、地権者様のほうからご協力いただける方向でお話をさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。そんなにでは難しい状況ではないということなのですね。順調に進んだとして、工事終了はいつぐらいになりそうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

土地の取得に向けた作業状況については、随時県土整備事務所へ情報提供をさせていただき、連絡を密に取って、用地取得後に県による歩道整備が早期にスムーズに行えるよう、県と連携して進める形で考えております。ただし、用地の交渉につきましては地権者の方がいらっしゃいますので、そちらの方との協議内容、時期的な問題と、あと時間的な問題、その辺りがうまく進むように進めたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今回、見通しが立つのかどうかということをちょっと聞かれていますけれども、この年度ぐらいまでには何とかできそうかどうかというのは、お示しはできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

あくまでも用地交渉の結果になりますけれども、この歩道拡幅については、ご要望等も多い路線になりますので、早期に整備ができるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 年度ではなかなか答えにくいということ。課長の立場で答えにくいということ。町長とか副町長だったら答えやすいのかな。そうではない。そうではないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 町長や私であっても答えとしては同じでございまして、何としても土地を取得さ

せていただくという前提条件があります。要は地権者の皆さんのいわゆる合意をいただかなければ進めない協議でございますので、町としてもなるべく早くご協議をさせていただいて、用地を取得させていただき、県にスムーズにやっていただく。町としても、議員さんご質問のとおり、一日も早くできるように進めているということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。次行きます。

○森 一人議長 はい。

○11番（川口浩史議員） 3番目、学校の安全についてです。

5月8日、立川市の小学校に男2人が侵入し、教員2人、先日の青柳議員の質問では5人って書いてありました。5人のほうが正しいと思うのですがけれども、ちょっと人数のあれ私把握していないので、このまま読ませていただきたいと思います。2人を殴るなどしたと。本町の学校は、このような者から児童生徒を守ることができるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 川口議員に申し上げますが、再質問からということによろしいですか。

○11番（川口浩史議員） あっ、そうだ。ごめん、ごめん。再質問でいいのだ。

それで、先日の質問で、警察への通報ボタン、これは学校設置していないのだということでお答えあったわけですね。これ設置していない理由として、県警や県教委から指導、指示がなかったから設置していないのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

先日の青柳議員さんへの答弁の中で、私が警察へのホットラインのようなものは設置していないというお答えをさせていただいたので、押せば警察に通報されるようなものはございませんが、警察に速やかに通報できるよう体制は整えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 速やかにというのは、どういうことを言っているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

学校の中に、直接警察にはございませんが、内部でインターホンのようなものがある、設置されている学校もございますし、そういったものがない学校には防犯ブザーのようなもの、あるいはそういったものが手近になれば非常ベル、火災等の非常ベルでも構いませんので、そういった大きな音を鳴らしていただいて、危険を察知していただき、そういった場合には速やかに警察等にも

連絡していただけるように、日頃から教職員の中で研修等をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それは、多分この立川の学校もそういう訓練はしていたと思うのです。誰が通報したかという、校長先生だったということなのです。校長先生も、いや、何か起きているなということで現場に行って、現場から、あっ、これは大変だということで、自分も襲われるのをちょっと防ぎながら連絡したということなのです。そういう事態の中で、インターホン、ブザーがあればいいのかということなのですけれども、どうなのでしょう。これ、通報ボタン、多分ボタン押せば警察に行くのかな、ホットラインのようなね。私、そういうものを想定はしたのですけれども、これ記事を読んだときに。必要ないというか、あればいいでしょうけれども、なくても大丈夫だというお考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、先ほど課長のほうから答えがありました110番通報の関係ですけれども、学校のほうはソフト面で、要は危機管理のマニュアルを作って職員に周知してございますが、今話があっているブザーであったり、インターホンであったり、様々なことで一旦職員室に連絡が行きます。そこから110番と、それから同時並行で校内への緊急放送を、どの学校も緊急暗号放送を決めておりますので、それ同時並行でやります。ですから、その段階でブザーを押すのが早いのか、110番って押すのが早いのかと、その時間の差かなと思っております。本町では緊急ブザーというものを付けておりませんので、緊急ブザーがもし職員室にあるのだとしたら、それは時間差はほぼないと思います。各教室に全部ブザー等があるのであれば、早いとは思いますが、職員室で110番って押すか、ブザーを押すかになるかと思っておりますので、ですから今回のような事件に関しては非常にレアなケースで、難しいと思います。保護者が連れてきたということですので。

今文部科学省のほうでも、過日の青柳議員のご質問の中にもありました、国のほうで緊急対策会議があって、承知しているかという話でしたが、そこで出た内容についても、まず不審者対応については3段階チェックをきちっとしましょうと。校門のチェック、校門から玄関までを見晴らし等をよくして、そこでまず見る。それから、玄関のところのチェック、例えば保護者の保護者証がない者は入れないですとか、きちんと登録のない者は入れない等のことを行うことが必要だと言われておりますので、まずそれを行うことが大事かと思っております。今回のように保護者の方が来たとかになるとなかなか、また意図を持って無理やり入って危害を加えようということがもし意図的に思っていたとしたら、これは学校で対応できるかという、いかに早く110番できるかと、子どもたちの避難をさせるかということに最重要の対応を考えていくしかないと思っておりますので、この部分を

改めて学校にはしっかりやるように指導しております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 通報ボタンが必要かどうかというのは、私もちょっと現場は、現場というか、教室の在り方というかな、ちょっとどういうふうに先生が捉えているのかというのが分かりませんので、何とも言えないのですけれども、この通報ボタンというのは近隣でもないのですか。近隣というか、県内でもないのですか。ご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 近隣の学校でその警察への直接の緊急システムのボタンを設置しているかどうかということについては、承知はしておりません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。東京特有の通報制度なのかな、そうしますとね。埼玉県がそれだけ安全であったという証明でもあるとは思いますが、今後どういう形で、なければいいのですけれども、あった場合のことを考えると一つの手かなって、手というか、安全対策かなって思いますので、ぜひ研究をしていていただきたいと思うのです。

次に、トラブルの状況を伺いたいと思うのですけれども、小さいトラブルはいっぱいあると思います。大きなトラブルはどうでしょうか、あるのでしょうか。

○森 一人議長 現状において、各学校……

○11番（川口浩史議員） 現状というか、1年ぐらいでいいですけれども。

○森 一人議長 どうぞ。下村教育長。

○下村 治教育長 議員にこちらからの反問でご質問になってしまうのですけれども、その厳しい状況というのは今回のような、立川で起こったような件というふうなことで捉えてよろしいでしょうか。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） いや、あれは、ああいうのが起きたら嵐山町のもう記事になりますから、テレビにも出るようなことになりますから、もう少し低い段階で、どうなのでしょう。次に、モンスターペアレント、過剰で理不尽なクレームを繰り返す、そういう人もやっぱりトラブルを生み出してしまふかなって思うのですけれども、そういう人を含めてトラブルはありますかということなのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 学校ですので、様々なトラブルというようなことは生じているところでございます。まず、保護者の方が危害を加えないまでも、このような形で学校へ知り合い等を連れて、大きな事件となるようなけが人が出たとか、報道されるまでには至らないまでもこういったことはあったかといえ、ここ最近でこういったことはございません。ただ、学校へのご意見ということであれば、学校へは、理不尽かどうかというのは、それはそれぞれの人の捉え方ですので、ここで一概に何が理不尽かということは申し上げることはできませんが、学校に様々な要求をおっしゃってくる保護者はいて、その保護者の対応で学校が苦慮したということは、ここ近年にはそういった事案もございました。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。モンスターペアレントのような、先ほどちょっと教育長に聞いたら、この言葉は使わないのだということなので、私もこれは後で削除してもらいたいのですけれども、過剰で理不尽なクレームをつける人、こういう人は、ではいたということによろしいわけなのですね。ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 先ほど申し上げましたように、理不尽かどうかというのは価値観や捉え方によって、恐らく保護者の皆さんも学校には様々な、自分の子育てのことや、それから学校への要望等でいろんなご意見の方がいらっしゃると思います。そのことについて、学校がすぐに合意ができるものもありますし、なかなか合意ができないものもございます。そういったものをもし理不尽という形で取るとしたならば、でもそれは恐らく保護者の方にとっては理不尽ではないのだと思うのです。ですから、そういった形で学校と簡単に合意が取れなかったという、そういう保護者がいたかというよりは、そういう案件はございました。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 確かに難しいですね。こういう対応してくる人は、納得してもらえなかったら言い続けますよね。確かにそういう難しさあると思うのです、そういう点ではね。なるほど。そうですか。

それで、次に聞きたいのは、スクールロイヤーという、こういう児童生徒を取り巻く問題に関して法的な、弁護士の助言をもらうという制度があるわけですね。その必要性というのはどうでしょうか、感じておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 現在、教育に関わる様々な問題が生じておりますので、こういった法的対応を、または法的判断を必要となる案件というのが必要になってくると思ってございますので、そういった弁護士に相談できる制度というのは必要だと思っております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それで、町には顧問弁護士がいるわけですよね。この顧問弁護士をこういうスクールロイヤーとして契約を結ぶということはできるのでしょうか。ちょっと難しい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 町での顧問弁護士について、スクールロイヤーとして契約ができるかというご質問でございます。一応本町の顧問弁護士としてのいわゆる契約というのは、本町のいわゆる法律相談、定例的な、月1回かな。定例的に月1回ですね。そして、町民の方からのご相談も一応その日は受けてもらう。それ以外に電話ですとか、随時相談という形でご相談に乗っていただくというのが契約の内容でございます。それ以外に改めて学校での法律相談ということになると、これは今の契約の中に含められるかどうかというのは、ちょっと難しいかなと。別の契約として結ぶということとはできるかと思いますが、ただはっきり言って、弁護士さんにも非常にある意味では、何といいましょうか、得意な分野と言ってはあれですけども、行政関係に強い弁護士さんや、また学校関係に強い弁護士さんという方もいらっしゃると思いますので、それはもしそれをお願いするとなれば、改めて協議をしていく必要があろうかなというふうに思っております。今までそのような形で顧問弁護士と話をしたことがございませんので、何ともお答えができないというのが現状でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 確かに弁護士だからといって何でも相談に乗れるかというのと、やっぱり専門性がありますので、学校問題、教育問題に詳しい弁護士でないと受けられないかもしれませんね。受けられた場合には、必要な対応はしていただければと思うのです。ご検討いただければと思います。

最後に、録音機能付きの電話にはなっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

現在の学校で使用している電話につきましては、会話の録音はできないタイプでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これは何、あまり必要性を感じていないので、そういう電話は設置してい

ないということなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

電話機の機種にもよると思いますので、現在学校に配置しております電話の機種がそれに対応していないかと思います。必要がないかということではありませんが、なかなか全部の電話にそのようなタイプの電話を導入、現在のところそれを導入するのは難しいかと思います。現在は、留守番電話に対応するという形で、学校にかかってきた電話で学校が対応できない時間に、役場にかけ直していただきたいというような学校側のメッセージを吹き込んだものを業務時間外にかかってきた電話には対応しておりますが、それにつきましても、かけた側からの留守番電話的なメッセージの録音は今していない状況でございます。今後、新しい電話、新校に変わったときに電話の検討をするときがあれば、そういったことも検討の一つではないかと考えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そんなに嵐山では必要性は感じていないのかな。ちょっとあるような感じも今課長のお話ではあったのですが、それが正直なところですかね。学校に1台だけでは意味がないのですか。ほかの回線にかかってきてしまったらもう駄目だということなのですか。ちょっとそういうことなのですかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 複数回線でなければというまずご質問についてでございますが、学校は電話が1つかかっている間にも頻繁に次もかかってくるがありますので、それで複数回線を用意してございます。

それから、先ほどの録音機能が必要かどうかということで、課長のほうから検討という言葉をお答えさせていただきましたが、まさにこれから検討が必要になることもあるかと思っております。恐らく議員のほうでご提言いただいているのは、よく民間企業等でサービス向上のためにこの通話は録音させていただきますという初めのメッセージが出るものだと思っております。学校の場合、非常に業務に差し障るような電話が多いようであれば、こういうことは考えなければいけないのですが、例えば子どもが困って電話をかけてきたり、保護者の方がお子さんで困ったことがあって相談事にかけてきたときに、このような形で録音させていただきますといったときには、もしかすると言いつらくなくなってしまったり、言わないで切ってしまうということもあるかと思っております。そういったことも鑑みながら、本当にこの常に電話のほうでサービス向上のために録音させていただきますとメッセージを言ってから聞く形がいいのかどうかというのは、子どもの教育や、親が子どもの

相談事をかける相談体制や、それから一般的に今世の中で言われているような学校に対する様々な要求等で業務に障害が出ているようなことが多くなっているのか、こういったことを総合的に考えながら、機能としてはそういった機能をつけた電話を入れることというのは必要になっていると思うのですけれども、それでもこれを常に学校がそういう形でやるかどうかというのは、先ほどのような子どもや保護者のことも考えて対応はしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど。おっしゃる点、大事な点だなというふうに思っていて聞いておりました。私も今のお話聞いて、答弁聞いて無理やり進めるつもりはありませんので、ゆっくりご検討いただいて、必要であれば設置していただければと思います。

以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第29号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億373万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,373万9,000円とするものであります。

このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第29号の細部について説明申し上げます。

補正予算書の４ページ、５ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出の今回の補正金額を款項別にそれぞれ記載させていただいてございます。

次に、６ページをお願いいたします。第２表、地方債補正でございますが、変更１件で、事業費の変更にに基づき限度額を改めるものでございます。

次に、１０、１１ページをお願いいたします。今回の補正額は、１億３７３万９,０００円でございます。その補正額の財源内訳は、国庫支出金１億９１９万３,０００円、地方債６００万円、その他マイナス１,１４５万４,０００円でございます。

続きまして、１２、１３ページをお願いいたします。２の歳入でございます。

１５款２項１目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億３０２万８,０００円で、令和６年度の定額減税の所得税に係る不足額の支給に対し交付されるもので、補助率は１０分の１０でございます。

４目土木費国庫補助金、防災・安全交付金６３０万円で、舗装修繕等に係る事業費の変更に伴い補正するものでございます。補助率は５０％でございます。

５目教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業費補助金マイナスの１０９万２,０００円で、補助対象事業の変更により補助対象外となったことに伴い補正するものでございます。

１６款２項１目民生費県補助金、埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金５０万７,０００円で、保育所等物価高騰対策給付事業に対し交付されるもので、補助率は２分の１でございます。

２１款４項２目雑入、新型コロナウイルスワクチン接種対策費助成金マイナスの１,１４５万４,０００円で、新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する助成金の廃止に伴い補正するものでございます。

２２款１項４目土木債、防災・安全事業債６００万円でございます。事業費の変更に伴い補正するもので、充当率は９０％となっております。

１４、１５ページをお願いいたします。３の歳出でございます。主なものについて説明いたします。なお、全体にわたりまして４月の人事異動に伴う職員の人件費及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償等につきましても補正しております。

１８、１９ページをお願いします。３款１項１目社会福祉総務費、（１９）物価高騰対応重点支援給付金（不足給付）支給事業で、定額減税を補足するための不足給付の支給に要する経費で、財源は国庫支出金、補助率１０分の１０でございます。１８節、物価高騰対応重点支援給付金（不足給付）９,９００万円で、３,３００人に３万円を予算化しております。その上の電算委託料１３３万８,０００円、その上の役務費の通信運搬費１１７万５,０００円、一番上の会計年度任用職員報酬４９万７,０００円等、合計で１億３０２万８,０００円の予算となっております。

続きまして、２０、２１ページをお願いします。３款２項１目児童福祉総務費、（１０）子ども・子育て支援事業、育児支援ヘルパー派遣事業委託料５１万４,０００円で、国で定める基準に応じた育児支援ヘルパー事業委託料の変更をするものでございます。社会福祉協議会からの派遣事業でございます。

続きまして、22、23ページをお願いします。3目保育所費、（1）保育所保育事業、保育所等物価高騰対策事業補助金101万5,000円で、電気、ガス、食材料費に対し、定員数により補助を行うもので、県からの補助は2分の1となっております。

4款1項2目予防費、（3）高齢者予防接種事業、予防接種医師委託料マイナスの1,170万円で、新型コロナウイルス予防接種に係る委託料を補正するものでございます。

26、27ページをお願いします。7款1項2目商工振興費、（4）企業誘致事業、雇用促進奨励金50万円で、企業誘致条例に基づく雇用促進奨励金を補正するものです。ドラッグストアコスモス嵐山店様の分で、10万円掛ける5人分となっております。

8款1項2目道路維持費、（2）道路修繕事業、工事請負費1,300万円の増でございます。道路等の修繕に要する経費を補正するもので、舗装修繕箇所は町道1—18号線、260メートルを計画しております。

28、29ページをお願いします。9款1項2目非常備消防費、（1）一部事務組合非常備消防負担事業、比企広域市町村圏組合負担金132万円で、嵐山消防団活動服上下の更新に要する経費を補正するもので、今年度については50人分でございます。消防団員100名いらっしゃいますので、2年間で負担するものでございます。

3目消防施設費、（2）消防施設整備管理事業、工事請負費、同じく132万円で、地権者の要望により防火水槽の撤去に要する経費を補正するものでございます。場所は、大字菅谷地内1か所でございます。

30、31ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費、（14）小中一貫教育推進事業でございます。国庫支出金がなくなったことによる一般財源への財源更正でございます。

2項1目学校管理費、（3）志賀小学校管理事業、修繕料43万2,000円で、志賀小学校のブランコの修繕に要する経費を補正するものでございます。

32、33ページをお願いします。6項2目体育施設費、（1）スポーツ施設管理事業、土地購入費142万2,000円で、総合運動公園用地買収に要する経費を補正するものでございます。面積は790平米、平米当たり1,800円で購入するものでございます。

3目学校給食費、（2）学校給食運営管理事業、修繕料40万1,000円で、学校給食施設の修繕に要する経費を補正するものでございます。

最後に、予備費でございます。補正前の金額に128万9,000円を増額し、補正後の金額を2,380万6,000円とするものでございます。

34ページ、給与費明細以降につきましては、ご高覧いただきたいと思います。

以上、議案第29号の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 13ページの教育支援体制整備事業費補助金、これが補助対象外という説明で書いてあるわけですね。どうしてこういうことになったのか、伺いたいと思います。

それから、17ページの東口駐輪場ののり面の修繕ということなのですが、どういう状態になったので修繕するのか、伺いたいと思います。

21ページの一番下、育児支援ヘルパー派遣事業委託料、これレピの由来で来ている方の携帯電話利用料ということで書いてあるわけですね。どうして携帯電話利用料に補助するのか、伺いたいと思います。

27ページの雇用促進奨励金、ドラッグストアコスモスということで、5人の方ということでご説明ありました。この5人の方というのは、正社員という理解でよろしいのでしょうか。条例の内容を調べてこなかったのが、条例の内容も示して、今回奨励金出すのですよということで、内容も伺いたいと思います。

その下の工事請負費、町道1―21号、これ長さ260メートルということで、これどこの道路になるのでしょうか。どんな状態になっているのかを伺いたいと思います。

29ページの防火水槽ですが、地権者の要望ということなので、仕方ないと思うのですが、これ場所はどこになるのでしょうか、伺いたいと思います。

33ページの学校給食施設ですが、今回説明あったのかな、カーSTOPパーが悪いのだと、それから漏電ブレーカーが悪いというふうに聞いているのですけれども、ちょっとどういう状態なのかを伺いたいと思います。

30、31の一番上、国庫支出金がなくなったということなのですが、ちょっと理由を伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、まず13ページ、歳入の状況でございます。教育支援体制整備事業補助金でございますが、こちらにつきましては令和6年度から嵐山町で申請しておりまして、昨年度はいただいた補助金でございました。そして、校内教育支援センターを設置するために必要な支援員を設置するための経費として計上しておりましたが、今年度こちらの整備事業につきまして、埼玉県が予算化をしませんでした。そのために、町から直接国への補助金の申請はできないということで、大変残念ではございますが、今回補助金の申請ができませんでした。

続きまして、31ページの財源補正でございます。こちらにつきまして、今話した事情でございますが、国の補助金が申請できなかったという事情で一般財源を使わせていただき、予定しておりました校内支援センター設置業務も引き続きやっていただくということで、町の一般財源をいただくこととなりました。

続きまして、33ページ、給食の施設修繕事業でございます。こちらにつきましては、カーSTOPパーの交換が15万4,000円。こちらにつきましては、昨年、令和6年度に従前ついておりましたカーSTOPパーを傷んだ部分とまだ大丈夫な部分を入れ替えまして、設置をし直したところなのですが、結局大丈夫だったところも相当傷んでいたということで、1年使いましたら、全体を修繕しないと車が当たったときに壊れてしまうような状況になりましたので、緊急ではございますが、6月補正をさせていただきたく、15万4,000円を計上させていただいております。

もう一点、電気ケトル、電気回転釜になりますが、こちらの漏電ブレーカーを交換する金額24万6,400円を計上させていただきました。電気回転釜は6台ございます。そのうちの1台が4月に故障いたしました。それは緊急でしたので、予備費をいただきまして緊急修繕をさせていただいたところ、残りの5台ですが、今まで一度も漏電ブレーカーを交換していないので、この後順次壊れていく、故障していくことが予見されましたので、ここで5台を修繕させていただきたく予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、まちづくり整備課、説明いたします。

16ページ、交通安全対策費、駐輪場管理事業になります。こちらは、駅東口、むさし台の駅前交番側の駐輪場ののり面の修繕に係る費用を補正させていただくものでございます。現在、駐輪場の一番奥側にて民地との境ののり面が崩れており、隣地への土砂の流出が出ている状況になっております。そのため、土砂の流出防止及び駐輪場の利用者の安全な利用を考慮した修繕を行うためのものでございます。

続きまして、27ページ、道路修繕事業、工事請負費になります。こちらの施工箇所は、今年度修繕予定の町道1―18号線舗装修繕工事になります。場所は、鎌形の八幡橋から県道の東松山大野線方面に向かう路線のうちの260メートルを実施する予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、21ページの子ども・子育て支援事業、役務費の部分でございます。

こちらにつきましては、令和6年度4月より子育てサロンレピにおきまして、一時預かりのお子さんを預かる事業を開始いたしました。その際に、当時のコロナワクチンコールセンターで使用していた携帯電話をこの昨年の6月で補正をさせていただいたのですが、私の確認不足で当初予算に計上をしていなかったものですから、それを4月、5月、6月までの分につきましては予備費で対応させていただき、7月以降の電話料金につきまして今回補正をさせていただくものでございます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 次に、馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、雇用促進奨励金の件でご説明いたします。

こちらにつきましては、条例で常時雇用する従業員という形で示しておりまして、正社員ということではなくて、こちらでは企業の社会保険のほうに加入していただいている方ということで条件を付しております。こちらにつきましては、1年間、企業の開始半年前から半年後にかけて雇った社員を1年間継続して雇っていて、なおかつ今も継続して雇用しているという条件を付しておりますので、この条件に該当する方が一応5名という形になっております。

以上です。

○森 一人議長 最後に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より、29ページ、菅谷地内の防火水槽の場所につきましてご説明申し上げます。

場所的には、県道から美松さん、嵐山石油さんのところから入って、花友さんのところの交差点がございます。その途中にデイサービスさんがあったのですが、そのデイサービスさんの庭に入っていた防火水槽になります。4月になりまして、恐らくデイサービスさんは廃業するということで、土地利用を全体的に考えたいということで、庭に入っている防火水槽を撤去してほしいという形でご連絡がございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 補助金対象外なのですが、県がしなかったということで、県はなぜしなかったのか、それは理由は聞いておりますでしょうか。その1点だけでいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

理由につきましては、こちらでも県に問合せをしましたが、県のほうでは実施しない事業についての説明はしないとのことでした。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 18、19ページの物価高騰の給付金ですけれども、これは対象となる人に対して、最高限度額が3万だと思えますけれども、それぞれの額がある程度計算ではじかれると思うのですけれども、その案内が対象となる人に届くと。そして、その届く時期というのは、いつ頃からこの作業ができるものなののでしょうか、お尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

今回のこの補正予算でご承認をいただいた後、6月中にこのシステムのほうの導入を進めてまいります。実際には、7月の下旬をめどに対象となる方の通知関係が抽出されます。したがって、7月の下旬から8月の中旬にかけて、7月中には発送したいと考えております。対象の方につきましては、昨年の調整給付のときも8月の下旬までに支給が開始されましたので、遅くとも8月の中旬をめどに実施したいと考えております。昨年対象になっている方ですと、基本的にはお振込をさせていただき口座変わらないということであれば、スムーズかと思います。ただ、今回、その口座は変わらないですよという情報も一度町に返していただくというところがワンクッション増えていますので、若干そういった点ではプッシュというよりは、確認書の提出と似たような部分がございますが、それにしましても送る際に既に昨年の給付をしている金融機関等は明示をして送りますので、それでよろしければスムーズに進んでいくということで、8月の半ば、基本的には5の日なのですけれども、15、25というその日付で振込は随時開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） まず、21ページの先ほど川口議員が聞いた育児支援ヘルパーの派遣事業なのですが、携帯電話のほうは理解しました。育児ヘルパー事業委託料の変更という言葉が入っているのですけれども、委託料の何が変更になったのかお伺いします。

それと、次のページの23ページの上段の先ほど県の保育所等の物価高騰の給付ということですが、これは保育所でどういうものを買うのか、何に対しての補正なのかお伺いします。

それと、下のほうにあります予防接種の医師委託料ですが、今回コロナの、この新型コロナウイルスの予防接種が大分金額が減っております。内容についてお伺いします。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから育児支援ヘルパー派遣事業につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、令和4年の4月から嵐山町育児支援ヘルパー派遣事業として実際に運営をしてまいりました。このたび昨年度、こども家庭センター事業ということで、このこども家庭センターで実施すべき事業の中で家庭支援事業という大枠がございまして、その中に子育て世帯訪問支援事業というような事業科目がございます。こちらが嵐山町のほうで単独で実施をしてございました育児支援ヘルパーの派遣事業に当てはまるということでございます。従前は、まずヘルパーの

派遣で家事援助ということがメインでございますので、家事援助の関係は、障害福祉サービスのほうの介護給付の居宅介護の単価、こちらを時間当たり2,380円という単価で設定をしてございましたが、国の子ども・子育て支援交付金、それから県の補助金の中で、補助要綱に基づく単価が示されてございます。こちらに変更しまして、国の補助、今までも県の補助はもらっていたのですけれども、子ども・子育て支援交付金の国の補助金も出てきましたので、国、県の補助要綱に合わせた形で単価改正をし、それに基づいて差額分の予算を計上させていただいたものです。

具体的には、先ほど1時間当たりの単価ということでお話ししましたが、改正前は1時間当たり2,380円ございました。一方で、国、県の補助単価は1時間当たり1,500円なのですが、加算としまして1日当たり930円という金額がつかますので、実際には対象の、これまでの対象の単価よりも高くなるという部分と併せまして、民間事業所に委託をする場合には1事業所当たり、運営事務費、管理費ということで、1年間で56万4,000円が補助の対象としますということで、こちら実際に協定等を結んだ事業所が一件もなかったとしても、町としてお願いをしているということで、事務費、管理費ということで補助対象になるということです。これまでも実績があんまりないのですが、逆に補助単価、国の基準に合わせることで、利用の促進がつけられるかなということで、差額分につきまして補正をさせていただいたところでございます。

続きまして、保育所の関係でございます。こちらにつきましては、県のほうでまず対象となるものが光熱水費、電力と、それからガス、それから食材料費、この3つについて対象とするものでございます。あらかじめ県のほうで、各市町村の保育所の定員数は指定をしている関係で存じておりますので、その定員数に対して一定の単価で補助をするものということでございます。参考までに光熱費の電気で行きますと、低圧の電力で行きますと児童1人当たり720円、高圧の電力で行きますと1人当たり1,800円、ガスにつきましては、都市ガスですと1人当たり140円、LPガスですと1人当たり100円という形になってございます。また、食材料費につきましては2,500円、1人当たりですね、を補助するというものでございまして、合計しまして、町で支出する予定としましては101万5,000円程度の金額を計上しているものでございます。こちらにつきましては、県のほうからも既に補助の対象の経費として示されてございますので、そちらで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 予防接種医師委託料の減額につきましてお答えさせていただきます。

コロナワクチンの自己負担額を抑えるため、国から助成金をいただいておりますが、取りやめることになりましたので、国の助成金がある前提で予算計上させていただきましたので、減額するものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回のコロナのことをお伺いしたいのですが、何歳以上が対象で、1人当たりの単価、今まで3,000円とか、何か安い金額だったと思うのですが、今度は幾らをお支払いして接種するようになるのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

接種対象者につきましては、現在と同じ65歳以上の方と、60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方が対象となります。自己負担額につきましては、国の助成があったときには3,000円だったのですけれども、助成がなくなりましたので、1万2,000円とさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） いつから対象、接種月はいつからになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

10月から来年の1月末までとなっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第29号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時14分)

令和7年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

6月10日（火）午前10時開議

日程第 1 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

日程第 2 請願第 4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書

追加

日程第 3 発委第 5号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出について

日程第 4 発委第 2号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

日程第 5 発委第 3号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

日程第 6 発委第 4号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出について

日程第 7 発議第 3号 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出について

日程第 8 発議第 4号 現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出について

日程第 9 発議第 5号 日本学術会議法案に反対する意見書の提出について

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
岡 野 富 春	税 務 課 長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
馬 橋 透	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
清 水 延 昭	上下水道課長
伊 藤 恵 一 郎	会計管理者兼会計課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長

久	保	哲	也	学校統合推進課長
青	木	正	志	生涯学習課長
中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に議会運営委員会に付託し、審査願っておりまして、請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書につきまして、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案及び議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発委第2号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について、発委第3号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、発委第4号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出について、発委第5号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出について、発議第3号 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出について、発議第4号 現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出について、発議第5号 日本学術会議法案に反対する意見書の提出について、以上の7件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、委員会提出議案4件及び議員提出議案3件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第1、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発委第2号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について、発委第3号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、発委第4号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出について、発委第5号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出について、発議第3号 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出について、発議第4号 現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出について、発議第5号 日本学術会議法案に反対する意見書の提出について、以上につきまして日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書の件を議題といたします。

なお、日程第3、発委第5号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出については、本件と関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件と併せて一括議題とすることに決しました。

本件につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議長からのご指名ございましたので、報告をさせていただきます。

令和7年6月10日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

議会運営委員長 畠 山 美 幸

請願審査報告書

本委員会に令和7年6月3日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

受理番号、請願第4号、件名、パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものです。

本議会において議会運営委員会に付託を受けました、請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書の請願審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月4日午前10時から会議を開会いたしました。当日は、請願代表者として、井上様ほか3名、紹介議員として川口議員が出席されました。

まず、請願の趣旨等について、紹介議員の川口議員、請願者の井上正様、井上総子様、ダニーネフセタイ様、吉川かほる様より説明を受け、質疑応答、委員間の意見交換、採決という日程で審査を進めました。

○主な質疑・応答

(問) どういうところが国際法違反になるのか。

(答) 専門家の中では明らかにジェノサイドと言われている。ガザ地区の子どもへ食べ物を与えないということは国際法違反であり、イスラエルは正当防衛の範囲をはるかに超えている。

(問) 人道支援については世界中がやるべきことだ。意見書案の中で「パレスチナを国家として承認し」という文言が気になるが、その部分を修正することについての考えは。

(答) 即時停戦と飢餓状態に置かれている子どもを救いたいということが優先なので、修正しても構わない。停戦と人道支援を優先する意見書としてほしい。

(問) 世界全ての紛争に対し同じことをやらなければならない。一つ一つの紛争に関してアピールするべきではないと思う。日本としても難民救済や経済的支援など、できるだけ支援をしているが、これ以上の支援はどの辺りに力を入れていったらよいのか。

(答) 地方から国に対して住民の思いを伝えるのは大切だと思うので、即時停戦と人道支援に関する意見書を国に提出してほしい。

○委員からの主な意見

・意見書は案のとおりでよい。どんなに狭くなってもパレスチナを国家として認めていくことが

必要。

- ・戦争という次元を超えている。国際的な世論として、恒久的な即時停戦を求める意見書を国に提出することに大きな意味がある。国家承認のハードルはそれほど高くはないと思うが、そこが意見の相違であれば緊急的に人道支援と停戦という方向で意見書をまとめるのがよい。
- ・政治的な、大きな意味では賛成しかねるので、意見書の内容を変えられるのであれば賛成できる。
- ・今の状況で国家の承認に関することを発言することはさらなる混乱が生じるのではないかと思う。即時停戦と人道的支援への強い意思については、同じ人間として当然やるべきなので、その部分は賛成したい。
- ・6月2日に外務大臣とパレスチナ国民経済相が会談を行った。その中で大臣から2者での解決を支持し、パレスチナの国づくりを支援していく旨の発言があった。パレスチナ側も地域・国家情勢に対する日本の立場や原則を理解して、長年のパレスチナ支援に対する謝意を伝えられた。日本はパレスチナを国家としては承認していないが、国連への加盟は賛成の立場を示している。国家承認に関する文言は外し、かつ日本政府がきちんと対応しているといったことが盛り込まれるような意見書になればよい。

意見交換後、直ちに採決に移りました。

採決の結果、全員賛成となり、請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書については、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、請願第4号の審査に関して、議会運営委員会からの報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

まず、請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書の討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより請願第4号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、請願第4号は採択すべきものと決まりました。

次に、発委第5号について意見書を、議会運営委員会より提出をしていただきますので、畠山委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長 それでは、ご指名ございましたので、発委第5号を朗読させていただきます。

令和7年6月10日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

提出者 嵐山町議会運営委員会

委員長 畠 山 美 幸

パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書
の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和7年6月3日に本委員会に付託されました、パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出を求める請願書について、令和7年6月4日に審査した結果、採択すべきものと決定し、決定に基づき意見書を提出するものと決しました。

よって、本意見書を提出するものです。

パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書

2023年10月7日、ハマス戦闘組織によるイスラエルの民間人約1,200人の殺害と約250人の人質拘束があるとの報道がありました。しかし、その攻撃理由とは、1967年第3次中東戦争以来のパレスチナ人居住区であるガザとヨルダン川西岸地区の占領と、イスラエル国家主導の入植や抑圧政策に対する一部パレスチナ人の怒りの過激化が原因でもあります。

イスラエルは「自衛権」の名の下に、交戦の均衡性原則の許容範囲をはるかに超える数のガザの民間人を殺害しています。2025年5月20日現在では、5万3,000人以上、瓦礫の下には2万人以上がいますとされています。大半は子どもや女性であり、住居は壊滅的打撃を受けています。

2024年3月25日、国連安全保障理事会は即時停戦を求める決議案を可決し、日本も賛成しました。また、パレスチナの国連加盟について、国連総会では143か国の賛成で加盟支持の決議がされ、安保理への再検討が求められ、日本も賛成しました。

一方で現実を見ると、ガザ地区の医療や食料、保健状況は悪化し続け、危機的飢餓状態です。世界各地で若者の抗議も継続しています。

イスラエルに対してガザ攻撃を停止し、パレスチナ、イスラエル双方が恒久停戦の交渉テーブル

につくよう働きかけることが求められます。

また、ガザ地区の検問所開放と食料・医療品の安全な搬入が実行できるよう、イスラエルや国際社会へ訴え、努力することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月10日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この採択をされたことによりまして、この意見書までまとめられて、議会運営委員会の皆さんの努力に敬意を表したいと思っていますけれども、非常にこのパレスチナ問題というのは、今の世界の難問題であって、解決が一番難しいと言われている問題かと思います。

そういう中で、4日ほど前にも、国連の安保理事会でも、アメリカが拒否権を使って、このものを排除したというか、こともありました。日本はもちろん賛成していますけれども。そうなっていくと、請願ですから、それを意見書に代えて国に届けるということは、また議会の一つの仕事なわけですけれども、非常にこの難問の、いわゆる人道支援と恒久的停戦というようなことの内容も含めると、非常に実現がかなり難しい問題だというふうに思っておりますが、その辺について委員長としての見解、それから議会運営会でこの意見書をまとめるに当たって、どのような意見があつてまとめられたのか、お尋ねします。

○森 一人議長 畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 請願者からは、実情を見て、テレビ報道されているああいう実情を見て、やはり子どもや母親、女性とか、あんなような無残な状態にされている。また食料が届いたとしても、それを攻撃的としているという状況を見て、今、ああいう状況を一日も早く、即時恒久的停戦と人道支援というところだけを、とにかくやっていただきたいのだという思いをのみ込んで、議会運営委員会の委員全員が賛成しました。そういうことです。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第5号 パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書の提出について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、発委第2号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長 それでは、議長からご指名ございましたので。

発委第2号

令和7年6月10日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

提出者 嵐山町議会運営委員会
委員長 畠 山 美 幸

嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

標準町村議会委員会条例の一部改正により、特別委員会の設置に関する規程等の見直しをするものです。

それでは、皆様、裏面を御覧ください。新旧対照表を御覧いただき、第5条は、特別委員会の設置について規定するものであります。第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、第3項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を新設するものです。

これは、特別委員の選任について規定した第7条第3項中「議会において選任し」が同条第4項中「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから、「議会において選任し」を削り、本条第3項に移動させるものです。

第7条は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものです。

旧第7条第2項の規定を削除し、第3項の特別委員の在任期間に関する規定中「議会において選

任し」を削り、第5条第3項に移動させ、旧第7条第1項を第2項とし、第4項を第1項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げるものです。これは、旧第2項「常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。」と旧第5項「任期満了前の選任」との適用関係が条文上明確でなく、委員の選任時期に誤解が生じるものとなっていたこと、また、旧第3項の特別委員の選任に関する規定は「議会において選任し」が旧第4項「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから改正するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第2号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、発委第3号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長 それでは、発委第3号。

発委第3号

令和7年6月10日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

提出者 嵐山町議会運営委員会
委員長 畠 山 美 幸

嵐山町会議規則の一部を改正する規則の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

標準町村議会会議規則の一部改正により、議会の会議時間と議場に入る者の服装・携帯品に関する規程の見直しでございます。

それでは、裏面を御覧ください。第9条は、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定するものです。

第2項、ただし書に議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて、規定上から読み取りにくいという課題があったため、第2項を改正し、第3項を新設するものです。第3項の会議中でない場合の会議時間の変更が考えられるときとしては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため、緊急に開議時刻を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため、定例会最終日の休憩中に閉議時刻を延長する必要があるときが想定されます。そのため、単に「必要があると認めるとき」ではなく、「特に必要があると認めるとき」に限り、その例示として「緊急を要するとき」を挙げるものです。

第103条は、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について規定するものです。

「外とう、襟巻、かさ」の表記は、法令の表記に合わせて、「コート、マフラー」、漢字の「傘」に改めます。

「つえ」は、障害者差別解消法の施行に鑑み、削除いたします。

「写真機及び録音機の類」は、昭和48年の町村議会標準会議規則の改正時に、これらの機器を使用して自己あるいは執行機関側の発言を収録再編して宣伝の具として住民に真実を伝えない事例もあったため、これを防止するとの理由で挿入されたものです。デジタル技術の進展により、タブレット端末やスマートフォンなど撮影機能や録音機能を持った多機能な機器が登場し、改正当時とは社会情勢が大きく異なっていること、議会の審議において、こうした機器を活用するに当たり厳格に解するとこの規定の支障になること、この規定を標準都道府県議会会議規則及び標準市議会会議規則にはない規定であること等から、「写真機及び録音機の類」を削除するものです。ただし、これにより、議場において撮影・録音を解禁するものでも、会議中の私的な利用を認める趣旨でもありません。病気その他の理由により、必要な携帯品については届出制とすることが合理的であることから改正するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第3号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、発委第4号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長 議長のご指名がございましたので。

発委第4号

令和7年6月10日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

提出者 嵐山町議会運営委員会

委員長 畠 山 美 幸

嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

標準町村議会傍聴規則の一部改正により、所要の改正をするものです。

それでは、次のページを御覧ください。第2条、第3条は、傍聴席と定員を規定するものであります。第2条の新設により、旧第2条から第6条まで1条ずつ繰り下がります。

第6条第1項第1号、他人に危害を加えるおそれのあるものとして、銃器や刀剣類などの危険物だけではなく、はさみ・カッターナイフ、棒、長傘など使用方法によっては危害を及ぼす可能性のあるものを想定しています。

同第2号、酒気を帯びているか否かは外見や状態を確認し判断します。

同第3号、視覚的に会議妨害となるもので、示威的行為のために使用されるおそれがあるものと

して限定しています。

旧第3号、異様な服装の定義は人や社会情勢によって異なり判断が難しいことから削除します。

旧第5号、笛、ラッパ、太鼓などによる会議妨害の例は近年の社会状況下においては見聞することがなく、具体的に規定する必要性は乏しいと考えられることから削除いたします。

旧第6条第2項、主権者教育の面や子育て世代の傍聴をしやすい観点から、児童、乳幼児であることだけをもって一律に傍聴を規制すべきではないことから削除いたします。

代わりに、第6条第2項、第3項を追加して、携帯品について質問させること、質問を受けた者が応じないときは入場を禁止しています。

第7条、携帯電話は緊急時の災害情報の取得や健康管理上の使用なども含め、日常生活の必需品として使用されており、傍聴席への持ち込みを制限することは難しいが、着信音など音を発することによる会議妨害へ対応するため、新たに明示的に規定します。別記様式は、本文の条ずれに伴い改正するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第4号 嵐山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、発議第3号 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出についてご説明します。

これは、もともと嵐山町議会に陳情として提出されていましたが、議運でこれは出したほうがいいのではないですかと話したのですけれども、私が出すことで皆さんにお願いするという形になったので、そのようにいたします。

提案理由

消費者行政は、近年悪質業者によるトラブルが高止まりになっているが、消費生活相談員に対する地方消費者行政交付金が、本年度をもって終了する。国からの交付金は、専門的な消費者相談を続けるために必要不可欠であり、令和8年度以降も予算措置を継続するよう要望するため、本意見書を提出する。

この意見書ですけれども、既に6月5日には、国会の衆議院の特別委員会のほうで決議されているということが分かりました。この意見書のほうは、添付されていた意見書を短くしたものです。

読み上げます。

地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書

消費生活相談は、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して消費者の課題解決に向けて支援する相談機関です。消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費者情報ネットワークシステムを通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、国や都道府県による法令違反業者の指導・処分や国の法制度の改善のために活用され、我が国全体の消費者行政の情報基盤となっています。

2009年消費者庁創設後、全国の相談件数が年間90万件前後に高止まりし、近年は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者による屋根・床下工事被害、インターネット上の虚偽・誇大広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が顕著となっています。他方で、消費生活相談員には高度の専門性が必要だが、不安定な地位と処遇が改善されず、しかも相談員の高齢化が進む中で新たな担い手の確保が困難な事態が全国的に深刻となっています。

消費者庁は、創設以来15年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、消費生活相談員の人件費にも活用できる交付金を地方公共団体に交付し、消費生活センターの相談体制整備や消費者被害防止の各種取組を支援してきました。ところが、地方消費者行政強化交付金が、令和7年度末をもって基本的に終了時期を迎えます。国の交付金措置が終了すると、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体及び一般消費者団体の育成・活動支援・連携など、地方消費者行政による消費者被害防止施策全般の継続が危うくなります。消費者のくらしの安全・安心を守り、事業者の取引適正化と健全な発展に貢献している地方消費者行政の体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方公共団体に対し下記のような財政措置を実施されたく、以下を求めます。

記

1 国は、消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を令和8年度以降も措置すること。

2 全国消費者生活情報ネットワークシステムの刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。

3 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関する事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が恒常的に財政負担することを検討すること。

4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命大臣、それから消費者庁長官です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この求める意見書の文面の中で、令和7年度末をもって基本的に終了時期を迎えるという表現があります。これは時限的な立法的なものなのか、基本的に終了時期を迎えるというのは、どういうふうには理解したらよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは消費者団体と埼玉県の弁護士会の会長のほうから出ておりまして、多分、ここのところはもうこれで、時限的な措置だったと思います。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、高齢化だったり、いろいろなことがうたわれているのですけれども、いろいろな問題が多発しているにもかかわらず、時限的だということで、一方的にそのうち切るといような理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そのように理解してください。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、発議第4号 現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出についてお話しします。

昨日、総務省から来ました、情報公開・非公開決定処分の答申について、皆さんに資料としてお渡ししました。これは、独立行政法人国立女性教育会館というのは、私が総務省に情報公開請求して、非公開処分をされたのが2007年に1件、それから今回の1件で、2回目なのですが、なぜだか分からないのですが、独立行政法人国立女性教育会館というのは、非常に情報が非公開な部分が多いのです。今回のことに関しても、私が求めているものというのは、どのような形で国立女性教育会館を突然移転したり、それから嵐山町に譲渡するというふうな話合いが行われたのか、その経過が知りたいということと、それと実際に、皆さんも言われていると思うのですが、情報が、施設運営がとても大変だというふうに言われています。では、それはどういうふうなことなのかという形で、どういうふうな状況になっているのかを知りたいと思って、国立女性教育会館の施設運営会社の報告書というのが毎年出されているのです。報告書の中に利用率とか、それからどのような形で財政を負担しているかということが報告書として出ていなくてはならないので、それを求めました。

実際に私が国立女性教育会館を利用して、土日と連休と、それから長期休みに関しては、予約を取るのがとても難しいのです。それなのにどうしてこういうふうな形になってきているのかと

というのが分からないことと、それから施設が老朽化している、確かに施設は建設後50年近くたっていますので、施設の老朽化はされています。ですけれども、2011年の3.11の前に耐震改修はもう既に行われていたのです。そして、去年の2月までかかって、外壁塗装を、全部外壁改修をして、それから屋上の塗装もしているのです。研修棟のほうなのですから、舞台設備があるのですけれども、それに関しても、舞台のことを上げたり下げたりするではないですか、照明などを。それも全部改修しているのです。なぜこのように急にこのことが、施設を譲渡したりとか、移転させたりするような結果になったのか、経過が分からないので、それを情報公開しました。ところが、情報公開の結果、全然何も出てこなかったのです。

そして、そのほかに、これについてはワーキンググループで話し合った結果であるというふうに言われています。そのワーキンググループの話し合いの結果、会議録というのが、それが出てこないのです。会議録が出てこなくて、そしてこれは施設が老朽化しているから、もう替えなくてはいけないというふうに言われて、そういうふうな形の結果として出てきて、そして去年の7月30日ですか、令和7年3月31日で宿泊棟を使わせない。そして、今年の3月31日で研修棟を使わせない。それがどこで話し合われて、どういうふうな結果で、誰が決定したのか、全く分からない。そのことに関していいますと、内閣府の松川さんという審議官と、それから文科省の課長たちと話し合いをしたのですが、それも出てこないのです。何でなのというのが分からないのです。その結果、情報公開請求して、そしてそのような全部非公開処分を取消ししなさい、今の一部の状況では、この状況で出すこと、非公開処分決定することはおかしいという形で答申が出されたのが5月22日でした。

5月22日の答申は、何でこんな時期に出してくるのかなというふうな感じがあったのですけれども、どうしたものかと思って考えていたのですが、皆さんに一応このような答申が出ていますよという判断をしていただきたいと、その結果、こういうふうな形で、今、嵐山町からいろんな人たちが集まってきて、研修したり、それから学習したり、施設を撤去して更地に戻すというふうな形の決定が行われているということを皆さんがどう考えるかということなのですが、そのためにこの答申をお出ししました。

それで、現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書ですけれども、提案理由です。

現国立女性教育会館は、嵐山町の一部の大人にとっては、宿泊棟や体育施設、研修棟、お茶室は存続が必要と叫ぶことはないかとも思われます。しかし、海外・町外の人がこの地に来て宿泊し、自然の中で交流することは、嵐山町の人・子どもにとって歴史と横の生活文化をつなぐために国立女性教育会館施設は大切な施設です。いのちの電話相談の相談員が、この地で研修をします。自然の中で、心を癒されながら研修することがとても重要で、なくなつては困ると言われています。理系女子の中高生が、毎年全国から集まって、この地で学んでいました。北海道や沖縄から来て、この地で交わり、そしてライン交換をして、またつながりがあるということでした。理系女子の中

高生は、本年から違う地を選ばなくてはいいけないために苦心しているといいます。50年以上前の人たちが、自然豊かな地域に学び、交流できる場として緑あふれる森林のこの地を選びました。オンラインで、安価に人が集まり、情報伝達することは、国は事業評価を得やすいです。これが今の施設撤去の理由なのですけれども、が、人々が集い、緑豊かな空間を共有し学ぶことは、経済効率には代えられない尊い価値であり、現国立女性教育会館施設宿泊棟等の存続は必要です。設立当初から人口減少が続くこと、オンラインの普及も併せ、適正規模で自然豊かなこの地に存続することに誇りを持ち、国立女性教育会館の地元の議会として本意見書を提出します。

では、読み上げます。裏面です。

現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書

第217回国会には、独立行政法人男女共同参画機構法が上程され、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会に付託される予定である。

現国立女性教育会館の文部科学省管轄の独立行政法人から、内閣府の管理になるということである。

その中で、現国立女性教育会館第11条には施設を設置すること、第11条2項では、第11条1項に支障のない範囲で、一般の人が利用できることが規定されている。しかし、独立行政法人男女共同参画機構法には、その条項が削除されている。

現国立女性教育会館施設は、利用の80%は小中高生、大学生、企業、一般、障害のある方、海外の方に利用されているという。

男女共同参画は、広く生活文化をつなぐことで、進展するものである。オンラインによる情報伝達、また、地方にある女性センター等施設に機構職員を派遣し研修を行うことは安価で、数値としての参加率による事業評価につながる。しかし、対面で学習する公共施設も必要である。

独立行政法人男女共同参画機構法の目的は、その第3条において男女共同参画社会形成を促進することを規定している。現国立女性教育会館施設は、その目的に適う施設である。現国立女性教育会館施設を適正規模にし、多様な国民の生涯学習、国際交流を保障し、自然環境の豊かな埼玉県緑地保全地域として、守ることは、今以上に男女共同参画社会推進に寄与する。また、現施設は災害時の避難場所としても利用され、コロナ禍においては埼玉県療養施設としても活用された。

多様に活用できる現国立女性教育会館施設を適正規模にして存続させることを求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、埼玉県知事です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この女性会館に対しての意見書、これで何回目になるのでしょうか。

まず、昨日、机の上にあった資料、これは渋谷議員が議会事務局、それから議長を通して机の上

に置かれたものかどうかということを1点お聞きしたいと思います。

それと、あの資料に基づくと、一応、我々、町の当局から聞いている説明は、いわゆる更地にして返す部分というものと限定されていますね。そういった中で、この意見書を上げていくということについては、私はいかがなものかなというふうに思っているのです。

それで、確かにこのヌエックが、新しく今度男女共同参画機構法というのですか、これに変わってくるということで、今国会でこれから審議なのでしょうけれども、ここの文面にもあるように、女性教育会館法の第11条の施設の設置すること、それから第11条の2の支障のない範囲で云々ということがありますがけれども、これが削除されているというような表現になっております。ただ、あの法律を下まで読んでいきますと、解散に係る条項があるのです。そこまで読むと、果たして国立女性教育会館法というものから、この法に変わるわけですから、新しい法律ができるわけですね。女性会館は解散ということになるのでしょうか。そんな中で、この文章が削除されているというような表現がいかがなものかなというふうに私は思います。その点について、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 資料ですけれども、昨日、議長と議会事務局によって、資料配付をお願いして、資料を配付させていただきました。今日、資料を配付するのでは、皆さん読むことができないので、昨日のうちに出示していただきました、ということです。

そして、国立女性教育会館法の7月30日のことに関しては、去年の7月30日、2030年までに更地にして、撤去して返すというふうに書かれていました。ところが、そして私がびっくりしたのは、9月議会まで嵐山町の職員は、安藤さんは、この3月31日で宿泊棟がなくなること、それから今年の3月31日で研修棟がなくなることを知りませんでした。これは、私は一般質問でやっていて、初めて、えっ、こんな、これも知らされていない形で、そして安藤さんはあのとき、9月ですか、これから正式な話し合いに入りますというふうに言っていました。それは考えていました。ですけれども、12月議会に一般質問していましたら、そのことは一切国と協議していないというふうに言いました。だから、どんどん、どんどん進めていくのですよ。

そして、もう既に、今年の12月段階ですか、国立女性教育会館のほうは公募をしているのですけれども、公募でどのような形にしていくかという施設設計の、あるいはこれをどういうふうにしていくかという公募をしていました。それが3月31日で、もう消えていました。この次はどのような形で出てくるのか分からないのですけれども、まだ予算も決まっていないのです。その予算も決まっていない段階で、そういうふうな形が出てきて、ただ一つ言えるのは、本館をLEDに替えるということは分かるのです、本館を。その予算は、公募は出てきましたけれども、ほかの部分に関しては、本来予算が通っていない段階で、それを出すということがあり得るのかということが問題だと思います。私は何か別の力がすごく働いていて、これをなくしていきたいというふうな動き

があって、それで進んでいると思いますし、今でもそうですけれども、体育施設というのはテニスコートですね。テニスコートとお茶室は、もう3月何日から使えないというふうになっています。それは全てホームページ上に出ていて、私たち、知らないのですよ。ホームページをよくチェックしていないと、この3月31日から食堂も使えなくなっていて、今現在は、研修棟を使っていらっしゃる方いますよね。研修棟を使っていらっしゃる方は、食堂がないし、お弁当がないし、お弁当を持ってくるということも書かれていないので、お弁当は慌てて皆さん、コンビニに買いに行くとか、そういうふうな状況で済ませています。

あの研修棟自体は、あそこで御飯を食べてはいけないことになっていますから、食堂を使わせていただくというふうな形と、あと私が知っている限りでは、試食室というのだけが唯一、国立女性教育会館のあの施設の中で食べることができる施設なのです。ですから、私なんかは、その試食室を借りてやっていくという形を進んでいて、非常におかしな状況に、今、国立女性教育会館の動きはなっています。

何しろ施設と仕事は分けるというふうなことになっていますけれども、無理なのです、施設と仕事を分けるということ自体。オンラインでやるから、全てオンラインでやるということですよ。そして、嵐山町の職員さんは、今の食堂を講堂に変えるというふうに思っていらっしゃったみたいですが、その話は全然ないのです。この3月まで何にもされていない。それで施設設計について、もうやっていくという形にあります。

これはおかしいことだなというふうに思っていて、皆さんはほとんど利用されていないから、その状況がお分かりになっていないと思うのですけれども、私はコロナ禍前までは割とよく情報センターも行きましたし、パッチワークといって、フェアトレードの催しもありましたので、そこをよく利用しているので、どのような状況になっているか。そして、ロビーでは子どもたちが、高校生たちがお習字のパフォーマンスをしたり、それからブラジルの方の、パラグアイのハーブ、何と言いましたっけ、それをやったり、それから皆さんがロビーコンサートをやったり、いろんなことをして、そこのところを使っていました。また、ベストサポートも、地域の人たちとの交わりという形で、クリスマスの行事としてお菓子の講習会をしたり、リースを作ったり、そういうふうな形をして人々を集めていて、コロナ禍以前は、だから皆さんが思っているより、施設が経営が苦しいと言いながらも、実際にはそれなりの目標を達成していたところまで行ったのですけれども、コロナ禍によって、がたっとなくなったではないですか。それで、今もそうですけれども、公民館もやっとな普通の状況になってきていますよね、前と同じくらいの。そのくらいの状況になっているのに、なぜここだけこういうふうになさなくてはいけないのか、私は不思議ですけれども。ごめんなさい、余計なこと言いましたけれども。

○森 一人議長 渋谷議員、第11条第2項、第11条1項、違う法であるからと、機構法にはその条項が削除されているという表現はいかがなものかということなので。

○12番（渋谷登美子議員） 実際にはないのです。だから、それが続くのであれば、そのところは排除しなくてもいいところなのです。そのまま続けていけばいいわけですから、国立女性教育会館のものをそのままつくるのであれば。あと、男女共同参画基本法が改正されています。男女共同参画基本法は、国立女性教育会館のほかに、地域にある女性センターや、それと一緒に結びつけて男女共同参画を推進していくというふうな形になっています。だから、それは全然、男女共同参画機構法に関しては問題がないのです。だけれども、そのところを削除することで、施設を全部オンライン化にしていくという形に変えているのです。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の渋谷さんの説明も、何が正しくて、何がどうなのか。よく我々も一般質問を聞いていますよ。それで、やっぱり我々は町の答弁を信じて、判断をしています。

それで、今の説明の中でも、渋谷さんがここに出してくる資料でも、そのことはうたっているわけではないですか、答弁の中に、いわゆるどこどこを残してやるというようなことは。頂いた資料読ませてもらいますけれども、いいですか。

○12番（渋谷登美子議員） どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） この5ページですけれども、「2030年までに研修棟、宿泊棟、体育館等を更地にし、埼玉県に返還する」と、これは私たちも聞いております。それで、その後です。それ以外に残るもの、この残るものというのは、ある程度、男女共同ではなくて国立会館の女性法ができたときには、その建物を設置しなくてはならないというのが女性教育会館法の中にあったわけです。今ある施設、その施設があるではないですか。そのことをもって、第11条の1が削除されたという見解は、私は当たらないと思います。

そして、今、何が何だか分からない中で、物が進んでいて、渋谷さんは当事者ですよ。自分で情報公開請求をして、そして昨日、初めて資料を出した、そういうことも。これも考えてみると、この意見書とどういうふうにくっついてくるのか、私は理解不能です。正直言って、これを出されたことによって、渋谷さんは何を考えているのだらうかと、私は疑問に思いました、昨日、はっきり言って。そして、その中で、嵐山町議会も、12月の議会で、いち早く埼玉県に対して、国に対して、ああいった文書を上げたわけです。その中で、いろいろな動きを見ながら、当面は見守るという姿勢が、やはり私は嵐山町議会の慎重な動きとしては求められると思っていますので、その点について、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 11条の2項に関しては、国立女性教育会館を設置するときに、もう既に、国立女性教育会館法ができてから、この法律ができていますよね、教育会館を設置してから。昭和47年。今、ちょっと手元に資料を持ってきていないから、パソコンを持ってきていないから分

からないのですけれども。それで、これがなくなっていることは、だから本館だけしか残らないというふうに言っているわけです。本館だけしか残らないというのは、どういうことかという、宿泊棟は全部なくす、研修棟も全部なくす、体育施設もテニスコートも全部なくす。お茶室はどうか分からないけれども、お茶室も恐らく今の状況だとなくなっていくだろうというふうに考えます。そして、その後どういうふうにするか分かりませんが、これをまとめるということです。

私は、ジェンダー平等ってな～に？実行委員会というのをつくっていました。それで、ジェンダー平等ってな～に？実行委員会で、嵐山町と埼玉県にこれから1年に毎月毎月……毎月ではない。11月の17日か15日か覚えていないのですけれども、その後援を取るために、省庁と県知事にそれを申し込みました。その名前はジェンダー平等ではないのです。ヌエックまると存続を求める会というふうにしました。そしたら、ヌエックまると存続を求める会では、この後援は出せないと言いました。そして、「With You さいたま」でも、女性たちのワークショップというのがあるのです。そのワークショップにも、ヌエックまると存続を求める会というので皆さんで応募したのです。そしたら、それは却下されました。だから、嵐山町も、埼玉県も、国の言うことは全部受け入れたということです。そして、7月30日以降の段階においては、町長は、国の言うことは全部受け入れるから、それ以外のことはできないと言われて、そして仕方がないので、ジェンダー平等ってな～に？実行委員会でいろいろな後援を取っているという状況です。

そして、まださらにあるのです。つい最近なのですが、国会議員と町長は話すべきだろうということで、私は国会を全部回りました、皆さんと一緒に。そして、自民党の参議院の人が1人、ぜひヌエックに行ってみるといっているので、ではそれならば町長にも会いたいだろうというふうな形で、町長にお願いしました。そしたら、町長は何と言ったと思いますか。今、もう決めたことがあるので、自民党の議員とも会わないということでした。それをそのまま素直にお伝えしましたけれども。だから、人によっては、何を町長が考えているのか分かりません。町長がどこでそういうふうな、7月30日の段階に全部、施設は本館だけを残して、それでいいとして言ったのか、どういう話合いがあったのか、それも分かりません。そのくらいおかしい状況に国立女性教育会館の施設はなっています。よろしいですか、それで。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 何か適切な発言だったのかどうかちょっと分かりませんが、これ3回目になるので、我々もやっぱり何とか陶芸教室のところを残してほしいとか、いろいろなことは町民から来ています。町民からも来ていますよ、声は届いている。だけれども、こういう説明が、今、町からありましたということで進んできているのです。

それで、今、渋谷さん、幾ら今の開示云々を出されても、これはあくまでも自分の市民活動の一環です。町会議員であるということです。そういうことを合わせたときに、考えたときに、今、我々が受け止めているのは、町の答弁の説明なのです。その説明があった。その説明を信じている

のです、私は。ですから、今こういう質問をさせてもらっている。質疑をさせてもらっている。

ですから、渋谷さんの言っていることも、どこがどこでどうだか、時系列で探っていくと、なかなか分からない、はっきり言って。昨日、こういう文書を出されたことによって、なおさら混乱してしまいますよ、はっきり言って。ただ、私はそういうことで、もう少しその辺のやり方を含めて、嵐山町に何とか残したいという希望はいっぱいあるわけです、ああいう場所にできたことを含めて。恐らくほとんどの人が、それは承知したり、理解しています。そういったことをもう少し上手にやはり運動していくということが私は求められるような気がします、いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、9月と12月と一般質問をしています。3月もしています。その中でやり取りを皆さんにお話ししているだけで、あとの部分というのは、私がほかの女性議員たちと一緒に、埼玉県的女性議員や嵐山町の住民の方や、それから埼玉県議会の皆さん方とかと話し合いながらやっていっています。それに関して、皆さんにどういうふうに話を伝えたらいいのですか。そういうふうな場所というのはないですよ、少なくとも。全員協議会で話したとしても、それは何も、国の言うとおりにするとか、そういうふうな形以上のことはいきませんでした。

今、この中でやっているのは、生態系保護に関わる人たちも入っていますし、日本野鳥を守る会の人たちも入っています、私のグループには。それで、この貴重な場所をなくされては困るよというふうな形でやっていて、青柳さんは、もともと私に対して、こうなのですかという否定的なことしか言わず、ではどうなのという話し合いはしていないです。皆さんもそうです。前回もそうです。そのときに、何か別のことを話をされるのだったらいいですけども、適正規模というのはどうなのという、どういうことを言うのというふうな話もなく、そうですよね。単純に否決。単純に否決ですよ、皆さん。それ以上の話は、議会でやっていないですよ。私、すぐそばにいらっしゃる皆さんの家族の方とも話をしたことがあります。これだけは残してほしいというふうに言われたこともあります。それも全部、皆さん、それで否決。ああ、もう決まったことだから否決、そして、という形ですよ。それってどうなのですか。

私は、9月議会では意見書を出しませんでした。3月議会ですか、12月議会ですか、皆さんが一遍、国立女性教育会館のことに関しては全く話し合いをしていないので、それについて話し合いをしましょうよというふうに言われた。あれは宮本さんからですか、話し合いをしましょうよというふうに言われて、それで話し合いをしましたけれども、全然話にならなかったではないですか。こういうふうな形で進んでいますということも話もできないし、3月議会で、しょうがない、こちらで出すかという形で出しました。それも住民の方たちの意見が多くて、私がやりましょうと言ったというよりは、住民の方が出してきたものです。そして、それは松高の高校生たち、結構使っているのです。松高の高校生、それから大妻の方たち。大妻の方たちは、とにかく国立女性教育会館を結構使って

いるのです、いろんなことで。だから本当に困るというふうに思っていたら、それが請願として形になりました。ですけれども、それを否決されたのは皆さんです。議会運営委員会で話し合ったときも、それは否決されました。

それ以上に、11条の1と2がなくなっているというのは、本館以外は全部なくすということではないのです、今の男女共同参画機構法は。それで、それは私は内閣府の職員と話し合っていて、それについてはどうなのだというのを詰めていて、それについては全然考えは変わっていないですよ、少なくとも職員ですから。岡田恵子男女共同参画局局长に関しては、私は会っていませんけれども、会う立場にないですから。だから、このところは、今、嵐山町から意見書を出さなかったら、このままになってしまうのです。

ほかの議会も嵐山町が意見書を出してくれなかったらという形になっています。県議会は、埼玉県が所有しているものだからというふうな形、土地が埼玉県にあるからって、何とかしようというふうな形です。あと、南九州市とか遠いところから来ている、職員派遣して、昔ヌエックフォーラムをされていた方たちが、何人かその地域で意見書を出しています。それは、私が把握している範囲では、どのくらいかというのは分からないのです。八潮市、それから南九州、北九州市かな、何かそんな形から出ているという形で、私は全体のことは分からないです。

○森 一人議長 ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） それでは、質問します。

先ほどからの渋谷議員と青柳議員のやり取りを聞いていると、今回、出されている内容からちょっと逸脱したのかなと思っています。感じています。なぜそう感じたかという、適正規模、必要なものは残そうねという議題だと思って、私は割かし前向きに今日臨んでいたのですけれども、前回、全員協議会で話したときと全く同じパターンで、ここにいる誰もが女性教育会館の存続と必要な施設を残そうという気持ちはある中で、残念ながら渋谷議員は、そもそもこっそり進んだ陰謀論的なことをおっしゃられて、この今日上がっている適正規模を残そうというところとは全く違うご説明をされていると私はすごく感じています。

なので、すごく残念だなと思うのですけれども、それはちょっと感想として、例えば海外からとか、北海道とか沖縄とか、そういう遠いところから来る方、そういった方が、例えばこの嵐山町の宿泊に来る、これ自体は費用面での負担とかも当然あると考えています。要は、そういった使いたい人の声をすごく言われていて、そうなのだなというふうには思いますし、宿泊棟自体の存続も個人的には望んでいるところですが、そういった利用者の本当の声、本当の声というとまたおかしいですけれども、そういった遠くから嵐山にいらっしゃる方の費用的負担面な視点でこの問題を捉えたことはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ヌエックフォーラムというのは、昔、平成25年ぐらいまで……ごめんなさい。蓮舫さんが事業仕分けしましたよね。事業仕分けをする前までは、国立女性教育会館に女性フォーラムとして参加する人たちには、一定の旅費とか、そういうふうなものが国から交付されていたのです。それがだんだん男女共同参画に関わる部分に対して、女性支援ということに関して、だから何人かに渡すとか、それからバスで来るとか、ずっとやっていたのです。2011年の3.11のとき、仙台からバスが2台か3台来ていました。それはみんな、仙台の人たちが一緒に来るわけですが、仙台からお金が支給されていたのか、それは分からないのですけれども、とにかく遠いところから来てくださっている方は、そういうふうな形で女性を支援しようというふうな国の動きがあって、海外にも女性を派遣するという動きが国の中にありました。それがなくなってきていて、そこからの問題が出てきていると思います。

だから、私が言うのは、適正規模というのは、私が言っているのはおかしいなというふうに思われるのかもしれないのですけれども、私はここに適正規模で存続させていかないとというのは思いますけれども、それで大体9時とか9時半ぐらいになると、昔ですよ。昔というか、コロナ禍以前は、ごろごろ、ごろごろスーツケースを持って歩く女性たちが、ヌエックのほうに向かっていくという姿は恒常的にありました。

それで、そのほかに何かというふうに言われると、私が何かというのは、ほかの部分というのは、別の部分があるなというふうには感じていることは確かです。財政面の問題だけではないなというふうに思っています。だから、それが橋本さんにとって不愉快に感じられるのかもしれないけれども。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 人の捉え方はいろいろあるのですけれども、僕は適正規模のほかに、歴史的価値のある建物として、保存という方法もあるのではないかと思いますのですけれども、茶室だとか宿泊棟も云々かんぬん、建物自体のデザイン等々保存すべきものかなと思っているのですけれども、利用とかではなくて、保存とかという方法では渋谷議員は考えていないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 宿泊棟を歴史的なものとして保存するというのは、100年とか200年とかの旅館とか、そういうふうなものだったら、そういうふうな価値というはあると思うのですけれども、実際に皆さん使っていて、そして私も結構使ったりしているのですけれども、ベッドがあって、布団があって、それから子どもさんが来たとき用に子ども用のおねしょシーツとかも入って、そしてそこで布団があってというふうな形でありますけれども、それを、そういうものを歴史的なものとして保存するというのは、実際に50年ですずっと皆さん使っていますからね。宿泊される方は、

子どもさんがいたら、そういうふうなものを利用されているし、食堂では、食堂の椅子を使って、子ども用の食堂の椅子を使って、そこで食べていますし、だから保存価値があるのは、お茶室だけは西本願寺のお茶室の写しという形であるかと思いますが、あとはむしろオンラインでやりながら、一緒に研修を進めていくというふうな形の使い方のほうがいいかなと思いますけれども。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 私が歴史的といったのは、やっぱり日本で最初の女性的な建物だということで、視察行ったときに説明等を受けて、確かに50年前のデザインにしては、当時としては女性らしいデザインだということとまた何か言われるかもしれませんが、やはり男性の発想ではない建物かなと感じたので、そういうふうに50年ぐらいって言われると、それまでかもしれませんが、私が感じたことです。分かりました。

質問は以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 先ほど来の質疑を聞いていて、本館がLED化になるというお話がありました。ですので、本館はしっかり残って、食堂があるわけですが、あそこも、さっきの青柳議員の言っていた5ページのところを見ると、食堂を大講堂に、あとは実技棟を会議室に改修することが約束されているのだけれども、渋谷さんがここに書いている適正規模というのは、先ほど来聞いていると、宿泊棟を残してほしい、体育館も残してほしい、講堂も残してほしいということなのですが、今、人口減少が叫ばれている中で、今回の出生率も70万人を切った。以前のようなピラミッド型の時代であれば、こういうものを、やっぱり大きなものを残しておくというのは大切なことだなと思うのですが、8ページのところには、47年間で、こちらが概算600億円ってなると、1年で12億余り使って、別の資料を見ると、電気代がだんだん高騰して、令和4年度で6,400万円程度という資料もいろいろと頂いたわけですが、そういう中で、やはり今の20代、30代の子たちにこれを説明したら、みんなほとんど必要ないよねというのが聞こえてきますけれども、どう思われますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 畠山さんが読んでくださった部分は、私の情報公開請求の非公開処分に対しての不服申立ての文章の一部です。その部分にそれを書いてあるというだけです。だから、600億円というのは私が計算して、そこに入れていったということです。ですから、別にそのことを言っている、それが事実だというふうなことではなくて、私が適当に計算して、そのところを入れていっていることで、だから私、答申書に書いてあるのは、最後の3ページか4ページぐらいが答申なのです。2ページ、3ページが答申なのです。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 待ってください。それで、適正規模というのは、どういうふうにかとということですが、その適正規模に関して、私は宿泊棟を一定程度直せば、研修棟に代わるものになるなというふうに思っています、特に宿泊棟はA棟とB棟とC棟とあります。B棟が4階建てかな、C棟が3階建てで、そしてちょっと待って、今覚えていないのですが、そこの中を十分に改修していけば、ある程度のものは、今の人口に見合って、そしてオンラインで行うというふうな形のものであって構わないと思います。

20代、30代の方は、そういったことを、まず中に入っていないです。20代、30代の方は、大学生であって、そこに研修に来ている方という方がいらしたら、その中身は知っていられるでしょうけれども、やっぱり逆に伺いたいです。畠山さんは、研修棟や宿泊棟なんか利用されたことはありますか。ここの皆さんの中で、宿泊棟を利用して、どんなふうな施設になっているか、ご存じの方いらっしゃいますか。2階、3階、そしてそこには、私はいろんなことがあるけれども、シェルター機能を持った自治体もあるということです。そこにシェルター機能を持たせている自治体もあって、それは公にはできないことですが、それは今どうしているのだろうかというふうに思っています。

すぐそばには、道路の反対側には、情緒障害児施設があります。そことの連携というのは、とても国立女性教育会館、困難な女性支援に関わる法律を制定して、実際に女性支援員をこれから育成していかなければいけないわけですから、そこでの研修にはとても役に立つと思いますから、オンラインではできないし、という感じです。いのちの相談員というのがありますよね。いのちの相談というのは、電話で自殺しようかどうかというふうな形の電話がかかってくるわけなのですが、その相談員をしていらっしゃる方は、ここで、スエックで、自然の中で研修することですごく豊かな気持ちになって、それを生かすことができるというふうに言われて、これがなくなると本当に困る。東京都内の施設でそういうところがあるのかな、まず分らないです。代々木教育会館あったのですが、それもなくなってきていますし、今、青少年宿泊施設も1万5,000～6,000円になっているのです、宿泊料が。そうやって高いお金を出して、借りて使っていくという形で維持しています。

なので、私は適正規模というのは、どの程度の方が実際に利用していて、そしてオンラインでどのくらいやれるかということと考えたら十分に把握できる数字で、例えば食堂を講堂に変えとすると。食堂に代わるものは何かというと、すぐそばにラウンジがあるのです。宿泊棟の下にラウンジが、200人ぐらいのラウンジがあります。そこで十分食事は、200人ぐらいのものだったらできるしというふうに考えていますし、そういったこともなしに、全くこれで国立女性教育会館に関して、このまま国の言うことがいいですよというふうな形で、嵐山町議会が国の出方を待ってまいしょうというのでは、ちょっとこれでは遅いのかなというふうに感じがします。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 現国立女性教育会館施設の適正規模での存続を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、発議第5号 日本学術会議法案に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇願います。

〔11番 川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員） それでは、日本学術会議法案に反対する意見書について、提案理由を述べさせていただきますと思います。

この学術会議の会議法案がなぜ提案されているのかというところをしっかりと見ておく必要があると思うのです。学術会議は、軍事に対して非常に慎重な姿勢をずっと取ってきているわけなのです。2017年にも軍事的な面での研究をしていこうという意見があった中で、会議自体では慎重な姿勢を示してきて、慎重というのはこういう方向は取らないということによって来っていたわけなのです。これを変えていこうというのが今度の法案であるということでもありますので、ご理解をいただければと思います。

それでは、提案理由を申し上げさせていただきますと思います。

現行の日本学術会議法は戦前、学術を政治に従属させ、また学術の側も戦争遂行に加担する役割を果たしたとの痛苦の反省の上に立って、独立性や自律性を確保した日本学術会議法を制定したわけであります。

ところが、今回の本案は、政府が日本学術会議に介入できる仕組みをつくっているわけです。そ

これは、坂井学内閣府担当大臣の「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、今度の法案の中で解任できる」という国会答弁に現れております。思想差別の下、時の政権に沿う組織に変えるところに今度の法案の狙いがあるわけです。

以上のことから、独立性と自律性、自由な学術的営みを阻害する日本学術会議法案は認めることができないため、本意見書を提出するものであります。

それでは、裏面を開いていただきたいと思います。

日本学術会議法案に反対する意見書

日本学術会議法案が国会において現在審議されております。これは、今日、委員会で採決されるのではないかという日程であります。

現行の日本学術会議法は、その前文で「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命」という設立趣旨をうたっている。これは、戦前の日本が学術を政治に従属させ、また学術の側も戦争遂行に加担する役割を果たしたとの痛苦の反省のうえに、「学問の自由」を保障する日本国憲法を具体化するという日本学術会議法の歴史的な出発点を記したものである。そのもとで、独立性や自律性を確保するものとして基本理念や制度が作られた。

また、各国のナショナルアカデミーは、「①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性」の5つの要件を確保している。

ところが、本案は日本学術会議の合意のないまま現行法を廃止するものである。前文はまるごと削除され、政府が基本理念や会員選考方法、組織のあり方などを一方的に定めたうえで、新たに法人としての別組織を設立するとしている。さらに学術会議の運営・財務、会員選考にまで政府が介入できる仕組みをさまざま設け、現行法における「独立して職務を行う」との規定も削除している。日本学術会議の組織及び運営に関する事務が内閣府の所掌事務に位置づけられるなど、政府の監督の下に置かれる組織へと変質させるものである。

本案は、科学の成果を軍事に利用し、目先の経済的利益追求に貢献させるため、学術会議から独立性・自主性・自律性を奪い、政府の意向に従う組織へと変質させるもので、断じて容認できない。

国会の参考人質疑において、梶田隆章前会長が「学術会議との真摯な協議を欠き、同意を得ないまま、組織・選考などの変更を法定化すること自体、ナショナルアカデミーの独立性・自律性を脅かす懸念がある」と述べている。

よって現行の日本学術会議を解体する本案は到底認められるものではないため、本案の廃案を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 渋谷議員、賛成討論ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森 一人議長 それでは、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。日本学術会議法案に反対する意見書の提出に賛成します。

日本学術会議の問題は、2020年の6名に対する菅元首相の任命拒否から課題が明らかになってきました。菅元首相により任命拒否された方は、芦名定道さん、キリスト教研究と憲法です。宇野重規さん、政治学の方です。そして、岡田正則さん、この方は行政法の研究をなさっていました。小沢隆一さん、憲法学者です。加藤陽子さん、歴史学者。松宮孝明さん、刑法学者です。その6人でした。

私は、加藤陽子さんと宇野重規さんの著書というのはよく読んでいたのです。分かりやすく、日本で戦争がなぜ起こったのか、なぜそれを容認してしまったのか、民主主義の在り方などについて、女性の政治参加推進を進める勉強会、いろいろあるのですけれども、そこでは基礎的な参考書の一つとして紹介されていますので、大分前から読んでいます。その方たちを任命拒否することにとっても驚きました。

日本学術会議は、1949年に、戦前に学者が軍事研究に動員されたことにより、戦争を目的とする科学の研究には従わないとしていました。それに変更を加えることが、この法案の成立を求める根拠となっていることが容易に推測できます。なぜこの法案を成立する必要があるのか、なぜ6人の学者の任命拒否したのか、その理由を明らかにせず、政治的な立場に、国にちょっとおかしいよと老婆心する学者を排除することはとても危険です。

原子力の平和利用、ゲノム編集の倫理的問題、軍事研究について、科学と政治の独立性が保障され、学問の自由に対しての政治の信頼があることが、これからの人類にとって不可欠です。それを政府が任命に係る権限を持つことは危険で、戦前と同様に平和が脅かされます。自然体系もこれか

ら崩れていくことになるでしょう。

今、日本では出生数が70万人を切り、米の価格の高騰、これは先物買いだと言われていますが、課題になり、世界全体では人権が無視される戦争も続いています。学術会議法案で思想統制の危険な状況に日本は陥っており、この法案に反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 日本学術会議法案に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を11時50分といたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時46分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長、登壇願います。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月3日に開会され、6月10日の本日まで8日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和7年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、千年の苑ラベンダー園では、6月6日より、らんざんラベンダーまつりが開催されております。昨年の猛暑により多くのラベンダーがダメージを受けてしまい、植え直したため、例年に比べると少し株が小さいですが、大変元気よく咲き誇っています。

また、昨年同様のキッチンカーをはじめ、さらに多くの個性的な出店者が頑張っております。ぜ

ひご来場いただき、ラベンダーとの触れ合い、人との触れ合いを満喫していただきたいと思います。

また、ネイチャーポジティブを実践している嵐山溪谷まで足を伸ばしていただければ、嵐山町の自然のすばらしさを再認識していただけるものと確信をいたしております。

梅雨の時期となりましたが、日によっては日差しが強く、紫外線にも注意しなければなりません。議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございますございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも令和7年第2回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会いたしました本定例会も、無事に会期を終えることができました。議案に対し真摯に議論を尽くし、一般質問においても活発な議論を展開していただいた議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表します。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、職員の皆様にも、議会運営に際し、ご理解、ご配慮を賜りましたことに厚く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

結びに、嵐山町の限らない発展と6月6日から始まりましたラベンダーまつりの大盛況をご祈念し、私からの挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて、令和7年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員